

南丹市地域防災計画

(資料編)

令和6年4月

南 丹 市 防 災 会 議

目 次

資料編

1 総則関係	1
1—(1) 南丹市防災会議条例	1
1—(2) 南丹市災害対策本部条例	3
1—(3) 気象庁震度階級関連解説表	4
2 災害予防関係	8
2—(1) 河川の状況	8
2—(2) 危険箇所等	14
2—(3) ため池	54
2—(4) 文化財一覧	57
2—(5) 市内危険物施設数一覧表	63
2—(6) 京都中部広域消防組合	64
2—(7) 消防団の設置等に関する条例及び消防団規則	66
2—(8) 応急復旧資材確保計画	77
2—(9) 災害時備蓄食料品・飲料水、防災資器材・救急救援衛生用品等保有（備蓄状況）	78
2—(10) 食料・物資の調達等系統	79
2—(11) 防災調査 別記様式	83
2—(12) 平常時における清掃能力	84
3 災害応急対策関係	85
3—(1) 災害対策本部の標識及び職員の証票	85
3—(2) 南丹市災害対策本部組織図	87
3—(3) 南丹市災害対策本部事務分掌表	88
3—(4) 本部員等に対する伝達（平常勤務時の伝達系統）	95
3—(5) 本部員に対する伝達（勤務時間外の伝達系統）	95
3—(6) 災害警戒本部の動員体制	96
3—(7) 災害対策本部の職員動員基準	96
3—(7-1) 地域連絡調整担当職員（1.5号動員）の配置	96
3—(8) 南丹市防災行政無線	97
3—(9) 災害時優先電話一覧表	97
3—(10) 被害程度の認定基準	98
3—(11) 災害情報の報告様式等	101
3—(12) 非常通信経路	105
3—(13) 緊急警報放送の放送要請	107
3—(14) 災害救助法施行細則	108
3—(15) 火災気象警報の伝達系統	114
3—(16) 火災・災害等即報要領	115

3— (17)	相互応援協定	116
3— (18)	重要水防区域・河川重点警戒箇所	119
3— (19)	雨量水位観測所・河川防災カメラ等	127
3— (20)	水防倉庫及び資材器材	130
3— (21)	公用負担命令書	131
3— (22)	公用負担命令権限証	131
3— (23)	浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び洪水予報等の伝達方法	132
3— (24)	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設及び土砂災害に関する情報等の伝達方法	134
3— (25)	避難地、避難所	135
3— (26)	福祉避難所協定締結施設一覧	148
3— (27)	指定避難所収容者名簿	149
3— (28)	「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」の協定締結事業者	150
3— (29)	地域内輸送拠点	150
3— (30)	井戸に対する塩素消毒薬基準注入量	151
3— (31)	給水車等保有状況	151
3— (32)	市から京都府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統	152
3— (33)	市から京都府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統	153
3— (34)	空輸のための応援要請をする場合の連絡系統	154
3— (35)	防疫薬品の即時調達先	155
3— (36)	防疫用機械の配置等	155
3— (37)	家畜保健衛生所	156
3— (38)	火葬場	156
3— (39)	陸上輸送を要請する場合の連絡系統	157
3— (40)	ヘリコプター等による輸送を要請する場合の連絡系統	158
3— (41)	災害対策用ヘリコプター離着陸場	159
3— (42)	緊急通行車両等確認申請書	160
3— (43)	緊急通行車両の標章と緊急通行車両確認証明書等	161
3— (44)	緊急通行車両等事前届出書	162
3— (45)	異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	163
3— (46)	り災証明書	164
3— (47)	南丹市の都市公園	165
3— (48)	応援要請連絡系統	166
4	災害復旧計画	167
4— (1)	災害による被災者に対する市民税の減免に関する条例	167
4— (2)	災害弔慰金の支給等に関する条例	172
5	その他	177
5— (1)	南丹市における過去の災害状況	177

1 総則関係

1－（１）南丹市防災会議条例

南丹市防災会議条例

平成18年1月1日

条例第15号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、南丹市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （１） 南丹市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （２） 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （３） 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （４） 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - （１） 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （２） 京都府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - （３） 京都府警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - （４） 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （５） 教育委員会のうちから市長が任命する者
 - （６） 消防団関係者のうちから市長が任命する者
 - （７） 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （８） 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - （９） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、45人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残存期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、京都府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第301号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後、平成25年8月9日までの間において、この条例による改正後の南丹市防災会議条例(以下「新条例」という。)第3条第5項第8号の規定により任命される者の任期は、新条例第3条第7項の規定にかかわらず、平成25年8月9日までとする。

1－（２）南丹市災害対策本部条例

南丹市災害対策本部条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 16 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、南丹市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 25 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1－（３）気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表

（平成 21 年3月 31 日より改定）

使用にあたっての留意事項

- （１） 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- （２） 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- （３） 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- （４） この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- （５） この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- （６） この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうような状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

2 災害予防関係

2－（１）河川の状況

① 河川

（令和6年1月現在）

水系名	河川名	領域地区名		種類 (級)	流路延長 (m)	流域面積	備考
		上流端(上段：左岸、下段：右岸)	下流端				
淀川	東所川	八木町柴山沢 43 番地先 同町柴山坊田 68 番地先	桂川合流点	1	3,500	4.0	
〃	三俣川	亀岡市旭町字野田1番地先 八木町字岩ヶ谷 32 番地先	桂川合流点	〃	3,164	15.7	
〃	官山川	八木町諸畑淵ノ海4番地先 同町諸畑ニシコ 56 番地先	三俣川合流点	〃	3,490	13.0	
〃	馬田川	八木町字日置カベセ1番地先 同町字日置カベセ 17 番の1地先	官山川合流点	〃	2,775	3.4	
〃	園部川	園部町大河内永畑 33 番地先 同町大河内永畑 31 番地先	桂川合流点	〃	19,459	129.3	
〃	天神川	園部町字園部西中野 48 番地先 同町字園部東中野 28 番地先	園部川合流点	〃	2,700	4.0	
〃	陣田川	園部町字熊崎土井ノ内9番地先 同町字熊崎小市 86 番地先	園部川合流点	〃	4,476	11.4	
〃	半田川	園部町字口司前ノ坪 30 番の1地先 同町字口司宮ノ下 14 番地先	園部川合流点	〃	5,960	9.1	
〃	本梅川	亀岡市本梅町字西加舎古釜1番地先 (泉井堰) 亀岡市本梅町字西加舎中田21番地先	園部川合流点	〃	21,057	57.5	
〃	八田川	園部町字南八田大河内入会馬道3番地先 同町埴生殿谷入会細谷1番の6地先	本梅川合流点	〃	3,050	9.7	
〃	奥山川	園部町字天引北山3番地先 同町字天引城山3番地先	園部川合流点	〃	1,200	5.0	
〃	田原川	京都市京北町田貫川ナベ4番地先 同町田貫宗奄谷2番地先	桂川合流点	〃	18,367	78.0	
〃	胡麻川	日吉町字胡麻土橋6番の2地先 同町字胡麻広野 55 番地先	田原川合流点	〃	7,050	27.0	
〃	志和賀川	日吉町字志和賀フコタ 17 番地先 同町字志和賀中筋 27 番の2地先	胡麻川合流点	〃	4,000	8.8	
〃	海老谷川	日吉町字四ッ谷奥山 26 番地先 同町字四ッ谷奥山 48 番地先	田原川合流点	〃	3,200	10.0	
〃	室谷川	京都市京北町室谷下切3番地先 同市同町室谷中切 39 番地先	田原川合流点	〃	2,460	2.5	
〃	木住川	日吉町生畑九歩市1番地先 同町生畑岡ノ谷 29 番地先	桂川合流点	〃	9,400	11.0	
〃	中世木川	日吉町字中世木高岸 38 番地先 日吉町字中世木大久世 37 番地先	桂川合流点	〃	3,830	10.7	
〃	細野川	京北町細野見通7番地先 同町細野奥田 55 番地先	桂川合流点	〃	17,250	35.5	
〃	古川	八木町青戸替江戸 11 番の2地先 同町青戸前後山2番の 10 地先	七谷川合流点	〃	4,150	3.6	
〃	桂川	京都市左京区広河原尾花町 238 地先 左京区広河原尾花町 262 番地先	淀川合流点	〃	107,815 (指定区 間外 33,600)		

水系名	河川名	領域地区名		種類 (級)	流路延長 (m)	流域面積	備考
		上流端(上段：左岸、下段：右岸)	下流端				
由良川	由良川	美山町芦生字芦生奥7番地先	舞鶴市神崎地先 (海)	〃	115,964		
〃	川谷川	美山町三埜字大堀1番の1地先 同町三埜字久里谷 22 番の3地先	由良川合流点	〃	2,600	13.4	
〃	棚野川	美山町盛郷字山首 22 番地先	由良川合流点	〃	11,923	86.0	
〃	砂木谷川	美山町高野字塚原9番地先 同町高野字塚原 12 番地先	棚野川合流点	〃	2,500	7.7	
〃	西川	美山町豊郷字洞ヶ谷6番地先 同町豊郷字洞ヶ谷 14 番地先	棚野川合流点	〃	6,355	23.4	
〃	神谷川	美山町豊郷栗元 17 番地先 同町豊郷字カヅラ 19 番の地先	西川合流点	〃	900	3.5	
〃	下谷川	美山町豊郷字下谷 32 番地先	神谷川合流点	1	900	2.8	
〃	山森川	美山町福居字桂迫2番地先 同町福居字木ノ水谷1番地先	棚野川合流点	〃	4,090	17.6	
〃	太田川	美山町福居字向門 895 番地先 同町福居字向門6番の1地先	山森川合流点	〃	1,200	5.0	
〃	原川	美山町原字田ヶ谷5番地先 同町原字奥ミノ越 12 番地先	由良川合流点	〃	7,300	21.8	
〃	深見川	美山町深見字八杉 13 番地先 同町深見字米岩地先	由良川合流点	〃	3,600	7.5	
〃	知見谷川	美山町知見字ヤノ垣 52 番地先 同町知見字八原田 17 番地先	由良川合流点	〃	4,800	23.8	
〃	西畑川	美山町知見字東山 52 番地先 同町知見字神田1番地先	知見谷川合流点	〃	2,300	8.0	
〃	小畠川	美山町知見字小畠1番地先 同町知見字小畠2番地先	西畑川合流点	〃	1,200	3.8	
〃	河内谷川	美山町河内谷字高井根7番地先 同町河内谷字野尾5番の1地先	由良川合流点	〃	3,000	17.7	
〃	佐々里川	美山町佐々里字里中 33 番の1地先 同町佐々里字菱谷1番地先	由良川合流点	〃	6,390	35.0	
〃	中ノ谷川	美山町佐々里字長原9番地先 同町佐々里字中ノ谷 48 番地先	佐々里川合流点	〃	1,800	4.7	

② 準用河川

(令和6年1月現在)

水系名	河川名	領域地区名		流路延長 (m)	備考
		上流端(上段：左岸、下段：右岸)	下流端(上段：左岸、下段：右岸)		
	大見谷川	園部町大戸大見谷 園部町大戸大見谷	園部町大戸大見口 園部町大戸大見口	880	
	木崎川	園部町上木崎町峠尻 園部町上木崎町峠尻	園部町河原町2号 園部町河原町1号	2,150	
	船阪川	園部町船阪谷 園部町船阪谷	園部町船阪前河原 園部町船阪保田	890	
	大阪谷川	園部町竹井辻田 園部町竹井峠ノ下	園部町竹井若杉 園部町竹井若杉	1,260	
	ノロ川	園部町大河内大タワ 園部町大河内垣内	園部町大河内ノロ 園部町大河内ノロ	2,190	
	山田川	園部町曾我谷講堂 園部町曾我谷朝倉	園部町内林町千原 園部町内林町千原	650	

水系名	河川名	領域地区名		流路延長 (m)	備考
		上流端(上段：左岸、下段：右岸)	下流端(上段：左岸、下段：右岸)		
	横尾川	園部町船岡横尾 園部町船岡横尾	園部町曾我谷朝倉 園部町曾我谷縄手	940	
	熊崎川	園部町熊崎城谷 園部町熊崎城谷	園部町熊崎馬淵 園部町熊崎馬淵	2,230	
	蛇ヶ谷川	園部町埴生藪ノ内 園部町埴生町田	園部町埴生末長 園部町埴生屋本	260	
	宮ノ谷川	園部町殿谷鬼谷 園部町殿谷滝ヶ谷	園部町殿谷鬼谷 園部町殿谷殿川	530	
	野本川	園部町小山西町桑ノ内 園部町小山西町桑ノ内	園部町栄町3号 園部町小山西町五合山	580	
	東プロ川	園部町城南町東プロ 園部町城南町東プロ	園部町城南町オノロ 園部町城南町オノロ	425	
	古谷川	園部町高屋向井田 園部町高屋向井田	園部町大戸下河原 園部町大戸下河原	850	
	板野川	八木町池ノ内二又分92番地7 八木町池ノ内二又分20番地	八木町室河原柳原1番地1 八木町室河原岩山1番地	2,950	
	権現川	八木町北屋賀一ツ橋51番地乙 八木町北屋賀一ツ橋26番地	八木町屋賀岸ノ下38番地1 八木町屋賀式町ヶ坪11番地1	550	
	八幡川	八木町玉ノ井正尺27番地1 八木町玉ノ井松ヶ本1番地	八木町鳥羽鳥栄本1番地1 八木町鳥羽鳥栄本5番地	760	
	原塚川	八木町氷所森ヶ垣内20番地 八木町氷所森ヶ垣内22番地	八木町氷所中細12番地1 八木町氷所中細13番地	1,250	
	生津川	八木町八木西山39地 八木町八木西山59番地	八木町八木門前71番地2 八木町八木門前70番地1	480	
	小茅川	日吉町天若小茅53番地 日吉町天若小茅36番地	日吉町天若ユリ15番地 日吉町天若ユリ10番地	1,000	
	中世木川	日吉町中世木広廻8番地 日吉町中世木南ノ本30番地1	日吉町中世木高岸38番地 日吉町中世木多久世37番地	2,850	
	東牧山川	日吉町中世木峠15番地 日吉町中世木峠13番地	日吉町中世木南ノ本2番地1 日吉町中世木木谷6番地2	570	
	牧山川	日吉町中世木チンヅ12番地 日吉町中世木宮ノ奥32番地	日吉町中世木藤ノ森1番地1 日吉町中世木空ノ本14番地	2,280	
	谷山川	日吉町中世木平畑27番地 日吉町中世木平畑28番地	日吉町中世木中島5番地2 日吉町中世木目吉前30番地1	1,000	
	伊勢谷川	日吉町中世木伊勢谷16番地乙 日吉町中世木伊勢谷15番地	日吉町中世木伊丹田1番地1 日吉町中世木宮ノ元15番地	400	
	木住川	日吉町生畑谷ノ辻32番地 日吉町生畑谷ノ辻35番地	日吉町生畑九歩市1番地 日吉町生畑岡ノ谷27番地	1,430	
	大藤谷川	日吉町生畑大杉谷6番地 日吉町生畑大杉谷7番地	日吉町生畑九歩谷10番地 日吉町生畑九歩谷2番地	570	
	小畑川	日吉町生畑新前23番地 日吉町生畑荒堀1番地	日吉町生畑出合向11番地乙 日吉町生畑校元1番地1	3,140	
	明日ヶ谷川	日吉町佐々江明日ヶ谷44番地 日吉町佐々江明日ヶ谷43番地	日吉町佐々江キド田25番地 日吉町佐々江キド田23番地	900	
	道奥谷川	日吉町佐々江呑谷20番地 日吉町佐々江道奥谷16番地	日吉町佐々江西角20番地1 日吉町佐々江西角30番地	910	
	積谷川	日吉町四ッ谷積谷7番地 日吉町四ッ谷積谷1番地	日吉町四ッ谷水戸佐52番地 日吉町四ッ谷中溝4番地	850	
	柏木川	日吉町四ッ谷柏木33番地 日吉町四ッ谷柏木40番地	日吉町四ッ谷木塚13番地 日吉町四ッ谷木塚11番地3	170	
	海老谷川	日吉町四ッ谷奥山1番地 日吉町四ッ谷奥山47番地	日吉町四ッ谷奥山26番地 日吉町四ッ谷奥山48番地	630	
	海老坂川	日吉町四ッ谷長谷23番地 日吉町四ッ谷長谷20番地	日吉町四ッ谷長谷37番地 日吉町四ッ谷奥山41番地	250	

水系名	河川名	領域地区名		流路延長 (m)	備考
		上流端(上段：左岸、下段：右岸)	下流端(上段：左岸、下段：右岸)		
	今谷川	日吉町四ツ谷今谷16番地 日吉町四ツ谷今谷17番地	日吉町四ツ谷際田4番地 日吉町四ツ谷際田9番地	120	
	大又川	日吉町田原大又13番地 日吉町田原大又14番地	日吉町田原大又1番地 日吉町田原大又2番地	300	
	焼原川	日吉町田原焼原口32番地 日吉町田原中尾3番地	日吉町田原焼原口11番地2 日吉町田原焼原口40番地1	300	
	深山川	日吉町田原直谷5番地 日吉町田原宮ノ奥4番地	日吉町田原宮ノ前8番地 日吉町田原宮ノ奥1番地	1,600	
	当多治川	日吉町田原当多治19番地 日吉町田原当多治18番地	日吉町田原殿垣内1番地 日吉町田原城ヶ下50番地	630	
	蔵貝川	日吉町田原蔵貝29番地 日吉町田原峠8番地	日吉町田原向河原20番地 日吉町田原向河原22番地3	480	
	旅谷川	日吉町田原二町田18地 日吉町田原二町田19番地	日吉町田原和田口46・47番地 日吉町田原和田前13地	1,060	
	虫谷川	日吉町田原奥虫谷7番地 日吉町田原奥虫谷6番地	日吉町田原蔵王19番地 日吉町田原蔵王14番地	1,430	
	胡麻川	日吉町胡麻清水173番地 日吉町胡麻清水174番地	日吉町胡麻土橋6番地2 日吉町上胡麻広野55番地	600	
	隅田川	日吉町胡麻本ヶ瀬14番地乙 日吉町胡麻本ヶ瀬8番地乙1	日吉町胡麻隅田川5番地 日吉町胡麻上北裏32番地1	300	
	仲村川	日吉町胡麻朽田18番地 日吉町胡麻平迫9番地	日吉町胡麻古津20番地1 日吉町胡麻西ノ小田1番地4	900	
	葛森川	日吉町胡麻東保谷23番地2 日吉町胡麻奥保谷5番地	日吉町胡麻和田19番地 日吉町胡麻古津1番地2	1,430	
	下川	日吉町胡麻奥ノ谷3番地 日吉町胡麻中奥2番地	日吉町胡麻和田22番地 日吉町胡麻葛森1番地	880	
	山田川	日吉町胡麻山田口15番地 日吉町胡麻西合ヶ谷9番地	日吉町胡麻口保戸原26番地1 日吉町胡麻唐木2番地1	300	
	保戸原川	日吉町上胡麻奥仏原6番地 日吉町上胡麻奥仏原31番地1	日吉町胡麻口保戸原25番地 日吉町胡麻岩原谷3番地	2,200	
	追谷川	日吉町保野田追谷5番地 日吉町保野田追谷4番地	日吉町保野田ヒノ谷2番地 日吉町保野田界廻1番地	550	
	村杉川	日吉町保野田町田6番地 日吉町保野田7番地	日吉町保野田永元山10番地 日吉町保野田フケ3番地	500	
	西乗川	日吉町保野田鑑谷2番地 日吉町保野田西乗23番地	日吉町保野田前田13番地 日吉町保野田前田18番地1	430	
	志和賀川	日吉町志和賀鎌峠19番地 日吉町志和賀アヲリ16番地1	日吉町志和賀フコダ17番地 日吉町志和賀中筋27番地2	450	
	へナミ川	日吉町志和賀へナミ13番地 日吉町志和賀中筋38番地	日吉町志和賀タヤ1番地 日吉町志和賀中筋6番地	280	
	草貝川	日吉町志和賀草貝3番地 日吉町志和賀出合37番地	日吉町志和賀出合16番地 日吉町志和賀出合20番地	450	
	八栄川	日吉町志和賀奥ノ谷19番地 日吉町志和賀宮ノ脇26番地	日吉町保野田大坪7番地 日吉町保野田大坪9番地	2,000	
	志保谷川	日吉町保野田志保谷4番地 日吉町保野田志保谷3番地	日吉町保野田塚脇12番地 日吉町保野田塚脇9番地	500	
	露越川	日吉町畑郷谷後橋31番地1 日吉町畑郷谷後橋30番地	日吉町畑郷宮ノ段1番地3 日吉町畑郷八坂17番地	1,900	
	奥山川	日吉町畑郷一ツ橋13番地丙 日吉町畑郷一ツ橋17番地乙	日吉町畑郷八坂29番地2 日吉町畑郷池ノ平18番地乙	300	
	畑川	日吉町畑郷上草50番地 日吉町畑郷上草52番地	日吉町畑郷上草28番地 日吉町畑郷上草27番地	253	
	横谷川	日吉町畑郷横谷38番地乙 日吉町畑郷横谷39番地	日吉町畑郷横谷5番地1 日吉町畑郷横谷1番地1	1,038	

水系名	河川名	領域地区名		流路延長 (m)	備考
		上流端(上段：左岸、下段：右岸)	下流端(上段：左岸、下段：右岸)		
	ヒズクリ川	日吉町畑郷ヒズクリ3番地 日吉町畑郷中垣内32番地	日吉町畑郷中垣内22番地 日吉町畑郷中垣内37番地	252	
	上草川	日吉町畑郷穴谷1番地 日吉町畑郷上草34番地乙	日吉町畑郷下前74番地 日吉町畑郷上草28番地	205	
	木戸川	日吉町上胡麻清水本92番地1 日吉町上胡麻清水本45番地1	日吉町上胡麻北裏84番地 日吉町上胡麻北裏39番地	932	
	丸山川	日吉町上胡麻新縄手8番地 日吉町上胡麻新縄手24番地	日吉町上胡麻才ノ木17番地 日吉町上胡麻才ノ木16番地	738	
	大戸川	日吉町胡麻小見山谷1番地 日吉町胡麻大戸37番地	日吉町胡麻唐木25番地1 日吉町胡麻大藪1番地1	877	
	中ノ谷川	日吉町保野田三反田13番地1 日吉町保野田三反田12番地	日吉町保野田狭間1番地1 日吉町保野田島田23番地1	465	
	中筋川	日吉町志和賀中里3番地 日吉町志和賀中里52番地	日吉町志和賀見田13番地 日吉町志和賀見田12番地1	805	
	片野川	日吉町田原大野谷25番地 日吉町田原大野段13番地	日吉町田原縄手69番地 日吉町田原縄手85番地	240	
	貝尻川	日吉町田原貝尻42番地乙 日吉町田原貝尻44番地	日吉町田原大磯1番地 日吉町田原貝尻1番地1	270	
	渕谷川	日吉町田原渕谷口6番地 日吉町田原渕谷10番地	日吉町田原渕谷口16番地1 日吉町田原渕谷口14番地1	140	
	松尾谷川	日吉町四ッ谷松尾谷12番地 日吉町四ッ谷松尾谷6番地	日吉町四ッ谷寺坂25番地1 日吉町四ッ谷松尾谷24番地1	180	
	市田谷川	日吉町四ッ谷市田谷6番地 日吉町四ッ谷市田谷7番地	日吉町四ッ谷市ノ坪15番地 日吉町四ッ谷伏本6番地	220	
	小津谷川	日吉町佐々江小津谷21番地 日吉町佐々江小津谷22番地	日吉町佐々江イノツメイネ16番地 日吉町佐々江イノツメイネ13番地	100	
	向殿川	日吉町佐々江向殿33番地 日吉町佐々江向殿21番地	日吉町佐々江イノツメイネ7番地1 日吉町佐々江イノツメイネ5番地	140	
	ヒダニ川	日吉町佐々江ヒダニ45番地 日吉町佐々江ヒダニ26番地	日吉町佐々江ヒダニ35番地2 日吉町佐々江ヒダニ34番地1	180	
	古屋谷川	日吉町佐々江古屋谷26番地 日吉町佐々江古屋谷27番地	日吉町佐々江古屋谷8番地3 日吉町佐々江古屋谷12番地	200	
	白賀谷川	日吉町佐々江大田谷40番地 日吉町佐々江白賀谷6番地	日吉町佐々江前田4番地 日吉町佐々江前田5番地6番地合地	190	
	中ノ前川	日吉町生畑中ノ前33番地2 日吉町生畑中ノ前32番地	日吉町生畑中ノ前21番地1 日吉町生畑中ノ前19番地	180	
	大神楽川	日吉町生畑大神楽7番地 日吉町生畑大拍子4番地	日吉町生畑小畑67番地 日吉町生畑小畑68番地	170	
	折ヤ谷川	日吉町生畑折ヤ谷32番地 日吉町生畑折ヤ谷29番地	日吉町生畑堂ノ下1番地 日吉町生畑地浅27番地	330	
	犬飼川	日吉町木住下犬飼13番地 日吉町木住犬飼9番地	日吉町木住下犬飼1番地 日吉町木住犬飼1番地	120	
	棚池川	日吉町中世木南山9番地 日吉町中世木棚池23番地	日吉町中世木大フケ46番地 日吉町中世木清水元1番地	112	
	上谷川	日吉町中世木芝原18番地乙 日吉町中世木芝原17番地	日吉町中世木芝原4番地 日吉町中世木芝原1番地	232	
	知見谷川	美山町知見小廣口5番地先 美山町知見ヤヤ垣1番地先	美山町知見ヤヤ垣52番地先 美山町知見ヤヤ垣47番地先	410	
	北ホウ谷川	美山町北上牧61番地先 美山町北中牧2番地先	美山町北丁田13番地先 美山町北丁田26番地先	310	
	南湯屋谷川	美山町南下垣内10番地先 美山町南下垣内18番地先	美山町南横田16番地先 美山町南横田16番地先	130	
	野添谷川	美山町野添奥田21番地先 美山町野添今山の下2番地先	美山町野添滝の下1の1 美山町野添向イ1番地先	600	

水系名	河川名	領域地区名		流路延長 (m)	備考
		上流端(上段：左岸、下段：右岸)	下流端(上段：左岸、下段：右岸)		
	尾上谷川	美山町原上ヶ谷1番地先 美山町原上ヶ谷5番地先	美山町原サイミ22番地2先 美山町原ノテ23番地先	400	
	安井谷川	美山町高野中ノ田1番地先 美山町高野柳田2番地	美山町高野中ノ田47、48合地 美山町高野橋田24の2	420	
	菅生谷川	美山町三埜菅生15番地乙地先 美山町三埜菅生17番地先	美山町三埜菅生13番地先 美山町三埜菅生24番地乙地先	160	

2 - (2) 危険箇所等

① 山腹崩壊危険地区

園部町(合計－25 箇所)

(令和6年1月現在)

危険地区番号	調査箇所名	危険度ランク	備考
213-179	園部町若森三田・室奥	C(c1-c2)	—
213-180	園部町大河内上山	A(a1-a2)	—
213-181	園部町天引道ノ上	A(b1-a2)	—
213-182	園部町天引道ノ上	A(b1-a2)	—
213-183	園部町天引向井山	A(a1-a2)	—
213-184	園部町南八田宮門	B(c1-a2)	—
213-185	園部町口司岡ノ谷	A(a1-b2)	—
213-186	園部町口司藤ノ木谷	C(c1-b2)	—
213-187	園部町口人五反田	A(b1-a2)	—
213-188	園部町口人室谷	A(a1-a2)	—
213-189	園部町穴人高原	A(b1-a2)	—
213-190	園部町仁江フジ谷	A(a1-a2)	—
213-191	園部町船阪大西	A(b1-a2)	—
213-192	園部町黒田トンノ奥 外	A(a1-a2)	—
213-193	園部町上木崎町上中畷	B(c1-a2)	—
213-194	園部町熊崎片山	B(c1-a2)	—
213-195	園部町千妻奥ノ谷	A(b1-a2)	—
213-196	園部町曾我谷大屋	B(c1-a2)	—
213-197	園部町船岡松尾	A(b1-a2)	—
213-198	園部町佐切坊ノ谷	B(a1-c2)	—
213-199	園部町佐切熊原	A(b1-a2)	—
213-200	園部町大戸柳ヶ谷	B(c1-a2)	—
213-201	園部町熊原西ノ谷	C(b1-c2)	—
213-202	園部町口人宮ノ谷	C(c1-c2)	—
213-203	園部町上木崎町峠尻	C(c1-c2)	—

資料提供: 京都府南丹広域振興局 森づくり振興課

八木町(合計－17 箇所)

(令和6年1月現在)

危険地区番号	調査箇所名	危険度ランク	備考
213-204	八木町木原坪山	B(c1-a2)	—
213-205	八木町室河原上石谷	A(b1-a2)	—
213-206	八木町室河原石月	A(b1-a2)	—
213-207	八木町山室草福	B(a1-c2)	—
213-208	八木町山室上鎌山	B(c1-a2)	—
213-209	八木町野条南ノ谷	A(b1-a2)	—
213-210	八木町船枝ハザマ	A(a1-a2)	—
213-211	八木町船枝射場ヶ谷	A(b1-a2)	—
213-212	八木町日置西山	A(a1-a2)	—
213-213	八木町神吉千才山	A(b1-a2)	—
213-214	八木町神吉城山	B(c1-a2)	—
213-215	八木町神吉上ノ山	A(a1-a2)	—
213-216	八木町神吉西河原	C(c1-b2)	—
213-217	八木町神吉西河原	B(c1-a2)	—
213-218	八木町山室下鎌山	C(c1-c2)	—
213-219	八木町観音寺前後山	C(c1-c2)	—

危険地区番号	調査箇所名	危険度ランク	備考
213-220	八木町室河原近江谷	A(a1-a2)	—

資料提供: 京都府南丹広域振興局 森づくり振興課

日吉町(合計－32 箇所)

(令和6年1月現在)

危険地区番号	調査箇所名	危険度ランク	備考
213-221	日吉町志和賀峠	A(a1-b2)	—
213-222	日吉町志和賀高山	A(b1-a2)	—
213-223	日吉町志和賀中尾	A(b1-a2)	—
213-224	日吉町志和賀中尾	A(b1-a2)	—
213-225	日吉町畑郷堂谷	A(a1-a2)	—
213-226	日吉町畑郷宮ノ段	B(b1-b2)	—
213-227	日吉町畑郷迫	A(a1-a2)	—
213-228	日吉町畑郷森ノ尻	A(b1-a2)	—
213-229	日吉町田原家ノ上	B(b1-b2)	—
213-230	日吉町田原家ノ上	A(a1-a2)	—
213-231	日吉町田原平ノ上	A(b1-a2)	—
213-232	日吉町四ッ谷西谷	A(b1-a2)	—
213-233	日吉町四ッ谷小屋ヶ谷	B(c1-a2)	—
213-234	日吉町四ッ谷藪谷	A(a1-a2)	—
213-235	日吉町四ッ谷東土ノ上	A(b1-a2)	—
213-236	日吉町四ッ谷積谷	B(c1-a2)	—
213-237	日吉町四ッ谷上ミノ谷	A(b1-a2)	—
213-238	日吉町四ッ谷和田	B(c1-a2)	—
213-239	日吉町四ッ谷和田	A(b1-a2)	—
213-240	日吉町佐々江北谷	B(c1-a2)	—
213-241	日吉町佐々江明日谷	C(c1-c2)	—
213-242	日吉町佐々江太田谷	B(b1-b2)	—
213-243	日吉町佐々江太田谷	B(c1-a2)	—
213-244	日吉町生畑高ツコ	B(b1-b2)	—
213-245	日吉町生畑千ノ谷	B(a1-c2)	—
213-246	日吉町生畑尾岳	A(b1-a2)	—
213-247	日吉町木住丸山	A(a1-b2)	—
213-248	日吉町中世木空谷	C(b1-c2)	—
213-249	日吉町殿田城山	A(b1-a2)	—
213-250	日吉町宮西	A(b1-a2)	—
213-251	日吉町天若東カヤ	B(a1-c2)	—
213-252	日吉町中世木三迫	B(a1-c2)	—

資料提供: 京都府南丹広域振興局 森づくり振興課

美山町(合計－179 箇所)

(令和6年1月現在)

危険地区番号	調査箇所名	危険度ランク	備考
213-001	美山町福居井根ヶ谷	A(b1-a2)	—
213-002	美山町福居(山森)上谷女郎子谷	C(c1-c2)	—
213-003	美山町福居(山森)井根ヶ谷森ヶ谷	A(b1-a2)	—
213-004	美山町福居森ヶ谷	B(c1-a2)	—
213-005	美山町福居坂ノ谷	C(c1-c2)	—
213-006	美山町豊郷坂ノ谷北	A(a1-a2)	—
213-007	美山町豊郷路久下	B(c1-a2)	—

危険地区番号	調査箇所名	危険度ランク	備考
213-008	美山町豊郷湯屋谷	B(b1-b2)	—
213-009	美山町豊郷坂ノ谷南	B(c1-a2)	—
213-010	美山町豊郷杖ノ木	A(b1-a2)	—
213-011	美山町豊郷東ヒライ	B(c1-a2)	—
213-012	美山町豊郷西ヒライ	A(b1-a2)	—
213-013	美山町豊郷湯屋谷2	B(c1-a2)	—
213-014	美山町豊郷向ヶ谷	A(a1-b2)	—
213-015	美山町豊郷寺谷奥	B(c1-a2)	—
213-016	美山町福居横谷	A(a1-b2)	—
213-017	美山町福居平尾	C(c1-b2)	—
213-018	美山町福居川合谷	C(c1-c2)	—
213-019	美山町福居オイロ谷	C(b1-c2)	—
213-020	美山町福居西脇谷	A(b1-a2)	—
213-021	美山町福居堂谷	B(c1-a2)	—
213-022	美山町福居向山	A(a1-b2)	—
213-023	美山町福居庄田	B(c1-a2)	—
213-024	美山町盛郷平口	A(b1-a2)	—
213-025	美山町盛郷湯ノ山	A(a1-a2)	—
213-026	美山町盛郷佐野ヶ上	B(b1-b2)	—
213-027	美山町豊郷松尾谷奥西	B(b1-b2)	—
213-028	美山町豊郷松尾谷奥東	C(c1-b2)	—
213-029	美山町鶴ヶ岡桂谷	B(b1-b2)	—
213-030	美山町豊郷有田ノ上	B(b1-b2)	—
213-031	美山町鶴ヶ岡奥ノ谷	A(a1-a2)	—
213-032	美山町盛郷森ヶ谷	A(b1-a2)	—
213-033	美山町知見大畠山	C(c1-c2)	—
213-034	美山町知見西畑	A(b1-a2)	—
213-035	美山町知見西山北	C(c1-b2)	—
213-036	美山町知見出合山	C(c1-c2)	—
213-037	美山町知見西山南	B(c1-a2)	—
213-038	美山町知見堂ノ下	B(c1-a2)	—
213-039	美山町知見大鷲谷	C(c1-b2)	—
213-040	美山町知見不動谷	C(b1-c2)	—
213-041	美山町知見窪北	A(b1-a2)	—
213-042	美山町知見小広口	C(c1-b2)	—
213-043	美山町知見小広谷	C(c1-c2)	—
213-044	美山町知見落クボ南	B(c1-a2)	—
213-045	美山町知見知見山	A(b1-a2)	—
213-046	美山町知見能勢山	A(a1-b2)	—
213-047	美山町知見向谷	C(c1-c2)	—
213-048	美山町下西辻見北	C(c1-c2)	—
213-049	美山町下東辻見北	C(c1-b2)	—
213-050	美山町江和伊藤谷	B(a1-c2)	—
213-051	美山町江和オシャ谷	C(c1-c2)	—
213-052	美山町鶴ヶ岡西広	A(a1-a2)	—
213-053	美山町鶴ヶ岡旭	A(a1-a2)	—
213-054	美山町鶴ヶ岡上ノ山	B(c1-a2)	—
213-055	美山町鶴ヶ岡川合	B(a1-c2)	—
213-056	美山町鶴ヶ岡小迫	A(b1-a2)	—
213-057	美山町高野荒田	A(a1-a2)	—

危険地区番号	調査箇所名	危険度ランク	備考
213-058	美山町高野庵ノ谷	A(a1-a2)	—
213-059	美山町高野道上	A(a1-a2)	—
213-060	美山町下西辻見南	B(c1-a2)	—
213-061	美山町下東辻見南	B(c1-a2)	—
213-062	美山町北梶畑	B(c1-a2)	—
213-063	美山町北桜ヶ谷	C(c1-c2)	—
213-064	美山町中定ヶ迫	A(a1-a2)	—
213-065	美山町中勘定	B(c1-a2)	—
213-066	美山町内久保ヒロデ	B(c1-a2)	—
213-067	美山町内久保ホサビ	B(c1-a2)	—
213-068	美山町河内谷堂ヶ保瀬	C(c1-b2)	—
213-069	美山町河内谷出原	C(c1-b2)	—
213-070	美山町河内谷小屋	A(a1-a2)	—
213-071	美山町河内谷奥東山	B(c1-a2)	—
213-072	美山町江和才ノ神	B(c1-a2)	—
213-073	美山町江和寺ノ上	B(c1-a2)	—
213-074	美山町江和奥谷	C(c1-b2)	—
213-075	美山町田歌広手	B(c1-a2)	—
213-076	美山町田歌長迫	A(a1-a2)	—
213-077	美山町田歌ツカ原	B(c1-a2)	—
213-078	美山町芦生唐尾	C(b1-c2)	—
213-079	美山町芦生下ヶ谷	B(c1-a2)	—
213-080	美山町芦生金府夫	A(b1-a2)	—
213-081	美山町芦生唐尾南	C(b1-c2)	—
213-082	美山町芦生下ヶ谷	C(c1-b2)	—
213-083	美山町檜原中野山北	A(b1-a2)	—
213-084	美山町檜原大原迫	A(a1-a2)	—
213-085	美山町音海廻尾西	A(a1-a2)	—
213-086	美山町音海廻尾東	A(b1-a2)	—
213-087	美山町向山ユリノ山	A(a1-a2)	—
213-088	美山町三埜西谷奥	B(c1-a2)	—
213-089	美山町三埜西谷奥	A(a1-a2)	—
213-090	美山町三埜滝ノ肩	C(c1-b2)	—
213-091	美山町三埜川西	A(a1-b2)	—
213-092	美山町三埜栗田	A(a1-a2)	—
213-093	美山町三埜川東	A(a1-a2)	—
213-094	美山町上司寺ヶ迫	A(a1-a2)	—
213-095	美山町三埜ウツギ迫	A(b1-a2)	—
213-096	美山町大野大石	B(c1-a2)	—
213-097	美山町大野迫谷	A(a1-a2)	—
213-098	美山町和泉堂ヶ迫	A(a1-a2)	—
213-099	美山町三埜南畑	A(a1-a2)	—
213-100	美山町萱野猪野谷	A(a1-a2)	—
213-101	美山町長谷	A(a1-a2)	—
213-102	美山町長谷扇間	A(a1-a2)	—
213-103	美山町長谷二ツ谷	A(a1-a2)	—
213-104	美山町高野堂山	B(c1-a2)	—
213-105	美山町高野城坂	A(a1-a2)	—
213-106	美山町高野寺ノ上	B(c1-a2)	—
213-107	美山町高野井谷	A(a1-a2)	—

危険地区番号	調査箇所名	危険度ランク	備考
213-108	美山町高野森谷	A(a1-a2)	—
213-109	美山町静原旭山	A(a1-a2)	—
213-110	美山町静原空山	A(b1-a2)	—
213-111	美山町静原川戸谷	B(c1-a2)	—
213-112	美山町安掛上ヶ嶽	A(a1-a2)	—
213-113	美山町安掛セド山	A(a1-a2)	—
213-114	美山町上平屋奥谷山	B(c1-a2)	—
213-115	美山町下平屋向山	B(c1-a2)	—
213-116	美山町内久保ヒロデ	B(c1-a2)	—
213-117	美山町荒倉松尾	A(a1-b2)	—
213-118	美山町荒倉扇畑	A(b1-a2)	—
213-119	美山町荒倉上野	C(c1-c2)	—
213-120	美山町安掛向山	A(a1-a2)	—
213-121	美山町野添長通	A(b1-a2)	—
213-122	美山町内久保上野山	A(b1-a2)	—
213-123	美山町白石川添	C(b1-c2)	—
213-124	美山町佐々里村下	A(b1-a2)	—
213-125	美山町佐々里里中	A(b1-a2)	—
213-126	美山町佐々里割谷	C(b1-c2)	—
213-127	美山町白石百合ノ下	B(a1-c2)	—
213-128	美山町佐々里栗林	A(b1-a2)	—
213-129	美山町佐々里中畑	B(c1-a2)	—
213-130	美山町佐々里中ノ谷	C(c1-b2)	—
213-131	美山町樫原中野山南	A(a1-a2)	—
213-132	美山町小渕在所ノ上	C(c1-c2)	—
213-133	美山町小渕尾録谷	A(b1-a2)	—
213-134	美山町肱谷中野山南	B(c1-a2)	—
213-135	美山町肱谷中野山北	B(c1-a2)	—
213-136	美山町向山西山	A(a1-a2)	—
213-137	美山町向山東尾	A(b1-a2)	—
213-138	美山町肱谷長由利	C(c1-c2)	—
213-139	美山町肱谷栃迫谷	C(b1-c2)	—
213-140	美山町肱谷下山	A(a1-a2)	—
213-141	美山町島名所山	A(a1-a2)	—
213-142	美山町島山根山	A(a1-a2)	—
213-143	美山町下吉田二ノ谷	B(a1-c2)	—
213-144	美山町下平屋西山	B(c1-a2)	—
213-145	美山町下平屋広瀬山	A(b1-a2)	—
213-146	美山町長尾久世谷	A(b1-a2)	—
213-147	美山町長尾芦田屋	B(c1-a2)	—
213-148	美山町島狐岩	A(a1-a2)	—
213-149	美山町島小来栖山	A(b1-a2)	—
213-150	美山町下吉田堂山	A(b1-a2)	—
213-151	美山町又林林野山	A(b1-a2)	—
213-152	美山町又林保停山	C(c1-c2)	—
213-153	美山町長尾大岩戸	A(b1-a2)	—
213-154	美山町島神田山	C(c1-c2)	—
213-155	美山町島水無谷	C(c1-c2)	—
213-156	美山町下吉田	B(c1-a2)	—
213-157	美山町宮脇東谷北	A(a1-a2)	—

危険地区番号	調査箇所名	危険度ランク	備考
213-158	美山町宮脇墓谷	A(a1-a2)	—
213-159	美山町宮脇東谷南	A(a1-a2)	—
213-160	美山町長尾岩走	A(a1-a2)	—
213-161	美山町深見茂り	C(c1-b2)	—
213-162	美山町深見棚山下	A(b1-a2)	—
213-163	美山町深見八幡山西	B(b1-b2)	—
213-164	美山町深見八幡山東	C(c1-c2)	—
213-165	美山町深見棚山中	A(a1-b2)	—
213-166	美山町深見棚山上	C(c1-c2)	—
213-167	美山町板橋水ノ谷	A(a1-a2)	—
213-168	美山町板橋船向	A(a1-a2)	—
213-169	美山町板橋庵ヶ谷	A(a1-b2)	—
213-170	美山町板橋畑ヶ谷	A(b1-a2)	—
213-171	美山町原北谷	A(b1-a2)	—
213-172	美山町原庵谷	B(c1-a2)	—
213-173	美山町原奥ミノ越	B(b1-b2)	—
213-174	美山町原西谷	A(a1-a2)	—
213-175	美山町原垣内ヶ谷	C(b1-c2)	—
213-176	美山町原綾ヶ谷	A(a1-a2)	—
213-177	美山町大野向ノ山	C(b1-c2)	—
213-178	美山町三埜勝ヶ迫	B(a1-c2)	—
213-253	美山町中下向	A(a1-a2)	—

資料提供: 京都府南丹広域振興局 森づくり振興課

② 崩壊土砂流出危険地区

園部町(合計－24 箇所)

(令和6年1月現在)

危険地区番号	調査箇所名	危険度ランク	備考
213-128	園部町殿谷	B(c1-a2)	—
213-129	園部町埴生	C(c1-c2)	—
213-130	園部町埴生	A(b1-a2)	—
213-132	園部町南八田	B(c1-a2)	—
213-133	園部町大河内西垣内	B(c1-a2)	—
213-134	園部町宮ガタワ	A(a1-b2)	—
213-135	園部町天引道の上	A(b1-a2)	—
213-136	園部町口司垣内	A(a1-a2)	—
213-137	園部町口人シウタニ	B(c1-a2)	—
213-138	園部町半田	C(c1-b2)	—
213-139	園部町穴人	B(c1-a2)	—
213-140	園部町竹井滝ノ上	C(c1-c2)	—
213-141	園部町竹井宮ノ口	C(c1-b2)	—
213-142	園部町竹井	C(b1-c2)	—
213-143	園部町仁江イヤ谷	B(c1-a2)	—
213-144	園部町黒田岩谷	B(c1-a2)	—
213-145	園部町瓜生野岩ヶ谷	B(c1-a2)	—
213-146	園部町越方西牧谷	B(c1-a2)	—
213-147	園部町口司奥ノ原	A(b1-a2)	—
213-148	園部町船岡池上谷	A(b1-a2)	—
213-149	園部町佐切西垣内	B(c1-a2)	—
213-205	園部町殿谷田ノ谷 8 番地他	C(c1-c2)	—
213-206	園部町殿谷田ノ谷 1 番地他	A(b1-a2)	—
213-209	園部町黒田小城谷	B(c1-a2)	—

八木町(合計－15 箇所)

(令和6年1月現在)

危険地区番号	調査箇所名	危険度ランク	備考
213-150	八木町八木内山	C(c1-b2)	—
213-151	八木町八木内山	B(b1-b2)	—
213-152	八木町八木奥山	A(a1-a2)	—
213-153	八木町八木嶋朝倉	A(a1-a2)	—
213-154	八木町諸畑東山	B(c1-a2)	—
213-155	八木町諸畑双六谷	B(c1-a2)	—
213-156	八木町諸畑赤岩谷	A(a1-a2)	—
213-157	八木町室橋美津谷	A(b1-a2)	—
213-158	八木町船枝月谷	A(a1-a2)	—
213-159	八木町船枝ロクロヶ谷	A(b1-a2)	—
213-160	八木町氷所東谷	B(c1-a2)	—
213-161	八木町氷所中谷山	A(b1-a2)	—
213-162	八木町日置汁谷	A(b1-a2)	—
213-163	八木町日置坂垣内	C(c1-c2)	—
213-211	八木町八木奥山	A(a1-a2)	—

日吉町(合計－41 箇所)

(令和6年1月現在)

危険地区番号	調査箇所名	危険度ランク	備考
213-164	日吉町畑郷奥山	A (b1-a2)	—
213-165	日吉町畑郷滝ヶ谷	A (a1-b2)	—
213-166	日吉町畑郷穴谷	A (a1-b2)	—
213-167	日吉町畑郷ヒグスリ	A (b1-a2)	—
213-168	日吉町畑郷東谷上	A (a1-a2)	—
213-169	日吉町田原中尾	B (a1-c2)	—
213-170	日吉町田原引尾	C (b1-c2)	—
213-171	日吉町田原不動ヶ谷	A (b1-a2)	—
213-172	日吉町四ッ谷長谷	B (a1-c2)	—
213-173	日吉町四ッ谷奥山	B (a1-c2)	—
213-174	日吉町四ッ谷奥山	C (b1-c2)	—
213-175	日吉町四ッ谷積谷	A (b1-a2)	—
213-176	日吉町四ッ谷市田谷	B (b1-b2)	—
213-177	日吉町四ッ谷市井ノ谷	A (a1-b2)	—
213-178	日吉町四ッ谷市松尾谷	A (a1-a2)	—
213-179	日吉町四ッ谷今谷	A (a1-a2)	—
213-180	日吉町四ッ谷栢木谷	A (b1-a2)	—
213-181	日吉町四ッ谷東ヶ谷	B (c1-a2)	—
213-182	日吉町佐々江道奥谷	A (b1-a2)	—
213-183	日吉町佐々江向段	C (b1-c2)	—
213-184	日吉町佐々江向段	A (a1-a2)	—
213-185	日吉町佐々江向段	A (b1-a2)	—
213-186	日吉町佐々江明日ヶ谷	C (c1-b2)	—
213-187	日吉町佐々江明日ヶ谷東	B (b1-b2)	—
213-188	日吉町生畑北ノ谷	C (c1-c2)	—
213-189	日吉町生畑大柏子	C (c1-b2)	—
213-190	日吉町生畑迫	A (b1-a2)	—
213-191	日吉町生畑岡ノ谷	A (a1-a2)	—
213-192	日吉町木住猪ノ谷	B (c1-a2)	—
213-193	日吉町中世木神割	C (b1-c2)	—
213-194	日吉町中世木谷山	A (b1-a2)	—
213-195	日吉町中世木一本木	A (a1-b2)	—
213-196	日吉町中世木南山	A (b1-a2)	—
213-197	日吉町中世木上谷	A (a1-b2)	—
213-198	日吉町中世木赤部谷	B (b1-b2)	—
213-199	日吉町殿田城山	B (c1-a2)	—
213-200	日吉町畑郷横谷	A (b1-a2)	—
213-201	日吉町木住西谷	A (b1-a2)	—
213-202	日吉町田原大山	C (b1-c2)	—
213-203	日吉町天若イビキ谷	C (c1-c2)	—
213-204	日吉町畑郷鏡坂	A (a1-a2)	—

美山町(合計－131 箇所)

(令和6年1月現在)

危険地区番号	調査箇所名	危険度ランク	備考
213-001	美山町福居	A (a1-a2)	—
213-002	美山町福居	C (c1-c2)	—

危険地区番号	調査箇所名	危険度ランク	備考
213-003	美山町福居	C(c1-c2)	—
213-004	美山町福居	C(c1-c2)	—
213-005	美山町洞	B(c1-a2)	—
213-006	美山町洞	A(a1-a2)	—
213-007	美山町豊郷	C(b1-c2)	—
213-008	美山町豊郷	A(b1-a2)	—
213-009	美山町豊郷	A(a1-b2)	—
213-010	美山町豊郷	B(b1-b2)	—
213-011	美山町洞	B(a1-c2)	—
213-012	美山町豊郷	A(a1-b2)	—
213-013	美山町豊郷	B(b1-b2)	—
213-014	美山町豊郷	B(c1-a2)	—
213-015	美山町豊郷	A(a1-b2)	—
213-016	美山町豊郷	A(a1-b2)	—
213-017	美山町鶴ヶ岡	A(a1-a2)	—
213-018	美山町田土	A(a1-a2)	—
213-019	美山町脇	A(a1-a2)	—
213-020	美山町福居	C(b1-c2)	—
213-021	美山町熊壁	A(a1-a2)	—
213-022	美山町庄田庄田谷	A(a1-a2)	—
213-023	美山町知見	A(b1-a2)	—
213-024	美山町知見	C(c1-c2)	—
213-025	美山町知見	C(c1-c2)	—
213-026	美山町知見	A(a1-b2)	—
213-027	美山町知見	B(a1-c2)	—
213-028	美山町知見	A(b1-a2)	—
213-029	美山町知見	A(a1-b2)	—
213-030	美山町知見	C(b1-c2)	—
213-031	美山町知見	A(a1-a2)	—
213-032	美山町知見	B(a1-c2)	—
213-033	美山町江和	C(b1-c2)	—
213-034	美山町棚	A(b1-a2)	—
213-035	美山町棚	A(b1-a2)	—
213-036	美山町鶴ヶ岡	B(a1-c2)	—
213-037	美山町高野	B(c1-a2)	—
213-038	美山町北	A(b1-a2)	—
213-039	美山町北	A(a1-a2)	—
213-040	美山町北	A(a1-b2)	—
213-041	美山町北	B(a1-c2)	—
213-042	美山町知見	C(c1-c2)	—
213-043	美山町河内谷	B(a1-c2)	—
213-044	美山町田歌	A(b1-a2)	—
213-045	美山町芦生	C(b1-c2)	—
213-046	美山町芦生	C(b1-c2)	—
213-047	美山町芦生	B(a1-c2)	—
213-048	美山町檜原	A(a1-a2)	—
213-049	美山町檜原	A(a1-b2)	—
213-050	美山町音海	A(a1-a2)	—
213-051	美山町音海	B(a1-c2)	—
213-052	美山町音海	B(a1-c2)	—

危険地区番号	調査箇所名	危険度ランク	備考
213-053	美山町音海	B(a1-c2)	—
213-054	美山町岩江戸	A(a1-b2)	—
213-055	美山町三埜	A(a1-b2)	—
213-056	美山町三埜	B(a1-c2)	—
213-057	美山町三埜	A(a1-a2)	—
213-058	美山町三埜	B(c1-a2)	—
213-059	美山町大野	A(b1-a2)	—
213-060	美山町上司	B(a1-c2)	—
213-061	美山町和泉	B(c1-a2)	—
213-062	美山町和泉	A(a1-a2)	—
213-063	美山町静原	A(a1-a2)	—
213-064	美山町高野	A(b1-a2)	—
213-065	美山町高野	B(b1-b2)	—
213-066	美山町高野	A(a1-a2)	—
213-067	美山町高野	B(a1-c2)	—
213-068	美山町静原	A(a1-a2)	—
213-069	美山町静原	A(a1-b2)	—
213-070	美山町上平屋	A(a1-a2)	—
213-071	美山町上平屋	A(a1-a2)	—
213-072	美山町上平屋	A(a1-a2)	—
213-073	美山町安掛	A(a1-a2)	—
213-074	美山町荒倉	A(a1-b2)	—
213-075	美山町荒倉	A(a1-a2)	—
213-076	美山町内久保	A(a1-a2)	—
213-077	美山町内久保	A(a1-a2)	—
213-078	美山町野添	B(c1-a2)	—
213-079	美山町佐々里	A(a1-a2)	—
213-080	美山町佐々里	B(b1-b2)	—
213-081	美山町檜原	A(a1-a2)	—
213-082	美山町向山	A(b1-a2)	—
213-083	美山町小渕	A(a1-b2)	—
213-084	美山町萱野	A(a1-a2)	—
213-085	美山町萱野	A(a1-a2)	—
213-086	美山町長谷	B(c1-a2)	—
213-087	美山町長谷	B(b1-b2)	—
213-088	美山町長谷	A(a1-a2)	—
213-089	美山町島	A(a1-a2)	—
213-090	美山町島	B(a1-c2)	—
213-091	美山町島	B(a1-c2)	—
213-092	美山町静原	C(c1-b2)	—
213-093	美山町宮脇	A(a1-a2)	—
213-094	美山町宮脇	A(a1-b2)	—
213-095	美山町宮脇	A(a1-a2)	—
213-096	美山町又林	A(b1-a2)	—
213-097	美山町下平屋	A(a1-b2)	—
213-098	美山町長尾	A(b1-a2)	—
213-099	美山町長尾	A(a1-a2)	—
213-100	美山町長尾	B(a1-c2)	—
213-101	美山町深見	A(a1-b2)	—
213-102	美山町深見	A(a1-a2)	—

危険地区番号	調査箇所名	危険度ランク	備考
213-103	美山町深見	A(a1-a2)	—
213-104	美山町深見	B(c1-a2)	—
213-105	美山町深見	A(b1-a2)	—
213-106	美山町深見	B(c1-a2)	—
213-107	美山町板橋	C(c1-b2)	—
213-108	美山町宮脇	B(a1-c2)	—
213-109	美山町原	A(a1-a2)	—
213-110	美山町原	A(a1-b2)	—
213-111	美山町原	A(a1-b2)	—
213-112	美山町原	A(a1-a2)	—
213-113	美山町原	A(a1-a2)	—
213-114	美山町大野・上司・和泉・高野(今宮)・奈良井	B(c1-a2)	—
213-115	美山町佐々里	A(a1-a2)	—
213-116	美山町安掛	B(a1-c2)	—
213-117	美山町佐々里	C(b1-c2)	—
213-118	美山町河内谷	C(b1-c2)	—
213-119	美山町盛郷	A(b1-a2)	—
213-120	美山町高野	A(a1-a2)	—
213-121	美山町大野	B(a1-c2)	—
213-122	美山町肱谷中ノ谷	C(b1-c2)	—
213-123	美山町神谷馬場谷	A(b1-a2)	—
213-124	美山町中磯木山	A(b1-a2)	—
213-125	美山町盛郷大將軍盛之脇	C(b1-c2)	—
213-126	美山町豊郷障子谷	C(b1-c2)	—
213-127	美山町福居スグ谷	B(c1-a2)	—
213-131	美山町法京中山	A(a1-a2)	—
213-207	美山町内久保ヒロデ	C(c1-c2)	—
213-208	美山町内久保ヒロデ2	C(c1-c2)	—
213-212	美山町原瀧ノ方	C(c1-c2)	—

出典：京都府南丹広域振興局 森づくり振興課

③ 雪崩危険箇所

(令和6年1月現在)

所在地	危険箇所名	箇所番号	所在地	危険箇所名	箇所番号
美山町原	原(1)	1	美山町長谷	長谷(2)	15
美山町原	原(2)	2	美山町静原	静原(1)	16
美山町板橋	板橋	3	美山町静原	静原(2)	17
美山町宮脇	宮脇	4	美山町静原	静原(3)	18
美山町檜原	檜原	5	美山町島	島(1)	19
美山町小渕	小渕	6	美山町静原	静原(4)	20
美山町岩江戸	岩江戸(1)	7	美山町島	島(2)	21
美山町川谷	川谷(1)	8	美山町下吉田	下吉田(1)	22
美山町川谷	川谷(2)	9	美山町下平屋	下平屋(1)	23
美山町川谷	川谷(3)	10	美山町又林	又林(2)	24
美山町大野	大野	11	美山町下平屋	下平屋(2)	25
美山町上司	上司(1)	12	美山町下平屋	下平屋(3)	26

所在地	危険箇所名	箇所番号	所在地	危険箇所名	箇所番号
美山町長谷	長谷(1)	13	美山町安掛	安掛	27
美山町和泉	和泉(1)	14	美山町長尾	長尾	28
美山町野添	野添	29	美山町豊郷	豊郷(2)	5
美山町荒倉	荒倉(1)	30	美山町芦生	芦生(1)	6
美山町内久保	内久保(1)	31	美山町豊郷	豊郷(6)	7
美山町南	南(1)	32	美山町福居	福居(3)	8
美山町南	南(2)	33	美山町原	原(5)	9
美山町北	北	34	美山町原	原(7)	10
美山町中	中	35	美山町原	原(9)	11
美山町河内谷	河内谷(1)	36	美山町原	原(10)	12
美山町河内谷	河内谷(2)	37	美山町檜原	檜原(6)	13
美山町河内谷	河内谷(3)	38	美山町音海	音海(2)	14
美山町下	下(1)	39	美山町音海	音海(3)	15
美山町下	下(2)	40	美山町向山	向山	16
美山町江和	江和(1)	41	美山町三埜	三埜(1)	17
美山町田歌	田歌(1)	42	美山町岩江戸	岩江戸(5)	18
美山町田歌	田歌(2)	43	美山町岩江戸	岩江戸(6)	19
美山町須後	須後(1)	44	美山町三埜	三埜(2)	20
美山町須後	須後(2)	45	美山町長谷	長谷(5)	21
美山町砂木	砂木	46	美山町下吉田	下吉田(2)	22
美山町棚村	棚村	47	美山町深見	深見(3)	23
美山町川合	川合	48	美山町高野	高野(6)	24
美山町洞	洞	49	美山町鶴ヶ岡	鶴ヶ丘(4)	25
美山町平野	平野	50	美山町田歌	田歌(4)	26
美山町松尾	松尾	51	美山町芦生	芦生(3)	27
美山町船津	船津	52	美山町佐々里	佐々里(2)	28
美山町殿	殿(1)	53	美山町佐々里	佐々里(3)	29
美山町殿	殿(2)	54	美山町佐々里	佐々里(4)	30
美山町田土	田土	55	美山町豊郷	豊郷(11)	31
美山町吉田	吉田	56	美山町福居	福居(4)	32
美山町林	林	57	美山町福居	福居(6)	33
美山町庄田	庄田	58	美山町福居	福居(7)	34
美山町熊壁	熊壁	59	美山町福居	福居(9)	35
美山町檜原	檜原(2)	1	美山町福居	福居(11)	36
美山町音海	音海(1)	2	美山町知見	知見(3)	37
美山町又林	又林(1)	3	美山町知見	知見(4)	38
美山町高野	高野(3)	4			

出典：京都府南丹広域振興局 森づくり振興課

④ 地すべり危険箇所

(平成 22 年 10 月 1 日現在)

河川	水系	河川名	所在地			危険箇所概要		土石流危険区域				備考	
								被害想定区域面積	保全対象				
			市名	町村名	字名	危険箇所面積	地質条件		人口	人家戸数	左記以外の公共施設等	区域の指定	地すべり履歴
一級	由良川	由良川	南丹市	美山町	大内	18.8	砂岩・粘板岩	18.8	118	42	公民館・町道	無	S28

⑤ 砂防指定地

(合計－165 箇所)

(平成 22 年 10 月 1 日現在)

〈園部町〉

番号	溪流名	水系	所在地		告示年月日	指定地面積(ha)			指定地延長(m)	備考
						面指定	線指定			
2	面指定	面指定	園部町	大戸	T 7. 4. 4	2.53	2.53			面
4	面指定	面指定	園部町	大戸他	T11.10.14	15.51	15.51			面
9	八田川	淀川	園部町	南八田	S15.11. 8	0.39		0.39	300.0	
10	園部川	淀川	園部町	大河内	S15.11. 8	5.62	0.58	5.04	578.5	
11	奈良ヶ谷川	淀川	園部町	埴生	S23. 6.30	8.33	7.76	0.57	551.3	
12	半田川	淀川	園部町	口司	S23. 6.30	5.44		5.44	544.0	
13	木の谷川及びカントリ川	淀川	園部町	竹井	S23. 6.30	12.36	11.98	0.38	215.1	
14	陣田川	淀川	園部町	新堂	S23. 6.30	34.98	30.34	4.64	1,545.7	
15	太久羅谷川	淀川	園部町	新堂	S23. 6.30	0.12		0.12	150.0	
17	蛇ヶ谷川	淀川	園部町	埴生	S25. 4.14	2.97		2.97	1,100.0	
23	園部川	淀川	園部町	大河内	S30. 6. 4	1.28		1.28	500.0	追加 10
26	園部川	淀川	園部町	大河内	S31.10. 6	1.63		1.63	495.0	追加 10
29	藪田川	淀川	園部町	南大谷	S31.11.20	9.78		9.78	1,630.0	
30	長谷川	淀川	園部町	穴人	S31.11.20	8.70		8.70	1,450.0	
31	奥の谷川	淀川	園部町	穴人	S31.11.20	2.20		2.20	855.0	
32	高原川	淀川	園部町	穴人	S31.11.20	7.70		7.70	1,285.0	
33	船坂川	淀川	園部町	船坂	S31.11.20	10.59		10.59	1,765.0	
34	奥山川	淀川	園部町	天引	S32. 3.23	9.86		9.86	2,900.0	
37	八田川及び芋掘谷川	淀川	園部町	南八田	S32.12.16	10.00	1.00	9.00	2,890.0	追加 9
40	奈良ヶ谷川	淀川	園部町	埴生	S33.11.11	0.81		0.81	665.0	追加 11
42	大阪谷川	淀川	園部町	竹井	S36. 3. 3	9.06		9.06	1,510.0	
43	熊崎川	淀川	園部町	熊崎	S36. 3. 3	2.36		2.36	665.0	
45	中山川	淀川	園部町	法京	S39. 2.21	0.97		0.97	330.0	
46	堂ノ谷川	淀川	園部町	法京	S39. 2.21	0.48		0.48	215.0	
48	西埴生川	淀川	園部町	埴生	S39.12.17	8.89		8.89	1,270.0	
49	熊崎谷川	淀川	園部町	熊崎	S39.12.17	3.04		3.04	765.0	
51	半田川	淀川	園部町	口司	S39.12.17	1.42		1.42	830.0	追加 12
52	宮ノ谷川	淀川	園部町	殿谷	S39.12.17	0.76		0.76	200.0	
58	曾我谷川	淀川	園部町	曾我谷	S41. 9. 9	16.66		16.66	2,700.0	
61	宮の谷川	淀川	園部町	殿谷	S41.10.18	8.61		8.61	1,435.0	追加 52
62	横尾川	淀川	園部町	船岡	S41.10.18	23.23		23.23	3,900.0	
63	きみ谷川	淀川	園部町	口司	S41.10.18	8.14		8.14	1,350.0	
71	法京北川	淀川	園部町	法京	S45. 9.21	7.20		7.20	1,200.0	
75	山田川	淀川	園部町	曾我谷	S46. 6.24	6.00		6.00	2,000.0	
76	サイ谷川	淀川	園部町	天引	S46. 6.24	4.50		4.50	750.0	
88	大谷川	淀川	園部町	黒田	S55. 3.29	1.87		1.87	265.0	
92	大谷川	淀川	園部町	黒田	S56. 9.17	0.36		0.36	250.0	追加 88
93	熊崎川	淀川	園部町	熊崎	S57. 5.25	1.58		1.58	775.0	追加 43
94	宮ノ谷川	淀川	園部町	口人	S57. 9.17	0.53		0.53	232.0	
98	倉ヶ谷川	淀川	園部町	法京	S59. 3.24	0.28		0.28	65.0	
101	大阪谷川及び左右支川	淀川	園部町	竹井	S60. 3.25	0.52		0.52	134.0	追加 42
102	河谷川	淀川	園部町	船岡	S60. 3.25	0.61		0.61	194.0	

番号	溪流名	水系	所在地		告示年月日	指定地面積(ha)			指定地延長 (m)	備考
							面指定	線指定		
103	石ヶ坪川	淀川	園部町	口人	S60. 3.25	0.66		0.66	166.0	
105	石ヶ坪谷川	淀川	園部町	口人	S61. 3.17	1.42		1.42	581.0	
108	倉ヶ谷川	淀川	園部町	法京	S62. 3.16	0.14		0.14	117.0	追加 98
110	塚原川	淀川	園部町	竹井	S63. 1.23	0.58		0.58	226.0	
111	河谷川	淀川	園部町	船岡	S63. 1.23	0.70		0.70	594.0	追加 102
113	大阪谷川及び右支川	淀川	園部町	竹井	S63. 3.18	1.02		1.02	425.5	追加 42
114	熊崎川及び陣田川	淀川	園部町	熊崎	S63. 3.18	0.75		0.75	314.0	追加 43
118	八阪川及び右二支川	淀川	園部町	天引	S63.12.15	0.90		0.90	171.5	
119	イヤ谷川	淀川	園部町	仁江	S63.12.15	1.03		1.03	180.5	
121	室谷川	淀川	園部町	殿谷	H 1.11. 7	0.55		0.55	98.7	
123	園部川	淀川	園部町	大河内	H 2. 2.19	0.51		0.51	263.7	追加 10
124	室谷川	淀川	園部町	殿谷	H 3. 2.19	0.60		0.60	13.0	追加 121
126	室谷川	淀川	園部町	殿谷	H 4. 3.13	0.96		0.96	280.0	追加 121
129	河谷川	淀川	園部町	船岡	H 5. 3.25	0.74		0.74	288.2	追加 102
130	広瀬谷川	淀川	園部町	竹井	H 5. 3.25	0.97		0.97	316.6	
133	広瀬谷川	淀川	園部町	竹井	H 6. 2. 3	0.33		0.33	155.0	追加 130
136	イヤ谷川	淀川	園部町	仁江	H 7.10. 4	0.39		0.39	195.0	追加 119
137	八阪川	淀川	園部町	天引	H 8. 3.15	0.53		0.53	225.0	追加 118
142	イヤ谷川	淀川	園部町	仁江	H 9. 6.11	0.12		0.12	115.0	追加 119
144	嶽川	淀川	園部町	天引	H 9.12.22	25.78	24.16	1.62	388.6	
149	谷ノ奥川	淀川	園部町	黒田	H12. 5.16	1.03	1.03		210.0	
170	菖蒲谷川	淀川	園部町	殿谷	R 3.10. 8					

〈八木町〉

番号	溪流名	水系	所在地		告示年月日	指定地面積(ha)			指定地延長 (m)	備考
							面指定	線指定		
1	面指定	面指定	八木町	船枝	T 5. 6. 1	363.62	363.62			面
3	面指定	面指定	八木町	氷所	T11. 4.13	101.62	101.62			面
6	面指定	面指定	八木町	氷所他	S 4. 4. 1	163.39	163.39			面
8	三俣川	淀川	八木町	西田他	S12. 7.13	5.10		5.10	1,880.0	
20	柴山川	淀川	八木町	八木	S27. 7.11	4.50		4.50	750.0	
22	久保谷川	淀川	八木町	神吉	S30. 6. 4	0.20		0.20	300.0	
53	桃谷川	淀川	八木町	日置	S41. 9. 9	5.10		5.10	850.0	
54	水谷川	淀川	八木町	日置	S41. 9. 9	3.24		3.24	540.0	
55	奥津原川	淀川	八木町	神吉	S41. 9. 9	21.60		21.60	3,600.0	
59	官山川	淀川	八木町	諸畑	S41.10.18	12.00		12.00	2,000.0	
67	笹ヶ谷川	淀川	八木町	諸畑	S43. 7.30	6.52		6.52	1,087.0	
70	清谷川	淀川	八木町	船枝	S44. 5.26	4.20		4.20	700.0	
86	美津谷川	淀川	八木町	諸畑	S54. 4.17	1.10		1.10	210.0	
91	美津谷川	淀川	八木町	諸畑	S56. 9.17	0.84		0.84	415.0	追加 86
99	清源寺谷川	淀川	八木町	諸畑	S60. 3.25	0.57		0.57	176.0	
120	清源寺谷川	淀川	八木町	諸畑	H 1. 1.23	0.86		0.86	584.0	追加 99
138	柴山川同右支川	淀川	八木町	柴山	H 8. 4. 9	1.16		1.16	270.0	追加 20
148	谷口川	淀川	八木町	美里	H11. 9.22	0.11		0.11	125.0	
152	笹ヶ谷川	淀川	八木町	諸畑	H12. 8. 9	0.51		0.51	296.0	追加 67
155	美津谷川	淀川	八木町	室橋	H13. 3.16	0.27		0.27	195.0	追加 86,91
161	笹ヶ谷川	淀川	八木町	諸畑	H20.7.29	1.50		1.50	495.0	追加 67
162	清源寺谷川	淀川	八木町	室畑	H21.3.30	0.26		0.26	190.0	追加 99

〈日吉町〉

番号	溪流名	水系	所在地		告示年月日	指定地面積(ha)			指定地延長 (m)	備考
							面指定	線指定		
5	面指定	面指定	日吉町	天若	T15. 3.12	204.90	204.90			面
35	上世木川	淀川	日吉町	上世木	S32. 3.23	0.20		0.20	330.0	
65	海老谷川	淀川	日吉町	四ッ谷	S43. 7.30	22.80		22.80	3,800.0	
66	折ヤ谷川	淀川	日吉町	生畑	S43. 7.30	3.90		3.90	650.0	
69	牧山川	淀川	日吉町	牧山	S44. 5.26	18.50		18.50	3,080.0	
72	横谷川	由良川	日吉町	畑郷	S45. 9.21	13.80		13.80	2,300.0	
80	中世木川	淀川	日吉町	中世木	S49. 4. 3	22.80		22.80	3,800.0	
112	高谷川	淀川	日吉町	志和賀	S63. 1.23	0.57		0.57	119.0	
127	高谷川	淀川	日吉町	志和賀	H 4. 3.13	0.40		0.40	289.0	追加 112
143	藪谷川	淀川	日吉町	四ッ谷	H 9. 6.11	17.90	15.81	2.09	789.3	
150	観音川	淀川	日吉町	志和賀	H12. 5.16	9.53	9.33	0.20	450.0	
151	北垣内川	淀川	日吉町	四ッ谷	H12. 5.16	1.03	0.90	0.13	520.0	
158	松尾谷川	淀川	日吉町	四ッ谷	H16. 8.12	50.44	50.01	0.43	1,450.0	
159	家ノ前川	淀川	日吉町	四ッ谷	H18.2.10	11.13	10.81	0.32	540.0	
165	谷山川	淀川	日吉町	中世木	H29.12.26					
166	谷山川	淀川	日吉町	中世木	R 1.12.23					

〈美山町〉

番号	溪流名	水系	所在地		告示年月日	指定地面積(ha)			指定地延長 (m)	備考
							面指定	線指定		
2	深見谷川	由良川	美山町	深見	S23. 6.30	11.58		11.58	1,930.0	
3	五所ヶ谷川	由良川	美山町	深見	S23. 6.30	0.96		0.96	250.0	
6	恩谷川	由良川	美山町	北	S25. 4.14	0.34	0.29	0.05	350.0	
13	内杉谷川	由良川	美山町	芦生	S26. 3.26	18.42	13.92	4.50	1,500.0	
14	ヒックラ谷川	由良川	美山町	芦生	S26. 3.26	11.70		11.70	3,900.0	
15	芦生川	由良川	美山町	芦生	S26. 3.26	68.62	68.60	0.02	1,400.0	
16	梅の木谷川	由良川	美山町	芦生	S26. 3.26	0.13		0.13	700.0	
17	中の谷川	由良川	美山町	佐々里	S26. 3.26	6.90		6.90	2,300.0	
19	須後谷川	由良川	美山町	芦生	S27. 7.11	4.44	4.35	0.09		
20	芦谷川	由良川	美山町	田歌	S27. 7.11	223.15		223.15		
21	棚野川	由良川	美山町	盛郷	S27. 7.11	1.62		1.62	1,200.0	
22	佐々里川	由良川	美山町	佐々里	S29. 3.29	14.30		14.30	5,900.0	
23	道の谷川	由良川	美山町	佐々里	S29. 3.29	8.31		8.31	1,400.0	
24	一の谷川	由良川	美山町	白石	S29. 3.29	3.30		3.30	1,100.0	
25	芦谷川	由良川	美山町	田歌	S29. 3.29	0.07		0.07	400.0	追加 20
26	五波谷川	由良川	美山町	田歌	S29. 3.29	15.88	9.58	6.30	2,100.0	
27	河内谷川	由良川	美山町	河内谷	S30. 6. 4	4.66		4.66	2,800.0	
28	山森川	由良川	美山町	福居	S30. 6. 4	7.30	3.70	3.60	1,200.0	
29	湯屋ヶ谷川	由良川	美山町	江和	S31. 5.26	0.75		0.75	600.0	
30	津の本谷川	由良川	美山町	北	S31. 5.26	2.80		2.80	1,900.0	
31	横谷川	由良川	美山町	福居	S31. 5.26	1.21		1.21	1,650.0	
32	庄田奥の谷川	由良川	美山町	福居	S31. 5.26	2.69		2.69	550.0	
33	馬場谷川	由良川	美山町	豊郷	S31. 5.26	0.95		0.95	1,000.0	
34	西谷川	由良川	美山町	三埜	S31. 5.26	5.46		5.46	3,200.0	
36	前谷川	由良川	美山町	知見	S31.10. 6	2.81		2.81	1,100.0	
37	一の谷川	由良川	美山町	知見	S31.10. 6	2.59		2.59	1,000.0	
38	上谷川	由良川	美山町	福居	S31.10. 6	3.12		3.12	2,400.0	
39	洞ヶ谷川	由良川	美山町	豊郷	S31.10. 6	3.24		3.24	1,900.0	
40	ヶシ谷川	由良川	美山町	盛郷	S31.10. 6	2.79		2.79	1,800.0	
41	掛橋谷川	由良川	美山町	豊郷	S31.11.15	5.09		5.09	950.0	
42	小畠谷川	由良川	美山町	知見	S32. 3.23	10.10		10.10	2,600.0	
43	原川	由良川	美山町	原	S32. 3.23	7.18		7.18	2,600.0	
44	イメタチ川	由良川	美山町	福居	S32. 3.23	2.53		2.53	1,700.0	
45	東谷川	由良川	美山町	三埜	S32. 3.23	7.40		7.40	2,900.0	
47	権現谷川	由良川	美山町	知見	S32.12.16	1.15		1.15	1,000.0	
49	太田川	由良川	美山町	福居	S33.11.11	2.40		2.40	1,800.0	
55	オソノロ谷川	由良川	美山町	盛郷	S36. 3. 3	7.32		7.32	1,600.0	

番号	溪流名	水系	所在地		告示年月日	指定地面積(ha)			指定地延長 (m)	備考
							面指定	線指定		
57	品谷川	由良川	美山町	佐々里	S39. 2.21	2.20		2.20	700.0	
66	奥の谷川	由良川	美山町	田歌	S41. 9. 9	5.58		5.58	930.0	
67	神谷川	由良川	美山町	豊郷	S41.10.18	8.40		8.40	1,400.0	
68	奥手柳川	由良川	美山町	河内谷	S42. 3.22	9.00		9.00	1,500.0	
69	法明寺谷川	由良川	美山町	鶴ヶ岡	S42. 3.22	1.06		1.06	450.0	
73	庵の谷川	由良川	美山町	大野	S44. 1.16	7.80		7.80	1,300.0	
74	火の谷川	由良川	美山町	宮脇	S44. 5.26	4.50		4.50	750.0	
75	西川及び右支川	由良川	美山町	洞	S47. 4.14	22.80		22.80	3,800.0	
77	貝谷川	由良川	美山町	長谷	S50. 6.18	4.20		4.20	700.0	
78	中の谷川及び右支川	由良川	美山町	佐々里	S50. 6.18	9.00		9.00	1,500.0	追加 17
80	宮ノ谷川	由良川	美山町	肱谷	S53. 6. 8	27.60		27.60	460.0	
84	洞ヶ谷川	由良川	美山町	豊郷	S55. 3.29	3.67		3.67	610.0	追加 39
86	松尾谷川	由良川	美山町	豊郷	S57. 5.25	0.85		0.85	160.0	
88	水迫谷川	由良川	美山町	鶴ヶ岡	S60. 3.25	0.60		0.60	134.0	
91	松尾谷川	由良川	美山町	豊郷	S62. 3.16	0.24		0.24	238.0	追加 86
93	恩谷川及び右支川	由良川	美山町	北	S63. 1.23	0.89		0.89	151.0	追加 6
95	土生谷川	由良川	美山町	豊郷	H 1.11. 7	0.65		0.65	140.0	
97	水迫谷川	由良川	美山町	鶴ヶ岡	H 2. 2.19	0.10		0.10	82.3	追加 88
98	恩谷川	由良川	美山町	北	H 3. 2.19	0.93		0.93	370.0	追加 6
99	庄田奥ノ谷川	由良川	美山町	福居	H 4. 3.13	13.69	6.69	7.00	170.0	
101	土生谷川	由良川	美山町	豊郷	H 6. 6.10	0.48		0.48	285.8	追加 95
102	荒倉谷川	由良川	美山町	荒倉	H 7. 2. 9	2.06		2.06	483.0	
103	川谷川	由良川	美山町	三埜	H11. 2.17	4.66	4.50	0.16	350.0	
104	荒倉谷川	由良川	美山町	荒倉	H12. 1.25	0.48		0.48	222.0	追加 102
105	家尻谷川	由良川	美山町	福居	H12.11.28	13.01	12.84	0.17	630.0	
106	上司谷川	由良川	美山町	上司	H14.8.27	13.37	12.42	0.95	810.0	
107	吉田奥ノ谷川	由良川	美山町	盛郷	H16.12.2	66.55	66.21	0.34	1,100.0	
108	向山谷川	由良川	美山町	向山	H19.9.19	14.70	14.66	0.04	600.0	
109	英サ谷川	由良川	美山町	島	H22.7.15	54.38	54.17	0.21	1,160.0	

⑥ 土石流危険渓流箇所

(一級河川－合計 584 箇所)

(令和5年1月2日現在)

〈園部町－淀川水系〉

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	流域概要		土石流危険区域					
						保全対象					左記以外の 公共施設等
				流域 面積	地質条 件	氾濫区域 面積	人口	人家 戸数	災害時要援護者 施設		
ぬ 001	隅田川	大屋 1	曾我谷	0.01	古生層	7,334	22	8		大蔵禅寺	
ぬ 002	隅田川	大屋 2	曾我谷	0.03	古生層	7,334	14	5			
ぬ 003	隅田川	北垣内	曾我谷	0.01	古生層	8,131	20	7			
ぬ 004	隅田川	下土井	曾我谷	0.01	古生層	4,354	14	5			
ぬ 005	隅田川	下土井 1	曾我谷	0.01	古生層	4,354	14	5			
ぬ 006	隅田川	下土井 2	曾我谷	0.02	古生層	8,841	25	9			
ぬ 007	隅田川	中土井	曾我谷	0.05	古生層	9,538	28	10			
ぬ 008	隅田川	上土井	曾我谷	0.05	古生層	7,078	25	9			
ぬ 009	隅田川	奥ノ谷 1	千妻	0.04	古生層	17,501	17	6		消防施設、千妻区公民館	
ぬ 010	隅田川	奥ノ谷 2	千妻	0.03	古生層	16,724	25	9			
ぬ 011	隅田川	河谷川	藁無	0.37	古生層	32,651	14	5		治宮神社、林松寺	
ぬ 012	陣田川	オカシタ谷	新堂	0.01	古生層	5,454	25	9			
ぬ 013	陣田川	大石ヶ谷	新堂	0.02	古生層	16,388	6	2		新堂区公民館	
ぬ 014	陣田川	大迫	新堂	0.02	古生層	16,388	14	5		新堂区公民館	
ぬ 015	陣田川	大迫 1	新堂	0.04	古生層	15,970	17	6			
ぬ 016	陣田川	片山	熊崎	0.12	古生層	16,238	17	6			
ぬ 017	陣田川	左原	熊崎	0.01	古生層	8,116	17	6		生長工務店作業所	
ぬ 019	園部川	山中畷	上木崎	0.06	古生層	11,277	31	11		春日神社	
ぬ 020	半田川	大門	城南町	0.02	古生層	8,406	20	7			
ぬ 021	半田川	北	半田	0.03	古生層	18,865	14	5			
ぬ 022	半田川	宮ノ谷	半田	0.04	古生層	12,509	3	1		清泉寺	
ぬ 023	半田川	西プロ	半田	0.05	古生層	16,256	17	6			
ぬ 024	半田川	西プロ 1	半田	0.02	古生層	17,248	14	5			
ぬ 025	半田川	石ヶ坪	口人	0.25	古生層	63,209	20	7			
ぬ 026	半田川	垣内	口人	0.17	古生層	80,730	14	5			
ぬ 027	半田川	室谷	口人	0.04	古生層	21,782	20	7			
ぬ 028	半田川	岡ノ谷	口司	0.05	古生層	24,590	17	6			
ぬ 030	半田川	きみ谷川	口司	0.05	古生層	69,710	56	20			
ぬ 032	園部川	上中畷 2	上木崎	0.05	古生層	15,368	78	28		天理桐ノ庄分教会	
ぬ 033	園部川	砂尻	上木崎	0.19	古生層	31,948	31	11			
ぬ 034	園部川	砂尻 1	上木崎	0.03	古生層	10,992	17	6			
ぬ 035	園部川	谷ノ奥川	黒田	0.03	古生層	9,057	22	8			
ぬ 036	園部川	堂ノ奥	黒田	0.04	古生層	14,151	31	11		黒田区公民館、黒田農産物集出荷所	
ぬ 039	園部川	岩谷	黒田	0.08	古生層	12,445	22	8			
ぬ 041	本梅川	井戸谷	大西	0.03	古生層	21,560	17	6			
ぬ 042	本梅川	桜谷	大西	0.02	古生層	16,982	22	8			
ぬ 043	本梅川	峠谷	大西	0.03	古生層	23,253	17	6			
ぬ 044	本梅川	坊ノ谷	大西	0.04	古生層	14,130	11	4		八幡宮	
ぬ 045	本梅川	西代	大西	0.02	古生層	20,371	17	6		安生寺	
ぬ 046	本梅川	中奥	大西	0.06	古生層	20,371	17	6		安生寺	
ぬ 047	本梅川	市場	宍人	0.05	古生層	9,657	0	0		市立摩気小学校、菅原神社	
ぬ 049	八田川	小屋ヶ谷	埴生	0.04	古生層	19,683	20	7			
ぬ 052	八田川	副竜寺	南八田	0.05	古生層	38,034	20	7		西本梅駐在所、曹源寺	
ぬ 053	本梅川	清水谷	埴生	0.11	古生層	13,366	17	6			
ぬ 054	本梅川	蛇ヶ谷川	埴生	0.86	古生層	69,044	92	33		埴生公民館、最福寺	
ぬ 055	本梅川	室谷	殿谷	0.02	古生層	25,367	14	5		殿谷農事集会所	
ぬ 056	本梅川	室谷川	殿谷	0.09	古生層	24,038	22	8		殿谷農事集会所、徳生寺	
ぬ 057	本梅川	梶ヶハタ	南大谷	0.17	古生層	64,987	14	5			
ぬ 059	園部川	木畑	仁江	0.04	古生層	14,125	20	7			
ぬ 060	園部川	甲溝畑	仁江	0.04	古生層	28,322	14	5		龍隠寺	
ぬ 062	園部川	イヤ谷	仁江	0.40	古生層	9,657	25	9			
ぬ 063	園部川	殿垣内	仁江	0.04	古生層	13,249	11	4		仁江公民館	

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	流域概要		土石流危険区域				
						土石流 氾濫区域 面積	保全対象			
				流域 面積	地質条 件		人口	人家 戸数	災害時要援護者 施設	左記以外の 公共施設等
ぬ 064	園部川	高原	高原	0.25	古生層	52,219	20	7		摩気神社
ぬ 065	園部川	塚原	竹井	0.10	古生層	13,443	20	7		福泉寺
ぬ 066	園部川	脇谷	大河内	0.16	古生層	82,503	48	17		
ぬ 067	園部川	ヲカノ谷 1	天引	0.10	古生層	41,564	17	6		
ぬ 068	園部川	谷田	天引	0.28	古生層	21,816	25	9		
ぬ 070	奥山川	サイタニ川	天引	0.12	古生層	20,716	14	5		
ぬ 072	園部川	堂ノ谷	法京	0.35	火山岩	22,733	17	6		善門寺
ぬ 073	園部川	中山川	法京	0.29	火山岩	17,129	14	5		法京公民館
ぬ 074	園部川	西垣内	大河内	0.09	火山岩	30,128	22	8		大山紙神社、盛光寺
ぬ 075	園部川	上ノ山	天引	0.05	古生層	10,055	3	1		大河内公民館
ぬ 076	園部川	矢所	大河内	0.34	火山岩	43,791	22	8		
ぬ 078	桂川	エゴ	高屋	0.02	古生層	28,157	31	11		禅福寺
ぬ 080	桂川	上ヶ畑	越方	0.59	古生層	35,393	14	5		
ぬ 081	桂川	西ノ谷	熊原	0.03	古生層	36,927	20	7		熊原区公民館、永昌寺
ぬ 502	陣田川	岩ヶ谷	瓜生野	0.05		5,572	20	7		
ぬ 503	陣田川	北山	熊崎	0.02		18,933	14	5		
ぬ 504	陣田川	湯屋ヶ谷	熊崎	0.02		16,880	14	5		普賢寺
ぬ 505	半田川	板ノ内	半田	0.09		36,996	22	8		
ぬ 508	園部川	裏上	横田	0.06		16,880	14	5		
ぬ 509	本梅川	相田	大西	0.02		23,253	22	8		天理教中丹文教会
ぬ 510	本梅川	谷口	穴人	0.13		23,825	17	6		
ぬ 518	本梅川	庄司谷	殿谷	0.13		18,932	6	2		鹿嶋神社
ぬ 519	本梅川	鬼谷	若森	0.03		15,011	17	6		
ぬ 520	本梅川	向町	若森	0.06		26,694	17	6		
ぬ 521	本梅川	藪田川	南大谷	0.73		73,789	17	6		南大谷公民館
ぬ 523	園部川	フジ谷	仁江	0.02		14,125	20	7		
ぬ 524	園部川	殿垣内 1	仁江	0.02		13,619	22	8		
ぬ 528	園部川	八坂 2	天引	0.02		82,503	42	15		奥村林業、集会施設
ぬ 531	桂川	岩ノ谷	大戸	0.04		8,594	20	7		
ぬ 533	桂川	薬市山	大戸	0.02		23,740	17	6		
ぬ 536	桂川	家ノ本	越方	0.13		34,105	14	5		
新ぬ 1001	桂川	宮ノ前	高屋	0.11		22,737	22	8		春日神社
新ぬ 1004	八田川	中山	南八田	0.07		27,087	8	3		あけぼの学園寮
新ぬ 1005	本梅川	室谷 1	殿谷	0.03		24,038	20	7		殿谷農事集会所
新ぬ 1007	本梅川	奥の谷川	穴人	0.44		64,500	20	7		
新ぬ 1008	園部川	下山 1	法京	0.02		8,576	14	5		普門寺
新ぬ 1009	園部川	二ツ石	大河内	0.08		76,347	17	6		
新ぬ 1012	園部川	氷畑	大河内	0.12		65,044	31	11		園部町大河内浄水場
新ぬ 1014	園部川	杉ヶ沢	大河内	0.09		65,044	34	12		園部町大河内浄水場
新ぬ 1015	園部川	溝ノ上	大河内	0.04		18,016	14	5		
新ぬ 1017	園部川	八坂	天引	0.20		82,503	56	20		集会施設
新ぬ 1018	本梅川	赤尾	埴生	0.07		18,658	14	5		
新ぬ 1019	園部川	八坂 1	天引	0.04		82,503	50	18		奥村林業、集会施設
新ぬ 1022	園部川	岩見谷	竹井	0.07		15,293	22	8		
新ぬ 1023	園部川	神田	竹井	0.01		23,057	20	7		
新ぬ 1024	園部川	片山 1	竹井	0.03		52,219	20	7		摩気神社
新ぬ 1025	園部川	摩気	竹井	0.01		30,851	20	7		摩気神社
新ぬ 1027	園部川	坂田	仁江	0.03		24,886	17	6		
新ぬ 1028	本梅川	安生	大西	0.03		20,371	20	7		安生寺
新ぬ 1030	園部川	上中畷 1	上木崎	0.03		11,700	3	1		京都府経済農業組合連合 会南丹総合事業部、液化 石油ガス製造事業所
新ぬ 1034	隅田川	奥ノ谷	千妻	0.01		10,174	22	8		千妻区公民館
新ぬ 1036	半田川	ミノダ	口人	0.04		11,475	11	4		口人区公民館
新ぬ 1037	天神川	大向	小山西 町	0.07		16,271	176	63		
新ぬ 1038	園部川	平成台	小山東 町	0.02		12,354	11	4		市立園部第二小学校
新ぬ 1039	天神川	大垣内	小山西 町	0.05		8,279	34	12		

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	流域概要		土石流危険区域				
				流域面積	地質条件	土石流 氾濫区域 面積	保全対象			
							人口	人家 戸数	災害時要援護者 施設	左記以外の 公共施設等
新ぬ 1042	園部川	西山 1	向河原	0.06		11,047	6	2		向河原ポンプ場、向河原 集会所
新ぬ 2003	桂川	宮ノ前 1	高屋	0.21		22,737	8	3		春日神社
新ぬ 2007	園部川	伊ノ谷	竹井	0.04		4,998	14	5		
新ぬ 2014	本梅川	垣内	埴生	0.10		22,456	11	4		西中町会議所
新ぬ 2027	陣田川	カシノ尾	熊崎	0.01		4,802	14	5		
新ぬ 2044	隅田川	大屋 3	曾我谷	0.01		4,930	22	8		
新ぬ 2045	隅田川	大屋	曾我谷	0.01		2,940	22	8		
ぬ 050	八田川	西埴生川	埴生	0.32	古生層	24,736	14	5		
ぬ 071	園部川	倉ヶ谷川	法京	0.03	火山岩	7,661	14	5		
ぬ 077	桂川	田尻	船岡	0.6	古生層	52,195	6	2		園部町水道事業船岡取水 施設、園部町水道事業船 岡浄水場
ぬ 527	園部川	奥ノ谷	天引	0.26		20,438	3	1		天引浄化センター
ぬ 600	園部川	嶽川		0.22			36	13		
ぬ 029	半田川	奥ノ谷	口司	0.08	古生層	34,579	3	1		
ぬ 037	園部川	トシノ奥	黒田	0.02	古生層	17,330	6	2		
ぬ 061	園部川	乙溝畑	仁江	0.02	古生層	9,657	11	4		
ぬ 501	園部川	塩田谷	小山東町	0.16		16,840	6	2		
ぬ 506	園部川	岩崎	上木崎	0.07		24,121	6	2		
ぬ 507	園部川	上中畷	上木崎	0.02		18,802	8	3		
ぬ 512	八田川	円郷	南八田	0.11		23,103	8	3		
ぬ 514	本梅川	赤尾 1	南八田	0.01		7,918	6	2		
ぬ 515	本梅川	田ノ谷	殿谷	0.04		24,852	6	2		
ぬ 516	本梅川	菖浦谷	殿谷	0.02		6,220	8	3		
ぬ 517	本梅川	宮ノ谷	殿谷	0.09		13,641	11	4		
ぬ 525	園部川	斧谷	竹井	0.32		13,925	11	4		
ぬ 526	園部川	寺ノ内	天引	0.04		6,720	6	2		
ぬ 530	園部川	アシダコヤ	天引	0.03		5,917	8	3		
ぬ 532	桂川	奥柳ヶ谷	大戸	0.12		31,654	8	3		
ぬ 534	桂川	寺谷	大戸	0.03		13,468	6	2		
ぬ 535	桂川	細ヶ谷	佐切	0.05		5,170	3	1		
新ぬ 1016	園部川	ヲカノ谷	天引	0.07		27,277	8	3		
新ぬ 1026	陣田川	JA	穴人	0.04		37,611	3	1		
新ぬ 1031	半田川	北 1	半田	0.01		31,427	6	2		
新ぬ 1032	半田川	北 2	半田	0.03		31,427	6	2		
新ぬ 1033	半田川	北 3	半田	0.02		31,427	6	2		
新ぬ 1035	天神川	宮ノ谷 1	城南町	0.01		7,444	3	1		
新ぬ 1040	本梅川	高原川	穴人	0.18		37,611	6	2		
新ぬ 2002	桂川	奥大見口	大戸	0.04		10,247	3	1		
新ぬ 2005	本梅川	庄司谷 1	殿谷	0.01		12,366	3	1		
新ぬ 2006	本梅川	菖浦谷 1	殿谷	0.2		44,311	8	3		
新ぬ 2008	園部川	氷畑 3	大河内	0.06		30,595	6	2		
新ぬ 2009	園部川	脇谷 2	大河内	0.01		2,010	3	1		
新ぬ 2010	園部川	脇谷 1	大河内	0.05		12,119	3	1		
新ぬ 2011	本梅川	垣内 3	埴生	0.03		16,695	6	2		
新ぬ 2012	本梅川	垣内 2	埴生	0.08		12,706	3	1		
新ぬ 2013	本梅川	垣内 1	埴生	0.06		19,080	3	1		
新ぬ 2015	本梅川	中島	埴生	0.03		5,565	3	1		
新ぬ 2016	本梅川	八乙女	埴生	0.09		13,711	6	2		
新ぬ 2017	園部川	小ビロセ	竹井	0.12		16,161	3	1		
新ぬ 2018	園部川	ユブリ谷	竹井	0.03		5,890	3	1		
新ぬ 2019	本梅川	口長谷	穴人	0.38		17,374	3	1		
新ぬ 2020	半田川	サバ谷	口司	0.11		20,750	8	3		
新ぬ 2021	半田川	安井	口司	0.04		8,488	3	1		
新ぬ 2024	園部川	町田	黒田	0.03		15,528	3	1		
新ぬ 2025	園部川	年ノ森 3	上木崎	0.09		10,685	3	1		
新ぬ 2026	陣田川	坊ヶ谷	瓜生野	0.03		7,760	3	1		
新ぬ 2030	園部川	年ノ森 2	上木崎	0.07		12,610	6	2		
新ぬ 2032	園部川	上河原	横田	0.01		5,266	3	1		

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	流域概要		土石流危険区域				
						土石流 氾濫区域 面積	保全対象			
				流域 面積	地質条 件		人口	人家 戸数	災害時要援護者 施設	左記以外の 公共施設等
新ぬ 2033	半田川	井上	半田	0.01		17,493	6	2		
新ぬ 2034	桂川	吉坂	船岡	0.21		15,425	3	1		
新ぬ 2036	半田川	ヒマキ	口人	0.02		11,400	6	2		
新ぬ 2038	天神川	岩ヶ谷 1	小山西 町	0.12		14,692	3	1		
新ぬ 2040	半田川	高杭 1	小山西 町	0.02		16,364	8	3		
新ぬ 2041	八田川	副竜寺 1	南八田	0.19		8,098	8	3		
新ぬ 2042	陣田川	湯屋ヶ谷 1	瓜生野	0.05		7,016	11	4		
新ぬ 2043	園部川	年ノ森 1	上木崎	0.03		9,475	6	2		
新ぬ 2048	園部川	上山 1	法京	0.34		17,443	6	2		
新ぬ 2049	園部川	平居	竹井	0.09		13,246	3	1		
ぬ 522	園部川	谷	仁江	0.02		14,125	8	3		
新ぬ 1003	八田川	中山 1	南八田	0.02		13,279	3	1		
新ぬ 2004	桂川	宮ノ前 2	高屋	0.03		13,025	3	1		
新ぬ 2029	陣田川	片山 2	熊崎	0.01		19,334	3	1		
新ぬ 3022	園部川	砂尻 2	竹井	0.04		2,637	6	2		
ぬ 040	本梅川		大西	0.01	古生層	16,193	0	0		
ぬ 079	桂川	寺谷	高屋	0.18	古生層	13,468	0	0		
新ぬ 3001	本梅川		穴人	0.4		41,555	0	0		
新ぬ 3002	半田川		口司	0.36		98,201	0	0		
新ぬ 3003	半田川		口司	0.01		16,426	0	0		
新ぬ 3004	半田川		口司	0.06		25,026	0	0		
新ぬ 3005	園部川		竹井	0.06		22,758	0	0		
新ぬ 3006	園部川		竹井	0.04		22,758	0	0		
新ぬ 3007	本梅川		穴人	0.01		7,508	0	0		
新ぬ 3008	本梅川		穴人	0.03		8,057	0	0		
新ぬ 3009	本梅川		穴人	0.03		9,387	0	0		
新ぬ 3010	園部川		竹井	0.06		11,430	0	0		
新ぬ 3011	園部川		竹井	0.09		26,829	0	0		
新ぬ 3012	園部川		船阪	0.04		17,220	0	0		
新ぬ 3013	園部川		上木崎 町	0.16		21,168	0	0		
新ぬ 3014	園部川		上木崎 町	0.04		30,106	0	0		
新ぬ 3015	園部川		上木崎 町	0.02		30,106	0	0		
新ぬ 3016	園部川		上木崎 町	0.05		30,106	0	0		
新ぬ 3017	園部川		上木崎 町	0.1		24,328	0	0		
新ぬ 3018	陣田川		熊崎	0.24		38,963	0	0		
新ぬ 3019	陣田川		熊崎	0.02		38,963	0	0		
新ぬ 3020	陣田川		熊崎	0.01		38,963	0	0		
新ぬ 3021	陣田川		熊崎	0.07		32,748	0	0		
新ぬ 3023	園部川		穴人	0.15		5,253	0	0		
新ぬ 3024	園部川		穴人	0.05		5,253	0	0		
新ぬ 3025	本梅川		大西	0.06		23,488	0	0		
新ぬ 3026	本梅川		大西	0.01		7,287	0	0		
新ぬ 3027	桂川		船岡	0.01		6,058	0	0		
新ぬ 3028	陣田川		曾我谷	0.25		21,325	0	0		
新ぬ 3029	陣田川		木崎町	0.06		11,958	0	0		
新ぬ 3030	陣田川		木崎町	0.07		7,165	0	0		
新ぬ 3031	陣田川		木崎町	0.01		5,426	0	0		
新ぬ 3032	陣田川		木崎町	0.04		5,426	0	0		
新ぬ 3033	半田川		半田	0.01		11,660	0	0		
新ぬ 3034	半田川		城南町	0.01		2,279	0	0		
新ぬ 3035	半田川		城南町	0.04		6,033	0	0		
新ぬ 3036	半田川		城南町	0.03		3,441	0	0		
新ぬ 3037	半田川		半田	0.14		45,600	0	0		

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	流域概要		土石流危険区域				
						土石流 氾濫区域 面積	保全対象			
				流域 面積	地質条 件		人口	人家 戸数	災害時要援護者 施設	左記以外の 公共施設等
新ぬ 3038	半田川		半田	0.02		15,417	0	0		
新ぬ 3039	半田川		半田	0.05		15,417	0	0		
新ぬ 3040	半田川		半田	0.03		45,600	0	0		
新ぬ 3041	半田川		口人	0.04		5,239	0	0		
新ぬ 3042	園部川		小山東町	0.09		8,183	0	0		
新ぬ 3043	園部川		上木崎町	0.12		30,106	0	0		
新ぬ 3044	園部川		上木崎町	0.02		1,058	0	0		
新ぬ 3045	園部川		上木崎町	0.02		1,818	0	0		
新ぬ 3046	園部川		小山東町	0.02		6,380	0	0		
新ぬ 3047	園部川		小山東町	0.02		3,302	0	0		
新ぬ 3048	半田川		口司	0.02		4,395	0	0		
新ぬ 3049	園部川		上木崎町	0.39		24,328	0	0		
新ぬ 3051	天神川	高杭	小山西町	0.12		15,658	0	0		
ぬ 511	本梅川	奥長谷	穴人	0.03		8,649	0	0		
新ぬ 1029	園部川	年ノ森	上木崎	0.09		30,106	0	0		

〈八木町－淀川水系〉

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	流域概要		土石流危険区域				
						土石流 氾濫区域 面積	保全対象			
				流域 面積	地質条 件		人口	人家 戸数	災害時 要援護者施設	左記以外の 公共施設等
ね 001	東所川	内山	本郷南	0.12	古生層	18,894	18	6		
ね 002	東所川	小谷	本郷南	0.24	古生層	18,894	18	6		
ね 003	東所川	大岩	八木嶋	0.04	古生層	13,808	24	8		寺
ね 006	東所川	山ノ神	柴山	0.03	古生層	20,779	42	14		芝山公民館
ね 007	東所川	奥山	柴山	0.31	古生層	24,562	6	2	社会福祉法人 あけぼの学園八 木寮	
ね 008	東所川	奥山Ⅱ	柴山	0.13	古生層	23,699	3	1	京都府立丹波 養護学校	
ね 009	東所川	内山	柴山	0.19	古生層	23,699	3	1	京都府立丹波 養護学校	
ね 010	東所川	奥山Ⅲ	柴山	0.09	古生層	23,699	3	1	京都府立丹波 養護学校	
ね 011	馬田川	北ノ谷	野条	0.11	古生層	10,118	24	8		野条公民館
ね 013	馬田川	水谷	日置	0.04	古生層	23,455	33	11		
ね 014	馬田川	小谷	日置	0.04	古生層	19,795	39	13		日置公民館、寺
ね 015	馬田川	水谷	日置	0.08	古生層	27,200	15	5		
ね 016	官山川	笹ヶ谷	諸畑	0.31	古生層	25,893	21	7		
ね 017	官山川	美津谷	諸畑	0.29	古生層	13,165	3	1	老人ホームラボ ール八木	
ね 018	官山川	清源寺谷 川	諸畑	0.23	古生層	8,834	18	6		
ね 019	官山川	諸木谷	諸畑	0.87	古生層	4,112	15	5		
ね 020	桂川	船岡	八木嶋	0.03	第四紀 層	11,621	24	8		
ね 021	園部川	八坂谷	玉ノ井	0.04	古生層	16,104	18	6		玉ノ井公民館
ね 022	園部川	堂ノ谷	木原	0.04	古生層	23,558	105	35		木原公民館
ね 023	桂川	上鎌山	山室	0.03	古生層	10,475	18	6		
ね 024	桂川	大師谷	美里	0.07	古生層	10,369	12	4		美里区公民館

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	流域概要		土石流危険区域				
						土石流 氾濫区域 面積	保全対象			
				流域 面積	地質条 件		人口	人家 戸数	災害時 要援護者施設	左記以外の 公共施設等
ね 025	桂川	杓ヶ谷	船枝	0.03	古生層	9,202	3	1		関西電力新庄発電所
ね 026	桂川	岩ヶ谷	船枝	0.67	古生層	9,202	3	1		関西電力新庄発電所
ね 027	桂川	拝谷	船枝	0.33	古生層	16,101	3	1		関西電力新庄発電所
ね 028	三保川	奥津原川	神吉	0.11	古生層	43,384	57	19		市立神吉教育集会所
ね 501	官山川	ハザマ	船枝	0.06		37,984	30	10		
ね 502	官山川	清谷川	船枝	0.17		20,288	33	11		
ね 503	官山川	清水	船枝	0.06		19,038	15	5		
ね 505	官山川	双六谷	諸畑	0.01		12,529	15	5		
ね 506	官山川	福本	諸畑	0.01		25,893	15	5		諸畑区公民館
ね 508	桂川	城谷口	山室	0.05		9,110	9	3		山室区集会所
ね 518	三保川	城山	神吉	0.01		10,144	27	9		
新ね 1004	馬田川	北山	野条	0.05		10,118	21	7		野条公民館
新ね 1006	桂川	谷山	鳥羽	0.02		5,087	3	1		西地区コミュニティセンター
新ね 1008	桂川	上石谷	美里	0.03		5,295	15	5		
新ね 2003	馬田川	カセバ	日置	0.12		27,200	15	5		
新ね 2006	官山川	中尾	諸畑	0.02		7,270	24	8		
新ね 2007	官山川	中尾Ⅱ	諸畑	0.01		7,270	15	5		
新ね 2008	馬田川	池谷	室橋	0.02		8,820	15	5		
新ね 2009	馬田川	池谷Ⅱ	室橋	0.04		8,820	15	5		
ね 510	園部川	近江谷	室河原	0.04		15,895	9	3		官公所
ね 004	東所川	朝倉	八木嶋	0.08	古生層	34,174	6	2		
ね 005	東所川	朝倉Ⅱ	八木嶋	0.18	古生層	19,392	6	2		
ね 029	三保川	久保谷川	神吉	0.23	古生層	7,481	6	2		
ね 509	桂川	草福	山室	0.1		7,756	9	3		
ね 511	桂川	上石谷	美里	0.04		9,636	3	1		
ね 512	桂川	石月	美里	0.06		7,901	3	1		
ね 513	桂川	妙見	美里	0.06		10,633	6	2		
ね 515	桂川	川辺	美里	0.04		8,210	6	2		
ね 516	桂川	砂ヶ谷	船枝	0.04		8,970	3	1		
ね 517	三保川	岡尻	神吉	0.02		14,338	3	1		
新ね 2001	東所川	内山	本郷東	0.19		24,826	3	1		
新ね 2010	三俣川	北条	西田	0.03		5,040	6	2		
新ね 2011	桂川	奥ノ谷	玉ノ井	0.02		6,546	3	1		
新ね 2013	三俣川	城山	神吉	0.03		11,131	3	1		
ね 514	桂川	谷口	美里	0.05		6,332	6	2		
新ね 3001	馬田川		池上	0.1		19,115	0	0		
新ね 3002	桂川		鳥羽	0.02		15,607	0	0		
新ね 3003	桂川		鳥羽	0.13		14,544	0	0		
新ね 3004	桂川		鳥羽	0.07		9,007	0	0		
新ね 3005	園部川		池ノ内	0.14		13,986	0	0		
新ね 3006	桂川		山室	0.05		8,036	0	0		
新ね 3007	桂川		山室	0.08		8,404	0	0		

〈日吉町－淀川水系〉

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	流域概要		土石流危険区域				
						土石流 氾濫区域 面積	保全対象			
				流域 面積	地質条件		人口	人家 戸数	災害時 要援護者 施設	左記以外の 公共施設等
は 001	胡麻川	宮西	殿田	0.12	古生層	10,526	21	7		
は 002	胡麻川	西乗川	下保野田	0.19	古生層	19,852	21	7		
は 003	志和賀川	高谷川	八栄	0.11	古生層	17,157	18	6		集荷所、消防団倉庫
は 005	志和賀川	観音川	志和賀	0.04	古生層	10,000	24	8		
は 006	胡麻川	小見山	東胡麻	0.08	古生層	40,333	30	10		
は 007	胡麻川	笹ノ下	大戸	0.03	古生層	16,442	15	5		

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	流域概要		土石流危険区域				
						土石流 氾濫区域 面積	保全対象			
				流域 面積	地質条件		人口	人家 戸数	災害時 要援護者 施設	左記以外の 公共施設等
は 008	胡麻川	女安	塩貝	0.01	古生層	17,393	21	7		
は 009	胡麻川	イヤガ谷	木戸	0.03	古生層	14,917	15	5		
は 010	胡麻川	旭山	殿田	0.08	古生層	22,386	15	5		市立殿田中学校
は 011	田原川	廻淵	田原	0.06	古生層	39,408	75	25		
は 014	田原川	梅田山	田原	0.05	古生層	22,790	30	10		
は 015	田原川	貝尻谷	田原	0.29	古生層	33,827	42	14		
は 016	田原川	下動ヶ谷	田原	0.05	古生層	14,655	42	14		
は 017	田原川	上山	田原	0.03	古生層	9,602	27	9		彰徳会議所
は 018	田原川	吉野辺	四ツ谷	0.11	古生層	14,700	15	5		吉野辺会議所
は 019	田原川	室	四ツ谷	0.05	古生層	8,626	15	5		
は 020	田原川	五反田	四ツ谷	0.06	古生層	9,902	15	5		
は 021	田原川	柏木谷	四ツ谷	0.42	古生層	31,911	15	5		
は 023	海老谷川	東土	四ツ谷	0.08	古生層	11,745	6	2		四ツ谷中組会議所、生 活改善センター
は 024	田原川	東土ノ上	四ツ谷	0.05	古生層	23,239	15	5	藤岡五ヶ荘診療 所	四ツ谷郵便局
は 025	田原川	東ヶ谷	四ツ谷	0.13	古生層	23,309	18	6		
は 027	田原川	殿谷上	四ツ谷	0.03	古生層	20,969	9	3		東谷会議所
は 030	田原川	市田谷	四ツ谷	0.53	古生層	40,959	18	6		
は 032	田原川	大石谷	佐々江	0.06	古生層	20,417	42	14		消防倉庫
は 033	田原川	明日ヶ谷下	佐々江	0.33	古生層	17,166	18	6		
は 034	田原川	明日ヶ谷	佐々江	0.61	古生層	17,166	18	6		
は 035	木住川	西ノ谷	下木住	0.08	古生層	11,381	18	6		
は 039	木住川	細迫	生畑	0.06	古生層	14,190	24	8		上稗生会所
は 040	木住川	折や谷	生畑	0.12	古生層	14,190	27	9		上稗生会所
は 041	中世木川	谷山川	中谷	1.45	古生層	26,035	12	4		公民館、消防団詰所
新は 1003	胡麻川	垣ノ内	下保野田	0.06		16,422	21	7	市立中央保育所	教育委員会、集会所、 農村環境改善センター
新は 1005	志和賀川	中ノ谷	八栄	0.20		8,771	18	6		会議所
新は 1010	胡麻川	宮ノ前	上保野田	0.13		33,666	21	7		
新は 1011	胡麻川	萩原	東胡麻	0.11		13,787	0	0	特別養護老人ホ ームはぎの里	
新は 1012	胡麻川	下川	東胡麻	0.19		58,744	27	9		
新は 1016	胡麻川	ミロク	新町	0.10		45,414	18	6		
新は 1018	田原川	大	片野	0.21		21,234	18	6		片野生活改善センター
新は 1020	田原川	向段	田原	0.03		28,703	63	21		興風館
新は 1021	田原川	上ノ垣内	田原	0.68		57,560	45	15		浄欣寺
新は 1023	田原川	向殿	佐々江	0.19		23,260	18	6		
新は 1024	田原川	段田	佐々江	0.03		19,548	9	3		上佐々江会議所
新は 1025	田原川	段田	佐々江	0.09		17,787	9	3		佐々江浄水場
新は 1035	中世木川	伊勢谷川	下谷	1.34		30,719	24	8		
新は 2023	田原川	今谷	四ツ谷	0.66		18,912	15	5		
は 505	海老谷川	藪谷	四ツ谷	0.04		5,853	3	1		海老谷集会所
新は 1032	木住川	岩本	生畑	0.07		8,461	6	2		小畑集会所
は 004	志和賀川	中尾	八栄	0.03	古生層	9,392	6	2		
は 026	田原川	殿谷	四ツ谷	0.11	古生層	16,719	9	3		
は 028	田原川	井出谷	四ツ谷	0.11	古生層	4,118	12	4		

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	流域概要		土石流危険区域				
						土石流 氾濫区域 面積	保全対象			
				流域 面積	地質条件		人口	人家 戸数	災害時 要援護者 施設	左記以外の 公共施設等
は 029	田原川	東谷	四ツ谷	0.13	古生層	23,261	12	4		
は 036	木住川	谷峠	下木住	0.06	古生層	12,550	12	4		
は 037	木住川	大神楽	生畑	0.41	古生層	17,423	9	3		
は 038	木住川	岡谷	生畑	0.27	古生層	8,466	12	4		
は 042	中世木川	空ヶ谷	中谷	0.1	古生層	12,351	9	3		
は 501	田原川	大町谷	片野	0.02		9,867	3	1		
は 502	田原川	山根	吉野辺	0.04		18,199	6	2		
は 503	海老谷川	西谷	四ツ谷	0.17		8,320	6	2		
は 504	海老谷川	松尾谷	四ツ谷	0.51		11,102	9	3		
は 506	海老谷川	寺阪谷	四ツ谷	0.04		7,963	6	2		
は 507	海老谷川	小屋ヶ谷	四ツ谷	0.17		16,212	12	4		
は 508	海老谷川	北垣内	四ツ谷	0.08		9,057	6	2		
は 510	田原川	井ノ谷下	四ツ谷	0.06		8,199	3	1		
は 511	田原川	井ノ谷	四ツ谷	0.27		14,500	6	2		
は 513	田原川	古屋谷	佐々江	0.23		13,485	3	1		
は 514	田原川	古屋谷下	佐々江	0.1		13,485	3	1		
は 515	室谷川	北谷	佐々江	0.16		11,748	3	1		
は 516	田原川	太田谷	佐々江	0.05		16,190	9	3		
は 517	田原川	白質谷	佐々江	0.05		22,381	6	2		
は 518	志和賀川	大迫下	下保野田	0.03		6,135	3	1		
は 519	志和賀川	大迫上	下保野田	0.03		8,756	3	1		
は 520	木住川	脇谷	下木住	0.05		5,015	12	4		
は 521	木住川	カゲ山下	生畑	0.03		2,520	3	1		
は 522	木住川	下稗生	生畑	0.03		3,421	3	1		
は 523	木住川	ヲモ谷下	生畑	0.06		8,365	9	3		
は 525	木住川	北ノ谷下	生畑	0.13		2,922	6	2		
は 526	木住川	北ノ谷上	生畑	0.22		11,541	6	2		
は 527	木住川	津ノ元	生畑	0.18		11,715	12	4		
は 528	木住川	ハリマ岳	生畑	0.06		7,149	6	2		
は 529	木住川	小屋谷	生畑	0.14		8,087	3	1		
は 530	木住川	谷ノ辻	生畑	0.04		2,984	3	1		
は 531	中世木川	赤部谷	下谷	0.26		9,737	6	2		
は 532	中世木川	札揚	下谷	0.03		6,919	9	3		
は 533	中世木川	小谷口	中谷	0.04		3,964	3	1		
は 534	中世木川	空本	中谷	0.09		10,328	9	3		
は 535	中世木川	泓ノ下	西牧山	0.06		4,707	3	1		
は 536	中世木川	新屋	西牧山	0.02		5,110	9	3		
新は 1004	志和賀川	宮ノ脇	八栄	0.03		8,771	3	1		
新は 1017	胡麻川	ミロク	新町	0.06		51,311	12	4		
新は 1019	田原川	岩吹	田原	0.29		25,200	12	4		
新は 1026	中世木川	前田	殿田	0.03		8,275	12	4		
新は 2001	胡麻川	市野	下保野田	0.03		3,395	3	1		
新は 2002	志和賀川	高谷	八栄	0.19		23,278	3	1		
新は 2003	志和賀川	渋谷	八栄	0.02		4,229	6	2		
新は 2004	志和賀川	中ノ谷	八栄	0.03		9,392	3	1		
新は 2005	志和賀川	大迫	下保野田	0.05		9,850	6	2		

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	流域概要		土石流危険区域				
						土石流 氾濫区域 面積	保全対象			
				流域 面積	地質条件		人口	人家 戸数	災害時 要援護者 施設	左記以外の 公共施設等
新は 2006	志和賀川	下角本	下保野田	0.07		10,024	6	2		
新は 2015	田原川	熊人	田原	0.07		21,295	9	3		
新は 2017	田原川	淵谷口	田原	0.13		11,359	12	4		
新は 2018	田原川	向河原	田原	0.02		5,395	6	2		
新は 2019	田原川	堺杉	田原	0.07		2,747	12	4		
新は 2022	田原川	窪田	四ツ谷	0.24		6,242	3	1		
新は 2025	田原川	小津谷	佐々江	0.08		9,840	3	1		
新は 2031	田原川	前田	佐々江	0.11		25,730	6	2		
新は 2034	木住川	木戸ヶ鼻	下木住	0.24		8,815	3	1		
新は 2035	木住川	小屋垣内	木住				3	1		
新は 2036	木住川	下犬飼	木住	0.15		22,502	3	1		
新は 2040	木住川	月元	生畑	0.06		9,426	3	1		
新は 2042	木住川	スエノ尻	生畑	0.61		13,479	3	1		
新は 2045	木住川	高井根	生畑	0.02		3,772	3	1		
新は 2047	木住川	谷ノ辻	生畑	0.86		25,996	6	2		
新は 2049	中世木川	上谷川	上谷	0.49		20,735	6	2		
新は 1008	胡麻川	狭間	保野田	0.11		17,959	12	4		
新は 2013	胡麻川	谷ノ奥	木戸	0.09		24,946	12	4		

〈日吉町一由良川水系〉

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	流域概要		土石流危険区域				
						土石流 氾濫区域 面積	保全対象			
				流域 面積	地質条件		人口	人家 戸数	災害時 要援護者 施設	左記以外の 公共施設等
は 043	畑川	横谷	下草	0.02	古生層	12,768	18	6		第三会議所
は 045	畑川	森ノ尻	八坂	0.11	古生層	13,786	15	5		
新は 1037	畑川	せせらぎ台	後野	0.06		33,973	30	10		
は 044	畑川	谷後橋	露越	0.09	古生層	17,178	12	4		
は 046	畑川	百合	八坂	0.06	古生層	6,440	12	4		
は 047	畑川	迫	八坂	0.09	古生層	15,900	9	3		
は 538	畑川	奥山川	露越	0.12		9,766	3	1		
は 539	畑川	ヒズクリ川	中垣内	0.49		16,428	6	2		
は 540	畑川	下前	上畑	0.05		9,139	12	4		
は 541	畑川	上草	上畑	0.1		9,057	12	4		
は 542	畑川	滝ヶ谷	上畑	1.05		9,057	6	2		
新は 1040	畑川	上草川	上畑	0.76		25,842	6	2		
新は 2052	畑川	榎木谷	広野	0.09		88,925	12	4		

〈美山町－由良川水系〉

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	流域概要		土石流危険区域				
				流域面積	地質条件	土石流 氾濫区域 面積	保全対象			
							人口	人家 戸数	災害時要援護 者施設	左記以外の 公共施設等
な 001	由良川	奥山谷川	檜原	0.71	古生層	72,917	20	7		檜原高齢者等活性化センター
な 002	由良川	西山谷川	向山	0.03	古生層	59,924	34	12		向山公民館, 向山くらしのセンター
な 003	由良川	向山谷川	向山	0.15	古生層	59,924	22	8		向山公民館, 向山くらしのセンター
な 004	由良川	向山東谷川	向山	0.06	古生層	59,924	25	9		向山公民館, 向山くらしのセンター
な 005	由良川	音海東谷川	音海	1.60	古生層	90,717	11	4		音海公民館, 民宿
な 006	由良川	西谷川	肱谷	0.03	古生層	41,874	14	5		肱谷公民館
な 007	由良川	奥谷川	肱谷	0.09	古生層	41,874	22	8		肱谷公民館
な 008	由良川	下谷川	肱谷	0.20	古生層	60,792	20	7		
な 009	由良川	ヒシリ谷川	岩江戸	0.27	古生層	42,068	22	8		岩江戸担い手センター
な 010	川谷川	小笹尾谷川	岩江戸	0.71	古生層	75,823	25	9		
な 014	川谷川	久里谷川	川谷	0.06	古生層	13,068	8	3		川谷公民館
な 015	川谷川	西谷川	三埜	4.34	古生層	6,897	34	12		川谷公民館
な 016	由良川	大石谷川	大野	1.16	古生層	65,879	34	12		大野公民館, 大野地域総合サービスセンター, 美山虹の湖郵便局
な 017	由良川	庵ノ谷川	大野	0.07	第四紀層	68,916	64	23		大野公民館, 大野地域総合サービスセンター, 美山虹の湖郵便局
な 018	由良川	迫谷川	大野	0.07	第四紀層	31,264	22	8		
な 019	由良川	貝谷川	菅野	0.65	古生層	114,852	20	7		
な 020	由良川	上司谷川	上司	0.14	古生層	76,283	25	9		
な 021	由良川	丸山ノ下谷川	上司	0.43	古生層	36,657	14	5		
な 022	由良川	辻堂浦谷川	和泉	0.23	古生層	65,109	39	14		旅館
な 023	棚野川	和田谷口谷	静原	0.15	古生層	33,102	17	6		
な 024	棚野川	堀越口谷川	静原	0.18	古生層	45,513	20	7		
な 025	棚野川	溝ノ下谷	今宮	0.20	古生層	42,981	25	9		
な 026	棚野川	寺ノ下谷	栃原	0.04	古生層	23,335	14	5		栃原集議所
な 027	棚野川	元風呂谷川	栃原	0.22	古生層	46,056	31	11		
な 029	砂木谷川	庵ノ谷川	砂木	0.06	古生層	18,505	20	7		
な 030	棚野川	百合谷川	棚	1.01	古生層	33,385	17	6		
な 031	棚野川	水迫谷川	棚	0.20	古生層	20,624	20	7		
な 033	西川	船津谷川	船津	0.27	古生層	58,197	25	9		
な 034	西川	土生谷川	船津	0.19	古生層	38,087	14	5		
な 036	西川	松尾谷川	松尾	0.31	古生層	31,229	20	7		
な 038	西川	洞横谷川	洞	1.20	古生層	35,927	17	6		
な 039	西川	切レ谷川	洞	0.55	古生層	34,588	22	8		
な 040	西川	ヒロシ谷川	洞	0.30	古生層	25,775	14	5		
な 041	棚野川	法明寺谷川	殿	0.04	古生層	28,520	39	14	市立鶴ヶ岡保育所	鶴ヶ岡郵便局, タナセン
な 042	棚野川	松ヶ段谷川	殿	0.26	古生層	14,545	14	5		
な 043	棚野川	田土奥ノ谷川	吉田	0.70	古生層	38,200	25	9		田土公民館
な 044	棚野川	吉田奥ノ谷川	盛郷	0.68	古生層	72,751	39	14		盛郷公民館
な 045	山森川	庄田奥ノ谷川	庄田	0.40	古生層	28,879	25	9		庄田区集会所

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	流域概要		土石流危険区域				
						土石流 氾濫区域 面積	保全対象			
				流域 面積	地質条件		人口	人家 戸数	災害時要援護 者施設	左記以外の 公共施設等
な 046	山森川	ウワノ迫谷川	脇	0.57	古生層	49,514	14	5		脇区集会所
な 047	山森川	家尻谷川	熊壁	0.14	古生層	67,180	20	7		福居公民館
な 048	山森川	谷尻谷川	熊壁	0.54	古生層	67,180	20	7		福居公民館
な 050	棚野川	寺谷川	吉田	0.31	古生層	34,245	20	7		
な 051	由良川	英サ谷	島	0.56	古生層	60,815	22	8		
な 052	原川	火ノ谷川	宮脇	0.09	古生層	27,744	25	9		宮脇公民館
な 053	原川	東谷川	宮脇	0.76	古生層	27,744	22	8		宮脇公民館
な 054	原川	上ノ山谷	板橋	0.06	古生層	20,770	25	9		板橋集落センター
な 055	原川	イテ谷川	原	0.14	古生層	44,757	25	9		原集落営農改善センター
な 056	由良川	広出口谷	下平屋	0.06	古生層	31,064	22	8		
な 058	由良川	谷口谷	下平屋	0.15	古生層	33,228	14	5		
な 059	由良川	奥ノ谷川	上平屋	0.55	古生層	82,301	81	29		平屋駐在所, 上平屋公民館
な 060	由良川	盆徳谷	上平屋	0.02	古生層	29,000	64	23		上平屋公民館
な 061	由良川	森ノ元谷川	長尾	0.16	古生層	49,982	14	5		
な 065	由良川	上ノ山谷川	安掛	0.17	古生層	70,039	81	29	市立平屋保育所	市立平屋小学校, 安掛集落センター
な 067	由良川	長通谷	野添	0.05	古生層	25,243	25	9		
な 068	由良川	荒倉東谷川	荒倉	1.59	古生層	56,818	34	12		
な 069	由良川	保瀬頭谷	大内	0.07	古生層	45,019	48	17		内久保公民館
な 071	由良川	下垣内谷	南	0.11	古生層	32,657	14	5		南公民館
な 072	由良川	恩谷川	北	0.43	古生層	56,242	28	10		
な 073	知見谷川	上前谷	中	0.05	古生層	12,375	17	6		旅館
な 075	知見谷川	権根谷川	大泊	1.53	古生層	29,163	14	5		
な 076	由良川	湯屋ヶ谷川	江和	0.57	古生層	42,098	36	13		江和集落集会所
な 078	由良川	奥ノ谷川	江和	0.22	古生層	41,242	28	10		
な 079	由良川	奥の谷川	田歌	0.14	古生層	49,844	34	12		
な 080	由良川	五波谷	田歌	0.07	古生層	28,453	14	5		
な 504	由良川	大原谷川	檜原	0.97		72,331	14	5		
な 508	由良川	久世谷川	小淵	0.12		16,677	22	8		
な 521	由良川	滝ノ下谷	長谷	0.13		41,655	17	6		
な 542	棚野川	長井谷川	殿	0.03		21,757	14	5		市立鶴ヶ岡小学校
な 564	原川	西垣内谷	原	0.17		40,075	25	9		原集落営農改善センター
な 581	由良川	大迫谷川	荒倉	0.40		35,977	14	5		
な 582	由良川	上ノ神谷	内久保	0.10		30,102	17	6		
な 583	知見谷川	辻見谷	中	0.17		22,801	14	5		
な 584	西畑川	一ノ谷川	西畑	1.32		44,065	17	6		
な 590	由良川	アンノ本谷	田歌	0.13		38,856	20	7		
新な 1001	由良川	下前谷	中	0.07		34,134	25	9		
新な 1003	由良川	英サ谷	島	0.25		60,815	22	8		
新な 1005	西川	神谷川	神谷	2.17		45,107	14	5		
新な 1006	神谷川	馬場谷川	神谷	0.74		33,996	14	5		
な 585	知見谷川	八原谷川	大泊	0.28		10,907	6	2		知見公民館
新な 1002	由良川	音海西谷川	音海	0.74		90,717	8	3		音海公民館
な 011	川谷川	川谷川	川谷	0.04	第四紀層	30,898	6	2		
な 012	川谷川	川西谷川	川谷	0.22	古生層	34,186	6	2		
な 035	西川	松尾谷川	船津	0.11	古生層	21,222	6	2		
な 037	西川	自徳谷川	名島	0.06	古生層	8,872	6	2		
な 049	山森川	横谷川	福居	1	古生層	32,897	11	4		
な 502	由良川	中野山谷川	檜原	0.04		9,546	3	1		
な 505	由良川	大原東谷川	檜原	0.03		72,917	3	1		
な 507	由良川	白ユル谷川	小淵	0.15		16,677	11	4		
な 510	由良川	上ノ谷川	音海	0.07		5,603	3	1		

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	流域概要		土石流危険区域				
						土石流 氾濫区域 面積	保全対象			
				流域 面積	地質条件		人口	人家 戸数	災害時要援護 者施設	左記以外の 公共施設等
な 511	川谷川	スゲガサ谷川	岩江戸	0.05		75,823	8	3		
な 514	川谷川	小畑谷川	川谷	0.07		11,779	6	2		
な 516	川谷川	菅生谷川	川谷	0.03		13,386	6	2		
な 517	川谷川	大畑東谷川	川谷	0.1		6,993	8	3		
な 518	川谷川	大畑西谷川	川谷	0.08		6,897	3	1		
な 523	棚野川	坂尻谷川	静原	0.19		12,924	3	1		
な 524	棚野川	猪之谷尻川	静原	0.13		21,418	8	3		
な 525	砂木谷川	篠迫谷川	砂木	0.05		8,064	6	2		
な 526	砂木谷川	墓ノ谷川	砂木	0.05		8,064	8	3		
な 530	西川	コモン谷川	舟津	0.05		20,833	3	1		
な 532	西川	宮ノ谷川	松尾	0.72		34,308	3	1		
な 533	下谷川	下谷川	神谷	2.58		55,917	3	1		
な 536	西川	西ヒライ谷川	名島	0.06		21,743	11	4		
な 537	西川	東ヒライ谷川	名島	0.08		14,891	3	1		
な 538	西川	和田谷川	名島	0.06		9,086	6	2		
な 539	西川	杖ノ木谷川	名島	0.26		18,351	3	1		
な 540	西川	湯屋谷川	洞	0.12		13,681	3	1		
な 541	西川	坂ノ谷川	洞	0.11		5,817	6	2		
な 544	山森川	鳴木谷川	脇	0.11		19,654	6	2		
な 545	山森川	東脇谷川	脇	0.07		30,370	8	3		
な 546	太田川	太田奥谷川	熊壁	0.03		17,093	11	4		
な 547	山森川	栗栖谷川	山森	0.41		17,094	6	2		
な 548	山森川	森ヶ谷北谷川	山森	0.04		8,124	3	1		
な 549	山森川	森ヶ谷南谷川	山森	0.07		10,839	3	1		
な 550	山森川	見館谷川	山森	0.01		3,592	3	1		
な 551	山森川	荒堀谷川	山森	0.01		4,214	3	1		
な 552	山森川	井根ヶ谷川	山森	0.16		6,871	3	1		
な 553	山森川	女郎子谷川	山森	0.03		5,299	3	1		
な 555	由良川	朴ノ木谷	島	0.06		17,053	8	3		
な 556	由良川	堂ノ元谷	下吉田	0.2		27,405	11	4		
な 557	原川	上林谷川	宮脇	0.49		40,348	11	4		
な 558	原川	割岩谷川	宮脇	0.08		14,904	6	2		
な 559	原川	道ノ下谷	宮脇	0.05		13,036	6	2		
な 560	原川	石浦谷川	板橋	0.51		21,999	3	1		
な 561	原川	小原谷川	板橋	0.82		48,224	8	3		
な 562	原川	原畑谷	原	0.03		27,402	8	3		
な 563	原川	土井垣内谷	原	0.03		10,802	6	2		
な 565	原川	北谷川	原	1.07		41,135	8	3		
な 566	原川	古田谷	原	0.03		15,380	3	1		
な 567	原川	竿ノ元谷川	原	0.3		16,822	8	3		
な 568	原川	石原谷川	原	0.03		14,239	6	2		
な 569	原川	和田川原谷	原	0.28		13,422	3	1		
な 570	原川	古ミノ越谷	原	0.07		3,143	6	2		
な 571	由良川	上ノ山谷	下平屋	0.03		31,064	11	4		
な 572	由良川	大津クシ谷	下平屋	0.03		17,701	8	3		
な 573	由良川	谷口谷	下平屋	0.07		24,092	11	4		
な 574	深見川	河原谷	深見	0.07		3,110	3	1		
な 575	深見川	河原谷	深見	0.3		8,653	3	1		
な 577	深見川	札ノ坂谷	深見	0.14		7,431	6	2		
な 578	深見川	堂ノ向谷	深見	0.15		3,748	6	2		
な 579	深見川	南芦尾谷川	深見	0.13		3,761	3	1		
な 580	深見川	芦尾谷川	深見	0.11		7,776	6	2		
な 586	知見谷川	家ノ上谷川	大泊	0.39		7,732	3	1		

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	流域概要		土石流危険区域				
						土石流 氾濫区域 面積	保全対象			
				流域 面積	地質条件		人口	人家 戸数	災害時要援護 者施設	左記以外の 公共施設等
な 587	河内谷川	小井根谷	河内谷	0.1		6,430	6	2		
な 588	由良川	勘定谷	中	0.03		12,371	3	1		
な 591	由良川	平野谷	田歌	0.04		34,836	11	4		
な 592	由良川	芦生川	芦生	0.68		32,375	11	4		
な 593	由良川	口芦生谷	芦生	0.03		6,427	6	2		
な 594	由良川	須後谷	須後	0.47		19,205	11	4		
な 595	由良川	権現前谷	須後	0.02		19,205	8	3		
新な 2001	原川	竿ノ元谷	原	0.02		9,918	3	1		
新な 2002	由良川	垣内谷川	上平屋	0.16		38,802	3	1		
新な 2003	由良川	下カルノ谷	大内	0.05		8,417	3	1		
新な 2004	由良川	野口谷	田歌	0.07		9,229	3	1		
新な 2005	由良川	定ヶ谷川	中	0.05		14,971	3	1		
新な 2006	由良川	垣内谷川	上平屋	0.2		38,802	6	2		
新な 2007	由良川	丸山谷川	上司	0.36		20,972	3	1		
新な 2009	棚野川	旭谷川	棚	0.06		5,827	3	1		
新な 2010	西川	追入谷川	洞	0.14		10,638	8	3		
新な 2011	知見谷川	大畠谷川	西畑	0.08		12,519	3	1		
新な 2012	由良川	池ノ谷	内久保	0.02		14,031	6	2		
新な 2013	由良川	平畑谷	内久保	0.09		14,327	3	1		
な 081	由良川	平野谷	田歌	0.05	古生層	34,836	11	4		
な 531	西川	水迫谷川	舟津	0.06		42,657	11	4		

⑦ 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表

(合計－16 箇所)

(令和5年3月2日現在)

危険区域名	所在地	指定年	追加指定年	面積(ha)	告示年月日	告示番号	告示区域名
熊 崎	園部町熊崎	昭和 56 年	—	0.19	昭 56.12.28	第 930 号	—
栄 町	園部町栄町	平成9年	—	0.37	平 9.3.31	第 199 号	—
栄 町	園部町栄町	—	平成 30 年	0.0973	平 30.8.3	第 440 号	—
殿 田 I	日吉町殿田	昭和 48 年	—	1.36	昭 48.3.30	第 154 号	殿田
田 原	日吉町田原	昭和 51 年	—	0.60	昭 51.4.23	第 231 号	—
殿 田 東	日吉町殿田	昭和 51 年	—	1.01	昭 51.5.4	第 257 号	—
栃	日吉町田原	昭和 54 年	—	1.20	昭 54.11.27	第 772 号	—
殿 田 II	日吉町殿田	昭和 56 年	—	0.90	昭 56.3.17	第 185 号	殿田
殿田駅前	日吉町保野田	昭和 62 年	—	4.00	昭 62.3.28	第 200 号	—
片 野 北	日吉町田原	昭和 63 年	—	0.88	昭 63.3.30	第 201 号	—
殿 田 III	日吉町殿田	平成 10 年	—	0.076	平 10.3.31	第 218 号	—
中佐々江	日吉町佐々江	平成 12 年	—	0.24	平 12.4.28	第 309 号	—
下佐々江	日吉町佐々江	平成 16 年	—	0.97	平 16.3.26	第 205 号	—
天 引	園部町天引	平成 30 年	—	0.4284	平 30.1.12	第 7 号	—
穴 人	園部町穴人	令和 4 年	—	0.4227	令 4.2.25	第 105 号	—
内 林	園部町内林	令和 5 年	—	0.6337	令 5.2.17	第 76 号	—

出典:南丹土木事務所施設保全課閲覧資料

⑦-2 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

(令和6年1月現在)

〈園部町〉

通し 番地号	ラン ク	斜面 区分	箇所 番号	箇所名	所在地			危険箇所概要				危険区域 保全対象			
					町村名	大字	小字	延長	高さ	傾 斜 度	地盤の状況	人口	人家 戸数	災害時 要援護者	左記以外の 公共施設等
1	1	自然	ぬ 1003	口人Ⅲ	園部町	口人		300	10	30	強風化岩	25	9		
2	1	自然	ぬ 1006	口司Ⅲ	園部町	口司		90	10	30	強風化岩	17	6		
3	1	自然	ぬ 1007	殿谷	園部町	殿谷		160	20	30	強風化岩	14	5		
4	1	自然	ぬ 1013	天引Ⅱ	園部町	天引		260	40	40	強風化岩	50	18		
5	1	自然	ぬ 1014	大河内Ⅴ	園部町	大河内		200	40	40	強風化岩	22	8		
6	1	自然	ぬ 1016	越方Ⅰ	園部町	越方		140	30	30	火山破屑物	20	7		
7	1	自然	ぬ 1017	佐切Ⅰ	園部町	佐切		190	20	35	強風化岩	14	5		
8	1	自然	ぬ 1018	佐切Ⅱ	園部町	佐切		120	60	35	火山破屑物	17	6		
9	1	自然	ぬ 1021	船岡Ⅰ	園部町	船岡		170	20	30	強風化岩	17	6		
10	1	自然	ぬ 1022	船岡Ⅱ	園部町	船岡		360	5	30	火山破屑物	45	16		
11	1	自然	ぬ 1024	千妻Ⅰ	園部町	千妻		120	40	38		14	5		寺
12	1	自然	ぬ 1025	新堂Ⅰ	園部町	新堂		160	20	30	火山破屑物	17	6		
13	1	自然	ぬ 1028	熊崎Ⅰ	園部町	熊崎		160	30	35	火山破屑物	20	7		
14	1	自然	ぬ 1030	瓜生野Ⅰ	園部町	瓜生野		100	32	30		8	3		公民館
15	1	自然	ぬ 1031	内林Ⅰ	園部町	内林町		180	26	30	火山破屑物	31	11		
16	1	自然	ぬ 1033	曾我谷Ⅰ	園部町	曾我谷		90	38	35		20	7		寺

通し 番地号	ラン ク	斜面 区分	箇所 番号	箇所名	所在地			危険箇所概要				危険区域			
												保全対象			
					町村名	大字	小字	延長	高さ	傾斜 度	地盤の状況	人口	人家 戸数	災害時 要援護者	左記以外の 公共施設等
17	1	自然	ぬ 1034	曾我谷Ⅱ	園部町	曾我谷		70	40	40		14	5		
18	1	自然	ぬ 1035	小山東町Ⅶ	園部町	小山東町		140	26	30		73	26		
19	1	自然	ぬ 1037	小山西町Ⅱ	園部町	小山西町		300	58	40	強風化岩	84	30		
20	1	自然	ぬ 1039	栄町Ⅰ	園部町	栄町		220	10	30	強風化岩	48	17	聖家族幼稚園	
21	1	自然	ぬ 1041	美園町Ⅱ	園部町	美園町		90	22	30		6	2		寺
22	1	自然	ぬ 1042	上木崎Ⅰ	園部町	上木崎町		50	24	32		0	0	老人ホーム 長生園	
23	1	自然	ぬ 1043	上木崎Ⅱ	園部町	上木崎町		170	20	35		28	10		
24	1	自然	ぬ 1044	上木崎Ⅲ	園部町	上木崎町		190	50	40	強風化岩	25	9		
25	1	自然	ぬ 1045	黒田Ⅰ	園部町	黒田		150	46	35	強風化岩	42	15		
26	1	自然	ぬ 1048	仁江Ⅰ	園部町	仁江		420	30	35	強風化岩	28	10		寺
27	1	自然	ぬ 1049	大西Ⅰ	園部町	大西		130	10	30	強風化岩	17	6		
28	1	自然	ぬ 1050	穴人Ⅱ	園部町	穴人		100	50	40		0	0		小学校
29	1	自然	ぬ 1058	竹井Ⅵ	園部町	竹井		110	30	35	強風化岩	28	10		
30	1	自然	ぬ 1067	小山西町Ⅲ	園部町	小山西町		190	35.7	55		120	43		
1	2	自然	ぬ 2007	口司Ⅵ	園部町	口司		30	20	35		8	3		
2	2	自然	ぬ 2008	殿谷Ⅱ	園部町	殿谷		90	30	35		11	4		
3	2	自然	ぬ 2009	殿谷Ⅲ	園部町	殿谷		60	40	40		8	3		
4	2	自然	ぬ 2010	若森Ⅱ	園部町	若森		60	30	30		11	4		
5	2	自然	ぬ 2011	若森Ⅲ	園部町	若森		50	30	30		8	3		
6	2	自然	ぬ 2014	穴人Ⅵ	園部町	穴人		50	30	30		6	2		
7	2	自然	ぬ 2016	八乙女Ⅱ	園部町	八乙女		30	10	30		8	3		
8	2	自然	ぬ 2017	南八田Ⅳ	園部町	南八田		50	20	30		8	3		
9	2	自然	ぬ 2020	植生Ⅱ	園部町	植生		150	10	30		11	4		
10	2	自然	ぬ 2026	天引Ⅴ	園部町	天引		40	20	30		3	1		
11	2	自然	ぬ 2027	天引Ⅵ	園部町	天引		40	20	30		6	2		
12	2	自然	ぬ 2030	法京Ⅰ	園部町	法京		30	30	30		6	2		
13	2	自然	ぬ 2033	大河内Ⅶ	園部町	大河内		50	30	30		6	2		
14	2	自然	ぬ 2035	榎Ⅰ	園部町	大河内		80	30	30	強風化岩	8	3		
15	2	自然	ぬ 2036	榎Ⅱ	園部町	大河内		80	10	30		11	4		
16	2	自然	ぬ 2038	榎Ⅳ	園部町	大河内		70	30	30		3	1		
17	2	自然	ぬ 2039	高屋Ⅱ	園部町	高屋		50	10	30		3	1		
18	2	自然	ぬ 2041	高屋Ⅳ	園部町	高屋		50	20	35		8	3		
19	2	自然	ぬ 2042	大戸Ⅱ	園部町	大戸		60	30	35		3	1		
20	2	自然	ぬ 2043	大戸Ⅲ	園部町	大戸		60	15	30		3	1		
21	2	自然	ぬ 2044	船岡Ⅳ	園部町	船岡		90	10	30		11	4		
22	2	自然	ぬ 2045	新堂Ⅴ	園部町	新堂		60	10	30		11	4		
23	2	自然	ぬ 2047	熊崎Ⅳ	園部町	熊崎		80	10	30		8	3		
24	2	自然	ぬ 2052	曾我谷Ⅲ	園部町	曾我谷		70	24	35		6	2		
25	2	自然	ぬ 2053	曾我谷Ⅳ	園部町	曾我谷		100	50	37		8	3		
26	2	自然	ぬ 2054	曾我谷Ⅴ	園部町	曾我谷		110	60	40		8	3		
27	2	自然	ぬ 2055	曾我谷Ⅵ	園部町	曾我谷		70	30	32		6	2		
28	2	自然	ぬ 2057	曾我谷Ⅷ	園部町	曾我谷		50	36	30		8	3		
29	2	自然	ぬ 2058	小山東町Ⅴ	園部町	小山東町		30	12	30		6	2		
30	2	自然	ぬ 2059	内林Ⅴ	園部町	内林町		90	20	30		3	1		
31	2	自然	ぬ 2060	上中畷	園部町	上木崎町	上中畷	110	24	32		11	4		
32	2	自然	ぬ 2061	横田	園部町	横田		40	8	30		6	2		
33	2	自然	ぬ 2062	城南Ⅱ	園部町	城南町		70	18	30		3	1		
34	2	自然	ぬ 2063	城南Ⅲ	園部町	城南町		50	10	30		3	1		
35	2	自然	ぬ 2065	半田Ⅱ	園部町	半田		110	10	30	強風化岩	11	4		
36	2	自然	ぬ 2066	半田Ⅲ	園部町	半田		50	20	35		3	1		
37	2	自然	ぬ 2067	半田Ⅳ	園部町	半田		70	20	35		11	4		
38	2	自然	ぬ 2068	半田Ⅴ	園部町	半田		60	10	30		8	3		
39	2	自然	ぬ 2069	半田Ⅵ	園部町	半田		90	10	40		11	4		
40	2	自然	ぬ 2071	半田Ⅶ	園部町	半田		100	20	40		8	3		
41	2	自然	ぬ 2072	半田Ⅷ	園部町	半田		80	30	35		3	1		
42	2	自然	ぬ 2073	黒田Ⅲ	園部町	黒田		90	15	30		8	3		

通し 番 地 号	ラ ン ク	斜面 区分	箇所 番号	箇所名	所在地			危険箇所概要				危険区域			
												保全対象			
					町村名	大字	小字	延長	高さ	傾 斜 度	地盤の状況	人口	人家 戸数	災害時 要援護者	左記以外の 公共施設等
43	2	自然	ぬ 2074	船阪Ⅱ	園部町	船阪		150	10	30		11	4		
44	2	自然	ぬ 2076	穴人Ⅶ	園部町	穴人		110	50	40	強風化岩	6	2		
45	2	自然	ぬ 2078	竹井Ⅶ	園部町	竹井		50	30	40		6	2		
46	2	自然	ぬ 2079	竹井Ⅷ	園部町	竹井		50	20	45		11	4		
47	2	自然	ぬ 2080	竹井Ⅸ	園部町	竹井		80	30	45		6	2		
48	2	自然	ぬ 2084	殿谷Ⅴ	園部町	殿谷		75	20	30		8	3		
49	2	自然	ぬ 2090	越方Ⅱ	園部町	越方		75	40	40		3	1		
50	2	自然	ぬ 2092	大戸Ⅳ	園部町	大戸		110	20	30		3	1		
51	2	自然	ぬ 2093	千妻Ⅱ	園部町	千妻		105	20	30		3	1		
52	2	自然	ぬ 2099	黒田Ⅳ	園部町	黒田		80	10	30		3	1		
53	2	自然	ぬ 2103	熊崎Ⅷ	園部町	熊崎		30	20	45		3	1		
1	3	自然	ぬ 3001	殿谷(Ⅰ)	園部町	殿谷		210	40	42	強風化岩	0	0		
2	3	自然	ぬ 3002	殿谷(Ⅱ)	園部町	殿谷		360	60	39	強風化岩	0	0		
3	3	自然	ぬ 3003	埴生	園部町	埴生		270	50	56	強風化岩	0	0		
4	3	自然	ぬ 3005	天引(Ⅰ)	園部町	天引		400	70	39	強風化岩	0	0		
5	3	自然	ぬ 3006	天引(Ⅱ)	園部町	天引		600	70	33	強風化岩	0	0		
6	3	自然	ぬ 3010	大戸(Ⅰ)	園部町	大戸		130	70	44	強風化岩	0	0		
7	3	自然	ぬ 3012	舟岡	園部町	舟岡		310	70	44	強風化岩	0	0		
8	3	自然	ぬ 3013	熊崎	園部町	熊崎		270	70	36	強風化岩	0	0		
9	3	自然	ぬ 3014	小山東町	園部町	小山東町		300	80	35	強風化岩	0	0		
10	3	自然	ぬ 3016	黒田(Ⅱ)	園部町	黒田		290	80	35	強風化岩	0	0		

〈八木町〉

通し 番 号	ラ ン ク	斜面 区分	箇所 番号	箇所名	所在地			危険箇所概要				危険区域			
												保全対象			
					町村名	大字	小字	延長	高さ	傾 斜 度	地盤の状況	人口	人家 戸数	災害時 要援護者	左記以外の 公共施設等
1	1	自然	ね 1001	玉ノ井Ⅰ	八木町	玉ノ井		230	30	35		21	7		
2	1	自然	ね 1002	片原Ⅰ	八木町	八木嶋		210	30	35	強風化岩	102	34		公民館
3	1	自然	ね 1005	北広瀬Ⅰ	八木町	北広瀬	西条	290	30	40	火山破屑物	30	10		集会所
4	1	自然	ね 1006	北広瀬Ⅱ	八木町	北広瀬		200	50	35	強風化岩	21	7		
5	1	自然	ね 1008	本郷西Ⅱ	八木町	本郷西		400	50	30		48	16		寺
6	1	自然	ね 1011	美里Ⅰ	八木町	美里		100	10	30		42	14		公民館
7	1	自然	ね 1015	妙見Ⅰ	八木町	船枝		360	40	30	強風化岩	48	16		寺
8	1	自然	ね 1016	山室Ⅰ	八木町	山室		220	50	30		36	12		寺
9	1	自然	ね 1019	山室Ⅱ	八木町	山室		230	68	45		21	7		
10	1	自然	ね 1021	北谷	八木町	野条		340	60	40	強風化岩	45	15		公民館、寺
11	1	自然	ね 1022	西垣内	八木町	室橋		180	34	35	強風化岩	27	9		
12	1	自然	ね 1024	東上里	八木町	日置		160	50	35	強風化岩	21	7		寺
13	1	自然	ね 1025	氷所	八木町	氷所		150	40	30		24	8		
14	1	自然	ね 1026	千歳山Ⅰ	八木町	神吉		900	124	35	強風化岩	108	36		神吉区浄水場
15	1	自然	ね 1028	西河原	八木町	神吉		600	100	35	強風化岩	57	19	市立神吉 幼児学園	神吉下区公民 館、神吉小学校、 神吉郵便局
16	1	自然	ね 1030	神吉下北	八木町	神吉		200	50	35	強風化岩	21	7		寺
17	1	自然	ね 1031	神吉和田Ⅰ	八木町	神吉和田		140	20	35		6	2		和田公民館
18	1	人工	ね 1032	峠山	八木町	木原		240	38	30	強風化岩	39	13		
1	2	自然	ね 1010	鳥羽Ⅰ	八木町	鳥羽		70	16	30		3	1		
2	2	自然	ね 2001	玉ノ井Ⅱ	八木町	玉ノ井		120	16	30		9	3		
3	2	自然	ね 2003	柴山Ⅱ	八木町	柴山		100	30	40		9	3		
4	2	自然	ね 2004	柴山Ⅲ	八木町	柴山		120	32	40		9	3		
5	2	自然	ね 2005	池上Ⅰ	八木町	池上		120	40	35		6	2		
6	2	自然	ね 2006	青戸	八木町	青戸		110	30	40		9	3		

通し 番号	ラン ク	斜面 区分	箇所 番号	箇所名	所在地			危険箇所概要				危険区域			
					町村名	大字	小字	延長	高さ	傾 斜 度	地盤の状況	保全対象			
												人口	人家 戸数	災害時 要援護者	左記以外の 公共施設等
7	2	自然	ね 2008	本町 6丁目	八木町	本町 6丁目		200	18	30		3	1		
8	2	自然	ね 2009	鳥羽Ⅱ	八木町	鳥羽		80	22	35		3	1		
9	2	自然	ね 2010	鳥羽Ⅲ	八木町	鳥羽		50	32	40		3	1		
10	2	自然	ね 2011	美里Ⅱ	八木町	美里		90	28	30		12	4		
11	2	自然	ね 2012	美里Ⅲ	八木町	美里		100	14	30		9	3		
12	2	自然	ね 2015	山室Ⅲ	八木町	山室		150	50	35		9	3		
13	2	自然	ね 2017	新田	八木町	山室	新田	60	44	35	強風化岩	3	1		
14	2	自然	ね 2018	池上Ⅱ	八木町	池上		100	18	30		12	4		
15	2	自然	ね 2019	池上Ⅲ	八木町	池上		110	40	35		6	2		
16	2	自然	ね 2020	野条Ⅰ	八木町	野条		190	32	45		3	1		
17	2	自然	ね 2021	野条Ⅱ	八木町	野条		190	46	40		9	3		
18	2	自然	ね 2022	諸畑Ⅱ	八木町	諸畑		100	32	35		6	2		
19	2	自然	ね 2023	諸畑Ⅲ	八木町	諸畑		110	34	35		6	2		
20	2	自然	ね 2024	諸畑Ⅳ	八木町	諸畑		90	34	35		9	3		
21	2	自然	ね 2027	神吉和田Ⅱ	八木町	神吉和田		200	32	40		9	3		
22	2	自然	ね 2028	神吉下	八木町	神吉		210	24	35	強風化岩	12	4		
23	2	自然	ね 2029	神吉和田Ⅲ	八木町	神吉和田		230	22	35		12	4		
24	2	自然	ね 2036	神吉	八木町	神吉		110	78	43		9	3		
1	3	自然	ね 3001	玉ノ井Ⅲ	八木町	玉ノ井		310	40	42	強風化岩	0	0		
2	3	自然	ね 3002	北広瀬Ⅲ	八木町	北広瀬		270	50	50	強風化岩	0	0		
3	3	自然	ね 3003	北広瀬Ⅳ	八木町	北広瀬		290	50	46	強風化岩	0	0		
4	3	自然	ね 3004	池上Ⅳ	八木町	池上		220	50	39	強風化岩	0	0		
5	3	自然	ね 3006	西田	八木町	西田		260	30	31	段丘堆積物	0	0		
6	3	自然	ね 3007	八木	八木町	八木		700	60	42	強風化岩	0	0		
7	3	自然	ね 3008	美里Ⅳ	八木町	美里		130	20	30	強風化岩	0	0		
8	3	自然	ね 3009	山室Ⅳ	八木町	山室		290	60	49	強風化岩	0	0		
9	3	自然	ね 3010	池上Ⅴ	八木町	池上		110	60	37	強風化岩	0	0		
10	3	自然	ね 3011	野条Ⅲ	八木町	野条		200	60	49	強風化岩	0	0		

〈日吉町〉

通し 番号	ラン ク	斜面 区分	箇所 番号	箇所名	所在地			危険箇所概要				危険区域			
					町村名	大字	小字	延長	高さ	傾 斜 度	地盤の状況	人口	人家 戸数	災害時 要援護者	左記以外の 公共施設等
1	1	自然	は 1001	下保野田Ⅲ	日吉町	保野田	下保野田	280	30	35	強風化岩	24	8		寺
2	1	自然	は 1003	下保野田Ⅰ	日吉町	保野田	下保野田	100	40	35	強風化岩	15	5	市立中央保育所、 障害者ふれあいセ ンター、日吉共同 作業所、吉田医院	集会所
3	1	自然	は 1006	殿田駅前Ⅲ	日吉町	田原	殿田駅前	100	20	30		0	0		小・中学校
4	1	自然	は 1007	殿田	日吉町	田原		230	30	35	強風化岩	66	22		
5	1	自然	は 1008	殿田南	日吉町	田原	イチバ	100	40	35	軟岩	15	5		寺
6	1	自然	は 1009	殿田	日吉町	田原	町筋	300	30	35	強風化岩	33	11		
7	1	自然	は 1011	町筋	日吉町	殿田	町筋	200	30	30	強風化岩	30	10		
8	1	自然	は 1015	木住	日吉町	木住	木住	170	30	30	強風化岩	15	5		
9	1	自然	は 1017	中谷Ⅰ	日吉町	中世木	下谷	270	70	35	強風化岩	15	5		寺
10	1	自然	は 1018	志和賀中	日吉町	志和賀	中組	220	20	30	強風化岩	33	11		
11	1	自然	は 1020	下保野田Ⅲ	日吉町	保野田	下保野田	140	30	30		18	6		
12	1	自然	は 1021	下保野田Ⅱ	日吉町	保野田	下保野田	300	30	35	崩積土	18	6		
13	1	自然	は 1022	海老谷Ⅰ	日吉町	四ツ谷	海老谷	150	40	35		15	5		

通し 番号	ラン ク	斜面 区分	箇所 番号	箇所名	所在地			危険箇所概要				危険区域			
												保全対象			
					町村名	大字	小字	延長	高さ	傾 斜 度	地盤の状況	人 口	人 家 戸 数	災害時 要援護者	左記以外の 公共施設等
14	1	自然	は 1025	中組Ⅰ	日吉町	四ツ谷	中組	220	30	30		18	6	診療所	寺
15	1	自然	は 1028	佐々江Ⅱ	日吉町	佐々江		190	20	30	火山破屑物	21	7		
16	1	自然	は 1029	下佐々江上	日吉町	佐々江	下佐々江上	140	10	30	強風化岩	15	5		
17	1	自然	は 1030	下佐々江Ⅱ	日吉町	佐々江	下佐々江	90	20	30	強風化岩	6	2		会議所
18	1	自然	は 1034	四ツ谷	日吉町	四ツ谷		170	20	30	強風化岩	24	8		
19	1	自然	は 1036	中組Ⅲ	日吉町	四ツ谷	中組	160	30	35		15	5		
20	1	自然	は 1037	中組Ⅳ	日吉町	四ツ谷	中組	50	60	40		18	6		
21	1	自然	は 1038	吉野辺	日吉町	四ツ谷	吉野辺	100	60	35		15	5		寺
22	1	自然	は 1040	殿Ⅰ	日吉町	田原	殿	160	20	30	強風化岩	21	7		
23	1	自然	は 1041	彰徳	日吉町	田原	彰徳	210	10	30	強風化岩	21	7		
24	1	自然	は 1042	栃	日吉町	田原	栃	300	30	35	強風化岩	27	9		
25	1	自然	は 1043	田原	日吉町	田原	段	350	20	30	強風化岩	39	13		
26	1	自然	は 1044	三浦	日吉町	田原	三浦	170	30	35	強風化岩	30	10		
27	1	自然	は 1045	和田	日吉町	田原	和田	120	35	30	強風化岩	18	6		
28	1	自然	は 1046	新し	日吉町	田原	新し	210	20	30	強風化岩	30	10		集会所
29	1	自然	は 1047	和田南	日吉町	田原	和田	210	40	35	強風化岩	21	7		
30	1	自然	は 1048	片野北	日吉町	田原	片野	100	50	35	強風化岩	15	5		
31	1	自然	は 1049	片野向	日吉町	田原	片野向	60	40	35	強風化岩	15	5		
32	1	自然	は 1052	小畑東	日吉町	生畑	小畑	160	30	35	軟岩	15	5		
33	1	自然	は 1054	安鳥Ⅱ	日吉町	生畑	安鳥	150	20	30		18	6		会議所
34	1	自然	は 1055	畑郷	日吉町	畑郷		230	10	30	火山破屑物	21	7		
35	1	自然	は 1056	畑郷	日吉町	畑郷		270	20	30	強風化岩	21	7		会議所
36	1	自然	は 1057	東胡麻	日吉町	胡麻	東胡麻	200	10	30	強風化岩	33	11		
37	1	自然	は 1058	塩貝	日吉町	上胡麻	塩貝	250	10	30	強風化岩	21	7		
38	1	自然	は 1064	上保野田	日吉町	保野田	上保野田	100	10	30	強風化岩	33	11		神社
39	1	自然	は 2035	東谷Ⅵ	日吉町	四ツ谷	東谷	80	20	30		15	5		
1	2	自然	は 2001	殿Ⅲ	日吉町	田原	下保野田	60	20	30		3	1		
2	2	自然	は 2002	片野	日吉町	田原	片野	110	40	35	強風化岩	9	3		
3	2	自然	は 2004	下木住Ⅱ	日吉町	木住	下木住	60	30	30		3	1		
4	2	自然	は 2005	下木住南	日吉町	木住	下木住	160	40	40	強風化岩	12	4		
5	2	自然	は 2008	中谷Ⅱ	日吉町	中世木	中谷	140	70	35		9	3		
6	2	自然	は 2009	中谷Ⅲ	日吉町	中世木	中谷	120	60	35		12	4		
7	2	自然	は 2010	中谷Ⅳ	日吉町	中世木	中谷	70	90	35		3	1		
8	2	自然	は 2011	上谷Ⅰ	日吉町	中世木	上谷	140	70	35		6	2		
9	2	自然	は 2013	志和賀西Ⅰ	日吉町	志和賀	西組	190	10	30	強風化岩	12	4		
10	2	自然	は 2014	志和賀西Ⅱ	日吉町	志和賀	西組	80	10	30	火山破屑物	9	3		
11	2	自然	は 2016	八坂Ⅰ	日吉町	志和賀	八坂	90	30	30		12	4		
12	2	自然	は 2017	八坂Ⅱ	日吉町	志和賀	八坂	100	35	30		6	2		
13	2	自然	は 2019	東組Ⅱ	日吉町	志和賀	東組	80	20	30		6	2		
14	2	自然	は 2020	東組Ⅲ	日吉町	志和賀	東組	90	20	30		12	4		
15	2	自然	は 2021	東組Ⅳ	日吉町	保野田	東組	50	20	35		9	3		
16	2	自然	は 2022	下保野田Ⅶ	日吉町	保野田	下保野田	70	40	35		6	2		
17	2	自然	は 2023	海老谷Ⅳ	日吉町	四ツ谷	海老谷	110	20	30		12	4		
18	2	自然	は 2024	海老谷Ⅴ	日吉町	四ツ谷	海老谷	90	30	35		12	4		
19	2	自然	は 2025	上佐々江	日吉町	佐々江	上佐々江	250	20	30	強風化岩	9	3		
20	2	自然	は 2026	中佐々江Ⅰ	日吉町	佐々江	中佐々江	30	30	35		3	1		
21	2	自然	は 2027	中佐々江Ⅱ	日吉町	佐々江	中佐々江	190	30	30		12	4		
22	2	自然	は 2028	明日ヶ谷Ⅰ	日吉町	佐々江	明日ヶ谷	40	40	35		3	1		
23	2	自然	は 2029	明日ヶ谷Ⅱ	日吉町	佐々江	明日ヶ谷	100	30	30		12	4		
24	2	自然	は 2030	佐々江	日吉町	佐々江	佐々江	150	45	30	火山破屑物	9	3		
25	2	自然	は 2031	下佐々江Ⅲ	日吉町	佐々江	下佐々江	110	40	40		12	4		
26	2	自然	は 2036	東谷Ⅶ	日吉町	四ツ谷	東谷	140	20	30		9	3		
27	2	自然	は 2037	中組Ⅴ	日吉町	四ツ谷	中組	90	30	35		6	2		

通し 番号	ラン ク	斜面 区分	箇所 番号	箇所名	所在地			危険箇所概要				危険区域			
												保全対象			
					町村名	大字	小字	延長	高さ	傾 斜 度	地盤の状況	人口	人家 戸数	災害時 要援護者	左記以外の 公共施設等
28	2	自然	は 2038	中組 VI	日吉町	四ツ谷	中組	70	30	35		6	2		
29	2	自然	は 2039	中組 VII	日吉町	四ツ谷	中組	130	10	30		3	1		
30	2	自然	は 2040	中組VIII	日吉町	四ツ谷	中組	70	50	35		3	1		
31	2	自然	は 2041	中組IX	日吉町	四ツ谷	中組	100	50	35		3	1		
32	2	自然	は 2043	和田 I	日吉町	田原	和田	60	20	30		3	1		
33	2	自然	は 2044	和田 II	日吉町	田原	和田	100	50	40		6	2		
34	2	自然	は 2045	和田 III	日吉町	田原	和田	140	20	30		9	3		
35	2	自然	は 2046	新し	日吉町	田原	新し	100	40	35		9	3		
36	2	自然	は 2047	片野向	日吉町	田原	片野向	100	40	35		9	3		
37	2	自然	は 2048	上木住 I	日吉町	木住	上木住	80	40	35		3	1		
38	2	自然	は 2049	上木住 II	日吉町	木住	上木住	70	40	35		6	2		
39	2	自然	は 2051	下稗生 II	日吉町	生畑	下稗生	60	30	30		6	2		
40	2	自然	は 2052	小畑西	日吉町	生畑	小畑	120	40	35	強風化岩	12	4		
41	2	自然	は 2057	安島 IV	日吉町	生畑	安島	70	50	35		9	3		
42	2	自然	は 2058	上稗生 I	日吉町	生畑	上稗生	60	50	35		3	1		
43	2	自然	は 2059	上稗生 II	日吉町	生畑	上稗生	60	20	30		6	2		
44	2	自然	は 2060	上稗生 III	日吉町	生畑	上稗生	60	40	35		6	2		
45	2	自然	は 2061	上稗生 IV	日吉町	生畑	上稗生	180	30	35		9	3		
46	2	自然	は 2062	上稗生 V	日吉町	生畑	上稗生	60	20	30		3	1		
47	2	自然	は 2063	上稗生 VI	日吉町	生畑	上稗生	70	100	40		3	1		
48	2	自然	は 2064	露越 I	日吉町	畑郷	露越	110	20	30		9	3		
49	2	自然	は 2067	八坂	日吉町	畑郷	八坂	70	40	30		6	2		
50	2	自然	は 2068	中垣内 I	日吉町	畑郷	中垣内	100	40	35		6	2		
51	2	自然	は 2069	中垣内 II	日吉町	畑郷	中垣内	60	26	30		6	2		
52	2	自然	は 2081	下木住	日吉町	木住		20	10	40		3	1		
53	2	自然	は 2082	木住	日吉町	木住		80	10	30		3	1		
54	2	自然	は 2083	殿田	日吉町	木住		30	10	30		3	1		
55	2	自然	は 2087	海老名	日吉町	海老名		30	30	35		3	1		
56	2	自然	は 2095	吉野辺	日吉町	四ツ谷		100	30	40		6	2		
57	2	自然	は 1013	下木住 I	日吉町	木住	下木住	150	40	35	強風化岩	12	4		

〈美山町〉

通し 番号	ラン ク	斜面 区分	箇所 番号	箇所名	所在地			危険箇所概要				危険区域			
												保全対象			
					町村名	大字	小字	延長	高さ	傾 斜 度	地盤の状況	人口	人家 戸数	災害時 要援護者	左記以外の 公共施設等
1	1	自然	な 1001	原 I	美山町	原		90	40	35		8	3		公民館
2	1	自然	な 1002	南 I	美山町	南	上垣内	350	20	30	強風化岩	42	15		公民館、寺
3	1	自然	な 1004	中 I	美山町	中		320	30	35		17	6		
4	1	自然	な 1008	芦生 I	美山町	芦生	権現前	280	20	30	強風化岩	20	7		宿泊所、公民館、 府立青少年の家
5	1	自然	な 1009	芦生 II	美山町	芦生		280	40	35		17	6		大学演習林
6	1	自然	な 1011	川谷 I	美山町	三埜	大棚	380	10	30	段丘堆積物	14	5		
7	1	自然	な 1013	長谷	美山町	長谷	岡ノ元	550	10	30	強風化岩	48	17		
8	1	自然	な 1018	栃原	美山町	高野	伯耆	150	20	35	強風化岩	6	2		公民館
9	1	自然	な 1021	殿 I	美山町	鶴ヶ岡	ノブ	250	30	35	強風化岩	36	13		郵便局
10	1	自然	な 1022	殿 II	美山町	鶴ヶ岡	今安	300	30	35	強風化岩	14	5		旅館
11	1	自然	な 1024	吉田 I	美山町	盛郷	吉田	80	50	40		3	1		公民館
12	1	自然	な 1026	島 I	美山町	島	住古瀬	220	20	30	強風化岩	0	0		公民館、市役所美 山支所
13	1	自然	な 1027	下吉田 I	美山町	下吉田	溝ノ上	450	10	30	強風化岩	25	9		

通し 番号 地号	ラン ク	斜面 区分	箇所 番号	箇所名	所在地			危険箇所概要				危険区域			
												保全対象			
					町村名	大字	小字	延長	高さ	傾斜度	地盤の状況	人口	人家 戸数	災害時 要援護者	左記以外の 公共施設等
14	1	自然	な 1029	安掛Ⅰ	美山町	安掛	上ノ山	250	50	30	崩積土	14	5		
15	1	自然	な 1031	北Ⅰ	美山町	北	下牧	130	50	35	強風化岩	20	7		
16	1	自然	な 1032	深見Ⅰ	美山町	深見		160	20	35		14	5		公民館
17	1	自然	な 1033	檜原Ⅰ	美山町	檜原	東田	290	30	35	段丘堆積物	25	9		
18	1	自然	な 1036	洞Ⅱ	美山町	豊郷	洞	200	30	35		8	3		公民館
19	1	自然	な 2023	江和Ⅱ	美山町	江和		220	30	30		14	5		
20	1	自然	な 2105	荒蔵Ⅱ	美山町	荒蔵		100	20	30	段丘堆積物	14	5		
21	1	自然	な 2122	八原Ⅲ	美山町	八原		140	60	40		14	5		
1	2	自然	な 1019	棚Ⅰ	美山町	鶴ヶ岡	中尾	250	60	30	強風化岩	8	3		
2	2	自然	な 2002	宮脇Ⅱ	美山町	宮脇		80	30	35		3	1		
3	2	自然	な 2004	板橋Ⅱ	美山町	板橋		120	30	40		11	4		
4	2	自然	な 2006	原Ⅱ	美山町	原		80	60	40		3	1		
5	2	自然	な 2007	原Ⅲ	美山町	原		70	60	40		6	2		
6	2	自然	な 2008	原Ⅳ	美山町	原		100	10	30		6	2		
7	2	自然	な 2009	原Ⅴ	美山町	原		80	40	30		3	1		
8	2	自然	な 2010	原Ⅵ	美山町	原		80	40	40		6	2		
9	2	自然	な 2011	原Ⅶ	美山町	原		100	60	40		3	1		
10	2	自然	な 2014	北Ⅱ	美山町	北		180	20	30		8	3		
11	2	自然	な 2015	中Ⅳ	美山町	中		110	15	30		3	1		
12	2	自然	な 2016	下Ⅱ	美山町	下		130	30	30		8	3		
13	2	自然	な 2018	下Ⅳ	美山町	下		180	20	30		6	2		
14	2	自然	な 2021	河内谷Ⅱ	美山町	河内谷	寺ノ下	210	20	30	強風化岩	11	4		
15	2	自然	な 2022	江和Ⅰ	美山町	江和		120	20	30		8	3		
16	2	自然	な 2024	江和Ⅲ	美山町	江和		180	20	30		11	4		
17	2	自然	な 2026	田歌Ⅰ	美山町	田歌	野口	210	30	35	強風化岩	11	4		
18	2	自然	な 2027	田歌Ⅱ	美山町	田歌		140	20	30		8	3		
19	2	自然	な 2030	芦生Ⅲ	美山町	芦生		300	20	30		8	3		
20	2	自然	な 2031	芦生Ⅳ	美山町	芦生		120	10	35		6	2		
21	2	自然	な 2032	佐々里Ⅱ	美山町	佐々里		140	10	30		8	3		
22	2	自然	な 2033	佐々里Ⅲ	美山町	佐々里		160	30	35		6	2		
23	2	自然	な 2040	岩江戸Ⅲ	美山町	岩江戸		70	40	30		3	1		
24	2	自然	な 2044	川谷Ⅳ	美山町	川谷		80	30	30		3	1		
25	2	自然	な 2045	川谷Ⅴ	美山町	川谷		120	40	35		6	2		
26	2	自然	な 2046	川谷Ⅵ	美山町	川谷		80	50	40		6	2		
27	2	自然	な 2048	大野Ⅱ	美山町	大野		130	20	30	強風化岩	11	4		
28	2	自然	な 2056	砂木Ⅰ	美山町	高野	伯耆	100	30	35	強風化岩	8	3		
29	2	自然	な 2057	砂木Ⅱ	美山町	高野	砂木	150	30	35		3	1		
30	2	自然	な 2059	砂木Ⅳ	美山町	高野	砂木	80	30	30		6	2		
31	2	自然	な 2060	砂木Ⅴ	美山町	高野	砂木	90	40	40		6	2		
32	2	自然	な 2063	殿Ⅲ	美山町	鶴ヶ岡	殿	200	10	35		11	4		
33	2	自然	な 2065	殿Ⅴ	美山町	鶴ヶ岡	殿	130	60	40		11	4		
34	2	自然	な 2066	田土Ⅱ	美山町	盛郷	田土	60	50	40		8	3		
35	2	自然	な 2067	田土Ⅲ	美山町	盛郷	田尻	110	30	35	強風化岩	8	3		
36	2	自然	な 2068	吉田Ⅱ	美山町	盛郷	吉田	140	40	40		6	2		
37	2	自然	な 2069	林Ⅱ	美山町	盛郷	林	150	40	40		8	3		
38	2	自然	な 2070	船津	美山町	鶴ヶ岡	谷ノ下	100	40	30	強風化岩	8	3		
39	2	自然	な 2074	名島Ⅰ	美山町	豊郷	名島	110	20	35		6	2		
40	2	自然	な 2077	神谷Ⅱ	美山町	豊郷	神谷	70	10	30		6	2		
41	2	自然	な 2078	神谷Ⅲ	美山町	豊郷	神谷	80	50	40		6	2		
42	2	自然	な 2079	静原Ⅲ	美山町	静原		110	40	40		3	1		
43	2	自然	な 2080	静原Ⅳ	美山町	静原		80	40	30		6	2		
44	2	自然	な 2081	島Ⅱ	美山町	島		100	30	30		6	2		
45	2	自然	な 2099	深見Ⅱ	美山町	深見		110	60	40		8	3		
46	2	自然	な 2100	深見Ⅲ	美山町	深見		80	20	30		6	2		

通し 番号 地号	ラ ン ク	斜面 区分	箇所 番号	箇所名	所在地			危険箇所概要				危険区域			
												保全対象			
					町村名	大字	小字	延長	高さ	傾 斜 度	地盤の状況	人口	人家 戸数	災害時 要援護者	左記以外の 公共施設等
47	2	自然	な 2102	安掛Ⅱ	美山町	安掛		140	20	30		8	3		
48	2	自然	な 2104	野添Ⅱ	美山町	野添		100	40	35		11	4		
49	2	自然	な 2106	荒蔵Ⅲ	美山町	荒蔵		80	50	45		3	1		
50	2	自然	な 2107	大内Ⅰ	美山町	内久保	大内	90	40	35		8	3		
51	2	自然	な 2108	大内Ⅱ	美山町	内久保	大内	120	40	40		11	4		
52	2	自然	な 2109	内久保Ⅱ	美山町	内久保		80	40	35		8	3		
53	2	自然	な 2111	檜原Ⅱ	美山町	檜原		90	30	30		8	3		
54	2	自然	な 2112	檜原Ⅲ	美山町	檜原		80	30	30		6	2		
55	2	自然	な 2113	檜原Ⅳ	美山町	檜原		70	30	35		6	2		
56	2	自然	な 2115	小淵Ⅰ	美山町	小淵	中才	140	30	30	段丘堆積物	6	2		
57	2	自然	な 2116	小淵Ⅱ	美山町	小淵		90	50	30		6	2		
58	2	自然	な 2118	西畑Ⅰ	美山町	知見	西畑	140	20	35		11	4		
59	2	自然	な 2119	西畑Ⅱ	美山町	知見	西畑	80	50	35		3	1		
60	2	自然	な 2120	八原Ⅰ	美山町	八原		120	30	35		6	2		
61	2	自然	な 2121	八原Ⅱ	美山町	八原		100	80	40		8	3		
62	2	自然	な 2123	洞Ⅳ	美山町	豊郷	洞	70	30	35		11	4		
63	2	自然	な 2124	洞Ⅴ	美山町	豊郷	洞	200	50	30	強風化岩	11	4		
64	2	自然	な 2126	洞Ⅶ	美山町	豊郷	洞	60	30	35		6	2		
65	2	自然	な 2127	山森Ⅱ	美山町	福居	山森	140	30	40	強風化岩	8	3		
66	2	自然	な 2128	山森Ⅲ	美山町	福居	山森	60	30	40		3	1		
67	2	自然	な 2129	山森Ⅳ	美山町	福居	山森	130	20	35		11	4		
68	2	自然	な 2130	熊壁Ⅰ	美山町	福居	奥ノ谷	100	30	35	強風化岩	8	3		
69	2	自然	な 2132	熊壁Ⅲ	美山町	福居	熊壁	110	30	40		3	1		
70	2	自然	な 2133	脇Ⅰ	美山町	福居	脇	70	30	35		6	2		
71	2	自然	な 2134	脇Ⅱ	美山町	福居	脇	80	50	35		8	3		
72	2	自然	な 2135	庄田Ⅱ	美山町	福居	庄田	120	40	35		8	3		
73	2	自然	な 2136	庄田Ⅰ	美山町	福居	勘定ノ本	180	30	35	強風化岩	8	3		
74	2	自然	な 2139	原Ⅲ	美山町	原		70	40	40		6	2		
75	2	自然	な 2140	下	美山町	下		70	20	40		6	2		
76	2	自然	な 2146	川合	美山町	鶴ヶ岡	川合	100	20	40		3	1		
77	2	自然	な 2149	神谷	美山町	豊郷	神谷	90	30	40		3	1		
78	2	自然	な 2150	田土	美山町	盛郷	田土	80	30	40		11	4		
79	2	自然	な 2156	深見Ⅰ	美山町	深見		60	30	35		3	1		
80	2	自然	な 2159	北	美山町	北		90	50	40		3	1		
81	2	自然	な 2162	西畑	美山町	知見	西畑	90	30	35		3	1		
82	2	自然	な 2166	山森Ⅲ	美山町	福居	山森	100	30	40		3	1		
83	2	自然	な 2167	山森Ⅳ	美山町	福居	山森	100	40	35		6	2		
84	2	自然	な 1014	和泉Ⅰ	美山町	和泉	堂ノ迫	180	20	30	強風化岩	11	4		
85	2	自然	な 1023	田土Ⅰ	美山町	盛郷		170	40	40	崩積土	11	4		
86	2	自然	な 1025	林Ⅰ	美山町	盛郷	林	120	40	30		11	4		

⑧ 土砂災害警戒区域等

(1) 土石流、急傾斜地

(令和5年11月現在)

No	管内	指定地区	最終指定 年月日	土石流箇所数		急傾斜地箇所数		計	
				警戒区域	うち特別 警戒区域	警戒区域	うち特別 警戒区域	警戒区域	うち特別 警戒区域
1	園部町	天 引	H22. 8.27	11	7	8	8	19	15
2	園部町	高 屋	H23. 7. 8	8	2	7	7	15	9
3	園部町	大 戸	H23. 7. 8	6	5	4	4	10	9
4	園部町	越 方	H23. 7. 8	2	2	3	3	5	5
5	園部町	佐 切	H23. 7. 8	1	1	3	3	4	4
6	園部町	上木崎町	H24. 3.27	9	6	15	15	24	21
7	園部町	船 阪	H30. 1.23	3	2	4	4	7	6
8	園部町	南 八 田	H25. 3.26	5	3	13	13	18	16
9	園部町	大 西	H25. 3.26	3	2	4	4	7	6
10	園部町	栄 町	H25. 3.26	1	0	3	3	4	3
11	園部町	埴 生	H25. 3.26	15	11	14	14	29	25
12	園部町	殿 谷	H25. 8.13	14	8	10	10	24	18
13	園部町	口 人	H26. 3.11	9	7	7	7	16	14
14	園部町	瓜 生 野	R 3.11.30	5	0	8	8	13	8
15	園部町	新 堂	H26. 3.11	5	2	5	5	10	7
16	園部町	千 妻	H26. 4.30	4	2	3	3	7	5
17	園部町	口 司	H26. 4.30	6	4	12	12	18	16
18	園部町	河 原 町	H27. 3.31	0	0	1	1	1	1
19	園部町	若 森	H27. 7.10	1	1	4	4	5	5
20	園部町	小山西町	H27.10.30	2	1	12	10	14	11
21	園部町	仁 江	H29. 3.31	7	7	7	7	14	14
22	園部町	半 田	H29. 3.31	10	6	12	12	22	18
23	園部町	宍 人	H29. 3.31	5	3	10	10	15	13
24	園部町	曾 我 谷	H29. 6.27	4	1	13	13	17	14
25	園部町	新 町	H30. 1.23	0	0	1	1	1	1
26	園部町	美 園 町	H30. 3. 2	0	0	2	2	2	2
27	園部町	南 大 谷	H30. 3. 2	1	1	4	3	5	4
28	園部町	内 林 町	R 4. 3.29	0	0	9	9	9	9
29	園部町	小山東町	R 3.11.30	1	0	11	10	12	10
30	園部町	城 南 町	R 3.11.30	2	2	5	4	7	6
31	園部町	熊 崎	R 3.11.30	9	2	12	12	21	14
32	園部町	船 岡	R 3.11.30	3	2	10	10	13	12
33	園部町	熊 原	R 3.11.30	2	1	2	2	4	3
34	園部町	竹 井	R 3.11.30	15	12	16	16	31	28
35	園部町	法 京	R 3.11.30	6	3	3	3	9	6
36	園部町	大 河 内	R 3.11.30	22	10	31	28	53	38
37	園部町	小 桜 町	R 4. 3.29	0	0	3	3	3	3
38	園部町	横 田	R 4. 3.29	2	1	0	0	2	1
39	園部町	黒 田	R 4. 3.29	7	2	5	5	12	7
40	八木町	柴 山	H23. 7. 8	7	6	3	3	10	9
41	八木町	野 条	H23. 7. 8	1	0	3	3	4	3
42	八木町	日 置	H24. 3.27	3	3	4	4	7	7
43	八木町	西 田	H25. 8.13	2	0	7	7	9	7
44	八木町	室 河 原	H26. 3.11	4	3	3	3	7	6
45	八木町	池 ノ 内	H27. 3.31	2	2	3	3	5	5
46	八木町	屋 賀	H27. 3.31	0	0	1	1	1	1

No	管内	指定地区	最終指定 年月日	土石流箇所数		急傾斜地箇所数		計	
				警戒区域	うち特別 警戒区域	警戒区域	うち特別 警戒区域	警戒区域	うち特別 警戒区域
47	八木町	北 屋 賀	H27. 3.31	0	0	1	1	1	1
48	八木町	※ 氷 所	H28.10. 7	1	0	4	4	5	4
49	八木町	刑 部	H27. 7.10	0	0	3	3	3	3
50	八木町	山 室	H29. 3.31	3	0	6	6	9	6
51	八木町	池 上	H29. 3.31	1	0	4	4	5	4
52	八木町	木 原	H29. 5.19	2	1	4	4	6	5
53	八木町	神 吉	H29.11.28	3	3	21	20	24	23
54	八木町	八 木	R 3.11.30	6	3	5	5	11	8
55	八木町	青 戸	R 3.11.30	0	0	2	2	2	2
56	八木町	観 音 寺	R 3.11.30	0	0	3	3	3	3
57	八木町	北 広 瀬	R 3.11.30	1	0	2	2	3	2
58	八木町	鳥 羽	R 3.11.30	1	0	4	4	5	4
59	八木町	美 里	R 3.11.30	8	2	10	10	18	12
60	八木町	玉 ノ 井	R 3.11.30	2	2	4	4	6	6
61	八木町	船 枝	R 3.11.30	3	2	1	1	4	3
62	八木町	室 橋	R 3.11.30	1	1	6	6	7	7
63	八木町	諸 畑	R 3.11.30	12	4	13	13	25	17
64	八木町	八 木 嶋	R 4. 3.29	4	4	4	4	8	8
65	日吉町	中 世 木	H23. 7. 8	14	12	19	19	33	31
66	日吉町	佐 ヶ 江	H23. 9. 2	24	18	33	33	57	51
67	日吉町	田 原	R 3.11.30	16	12	34	34	50	46
68	日吉町	保 野 田	H23. 9. 2	10	9	24	24	34	33
69	日吉町	殿 田	H25. 8.13	5	4	13	13	18	17
70	日吉町	胡 麻	R 3.11.30	16	12	31	28	47	40
71	日吉町	木 住	H25. 8.13	9	6	19	19	28	25
72	日吉町	畑 郷	H25. 8.13	11	11	23	22	34	33
73	日吉町	生 畑	H29. 3.31	37	19	49	49	86	68
74	日吉町	四 ツ 谷	H29. 5.19	32	23	43	43	75	66
75	日吉町	志 和 賀	H29. 5.19	15	9	26	26	41	35
76	日吉町	中	H30. 1.23	1	0	4	4	5	4
77	美山町	向 山	H21. 6. 5	3	2	2	2	5	4
78	美山町	鶴 ケ 岡	H24. 3.27	13	11	15	15	28	26
79	美山町	福 居	H24. 3.27	24	16	33	33	57	49
80	美山町	南	H23. 7. 8	1	0	2	2	3	2
81	美山町	北	H23. 7. 8	4	3	4	4	8	7
82	美山町	中	R 4 . 7. 8	3	3	8	8	11	11
83	美山町	河 内 谷	H23. 7. 8	1	1	2	2	3	3
84	美山町	下	H23. 7. 8	1	1	8	8	9	9
85	美山町	知 見	H23. 7. 8	6	5	17	17	23	22
86	美山町	江 和	H23. 7. 8	3	3	6	6	9	9
87	美山町	芦 生	H23. 7. 8	6	6	9	8	15	14
88	美山町	白 石	H23. 7. 8	0	0	1	1	1	1
89	美山町	佐 ヶ 里	H23. 7. 8	0	0	5	5	5	5
90	美山町	田 歌	H23. 7. 8	7	6	1	1	8	7
91	美山町	豊 郷	H24. 3.27	26	24	29	29	55	53
92	美山町	盛 郷	R 3.11.30	6	5	13	13	19	18
93	美山町	原	H25. 8.13	8	7	11	11	19	18
94	美山町	板 橋	H25. 8.13	6	5	5	5	11	10
95	美山町	宮 脇	H25. 8.13	5	4	3	3	8	7

No	管内	指定地区	最終指定年月日	土石流箇所数		急傾斜地箇所数		計	
				警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域
96	美山町	長谷	H25. 8.13	3	2	2	2	5	4
97	美山町	下吉田	H25. 8.13	0	0	3	3	3	3
98	美山町	上司	H25. 8.13	3	1	1	1	4	2
99	美山町	静原	H25. 8.13	4	4	6	6	10	10
100	美山町	荒倉	H26. 3.11	2	1	7	7	9	8
101	美山町	三埜	H26. 3.11	20	17	32	32	52	49
102	美山町	内久保	H26. 4.30	13	9	10	10	23	19
103	美山町	高野	H29. 3.31	11	10	15	15	26	25
104	美山町	又林	H27. 3.31	0	0	1	1	1	1
105	美山町	上平屋	H27. 3.31	4	3	5	5	9	8
106	美山町	深見	H27. 3.31	4	4	10	10	14	14
107	美山町	長尾	H27. 3.31	1	1	1	1	2	2
108	美山町	檜原	H27. 3.31	8	6	12	12	20	18
109	美山町	肱谷	H27. 3.31	5	3	4	4	9	7
110	美山町	小渕	H27. 3.31	3	3	8	8	11	11
111	美山町	音海	H27. 3.31	5	4	7	7	12	11
112	美山町	野添	H27. 7.10	3	3	5	5	8	8
113	美山町	島	H27. 7.10	4	4	7	7	11	11
114	美山町	大野	H29. 5.19	5	3	7	7	12	10
115	美山町	安掛	H29. 6.27	1	1	2	2	3	3
116	美山町	下平屋	R 2. 2.28	5	3	4	4	9	7
117	美山町	和泉	R 3.11.30	2	2	2	2	4	4
	計			692	476	1,060	1,046	1,752	1,522

2 - (3) ため池

令和5年10月1日現在

名 称	所在地	規 模			被害想定		管理者
		堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m³)	人口 (人)	戸数 (戸)	
西ヶ谷池	京都市右京区嵯峨越畑	26.6	97.0	255,000	28	12	三俣土地改良区
廻り池	八木町神吉	30.0	51.0	846,000	169	73	三俣土地改良区
三俣調整池	八木町旭	6.1	529.0	75,000	28	12	三俣土地改良区
下寺池	美山町萱野	2.1	63.0	1,500	2	1	泉龍寺 総代
常盤池	美山町大野	9.4	66.0	17,500	2	1	大野区
飛谷池	美山町大野	13.0	53.0	15,000	0	0	大野区
九鬼ヶ谷池	美山町上平屋	15.3	48.0	20,000	0	0	上平屋区
薬林寺池	園部町城南町	3.5	16.0	800	0	0	城南町水利農家組合
城南大池	園部町城南町	6.0	125.0	22,000	60	26	城南町水利農家組合
城南新池	園部町城南町	7.0	119.0	35,500	111	48	城南町水利農家組合
西風呂池	園部町城南町	3.0	45.0	2,000	0	0	城南町水利農家組合
寺の下池	園部町城南町	1.8	36.0	2,000	14	6	城南町水利農家組合
野本池	園部町小山西町	5.2	210.0	12,000	42	18	野本池水利組合
滝谷池	園部町小山西町	3.7	120.0	6,400	23	10	小山西町水利組合
高杭池	園部町小山西町	4.1	138.0	25,000	74	32	小山西町水利組合
宮ノ下池	園部町栄町	4.1	30.0	500	8	2	-
打越池	園部町栄町	1.8	35.0	3,500	0	0	受益者
塩田谷池	園部町小山東町	6.6	52.0	10,000	65	28	小山東町
西谷池	園部町半田	5.5	72.0	3,000	2	1	受益者
半田北池	園部町半田	2.5	30.0	800	0	0	受益者
桜池	園部町半田	4.1	113.0	7,000	0	0	桜池水利組合
茶しの池	園部町半田	4.8	38.0	2,000	0	0	受益者
相田池	園部町半田	5.0	70.0	1,000	0	0	相田水利組合
口池	園部町口人	5.0	36.0	8,000	0	0	口人区
奥池	園部町口人	13.5	48.0	5,000	0	0	口人区
宮ノ谷池	園部町口人	9.2	58.0	20,000	0	0	口人区
奥の原上池	園部町口司	6.4	95.0	30,000	0	0	-
奥の原下池	園部町口司	4.8	73.0	12,000	0	0	口司区
大地池	園部町口司	4.0	81.0	1,700	0	0	口司区
横尾池	園部町船岡	5.5	113.0	25,000	0	0	横尾ため池管理組合
池ノ上谷池	園部町船岡	4.8	56.0	5,000	0	0	受益者
広谷池	園部町曾我谷	5.0	37.0	3,000	0	0	曾我谷水利組合
宮の越池	園部町曾我谷	4.4	86.0	17,000	0	0	曾我谷水利組合
直谷池	園部町曾我谷	5.2	67.0	15,000	7	3	曾我谷水利組合
千妻大池	園部町千妻	6.6	45.0	3,000	0	0	千妻区
岡田池	園部町新堂	2.5	129.0	3,000	2	1	新堂区東財産区
小石ヶ谷池	園部町新堂	6.2	70.0	4,000	0	0	新堂西財産区
大石ヶ谷池	園部町新堂	5.4	131.0	9,000	0	0	新堂西財産区
城谷池	園部町熊崎	7.8	42.0	12,000	0	0	城谷池 池係
大谷上池	園部町熊崎	7.2	33.0	6,000	0	0	熊崎生産森林組合 池係
大谷下池	園部町熊崎	5.0	43.0	9,000	0	0	熊崎生産森林組合 池係
半田原池	園部町瓜生野	5.5	86.0	30,000	0	0	半田原池管理委員会
坊の谷池	園部町瓜生野	3.5	32.0	1,000	0	0	瓜生野区
宮の谷池	園部町瓜生野	6.7	37.0	3,000	9	4	瓜生野区
中池	園部町瓜生野	4.4	144.0	10,000	0	0	瓜生野区
黒田大谷池	園部町黒田	1.1	90.0	32,000	2	1	黒田区
中の奥池	園部町大西	5.2	30.0	800	0	0	大西西山區
脇谷口池	園部町大河内	2.5	17.0	100	0	0	脇谷水利組合
脇谷奥池	園部町大河内	2.1	60.0	300	0	0	脇谷水利組合
奥の谷池	園部町宍人	3.8	34.0	4,000	0	0	東部水利組合
木畑池	園部町仁江	2.7	74.0	2,800	0	0	受益者

名 称	所在地	規 模			被害想定		管理者
		堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m³)	人口(人)	戸数(戸)	
寺池	園部町仁江	3.0	15.0	600	0	0	受益者
西ノ池	園部町南八田	4.6	28.0	2,200	12	3	南八田区
東ノ池	園部町南八田	4.8	34.0	2,800	2	1	南八田区長
芋堀ノ池	園部町南八田	17.0	55.0	85,000	50	13	-
室の奥池	園部町若森	5.0	38.0	6,300	0	0	土地改良施設管理組合
殿谷池	園部町殿谷	5.0	54.0	13,000	7	3	殿谷区
長たん池1	園部町南大谷	0.5	10.0	100	-	-	-
西大谷池	園部町南大谷	4.5	170.0	9,600	5	2	南大谷水利組合
東大谷池	園部町南大谷	5.3	128.0	11,200	0	0	南大谷水利組合
殖生大池	園部町殖生	5.2	123.0	23,000	16	7	受益者
倉谷池	園部町殖生	7.3	46.0	6,000	4	1	グラント
幸助池	園部町殖生	4.2	44.0	2,200	0	0	受益者
西殖生1号池	園部町殖生	3.6	70.0	3,000	0	0	西殖生町委員会
西殖生2号池	園部町殖生	4.0	59.0	500	0	0	西殖生町委員会
内林新池	園部町内林	4.6	45.0	4,000	0	0	内林町木崎水利組合
金ヶ沢池	園部町内林	4.6	104.0	50,000	37	16	内林町木崎水利組合
奥池	園部町船阪	5.0	48.0	4,000	16	4	船阪区
北谷池(船坂大池)	園部町船阪	7.9	65.0	20,600	32	14	船阪区
観音池	園部町上木崎町	6.2	244.0	35,000	37	16	受益者
宮の谷池	園部町上木崎町	4.5	40.0	2,000	9	4	受益者
和崎池	園部町上木崎町	5.0	185.0	30,000	9	4	受益者
美津池	八木町室橋	2.5	27.0	900	0	0	室橋区
白子池	八木町室橋	2.9	29.0	1,000	0	0	室橋区
奥ノ池	八木町室橋	1.5	32.0	2,700	0	0	室橋区
文覚池	八木町室橋	3.0	166.0	5,800	0	0	室橋区
新池	八木町室橋	4.0	227.0	15,000	0	0	船枝区
古池	八木町船枝	3.2	146.0	8,400	0	0	船枝区
東池	八木町日置	5.2	114.0	2,000	0	0	日置営農組合
西池	八木町日置	4.2	67.0	7,800	0	0	日置営農組合
奥池	八木町日置	9.5	40.0	6,500	5	2	日置営農組合
福本池	八木町諸畑	7.0	45.0	3,000	7	3	諸畑区
大谷池	八木町諸畑	2.5	86.0	3,200	0	0	諸畑区
水谷池	八木町諸畑	2.5	20.0	800	30	3	-
新宮池	八木町神吉	6.5	60.0	9,000	14	6	受益者
鎌谷池	八木町神吉	11.5	86.0	24,700	0	0	神吉上区
東岡尻池	八木町神吉	6.0	45.0	2,600	0	0	神吉下区
奥田池	八木町神吉	6.0	60.0	8,000	0	0	神吉和田自治会
宮ノ池	八木町神吉	2.8	12.0	500	0	0	神吉下区
小谷池	八木町神吉上	4.7	47.0	8,000	2	1	神吉上区
西岡尻池	八木町神吉下	19.6	104.0	24,000	0	0	神吉下区
坂本上池	八木町神吉	4.5	56.0	3,500	0	0	神吉和田自治会
坂本下池	八木町神吉	7.2	85.0	17,000	0	0	神吉和田自治会
堂ノ池	八木町神吉	2.5	36.0	300	0	0	神吉和田自治会
下池	八木町氷所	3.1	225.0	21,200	0	0	氷所区
富栄池	八木町氷所	14.3	161.0	18,000	72	31	氷所区
宮池	八木町氷所	1.0	31.0	400	0	0	氷所区
奥池	八木町池ノ内	5.5	65.0	45,000	0	0	池ノ内区
鎌掛池	八木町池ノ内	2.0	35.0	700	0	0	池ノ内区
妙ヶ谷池	八木町池ノ内	3.0	15.0	450	45	20	-
宮ヶ谷池	八木町池ノ内	4.0	39.0	1,200	0	0	池ノ内区
古池	八木町玉ノ井	2.5	80.0	1,000	2	1	玉ノ井区農事係
岩ヶ谷池	八木町玉ノ井	2.8	62.0	1,000	0	0	玉ノ井区農事係
大鳥羽池	八木町玉ノ井	2.8	140.0	5,000	0	0	玉ノ井区農事係
小谷池	八木町本郷	2.8	57.0	2,600	0	0	受益者

名 称	所在地	規 模			被害想定		管理者
		堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m³)	人口 (人)	戸数 (戸)	
盛陰池	八木町木原	3.0	37.0	1,000	0	0	木原自治会
正ヶ谷上池	八木町木原	4.0	36.0	5,000	0	0	木原自治会
正ヶ谷中池	八木町木原	2.0	33.0	8,000	0	0	木原自治会
広小段池	日吉町田原	5.0	40.0	1,500	175	35	受益者
当多治池	日吉町田原	12.0	34.0	3,200	0	0	当多治池水利組合
三段田池	日吉町四ツ谷	2.0	20.0	500	10	2	－
小見山谷池	日吉町胡麻	6.5	37.0	2,500	0	0	小見山谷池水利組合
大保池	日吉町胡麻	16.3	80.0	23,000	16	7	大保池水利組合
谷ノ口上池	日吉町胡麻	1.5	22.0	300	－	－	－
谷の口下池	日吉町胡麻	2.5	34.0	500	0	0	受益者
岩上池	日吉町胡麻	11.8	56.0	88,000	18	8	岩上池水利組合
小田池	日吉町胡麻	7.0	65.0	8,000	0	0	岩上池水利組合
小牧池	日吉町殿田	2.5	20.0	150	－	－	殿田区
佛原池	日吉町上胡麻	9.6	54.0	28,000	0	0	上胡麻区
雲谷池	日吉町上胡麻	6.0	60.0	10,000	5	2	上胡麻水利組合
八幡池	日吉町上胡麻	6.7	70.0	7,900	7	3	上胡麻水利組合
新町大池	日吉町畑郷	12.0	64.0	20,000	0	0	新町水利組合
新町分水池	日吉町新町	1.1	35.0	200	0	0	新町水利組合
一ノ沢池	日吉町新町	1.5	45.0	1,100	0	0	一ノ沢水利組合
谷口池	日吉町志和賀	7.5	32.0	5,500	0	0	志和賀東組
京殿池	日吉町志和賀	9.4	54.0	9,000	5	2	志和賀中組農家組合
へナミ池	日吉町志和賀	9.5	33.0	5,000	0	0	志和賀西組
出会池	日吉町志和賀	0.8	56.0	1,300	0	0	志和賀水利組合
八栄池	日吉町八栄	3.0	43.0	3,000	0	0	八栄水利組合

2－（４）文化財一覧

(1)南丹市 国・府・市 指定文化財等件数

令和5年8月17日現在

種 類		国指定	国登録	府指定	府登録	府暫定	市指定	合 計
有形文化財	建造物	6	11	8	7	18	16	66
	美術工芸品	2	－	6	3	27	56	94
民俗文化財	有形	－	－	－	－	6	1	7
	無形	1	－	2	10	－	3	16
記念物	史跡	－	－	3	－	2	1	6
	名勝	1	－	－	－	－	－	1
	天然記念物	－	－	1	－	－	11	12
重要伝統的建造物群保存地区		1	－	－	－	－	－	1
計		11	11	20	20	53	88	203

府文化財環境保全地区	7地区
記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財	1

(2)文化財一覧

(2023 年 11 月 22 日現在)

区分	種別 (件数)	名 称	員数	指定年月日	所有者	所在地
国指定 文化財 (9)	美術 工芸品 (2)	京都府垣内古墳出土品	一括	平成 2.6.29	南丹市	園部町小桜
		木造阿弥陀如来及び両脇侍坐像	3軀	昭和 2.7.21	西乗寺	美山町下平屋
	建造物 (6)	春日神社本殿	1棟	大正 10.4.30	春日神社	園部町高屋
		九品寺大門 附 棟札1枚、扁額1面	1棟	明治 37.2.18	九品寺	園部町船阪
		普濟寺仏殿	1棟	大正 4.3.26	普濟寺	園部町若森
		大山祇神社本殿 附 型板 12 枚	1棟	昭和 33.5.14	大山祇神社	園部町大河内
		石田家住宅 附 祈祷札	1棟	昭和 47.5.15	個人	美山町檜原
		小林家住宅主屋・小屋・土蔵附露地門、高塀他	3棟	昭和 50.6.23	個人	美山町下平屋
	無形民俗 文化財 (1)	田原の御田	1	平成 12.12.27	多治神社 民俗芸能保存会	日吉町田原
国指定史跡名勝 天然記念物 (1)		瑠璃溪	10ha	昭和 7.11.16	南丹市管理	園部町大河内
重要伝統的建造物 群保存地区 (1)		南丹市美山町北 伝統的建造物群保存地区	127.5 ha	平成 5.12.8	北集落	美山町北
記録作成等の措置を 講ずべき無形の民俗 文化財 (1)		田原のカッコスリ	1	平成 12.12.25	多治神社 民俗芸能保存会	日吉町田原
国登録 文化財 (11)	建造物 (11)	ザイラー家住宅主屋	1棟	平成 18.8.3	個人	日吉町上胡麻
		ザイラー家住宅音楽堂	1棟	平成 18.8.3	個人	日吉町上胡麻
		竹澤家住宅主屋	1棟	平成 18.11.29	個人	美山町島
		西尾家住宅主屋	1棟	平成 18.11.29	個人	美山町島
		旧小山家住宅(田村屋螢庵)主屋	1棟	平成 20.4.18	個人	美山町三桠
		旧小山家住宅(田村屋螢庵)土蔵	1棟	平成 20.4.18	個人	美山町三桠
		旧小山家住宅(田村屋螢庵)庭門及び塀	1棟	平成 20.4.18	個人	美山町三桠
		蓮乗寺本堂	1棟	令和元.12.5	蓮乗寺	美山町大野
		蓮乗寺番神堂	1棟	令和元.12.5	蓮乗寺	美山町大野
		蓮乗寺鐘楼	1棟	令和元.12.5	蓮乗寺	美山町大野
		蓮乗寺山門	1棟	令和元.12.5	蓮乗寺	美山町大野
府指定 文化財 (20)	建造物 (8)	摩気神社本殿附覆屋1棟、東摂社附 覆屋1棟、西摂社附覆屋1棟	3棟	昭和 59.4.14	摩気神社	園部町竹井
		鹿島神社本殿 附 棟札2枚	1棟	昭和 62.4.15	鹿島神社	園部町殿谷
		帝釋天堂	1棟	平成 5.4.9	福寿寺	八木町船枝
		八幡神社本殿 附 棟札7枚	1棟	昭和 59.4.14	八幡神社	美山町北
		春日神社本殿	1棟	平成 18.3.17	春日神社	八木町八木嶋
		生身天満宮 本殿 附 棟札3枚、廻廊	1棟	平成 18.3.17	生身天満宮	園部町美園町
		教傳寺観音堂	1棟	平成 30.3.23	教傳寺	園部町河原町
		荒井神社本殿1棟 附 覆屋1棟、板 札2枚、棟札2枚	1棟	令和 5.3.24	荒井神社	八木町美里
	美術 工芸品 (6)	制札	2枚	昭和 63.4.15	生身天満宮	園部町美園町
		鰐口	1口	平成 9.3.14	普濟寺	園部町若森
		黒田古墳出土品	一括	平成 10.3.13	南丹市	園部町小桜
		木造毘沙門天立像	1軀	平成 4.4.14	普門院	日吉町中世木
		絹本著色等榮信倫禅尼像	1幅	平成 7.3.14	深見寺	美山町野添
		木造金剛力士立像 附 紙本墨書願文4通	1軀	昭和 58.4.15	歓楽寺	美山町静原
	無形民俗 文化財 (2)	西光寺六斎念仏	1	昭和 60.5.15	西光寺六斎念仏保存会	八木町美里
		田原のカッコスリ	1	昭和 58.4.15	多治神社 民俗芸能保存会	日吉町田原
	史跡 (3)	黒田古墳	1基	平成 10.3.13	南丹市	園部町黒田
		坊田古墳群	5基	昭和 62.4.15	京都府・民地	八木町柴山
		園部藩主小出家墓所	1基	平成 31.3.29	学校法人佛教教育学園	園部町栄町ほか
	天然記念物 (1)	朝倉神社のスギ	1本	昭和 58.4.15	朝倉神社	園部町千妻

区分	種別 (件数)	名 称	員数	指定年月日	所有者	所在地
府登録 文化財 (22)	建造物 (7)	摩気神社絵馬舎・神門・鳥居	3棟	昭和 59.4.14	摩気神社	園部町竹井
		武尾神社本殿	1棟	昭和 63.4.15	武尾神社	園部町高屋
		住吉神社本殿	1棟	昭和 62.4.15	住吉神社	八木町西田
		多治神社本殿 附 棟札5札	1棟	昭和 60.5.15	多治神社	日吉町田原
		道相神社本殿・拝殿	2棟	平成 11.3.19	道相神社	美山町宮脇
		宝泉寺大師堂	1棟	平成 17.12.22	宝泉寺	美山町小淵
		生身天満宮拝殿・秋葉社	2棟	平成 18.3.17	生身天満宮	園部町美園町
	美術 工芸品 (3)	木造懸仏	3面	昭和 58.4.15	浄光寺	園部町南大谷
		懸仏 附 懸仏残欠 37 個	139面	昭和 58.4.15	普門院	日吉町中世木
		立花図巻	33 巻	平成 12.3.17	如意寺	日吉町生畑
	無形民俗 文化財 (10)	大送神社の綱引き	1	平成 14.3.26	日置区	八木町日置東
		牧山の松明行事	1	昭和 62.4.15	牧山大松明保存会	日吉町中世木
		檜原の田楽	1	昭和 58.4.15	檜原田楽保存会	美山町檜原
		盛郷の上げ松	1	昭和 63.4.15	盛郷区	美山町盛郷
		殿の上げ松	1	昭和 63.4.15	殿区	美山町鶴ヶ岡
		川合の上げ松	1	昭和 63.4.15	川合区	美山町鶴ヶ岡
		芦生の上げ松	1	平成元.4.14	芦生区	美山町芦生
		田歌の神楽	1	平成 3.4.19	田歌区	美山町田歌
		諏訪神社の祭礼芸能	1	平成 3.4.19	高野区、鶴ヶ岡区、 豊郷区、盛郷区、福 居区	美山町鶴ヶ岡
		道相神楽	1	平成 11.3.19	道相神社保存会	美山町宮脇
府暫定 登録 文化財 (53)	建造物 (18)	園部高等学校 翼櫓(旧園部城翼櫓)	1棟	平成 29.9.29	京都府	園部町小桜町
		園部高等学校 校門(旧園部城櫓門)	1棟	平成 29.9.29	京都府	園部町小桜町
		園部高等学校 茶所(旧園部城番所)	1棟	平成 29.9.29	京都府	園部町小桜町
		志波加神社 本殿	1棟	平成 29.12.27	志波加神社	日吉町志和賀
		志波加神社 拝殿	1棟	平成 29.12.27	志波加神社	日吉町志和賀
		志波加神社 境内天満宮	1棟	平成 29.12.27	志波加神社	日吉町志和賀
		岡安神社 本殿	1棟	平成 30.3.23	岡安神社	日吉町四ツ谷
		岡安神社 末社三条神社	1棟	平成 30.3.23	岡安神社	日吉町四ツ谷
		日吉神社 本殿	1棟	平成 30.3.23	殿田区	日吉町大字殿田
		八幡神社 本殿	1棟	平成 31.2.1	八幡神社	園部町天引
		八幡神社 拝殿	1棟	平成 31.2.1	八幡神社	園部町天引
		武部家住宅主屋	1棟	平成 31.2.1	個人	園部町美園町
		武部家住宅表門	1棟	平成 31.2.1	個人	園部町美園町
		城崎神社 本殿	1棟	令和 3.3.31	城崎神社	園部町上木崎町
		若宮神社 本殿	1棟	令和 3.3.31	若宮神社	園部町横田
		若宮神社 拝殿	1棟	令和 3.3.31	若宮神社	園部町横田
		熊野神社 本殿	1棟	令和 3.3.31	熊野神社	園部町黒田
		熊野神社 拝殿	1棟	令和 3.3.31	熊野神社	園部町黒田
	美術 工芸品 (27)	紙本金地著色吉野山図六曲屏風	1隻	平成 29.9.29	最福寺	園部町埴生
		大般若経	1括	平成 29.12.27	岩江戸区	美山町三埜
		小畠文書	1括	平成 29.12.27	摩気神社	園部町竹井
		木造伝千種姫坐像	1軀	平成 30.3.23	普済寺	園部町若森
		木造千手観音立像	1軀	平成 30.3.23	普済寺	園部町若森
		木造地藏菩薩立像	1軀	平成 30.3.23	普済寺	園部町若森
		木造菩薩形立像	1軀	平成 30.3.23	西光寺	八木町美里
		蛇行剣 城谷口2号墳出土	1口	平成 30.3.23	南丹市	園部町小桜町
		鉄鐸 城谷口2号墳出土	1点	平成 30.3.23	南丹市	園部町小桜町
		紙本著色小出吉政像 澤庵宗彭の賛がある	1幅	令和 3.3.31	南丹市	園部町小桜町
		紙本著色小出吉政夫人像 寛永戊寅七月初三の澤庵宗彭の賛がある	1幅	令和 3.3.31	南丹市	園部町小桜町
		絹本著色小出吉親像 狩野探幽筆伝外宗左の賛がある	1幅	令和 3.3.31	南丹市	園部町小桜町

区分	種別 (件数)	名 称	員数	指定年月日	所有者	所在地
		絹本著色小出吉親夫人像 狩野探幽筆 寛文第九龍集己酉仲春の伝外宗左の賛がある	1幅	令和 3.3.31	南丹市	園部町小桜町
		絹本著色小出英知像 狩野常信筆別源宗甄の賛がある	1幅	令和 3.3.31	南丹市	園部町小桜町
		絹本著色小出英知夫人像 狩野常信筆	1幅	令和 3.3.31	南丹市	園部町小桜町
		絹本著色小出英利像 狩野周信筆雲巖義端の賛がある	1幅	令和 3.3.31	南丹市	園部町小桜町
		絹本著色小出英利夫人像 狩野豊信筆	1幅	令和 3.3.31	南丹市	園部町小桜町
		絹本著色小出英貞像 狩野探林筆庭州義訓の賛がある	1幅	令和 3.3.31	南丹市	園部町小桜町
		絹本著色小出英貞夫人像 狩野探林筆	1幅	令和 3.3.31	南丹市	園部町小桜町
		絹本著色小出英持像 狩野探林筆貫峯義文の賛がある	1幅	令和 3.3.31	南丹市	園部町小桜町
		絹本著色小出英持夫人像 狩野洞寿筆	1幅	令和 3.3.31	南丹市	園部町小桜町
		絹本著色小出英常像 狩野洞寿筆安永五年丙申秋の直翁宗廉の賛がある	1幅	令和 3.3.31	南丹市	園部町小桜町
		絹本著色小出英常夫人像 狩野探信筆	1幅	令和 3.3.31	南丹市	園部町小桜町
		絹本著色小出英筠像 狩野探信筆文政辛巳仲秋の正道義董の賛がある	1幅	令和 3.3.31	南丹市	園部町小桜町
		絹本著色小出英筠夫人像	1幅	令和 3.3.31	南丹市	園部町小桜町
		絹本著色小出英教像 安政三丙辰年正月廿六日の説巖義演の賛がある	1幅	令和 3.3.31	南丹市	園部町小桜町
		木造薬師如来坐像	1軀	令和 5.3.24	西光寺	八木町美里
	史跡 (2)	摩気神社 境内	1	平成 29.9.29	摩気神社	園部町竹井
		生身天満宮 境内	1	平成 29.9.29	生身天満宮	園部町美園町
	有形民俗 文化財 (6)	大堰川上流域の漁撈用具	76点	平成 29.9.29	南丹市	園部町小桜町
		生身天満宮祭礼絵巻	1巻	平成 29.9.29	個人	園部町美園町
		生身天満宮おみくじ版木及び関連用具	18点	平成 29.9.29	生身天満宮	園部町美園町
		丹波日吉の山樵及び筏関連用具	115点	平成 29.12.27	南丹市	園部町小桜町
		丹波八木の引札	57点	平成 29.12.27	南丹市	園部町小桜町
		宮町の祭礼道具	5点	平成 29.12.27	丹波祭り囃子保存会	園部町宮町
府文化財環境 保全地区 (7)		住吉神社文化財環境保全地区	1	昭和 62.4.15	住吉神社	八木町西田
		荒井神社文化財環境保全地区	1	昭和 63.4.15	荒井神社	八木町美里
		八幡神社文化財環境保全地区	1	昭和 59.4.14	八幡神社	美山町北
		道相神社文化財環境保全地区	1	平成 11.3.19	道相神社	美山町宮脇
		摩気神社文化財環境保全地区	1	昭和 59.4.14	摩気神社	園部町竹井
		多治神社文化財環境保全地区	1	昭和 60.5.15	多治神社	日吉町田原
		生身天満宮文化財環境保全地区	1	平成 20.3.21	生身天満宮	園部町美園町

区分	種別 (件数)	名 称	員数	指定年月日	所有者	所在地
市指定 文化財 (88)	建造物 (16)	住吉神社本殿	1棟	昭和 60.3.30	住吉神社	八木町西田
		安楽寺太鼓櫓	1棟	昭和 60.3.30	安楽寺	八木町北屋賀
		龍興寺鐘楼	1棟	昭和 60.3.30	龍興寺	八木町八木
		西光寺本堂	1棟	平成元.5.30	西光寺	八木町美里
		玉岩地藏堂及び庫裡	各1棟	昭和 53.8.30	玉岩地藏堂	日吉町四ツ谷
		海老坂宝篋印塔	1基	昭和 52.5.20		
		宝篋印塔	1基	昭和 52.5.20	威音寺	日吉町四ツ谷
		宝篋印塔	1基	昭和 52.5.20	普門院	日吉町中世木
		五輪塔	4基	昭和 52.5.20		
		宝篋印塔	3基	昭和 62.12.24	四ツ谷北組	日吉町四ツ谷
		宝篋印塔	1基	平成 2.9.8	清水寺	日吉町志和賀
		旧湯浅治氏民家	1棟	平成 12.3.6	南丹市	日吉町郷土資料館
		東家住宅主屋・小屋	2棟	平成 17.12.22	東孝	美山町野添
		村田家住宅主屋	1棟	平成 17.12.22	村田敬太郎	美山町島
		諏訪神社本殿・表門	2棟	平成 17.12.22	諏訪神社	美山町鶴ヶ岡
		宝泉寺大師堂	1棟	平成 17.12.22	宝泉寺	美山町小淵
	美術 工芸品 (56)	木造千種姫像	1軀	昭和 45.7.23	普濟寺	園部町若森
		木造仁王像	2軀	昭和 45.7.23	九品寺	園部町船阪
		木造十一面観音菩薩立像	1軀	昭和 45.7.23	奥西観音堂保存会	園部町仁江
		木造聖観音菩薩立像	1軀	昭和 45.7.23	浄香寺観音堂保存会	園部町横田
		木造阿弥陀如来座像	1軀	平成 11.4.27	禅福寺	園部町高屋
		木造十一面観音菩薩立像	1軀	平成元.5.30	池上院	八木町池上
		木造聖観音菩薩立像	1軀	平成元.5.30		
		木造増長天立像	1軀	昭和 60.3.30	福寿寺	八木町船枝
		木造多聞天立像	1軀	昭和 60.3.30		
		木造大日如来坐像	1軀	昭和 60.3.30	政徳寺	八木町諸畑
		木造釈迦如来坐像	1軀	昭和 60.3.30	神留寺	八木町神吉
		木造木喰仏像	22 軀	昭和 60.3.30	清源寺	八木町諸畑
		木造木喰仏像	5軀	昭和 60.3.30	蔭涼寺	八木町諸畑
		木造毘沙門天立像	1軀	昭和 52.5.20	成就院	日吉町殿田
		木造薬師如来坐像	1軀	昭和 52.5.20		
		石造薬師如来坐像	1軀	昭和 52.5.20	威音寺	日吉町四ツ谷
		木造懸仏(十一面観音・如来坐像)	2面	昭和 52.5.20		
		銅製懸仏(大日如来像)	1面	昭和 52.5.20	殿田区	日吉町殿田
		観音像	33 軀	昭和 52.5.20		
		聖観世音菩薩立像	1軀	昭和 53.8.30	普門院	日吉町中世木
		銅鏡	7面	昭和 52.5.20		
		木造懸仏	139面	昭和 52.5.20	玉岩地藏堂	日吉町四ツ谷
		石造玉岩地藏尊	1軀	昭和 53.8.30		
		鰐口	1口	昭和 53.8.30	宝勝寺・念佛寺	日吉町中世木
		木造十一面観世音菩薩立像	1軀	昭和 53.8.30		
		木造多聞天立像及び木造広目天立像	各1軀	昭和 53.8.30	如意寺	日吉町生畑
		鰐口	1口	昭和 53.8.30		
		鰐口	1口	昭和 53.8.30	如意寺	日吉町生畑
		木造地藏菩薩坐像	1軀	昭和 55.8.20		
		木造毘沙門天立像	1軀	昭和 55.8.20	如意寺	日吉町生畑
		木造不動明王立像	1軀	昭和 55.8.20		
		大般若経	600帖	昭和 55.8.20	如意寺	日吉町生畑
		版本五部大乘経	200巻	昭和 55.8.20		
		木造懸仏	6面	昭和 55.8.20	如意寺	日吉町生畑
		銅鏡	2面	昭和 55.8.20		
		木造女神坐像	1軀	昭和 55.8.20	安楽寺	日吉町佐々江
		木造薬師如来坐像	1軀	昭和 55.8.20		
		木造四天王立像	1軀	昭和 55.8.20	安楽寺	日吉町佐々江

区分	種別 (件数)	名 称	員数	指定年月日	所有者	所在地
市指定 文化財 (88)	美術 工芸品 (56)	木造毘沙門天立像	1 軀	昭和 57.8.30	久世株毘沙門講	日吉町佐々江
		木造地藏菩薩立像	1 軀	昭和 57.8.30		
		梵鐘	1 口	昭和 62.12.24	寶林寺	日吉町四ツ谷
		十六善神像	1 幅	平成 7.9.1	岡安神社	日吉町四ツ谷
		当麻曼荼羅図	1 幅	平成 16.6.14	念佛寺	日吉町中世木
		木造薬師如来坐像	1 軀	平成 3.4.1	本妙寺	美山町上司
		木造釈迦如来坐像	1 軀	平成 3.4.1	法明寺	美山町鶴ヶ岡
		木造地藏菩薩立像	1 軀	平成 3.4.1		
		木造薬師如来坐像	1 軀	平成 3.4.1	山水寺	美山町盛郷
		木造月光菩薩立像	1 軀	平成 3.4.1		
		木造大日如来坐像	1 軀	平成 3.4.1	行副寺	美山町三桠
		木造阿弥陀如来像	1 軀	平成 3.4.1	光瑞寺	美山町内久保
		木造阿弥陀如来像	1 軀	平成 3.4.1	泉龍寺	美山町長谷
		木造地藏菩薩半迦跏像	1 軀	平成 3.4.1	栄久院	美山町和泉
		木造川勝光照像	1 軀	平成 3.4.1	光照寺	美山町静原
		鰐口	1 口	昭和 59.4.14	八幡神社	美山町北
		小出文庫	和 書 318 件 漢 籍 114 件	平成 29.4.13	南丹市	園部町小桜
		園部藩小出家歴代藩主及夫人肖像画	17 幅	令和元.9.26	南丹市	園部町小桜町
	有形民俗 文化財 (1)	多治神社の神輿	2 基	昭和 62.12.24	多治神社	日吉町田原
	無形民俗 文化財 (3)	胡麻日吉神社の馬馳け	1	昭和 62.12.24	日吉神社 馬馳け保存会	日吉町胡麻
		牧山の松明行事	1	昭和 62.2.24	牧山大松明保存会	日吉町中世木
		芦生のわさび祭り	1	令和 4.3.25	芦生区	美山町芦生
	史跡 (1)	塩貝城跡	1	昭和 55.8.20	塩貝奎之丞 ほか 13 名	日吉町上胡麻
	天然 記念物 (11)	知見正法寺のイチョウ	1 株	平成 7.4.1	正法寺	美山町知見
		北八幡神社のスギ	1 株	平成 7.4.1	八幡神社	美山町北
		北稻荷神社のトチ	1 株	平成 7.4.1	稻荷神社	美山町北
		宮脇道相神社のカヤ	2 株	平成 7.4.1	道相神社	美山町宮脇
		諏訪神社のスギ	1 株	平成 7.4.1	諏訪神社	美山町鶴ヶ岡
		松尾鈴波神社のスギ	1 株	平成 7.4.1	鈴波神社	美山町豊郷
		三桠菅原神社のスギ	1 株	平成 7.4.1	菅原神社	美山町三桠
		小笹尾大川神社のスギ	1 株	平成 7.4.1	大川神社	美山町三桠
		南陽寺のカヤ	1 株	平成 29.4.13	南陽寺	園部町美園
		摩気神社の口の天狗杉	1 株	平成 29.4.13	摩気神社	園部町竹井
		天引八幡神社のムクノキ	1 株	平成 29.4.13	八幡神社	園部町天引

2－（5）市内危険物施設数一覧表

（令和5年3月 31 日現在）

	製 造 所	貯蔵所						小 計	取扱所			小 計	合 計
		屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タンク 貯蔵所	屋 内 タンク 貯蔵所	地 下 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯 蔵 所		給 油 取 扱 所	第 一 種 販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所		
南丹市	1	25	6	1	62	20	2	116	24	1	17	42	159

（出典：令和5年 消防年報－京都中部広域消防組合消防本部）

2－（6）京都中部広域消防組合

京都市・京都中部広域消防組合・南丹市消防相互応援協定

京都市長（以下「甲」という。）、京都中部広域消防組合管理者（以下「乙」という。）及び南丹市長（以下「丙」という。）は、消防組織法の規定に基づく京都市、京都中部広域消防組合及び南丹市の消防相互応援に関し、次のように協定する。

（相互応援）

第1条 京都市、京都中部広域消防組合及び南丹市は、京都市及び南丹市のそれぞれ他方の区域内において、火災又は救急事故若しくは救助事故（以下「災害」という。）が発生したときは、次の各号に定めるところにより相互に応援するものとする。

- （1）京都市と南丹市との境界付近又は別表に掲げる地域内で災害が発生した場合において、これを覚知したとき、又は応援の要請を受けたときは、当該災害の状況に応じ、必要と認める数の消防隊、救急隊、救助隊若しくは指揮隊（以下「消防隊等」という。）又は消防分団を派遣する。
- （2）前号に掲げる地域以外の地域で災害が発生した場合において、災害の規模その他特別の事情により応援の要請を受けたときは、当該要請に応じ、必要と認める数の消防隊等を派遣する。

（応援隊の指揮）

第2条 前条の規定により派遣された消防隊等及び消防分団（以下「応援隊」という。）の火災防衛活動、救急活動及び救助活動の実施については、受援側の消防長が指揮するものとする。

（経費の負担）

第3条 応援に要した経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

- （1）応援隊員の諸手当、車両等の燃料費その他の経常的な経費及び応援隊員の公務災害に係る諸経費は、応援側の負担とする。
- （2）受援地において発生した一般人の死傷及び建物、工作物の破損等の事故に対する補償費その他の経費は、原則として受援側の負担とする。
- （3）前2号に掲げる経費のほか、必要な経費の負担については、甲乙丙協議のうえ、そのつど定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成18年7月1日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1箇月前までに、甲乙丙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第5条 この協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙丙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年7月1日

甲 京都市長 梶 本 頼 兼

乙 京都中部広域消防組合
管理者 栗 山 正 隆

丙 南丹市長 佐々木 稔 納

別表(第1条関係)

甲の派遣地域	乙及び丙の派遣地域
八木町神吉	京都市左京区広河原尾花町
日吉町天若、佐々江、 中世木	京都市右京区嵯峨嵯原、嵯峨越畑
美山町佐々里、深見	京都市右京区京北田貫町、室谷町、上弓削町、宇野町、漆 谷町、細野町、中地町、下宇津町

２－（７）消防団の設置等に関する条例及び消防団規則

南丹市消防団の設置等に関する条例

平成18年1月1日

条例第228号

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づく消防団の設置、名称及び区域に関し必要な事項を定めるものとする。

（消防団の設置、名称、位置及び区域）

第2条 法第9条第3号の規定により、消防団を設置する。

２ 消防団の名称、位置及び区域は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成22年12月15日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	位 置	区 域
南丹市消防団	園部町小桜町47番地	南丹市区域の全域

○南丹市消防団規則

平成 18 年 1 月 1 日

規則第 161 号

（趣旨）

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項の規定に基づき、南丹市消防団（以下「消防団」という。）の組織及び各所掌事務を明確にし、適正かつ能率的に運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 消防団に団長、副団長、副団長兼女性分団長兼ラッパ啓発部長、副団長兼指導員長、支団長、副支団長、副指導員長、分団長、副分団長、副分団長兼指導員、部長、指導員及び班長の役員並びにラッ

パ啓発部員その他の団員を置く。この場合において、支団長及び副支団長の階級は副団長級とし、副指導員長の階級は分団長級とし、指導員(副分団長が兼務する指導員を除く。)の階級は部長級とする。

2 団長は、団の事務を統括し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、市長に対しその責に任ずる。

3 副団長、副団長兼女性分団長兼ラッパ啓発部長、副団長兼指導員長、支団長、副支団長、副指導員長、分団長、副分団長、副分団長兼指導員、部長、指導員及び班長の役員は、団員の中から団長がこれを命免する。

4 前項の役員及びラッパ啓発部員の選任基準数は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 副団長、副団長兼女性分団長兼ラッパ啓発部長及び副団長兼指導員長 消防団にそれぞれ 1 名

(2) 支団長、副支団長及び副指導員長 各支団にそれぞれ 1 名

(3) 分団長、副分団長及び副分団長兼指導員 各分団にそれぞれ 1 名

(4) 部長 団長が必要と認める数

(5) 指導員 別に定める数

(6) 班長 団長が必要と認める数

(7) ラッパ啓発部員 各支団に 5 名以内

第 3 条 団長が事故その他の事情によりその職務を行うことができないときは、団長が予め定める者及び順序に従い、その者が前条第 2 項に規定する団長の職務及び同条第 3 項に規定する役員の命免を行うものとする。

(任期)

第 4 条 第 2 条第 1 項に規定する役員及びラッパ啓発部員の任期は 2 年とし、再任することを妨げない。

2 前項の役員又は部員に欠員が生じた場合における補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動区域)

第 5 条 消防団本部、支団、分団、部及び班の活動区域は、別表のとおりとする。

(宣誓)

第 6 条 団員は、その任命後、宣誓書(別記様式)に署名しなければならない。

(火災その他の災害出動)

第 7 条 消防車が、火災現場に赴くときは、交通法規の定める走行キロに従うとともに、正当な交通を維持するために、サイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第 8 条 出火出動又は引揚げの場合に、消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。

(2) 病院、学校、劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。

(3) 消防団員以外は、消防車に乗車させてはならない。

(4) 消防車は、一列縦隊で、安全な距離を保って走行しなければならない。

(5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追い越してはならない。

第9条 消防団は、市長の許可を得ないで市の区域外の水火災その他の災害現場に出動してはならない。ただし、出動の際は管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第10条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最少限度に止めて、水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

第11条 消防団が、水火災その他の災害現場に出動した場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 消防作業は、真摯に行わなければならない。
- (3) 消火作業にあたっては、その効果を収めるとともに、火災の損害及び濡損を最少限度に止めなければならない。
- (4) 分団は、相互に連絡協調しなければならない。

第12条 水火災その他の災害現場において、死体を発見したときは、責任者は、市長に報告するとともに、警察職員又は検屍員が到着するまで、その現場を保存しなければならない。

第13条 放火の疑いある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに市長及び警察職員に通報しなければならない。
- (2) 現場保存に努めなければならない。
- (3) 事件は慎重に取り扱うとともに、公表は差し控えなければならない。

(文書簿冊)

第14条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかななければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 金銭出納簿
- (8) 手当受払簿
- (9) 給与品貸与品台帳
- (10) 諸令達簿
- (11) 消防法規例規綴
- (12) 雑書綴

(教養及び訓練)

第 15 条 団長は、団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的に訓練を行わなければならない。

(表彰)

第 16 条 市長は、消防団又は団員が、その任務遂行に当たって、功労が特に拔群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合、団員については、団長が表彰を行うことができる。

第 17 条 前条の表彰は、次の 2 種とする。

(1) 賞詞

(2) 賞状

第 18 条 賞詞は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる者に対してこれを授与する。

第 19 条 市長は、次に掲げる事項について、功労があると認められる者又は団体に対して、感謝状を授与することができる。

(1) 水火災予防又は鎮圧

(2) 消防施設強化拡充についての協力

(3) 水火災現場における人命救助

(4) 火災その他の災害時における警戒防ぎよ、救助に関し、消防団に対してなした協力

(服制)

第 20 条 消防団の服制については、消防庁の定める準則による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の園部町消防団規則(昭和 30 年園部町規則第 6 号)、八木町消防団規則(昭和 26 年八木町規則第 7 号)、火災、出初式出動要綱(昭和 45 年八木町告示第 38 号)、日吉町消防団規則(昭和 30 年日吉町規則第 2 号)又は美山町消防団規則(昭和 30 年美山町規則 7 号)(以下これらを「合併前の規則等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の規則等により消防団員に任用された期間は、勤務年数に合算する。

(平成 21 年度における役員任期の特例)

4 平成 21 年度における役員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日規則第 169 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 22 日規則第 206 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 6 日規則第 23 号)

この規則は、平成 20 年 10 月 6 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 8 日規則第 1 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 13 日規則第 6 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 15 日規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 13 日規則第 1 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 1 月 23 日規則第 1 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日規則第 8 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 9 日規則第 22 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 8 月 28 日規則第 16 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 7 日規則第 6 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条 関係)

消防団本部

団		支団		分団		部		班	
名称	活動区域	名称	活動区域	名称	活動区域	名称	活動区域	名称	活動区域
消防団本部	南丹市全域	—	—	女性分団	南丹市全域	—	—	園部班	園部町全域
								八木班	八木町全域
								日吉班	日吉町全域
								美山班	美山町全域
				—	—	ラッパ啓発部	南丹市全域	園部班	園部町全域
								八木班	八木町全域
								日吉班	日吉町全域
								美山班	美山町全域

支団		分団		部		班	
園部支団	園部町 全域	—	—	—	—	市役所 職員班	園部町 全域
		第 1 分団	元町地区 全域及び 元村地区 の一部	第 1 部	上本町 若松町 宮町 本町 新町	第 1 班	上本町 若松町
						第 2 班	宮町 本町
						第 3 班	新町
				第 2 部	小山東町 美園町 小桜町 栄町 城南町 小山西町	第 1 班	小山東町
						第 2 班	美園町 小桜町 栄町
						第 3 班	城南町
						第 4 班	小山西町
		第 2 分団	元桐地区 全域及び 元村地区 の一部	第 1 部	横田 黒田 上木崎町 河原町	第 1 班	横田
						第 2 班	黒田
						第 3 班	上木崎町 河原町
				第 2 部	木崎町 内林町 曾我谷 瓜生野 熊崎 新堂 千妻	第 1 班	木崎町
						第 2 班	内林町 曾我谷
						第 3 班	瓜生野 熊崎
						第 4 班	新堂 千妻
		第 3 分団	川辺地区 全域	第 1 部⑤	船岡	第 1 班	船岡
				第 2 部	高屋 大戸 熊原 佐切 越方	第 1 班	高屋 大戸
						第 2 班	熊原
						第 3 班	佐切 越方
		第 4 分団	摩気地区 全域	第 1 部	竹井 仁江	第 1 班	竹井
				第 2 部	船阪 大西 宍人	第 2 班	仁江
						第 1 班	船阪
						第 2 班	大西
				第 3 部	半田 口人 口司	第 3 班	宍人
						第 1 班	半田
						第 2 班	口人
						第 3 班	口司
		第 5 分団	西本梅地区 全域	第 1 部	殿谷 埴生 南八田	第 1 班	殿谷
						第 2 班	埴生
						第 3 班	南八田
				第 2 部	天引 法京 大河内	第 1 班	天引
						第 2 班	法京
						第 3 班	大河内
				第 3 部	南大谷 若森	第 1 班	南大谷
						第 2 班	若森

支団		分団		部		班	
八木支団	八木町 全域	—	—	—	—	市役所 職員班	八木町 全域
		第 1 分団	富本地区 全域	第 1 部	青戸	第 1 班	青戸
				第 2 部	西田 井ノ尻	第 1 班	西田
						第 2 班	井ノ尻
				第 3 部	観音寺	第 1 班	観音寺
				第 4 部	屋賀	第 1 班	屋賀
				第 5 部	北屋賀	第 1 班	北屋賀
						第 2 班	
				第 6 部	氷所	第 1 班	氷所
				第 7 部	日置	第 1 班	日置
						第 2 班	
				第 8 部	刑部	第 1 班	刑部
				第 9 部	北広瀬	第 1 班	北広瀬
		第 2 分団	吉富地区 全域	第 1 部	池ノ内 木原 室河原 鳥羽 玉ノ井 美里	第 1 班	池ノ内 木原 室河原
						第 2 班	鳥羽 玉ノ井
						第 3 班	美里
				第 2 部	八木嶋 大藪 折戸 南広瀬	第 1 班	八木嶋
						第 2 班	大藪 折戸 南広瀬
		第 3 分団	八木地区 全域	第 1 部	本町 栄町 垣内 柴山 の一部	第 1 班	本町
						第 2 班	栄町
						第 3 班	垣内
						第 4 班	柴山 の一部
				第 2 部	本郷東 本郷西 本郷南 本郷北	第 1 班	本郷東
						第 2 班	本郷西 本郷南 本郷北
				第 3 部	本町 栄町 の一部	第 1 班	本町
						第 2 班	栄町 の一部
		第 4 分団	新庄地区 全域	第 1 部	船枝	第 1 班	船枝
				第 2 部	山室	第 1 班	山室
				第 3 部	室橋	第 1 班	室橋
				第 4 部	諸畑	第 1 班	諸畑
				第 5 部	野条	第 1 班	野条
				第 6 部	池上	第 1 班	池上
		第 5 分団	神吉地区 全域	第 1 部	神吉和田 神吉下 神吉上	第 1 班	神吉上 神吉下 神吉和田

支団		分団		部		班	
日吉支団	日吉町 全域	—	—	—	—	市役所 職員班	日吉町 全域
		第 1 分団	世木地区 全域	第 1 部	殿田 中世木	第 1 班	殿田
						第 2 班	中世木
				第 2 部	木住 生畑	第 1 班	木住
						第 2 班	生畑
		第 2 分団	五ヶ荘地区 全域	第 1 部	佐々江	第 1 班	佐々江
				第 2 部	四ツ谷	第 1 班	四ツ谷
						第 2 班	
				第 3 部	彰徳 興風	第 1 班	彰徳
						第 2 班	興風
				第 4 部	和田 新シ	第 1 班	和田 新シ
				第 5 部	片野 東雲	第 1 班	片野 東雲
		第 3 分団	胡麻郷地区 全域	第 1 部	上胡麻	第 1 班	上胡麻
				第 2 部	東胡麻	第 1 班	東胡麻
				第 3 部	畑郷	第 1 班	畑郷
				第 4 部	保野田	第 1 班	保野田
						第 2 班	
				第 5 部	志和賀	第 1 班	志和賀
				第 6 部	西胡麻	第 1 班	西胡麻
						第 2 班	
				第 7 部	広野	第 1 班	広野

支団		分団		部		班	
美山支団	美山町 全域	—	—	—	—	市役所 職員班	美山町 全域
		第 1 分団	知井地区 全域	第 1 部	南 北 中 河内谷 下 知見	第 1 班	南
						第 2 班	北 中 河内谷 下 知見
				第 2 部	江和 田歌 芦生 白石 佐々里	第 1 班	江和
						第 2 班	田歌 芦生 白石 佐々里
		第 2 分団	平屋地区 全域	第 1 部	荒倉 大内 内久保 野添 長尾 深見 安掛	第 1 班	荒倉 大内 内久保
						第 2 班	野添 長尾 深見
						第 3 班	安掛
				第 2 部	上平屋 又林 下平屋	第 1 班	上平屋
						第 2 班	又林 下平屋
		第 3 分団	宮島地区 全域	第 1 部	原 板橋 宮脇 下吉田	第 1 班	原
						第 2 班	板橋 宮脇 下吉田
				第 2 部	島 長谷 上司 和泉 静原	第 1 班	島
						第 2 班	長谷 上司 和泉 静原
		第 4 分団	鶴ヶ岡地区 全域	第 1 部	盛郷 福居	第 1 班	盛郷
						第 2 班	福居
				第 2 部	鶴ヶ岡	第 1 班	鶴ヶ岡
				第 3 部	高野	第 1 班	高野
				第 4 部	豊郷	第 1 班	豊郷
		第 5 分団	大野地区 全域	第 1 部	萱野 大野	第 1 班	萱野
						第 2 班	大野
				第 2 部	川谷 岩江戸	第 1 班	川谷 岩江戸
				第 3 部	肱谷 小渕 向山 檜原 音海	第 1 班	肱谷
						第 2 班	小渕 向山 檜原 音海

別記様式(第6条関係)「宣誓書」を次頁に示す。

別記様式(第6条関係)

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず、良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

南丹市消防団員

氏名

㊞

2－（８） 応急復旧資材確保計画

■資 材

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
土のう袋・	600 枚	ブルーシート・防水シ		鉄線 (10 番地)	100kg
なわ	600kg	ート	100 枚	鉄線 (8 番	100kg
ローソク	50 本	釘 (15cm)	12kg	地)	50 束
竹(竹杭用を含む)	50 本	杉丸太	150 本	割木	若干
		長 1.8m 末口 6cm		予備土玉石	若干
		長 1.6m 末口 9cm		予備砂利	

■器 材

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
ス コ ッ プ	30 丁	か け や	10 丁	の こ ぎ り	4 丁
か ま	10 丁	お の 、 又 は な た	5 丁	ペ ン チ	3 丁
た こ づ ち	8 丁	く わ	10 丁	バ ケ ツ	1 個
ツ ル ハ シ	2 丁	金 づ ち	3 丁	も っ こ	若干
照 明 灯	若干	に な い 棒	若干		

本表は基準を示すものであるから、状況に応じて変更するも支障ないものとする。

2－（９） 災害時備蓄食料品・飲料水、防災資器材・救急救援衛生用品等保有（備蓄状況）

1. 備蓄食料品

◆食料品は人口の10%の3食分を目安に備蓄

①災害時備蓄食料品（米類・パスタ類）

（令和6年1月末現在）

物 品 名		備 蓄 先 地 域				計
		本庁（園部町）	八木支所	日吉支所	美山支所	
常備目標数値（食）		4,700	2,050	1,300	1,000	9,050
備蓄食料品種類	アルファ化米（食）	1,350	1,250	957	300	3,857
	おこげコンソメ（食）	300	300	279	0	879
	おこげぜんざい（食）	300	300	295	0	895
	カルボナーラ（食）	591	0	0	0	591
	ペペロンチーノ（食）	627	0	0	0	627
	キノコパスタ（食）	592	0	0	0	592
計		3,760	1,850	1,531	300	7,441
過不足数（食）		△940	△200	231	△700	△1,609
令和6年度アルファ化米配備予定数（食）		1,000	200	100	700	2,000
令和6年度末充足率（％）		101.3%	100.0%	125.5%	100.0%	104.3%

②災害時備蓄食料品（その他）

（令和6年1月末現在）

物 品 名		備 蓄 先 地 域				計
		本庁（園部町）	八木支所	日吉支所	美山支所	
ビスコ（食）		3,672	600	60	0	4,332

2. 飲料水

◆飲料水は人口の10%の3日分（1日あたり3ℓ換算）を目安に備蓄

（令和6年1月末現在）

飲料水計画		備 蓄 先 地 域				計
		本庁（園部町）	八木支所	日吉支所	美山支所	
基礎関数	基礎比率（％）	51.9%	22.5%	14.5%	11.1%	100.0%
	計画備蓄数（人分）	4,700	2,050	1,300	1,000	9,050
	※1人当たり3ℓ換算（ℓ）	14,100	6,150	3,900	3,000	27,150
	※3ℓペットボトル換算（本）	7,050	3,075	1,950	1,500	13,575
常備目標数値（本）		7,050	3,075	1,950	1,500	13,575
2ℓペットボトル備蓄数（本）		1,218	1,230	385	610	3,443
過不足数（本）		△5,832	△1,845	△1,565	△890	△10,132
令和6年度末2ℓペットボトル配備予定数（本）		900	0	300	0	1,200
令和6年度末充足率（％）		30.0%	40.0%	35.1%	40.7%	34.2%

3. 防災資機材・救急救援衛生用品等

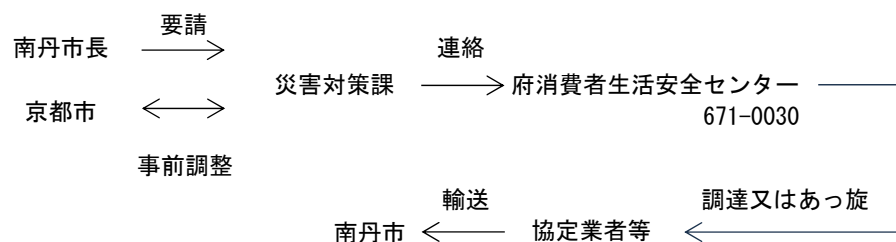
◆防災資機材は防災倉庫等に分散して配備する。救急救援衛生用品等は使用期限を勘案して、防災倉庫等に分散して配備する。配備数量は防災備蓄品数量管理表により別途定める。

防災資機材	インスタントトイレ、簡単トイレ、毛布、ダンボールベッド、簡易ベッド、石油ストーブ（要電源・電源不要）、発電機（カセットボンベ式・ガソリン式）、簡易テント、間仕切りパーテーション
救急救援衛生用品等	手指消毒用アルコール、使い捨てカイロ、子供用おむつ、大人用おむつ、生理用品（昼用・夜用）、マスク、包帯、使い捨て歯ブラシ、水不要口腔ケアセット、救急医療セット、Tシャツ、下着

2－（１０） 食料・物資の調達等系統

別表第１ 食料品の調達等系統

１ 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート



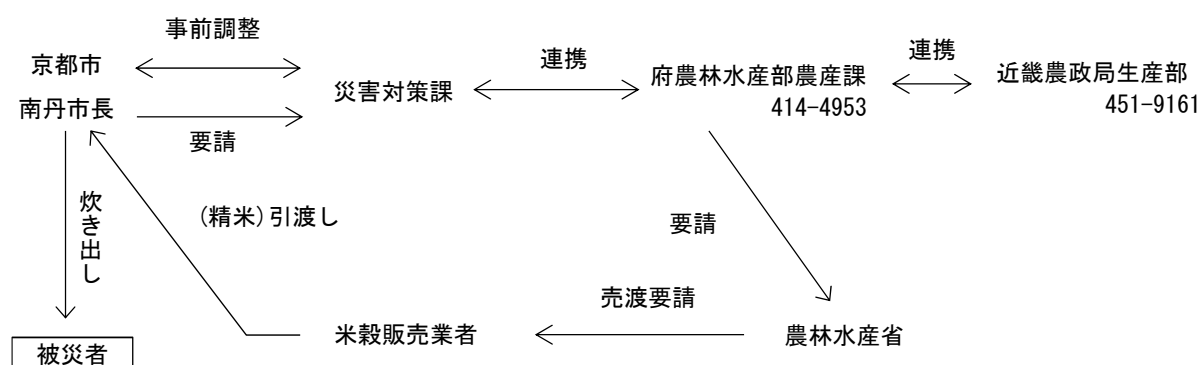
注1 京都府災害対策本部設置後は、市長からの応援要請についてはすべて京都府園部副支部を通じ、京都府災害対策本部あてに行うものとする。

注2 必要に応じて、京都府災害対策課が調達又はあつ旋することができる。

※ 協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者及び「災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表」に記載の物資保有業者とする。

２ 米穀の緊急引渡ルート

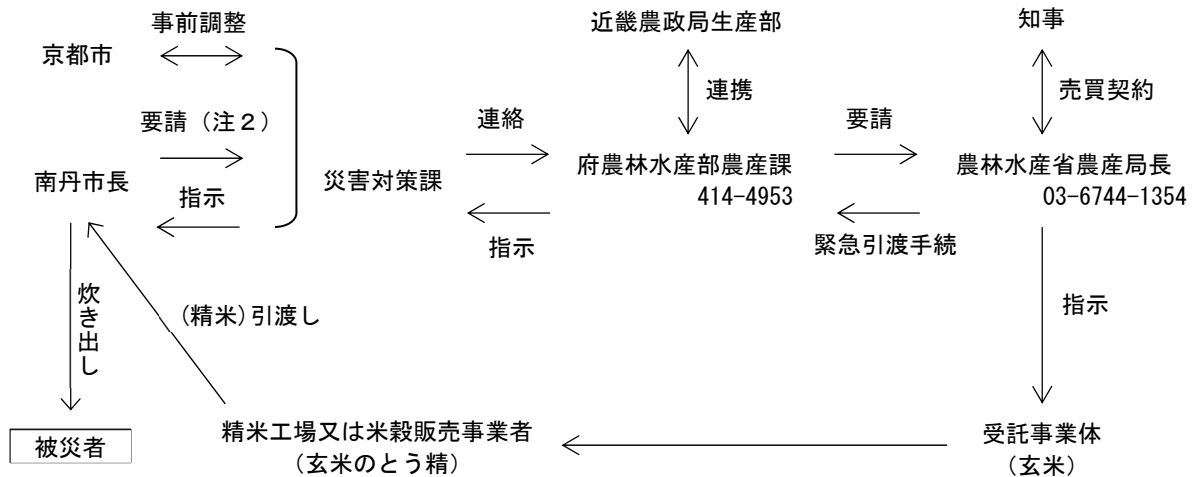
（１）販売事業者からの調達



注1 府災害対策本部設置後は、市長からの応援要請については、府災害対策本部あてに行うものとする。

(2) 政府所有米穀の調達

※玄米で引き渡す場合は、国は玄米のとう精指示等を行わない。また、引渡場所については調整により決定。図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売業者での引渡しを示した。

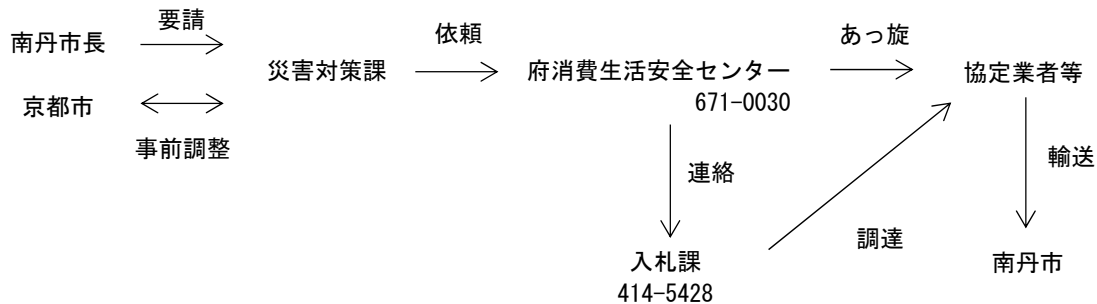


注1 府災害対策本部設置後は、市長からの応援要請については、府災害対策本部あてに行うものとする。

注2 市長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。この場合、市長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

別表第2 生活必需物品の調達系統

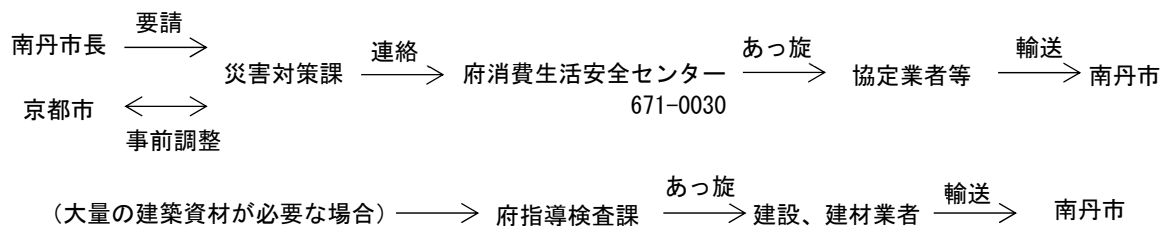
1 災害救助法により京都府が調達及び給貸与する場合



注1 京都府災害対策本部設置後は、市長からの応援要請についてはすべて京都府園部副支部を通じ、京都府災害対策本部あてに行うものとする。

注2 必要に応じて、京都府災害対策課が調達又はあつ旋することができる。

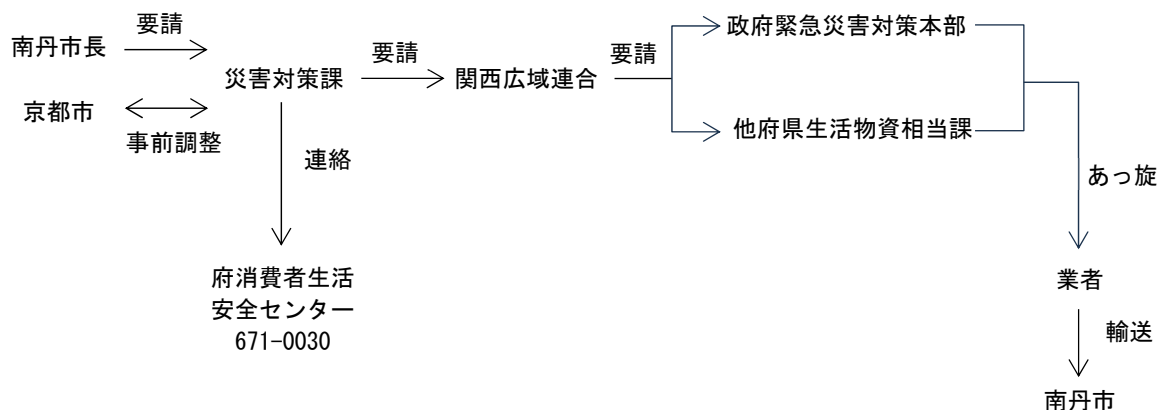
2 市から京都府に物資あっ旋を要請する場合



注1 京都府災害対策本部設置後は、市長からの援要請については、すべて京都府園部副支部を通じ、京都府災害対策本部あてに行うものとする。

注2 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、京都府災害対策課が調達又はあっ旋するものとする。

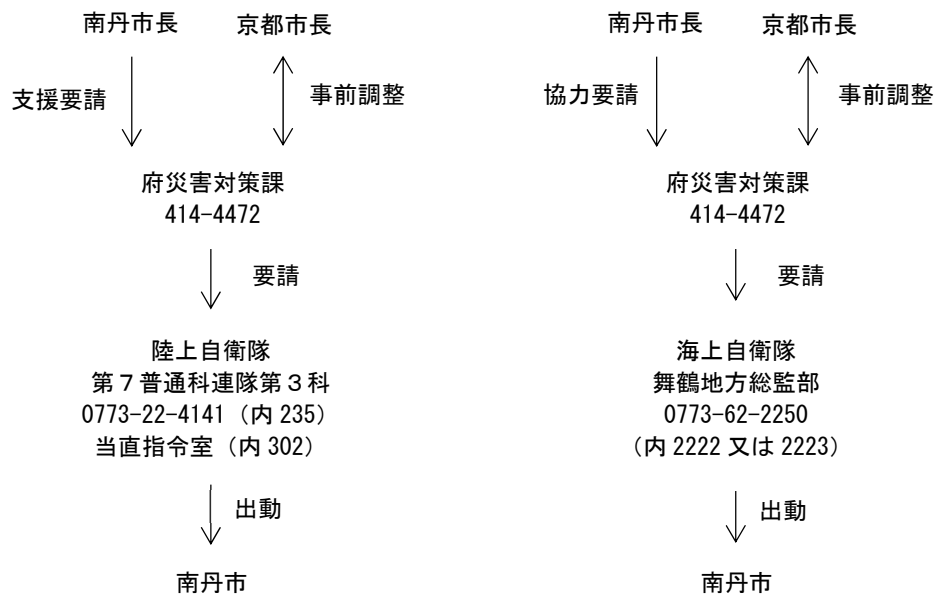
3 国又は他府県に物資あっ旋を要請する場合



注1 京都府災害対策本部設置後は、市長からの応援要請については、すべて京都府園部副支部を通じ、京都府災害対策本部あてに行うものとする。

注2 必要に応じて、京都府災害対策課が調達又はあっ旋することができる。

別表第3 自衛隊等の支援又は協力による炊出し連絡系統



注1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あてに行うものとする。

注2 府災害対策本部設置後は、市長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あてに行うものとする。

2－（１１） 防災調査 別記様式

事前措置予告通知書

住所

氏名

貴所有の施設及び物件は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第 59 条に基づく事前措置の対象となり得るので、下記事項留意のうえ災害時には適宜な措置をとられるよう通知します。

年 月 日

南丹市長 印

設備又は物件の名称	数 量	措置の方法	備 考

2 - (1 2) 平常時における清掃能力

1 し尿収集車(令和5年4月1日現在)

車 別	種 別	台数(台)	積載量(ℓ)	備 考
バキューム車	2トン車	3	1,800	予備車含む
	3トン車	8	2,700	
	4トン車	9	3,600	
	10トン車	2	9,000	

2 し尿処理施設

名 称	所 在 地	処理能力	備 考
京都中部クリーンセンター	八木町室河原大見谷47	94kℓ/日	

3 ごみ収集運搬車

車 別	種 別	台数(台)	積載量(t)	備 考
塵芥車	2トン車	10	2	
	4トン車	21	4	
普通貨物車	2トン車	3	2	
	4トン車	9	4	
箱型貨物車	4トン車	1	4	
リサイクル車	4トン車	1	4	
軽トラック車	軽 車	3	0.35	
コンテナ車	4トン車	15	3	
	6トン車	2	5	
ダンプトラック車	1トン車	1	1	
	2トン車	2	2	
	4トン車	2	4	
軽ダンプトラック車	軽 車	3	0.35	

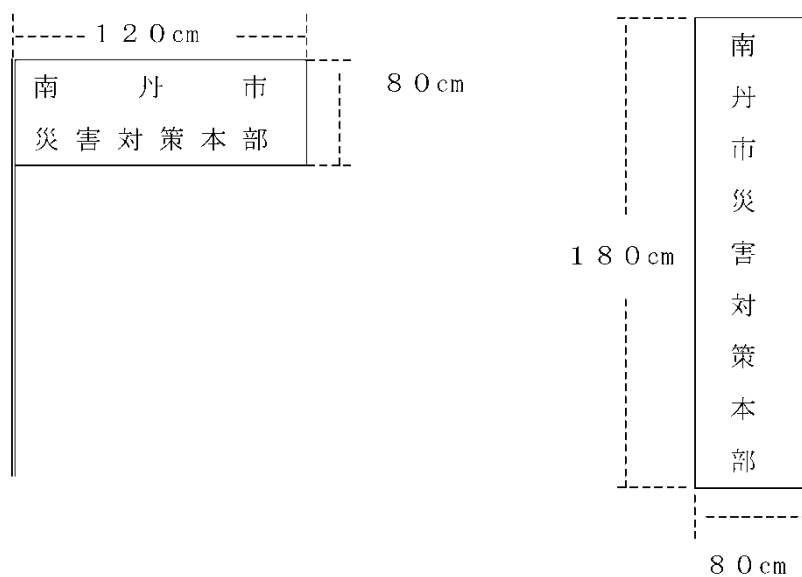
4 ごみ処理施設

名 称	所 在 地	処理能力
三重中央開発(株)(委託業者)	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713	636t/日
桜塚クリーンセンター(委託業者)	京都府亀岡市東別院町小泉桜塚 6-6	120t/日

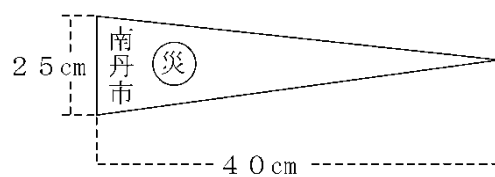
3 災害応急対策関係

3－（１）災害対策本部の標識及び職員の証票

① 本部標識

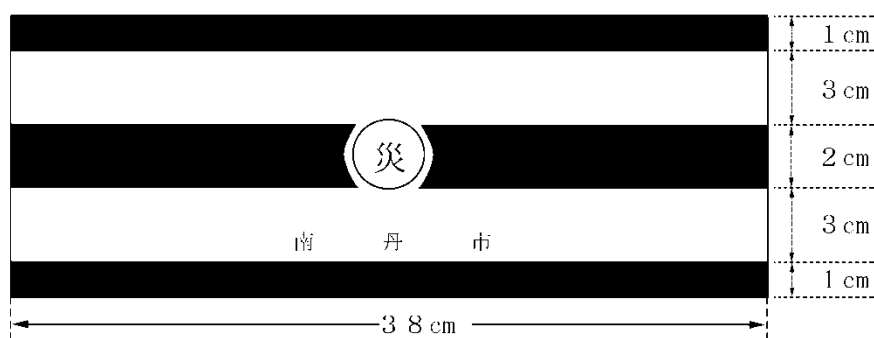


② 自動車用標識

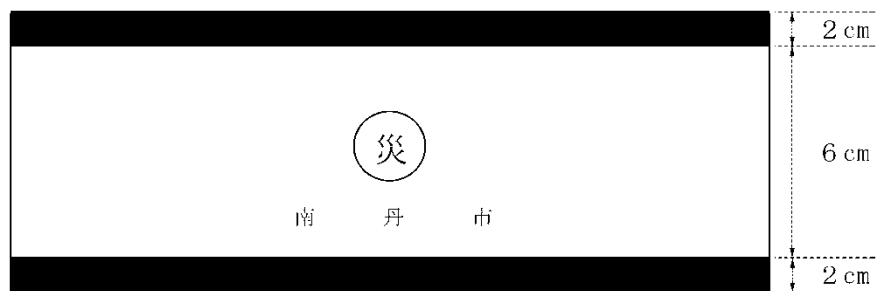


③ 腕章

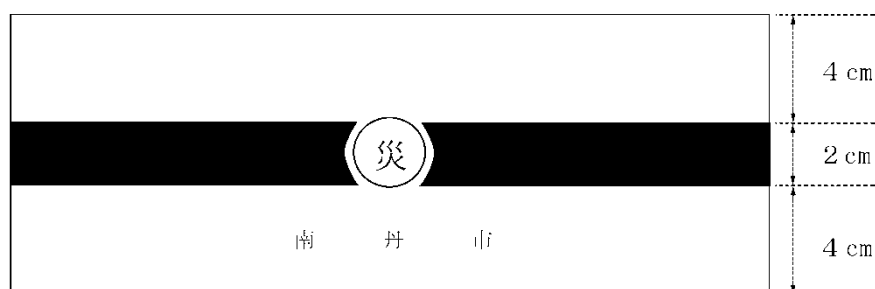
ア 本部長



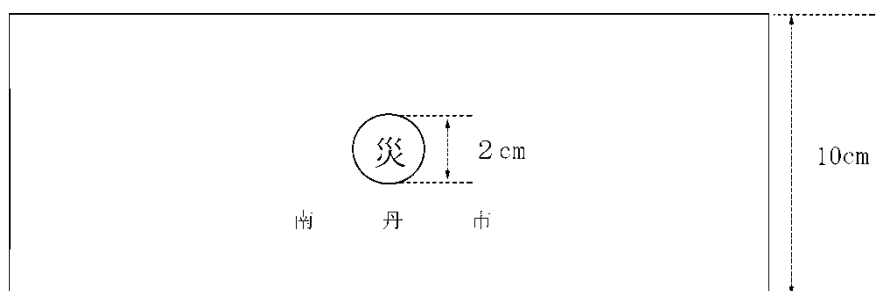
イ 副本部長、部長及び支部長



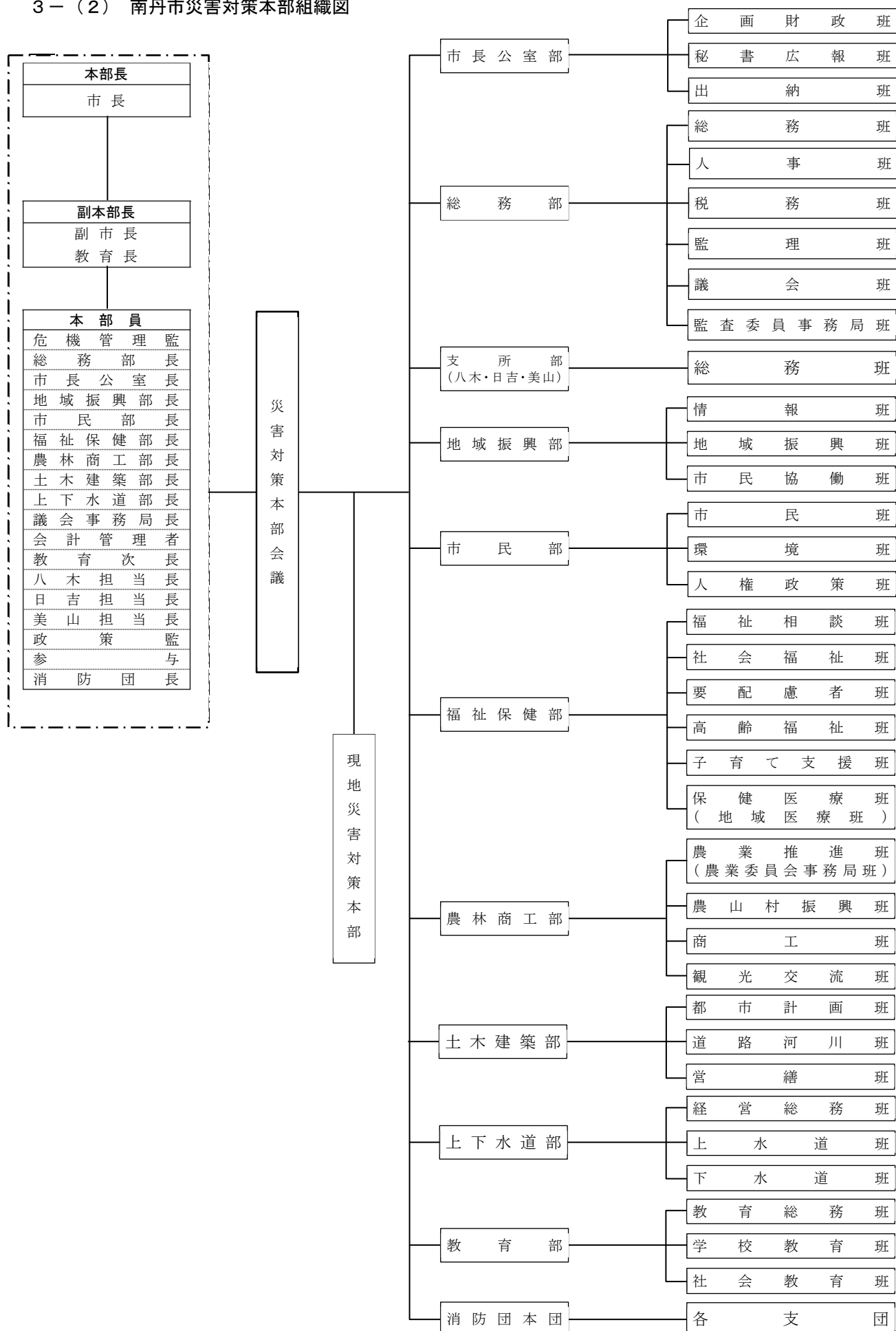
ウ 班長



エ 本部及び支部要員



3 - (2) 南丹市災害対策本部組織図



３－（３）南丹市災害対策本部事務分掌表
（本庁）

部 (部 長)	班 (班 長)	事 務 分 掌	所管担当課
市長公室部 (市長公室長) (会計管理者)	企画財政班 (企画財政課長)	1 災害経費のとりまとめ及び予算編成に関すること。 2 市有財産、施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 秘書広報班の応援に関すること。	企画財政課
	秘書広報班 (秘書広報課長)	1 広報活動に関すること。 2 記者発表に関すること。 3 報道機関に対する情報提供、その他連絡に関すること。 4 災害対策本部長の記者会見に関すること。 5 広報誌による災害情報の広報に関すること。 6 避難指示の広報に関すること。 7 市長、副市長の連絡調整に関すること。 8 市長、副市長の被災現地視察等に関すること。 9 市ホームページによる災害情報の広報に関すること。	秘書広報課
	出納班 (出納課長)	1 災害関係経費の支払いに関すること。 2 見舞金の出納に関すること。	出納課
総務部 (危機管理監) (総務部長) (議会事務局長)	総務班 (危機管理対策室長) (総務課長)	1 対策本部の設置、運営及び庶務に関すること。 2 防災会議その他関係機関との連絡等に関すること。 3 災害情報、被害状況等の収集及び報告に関すること。 4 京都府との連絡調整及び応援要請に関すること。 5 気象予報、警報等の連絡に関すること。 6 土砂災害警戒区域における警戒避難に関すること。 7 自衛隊の派遣要請に関すること。 8 災害救助法の適用申請に関すること。 9 消防団の活動の調整及び指示に関すること。 10 災害対策本部要員の動員に関すること。 11 防災行政無線に関すること。 12 部長、支所長との連絡に関すること。 13 緊急通行車両の確認手続に関すること。 14 災害時の本部車両の確保及び配車に関すること。 15 防災・水防資材の整備、点検、確保に関すること。 16 水防に関すること。 17 災害時の防犯に関すること。 18 防災関係機関との連絡調整に関すること。 19 備蓄食料品の配布計画に関すること。 20 その他他部の所管に属しないこと。	危機管理対策室 総務課
	人事班 (人事課長)	1 応援職員の派遣要請に関すること。 2 動員職員の把握及び勤務実態の調査に関すること。 3 応急業務従事者の調整及び損害補償に関すること。 4 総務班、支所部の応援に関すること。	人事課
	税務班 (税務課長)	1 現地における被害状況の調査に関すること。 2 被災納税者の調査に関すること。 3 被災納税者の減免に関すること。 4 総務班、支所部の応援に関すること。	税務課

部 (部長)	班 (班 長)	事 務 分 掌	所管担当課
	監理班 (監理課長)	1 総務班、支所部の応援に関すること。 2 災害復旧工事発注に関すること。	監理課
	議会班 (議会事務局長)	1 市議会、府議会若しくは国会の議員又は他の議会との連絡調整に関すること。 2 総務班、支所部の応援に関すること。	議会事務局
	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	1 総務班、支所部の応援に関すること。	監査委員事務局
地域振興部 (地域振興部長)	情報班 (情報課長)	1 被害状況、救助活動の記録、保存に関すること。 2 CATVによる災害情報の広報に関すること。 3 CATV施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 電子データのバックアップ等保全に関すること。	情報課
	地域振興班 (地域振興課長)	1 行政区長との連絡に関すること。 2 各種団体との連絡調整に関すること。 3 各種公共交通機関の被害調査及び対策に関すること。 4 関係機関との連絡による緊急輸送に関すること。 5 交通機関との連絡調整に関すること。 6 災害時輸送計画に関すること。	地域振興課
	市民協働班 (市民協働室長)	1 住民被害、人家被害の調査に関すること。 2 情報班、地域振興班の応援に関すること。	市民協働室
市民部 (市民部長)	市民班 (市民課長)	1 り災証明に関すること。 2 被災者相談窓口の設置に関すること。 3 被災者の埋葬に関すること。 4 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること。	市民課
	環境課 (環境課長)	1 災害時のゴミ、し尿の処理対策に関すること。 2 汚物処理(清掃作業)に関すること。 3 衛生活動に必要な調査及び情報収集に関すること。 4 感染症等の予防に関すること。 5 災害時の動物ペット対策に関すること。 6 災害時の公害対策に関すること。 7 船井郡衛生管理組合、保健所との連絡調整に関すること。	環境課
	人権政策班 (人権政策課長)	1 被災者等の人権相談に関すること。 2 市民班、環境班の応援に関すること。	人権政策課
福祉保健部 (福祉保健部長) (福祉事務所長)	福祉相談班 (社会相談課長)	1 災害救助法の運用に関すること。 2 ボランティア関係団体等との連絡調整に関すること。 3 ボランティアの受入れに関すること。 4 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関すること。 5 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 6 被災者の福祉対策に関すること。 7 救援金・見舞金等に関すること。 8 災害弔慰金に関すること。	福祉相談課

部 (部 長)	班 (班 長)	事 務 分 掌	所管担当課
	社会福祉班 (社会福祉課長)	1 障がい者(児)等への情報提供及び支援に関する事 2 福祉施設関係の被害状況調査及び応急処置に関する事 3 収容避難所、臨時避難所の開設及び管理・運営に関する事 4 福祉避難所の開設と連絡調整に関する事 5 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関する事	社会福祉課
	要配慮者班 (社会福祉課長)	1 災害時要配慮者への避難準備情報等の伝達に関する事 2 災害時要配慮者の安否確認及び避難状況の把握に関する事 3 災害時要配慮者に係る避難所(福祉避難所)との連絡調整に関する事	社会福祉課
	高齢福祉班 (高齢福祉課長)	1 救助に必要な情報収集及び調査並びに連絡に関する事 2 救助物資の確保及び配分に関する事 3 福祉相談班、社会福祉班、要配慮者班、子育て支援班の応援に関する事	高齢福祉課
	子育て支援班 (子育て支援課長) (保育所長) (幼稚園長)	1 幼児・児童等の安全対策及び連絡調整に関する事 2 応急保育に関する事 3 炊き出しによる食品の配給の協力に関する事 4 臨時避難所の開設及び管理・運営に関する事 5 保健医療班、社会福祉班、要配慮者班の応援に関する事	子育て支援課 保育所・幼稚園等
	保健医療班 (保健医療課長) (地域医療室長)	1 医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事 2 救護所の設置に関する事 3 医療救護及び助産に関する事 4 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関する事 5 医療材料の調達及び供給に関する事 6 感染症等の予防及び指導に関する事 7 避難者健康対策に関する事	保健医療課 地域医療室
農林商工部 (農林商工部長)	農業推進班 (農業推進課長) (農業委員会事務局長)	1 農業関係の被害状況調査に関する事 2 飼料、家畜薬品及び生産資材等の確保に関する事 3 ため池等にかかる水防活動及び管理指導に関する事 4 農地、農道及び農業施設等の応急措置に関する事 5 部内各班及び関係班との連絡調整に関する事	農業推進課 農業委員会事務局
	農山村振興班 (農山村振興課長)	1 林業関係の被害状況調査に関する事 2 林道及び林業施設等の応急措置に関する事 3 農業推進班の応援に関する事	農山村振興課
	商工班 (商工課長)	1 商工業関係の被害状況調査及び応急措置に関する事 2 店舗、工場等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関する事 3 衣料並びに日常生活必需品等救助に必要な物資の確保に関する事 4 流通備蓄品の手配及び管理に関する事	商工課
	観光交流班 (観光交流室長)	1 福祉保健部との連携による食料調達に関する事 2 商工班の応援に関する事	観光交流課

部 (部長)	班 (班 長)	事 務 分 掌	所管担当課
土木建築部 (土木建築部長)	都市計画班 (都市計画課長)	1 都市施設(街路・公園)の被害状況に関する事。 2 宅地造成工事現場の防災調査及び指導に関する事。 3 被災宅地危険度判定に関する事。 4 道路河川班の応援に関する事。	都市計画課
	道路河川班 (道路河川課長)	1 公共土木施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 危険箇所等確認巡視及び応急対策に関する事。 3 水防に関する事。 4 京都府南丹土木事務所との連絡に関する事。 5 関係部署との連絡調整に関する事。	道路河川課
	営繕班 (営繕課長)	1 公営住宅、公共建物の応急復旧に関する事。 2 住家の被害認定及び被災証明の発行に関する事。 3 被災住宅の応急復旧対策指導に関する事。 4 応急仮設住宅の建設に関する事。 5 被災建築物応急危険度判定に関する事。 6 道路河川班の応援に関する事。	営繕課
上下水道部 (上下水道部長)	経営総務班 (経営総務課長)	1 水道施設に係る災害予算及び経理に関する事。 2 下水道施設に係る災害予算及び経理に関する事。 3 関係各部各班との連絡調整に関する事。	経営総務課
	上水道班 (上水道課長)	1 飲料水の確保及び給水に関する事。 2 水道施設の被害状況の調査、記録及び統計に関する事。 3 水道施設の災害に伴う工事に関する事。 4 節水・断水・給水の広報に関する事。 5 水道工事指定店の協力要請に関する事。 6 日本水道協会の協力要請に関する事。	上水道課
	下水道班 (下水道課長)	1 下水道施設の被害状況の調査、記録に関する事。 2 下水道施設の災害に伴う工事に関する事。 3 仮設トイレの設置に関する事。	下水道課
教育部 (教育次長)	教育総務班 (教育総務課長)	1 収容避難所の開設及び管理・運営の協力に関する事。 2 小・中学校施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 3 各小学校、中学校との連絡調整に関する事。	教育総務課
	学校教育班 (学校教育課長)	1 学校給食センターの被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 炊き出しによる食品の配給の協力に関する事。 3 被災児童・生徒に対する学用品の給与、あつ旋に関する事。 4 児童・生徒の安全確保、避難救助に関する事。 5 児童・生徒の応急教育に関する事。 6 教育総務班の応援に関する事。	学校教育課
	社会教育班 (社会教育課長)	1 社会教育施設の被害状況の収集整理に関する事。 2 社会体育施設の被害状況の収集整理に関する事。 3 社会教育関係団体等の連絡調整に関する事。 4 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 5 教育総務班の応援に関する事。	社会教育課

部 (部 長)	班 (班 長)	事 務 分 掌	所管担当課
消防団 (消防団長)		1 災害応急対策活動に関すること。 2 消防活動及び水防活動に関すること。 3 避難誘導に関すること。 4 救出・救助に関すること。 5 行方不明者の捜索に関すること。	

※ 災害時の事務分掌は、便宜上、各班ごとに割り当てたものとなっているが、各班は、この割り当てに限定されことなく、他班の事務でも所属部として、また本部と支所部が連絡調整し、優先すべきものを相互に協力して行う。

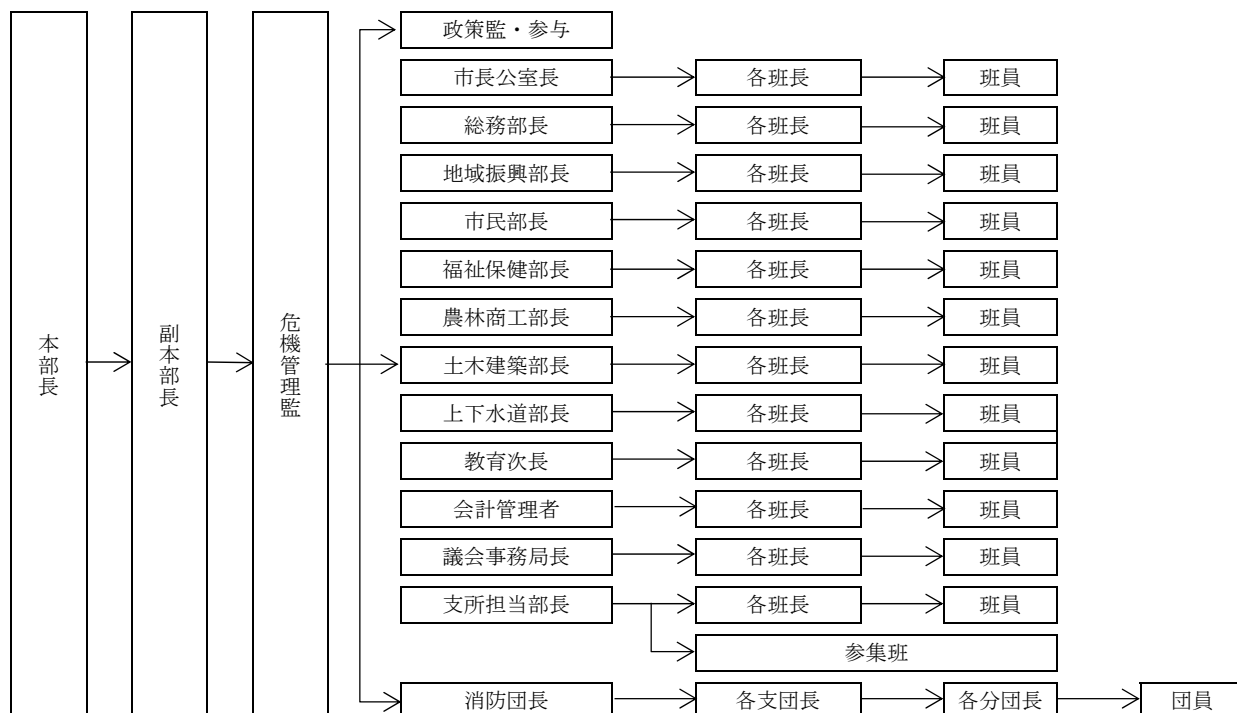
(支所)

部 (部長)	班 (班 長)	事 務 分 掌	所管担当課
支所部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	1 災害対策本部との連絡に関する事。 2 災害対策支部の運営及び庶務に関する事。 3 現地災害対策本部設置の協力に関する事。 4 支所、所管施設の被害状況等の情報収集及び報告並びに応急対策に関する事。 5 支所、所管施設利用者の安全確保、避難救助に関する事。 6 避難所の開設及び管理・運営の協力に関する事。 7 行政区長及び関係団体との連絡調整に関する事。 8 地区住民への広報活動に関する事。 9 消防団支団との連絡調整に関する事。 10 防災・水防資材の整備、点検、確保に関する事。 11 水防に関する事。 12 農林産物の被害調査及び応急対策に関する事。 13 生活必需品の調達、保管及び配分に関する事。 14 道路、橋梁、河川の被害状況の把握、伝達及び報告に関する事。 15 応急対策に必要な重機等の調達、保管並びに輸送に関する事。 16 緊急物資輸送路、避難路の確保に関する事。 17 障害物の除去に関する事。 18 道路等の除雪に関する事。 19 日吉ダム放流の連絡に関する事。 20 災害時要配慮者の被害調査及び応急対策に関する事。 21 義援物資の受付、保管及び配分に関する事。 22 食料の調達に関する事。 23 避難所の開設及び管理・運営に関する事。 24 炊き出しによる食品の配給に関する事。 25 ボランティア団体等との連絡に関する事。 26 ボランティアの受入れに関する事。 27 り災証明書の発行に関する事。 28 医療施設の被害調査及び応急対策に関する事。 29 救護所の設置に関する事。 30 医薬品その他衛生資材の調達・確保に関する事。 31 感染症の予防及び指導に関する事。 32 被災者の健康管理等保健医療に関する事。	総務課
(福祉保健部) (福祉保健部長)	子育て支援班 (保育所長) (幼稚園長)	1 保育所等所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 園児・児童等の安全確保、避難救助に関する事。 3 応急保育に関する事。	保育所・幼稚園等
(教育部) (教育次長)	教育班 (課長補佐・係長・主任)	1 収容避難所の開設及び管理・運営の協力に関する事。 2 小・中学校施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 3 児童・生徒の安全確保、避難救助に関する事。 4 社会教育施設の被害状況の収集整理に関する事。 5 教育関連施設の利用者の安全確保、避難・救助に関する事。 6 炊き出しによる食品の配給の協力に関する事。	教育委員会

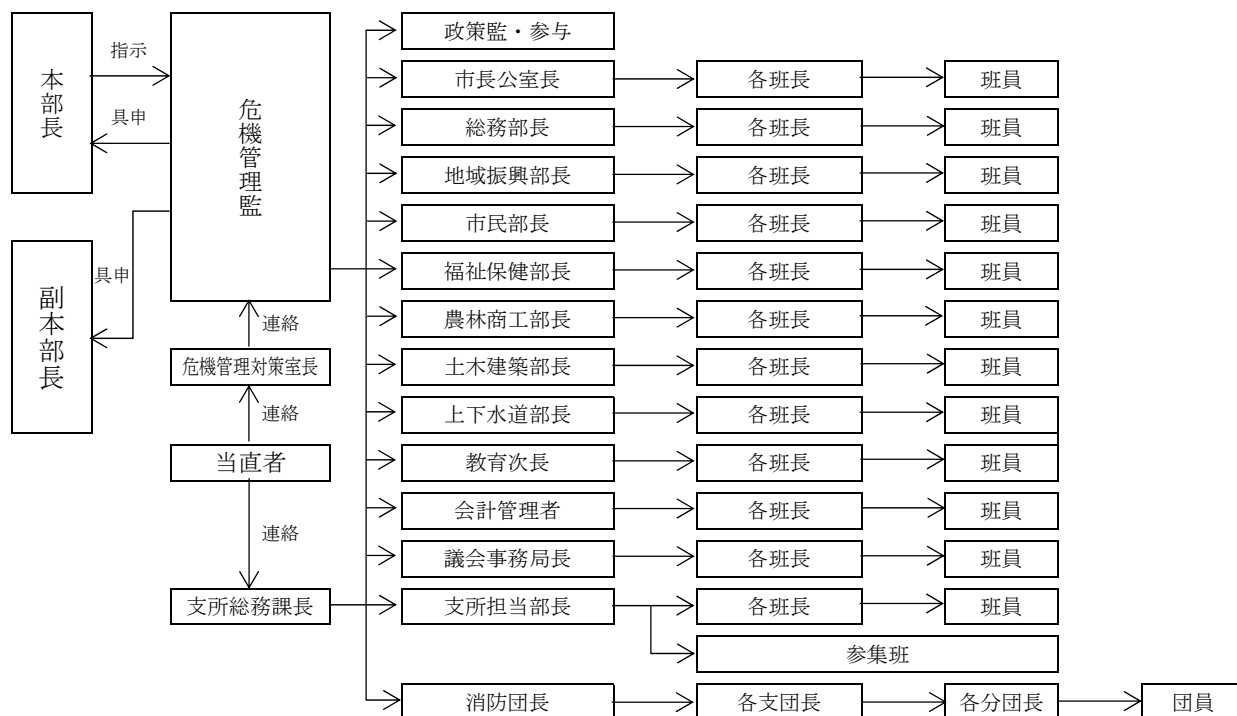
部 (部 長)	班 (班 長)	事 務 分 掌	所管担当課
消防団 (消防団長)	消防支団 (消防支団長)	1 災害応急対策活動に関すること。 2 消防活動及び水防活動に関すること。 3 避難誘導に関すること。 4 救出・救助に関すること。 5 行方不明者の捜索に関すること。	

※ 災害時の事務分掌は、便宜上、各班ごとに割り当てたものとなっているが、各班は、この割り当てに限定されることなく、他班の事務でも所属部として、また本部と支所部が連絡調整し、優先すべきものを相互に協力して行う。

3－（４）本部員等に対する伝達（平常勤務時の伝達系統）



3－（５）本部員に対する伝達（勤務時間外の伝達系統）



連絡＝電話、メール、CATV、防災行政無線、広報
広報車、連絡員

3－（６） 災害警戒本部の動員体制

	○大雨、大雪又は洪水警報等が発令され、相当の被害が発生するおそれがあるとき ○震度４が観測され、地震災害の発生その他の状況により、被害が発生するおそれがあるとき
本庁	危機管理監、総務部長、市長公室長、地域振興部長、市民部長、福祉保健部長、農林商工部長、土木建築部長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者、教育次長、政策監、参与、消防団長、消防副団長、危機管理対策室長、危機管理対策室（課長補佐、係長、消防主任）
支所	支所総務課長、消防副団長、消防支団長、教育委員会課長補佐・係長、幼稚園長、保育所長、総務課（課長補佐、係長、消防主任）

3－（７） 災害対策本部の職員動員基準

災害対策動員体制・連絡網により別途定める。

3－（７－１）地域連絡調整担当職員（１．５号動員）の配置

１．地域連絡調整担当の配置の時期

災害対策本部の本部長（市長）が必要と判断した場合に地域連絡調整担当（１．５号動員）職員を招集する。地域連絡調整担当職員はあらかじめ定めた本庁・支所に参集する。

２．地域連絡調整担当の職務

地域連絡調整担当（１．５号動員）職員は、予め定めた地域の状況を巡視、また関係区長と連絡を取り、当該地域の状況を災害対策本部・支部へ報告する。

被害状況、職員派遣の有無、避難の確認、避難所開設の調整等地元とのきめ細かな確認、調整を行い、災害対策本部・支部へ必要に応じて報告する。

状況が切迫している場合は、決して無理をせず的確な状況把握に努め、必要な人員、資機材等を当該地域の本部・支部に伝達する。

3－（８） 南丹市防災行政無線

地区別	種 別	親 局	子 局	数量	摘 要
園 部	移動系	南丹市役所	可搬型無線機	4	市役所 公用車
			携帯型無線機	10	消防団
八 木	移動系	八木支所	車載型無線機	2	公用車 消防団
			携帯型無線機	22	支所 消防団
日 吉	移動系	日吉支所	車載型無線機	5	公用車 消防団
			携帯型無線機	16	支所 消防団
美 山	移動系	美山支所 知井振興会 (前進基地)	車載型無線機	28	公用車 消防団
			携帯型無線機	18	支所 消防団

3－（９）災害時優先電話一覧表

令和 5 年 12 月現在

配 置 先		災害時電話番号	備 考
園部	旧南丹市立川辺小学校	0771-62-1035	NTT 災害時優先電話
園部	旧南丹市立西本梅小学校	0771-65-0014	NTT 災害時優先電話
園部	南丹市園部埴生文化センター	0771-65-0106	NTT 災害時優先電話
園部	南丹市南八田診療所	0771-65-0048	NTT 災害時優先電話
園部	大河内公民館	0771-65-0678	NTT 災害時優先電話
園部	るり溪温泉こぶし荘花あかり	0771-65-0801	NTT 災害時優先電話
八木	旧南丹市立新庄小学校	0771-42-3057	NTT 災害時優先電話
八木	旧南丹市立吉富小学校	0771-42-2122	NTT 災害時優先電話
八木	南丹市八木町氷所区会議所	0771-42-2006	NTT 災害時優先電話
八木	南丹市八木町日置区会議所	0771-42-2141	NTT 災害時優先電話
日吉	南丹市立胡麻郷小学校	0771-74-0011	NTT 災害時優先電話
日吉	南丹市立胡麻保育所	0771-74-0052	NTT 災害時優先電話
日吉	南丹市日吉胡麻基幹集落センター	0771-74-0737	NTT 災害時優先電話
日吉	南丹市日吉興風交流センター	0771-73-0147	NTT 災害時優先電話
美山	平屋地域活性化センター	0771-75-1009	NTT 災害時優先電話
美山	美山町大野振興会	0771-75-0153	NTT 災害時優先電話
美山	南丹市立知井小学校	0771-77-0016	NTT 災害時優先電話
美山	南丹市立旧鶴ヶ岡小学校	0771-76-0014	NTT 災害時優先電話
美山	南丹市立旧知井保育所	0771-77-0047	NTT 災害時優先電話
美山	南丹市美山町知井振興会	0771-77-0001	NTT 災害時優先電話
美山	南丹市美山福泉館	0771-75-0328	NTT 災害時優先電話

3－（１０） 被害程度の認定基準

■被害程度の認定基準

分類	用 語	被 害 程 度 認 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半 壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家被害	住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。

分類	用 語		被 害 程 度 認 定 基 準
非 住 家 被 害	田	冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑	流失・埋没	田に準ずる。
		冠 水	
	文 教 施 設		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道 路		道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。
	橋 り よ う		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河	川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港	湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	砂	防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	崖 く ず れ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊(いわゆる崖くずれを含む。)による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	地 す べ り		地すべりによる災害で、地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	土 石 流		土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	林 地 崩 壊		森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第2条第1項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃溪流数の合計数とする。
	清 掃 施 設		ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄 道 不 通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被 害 船 舶		ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水	道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	電 話		災害により通話不能となった電話の回線数。
	電 気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	ガ	ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブ ロ ッ ク 塀 等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
り 災 世 帯 等	り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	被災者数		被災世帯の構成員とする。

分類	用　　語	被 害 程 度 認 定 基 準	
	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。	
被害金額	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	
	そ の 他 の 公 共 施 設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物の被害とする。
		林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
		畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
		水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
商 工 被 害		建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

出典:京都府地域防災計画(一般計画編)(令和5年12月)

「床上浸水」、「床下浸水」の基準…災害報告取扱要領等の一部改正(消防庁)消防応第55号(令和5年5月12日)

3- (11) 災害情報の報告様式等
様式第1号

[illegible]

様式第2号

災 害 概 況 即 報

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	南 丹 市
報告者名	

災害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不 明	人	住 家	全 壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半 壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況										

様式第3号

被害状況報告(1)

災害名:

第 報		対策本部 支部		月 日 時現在		受信 時刻	月 日 時現在		発信者 受信者
市 町 村 名									
発生年月日									
項 目				単位	符号	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
人的被害	死 者		人	(1)					
	行方不明者		人	(2)					
	負傷者	重傷	人	(3)					
		軽傷	人	(4)					
住家被害	全 壊 (焼)		棟	(5)					
			世帯	(6)					
			人	(7)					
	半 壊 (焼)		棟	(8)					
			世帯	(9)					
			人	(10)					
	一 部 破 損		棟	(11)					
			世帯	(12)					
			人	(13)					
	浸 水	床上	棟	(14)					
			世帯	(15)					
			人	(16)					
		床下	棟	(17)					
			世帯	(18)					
			人	(19)					
	非住家被害	公共建物	棟	(20)					
		その他	棟	(21)					
	その他の被害	田 畑	流出埋没	ha	(22)				
			冠 水	ha	(23)				
流出埋没			ha	(24)					
冠 水			ha	(25)					
文教施設		箇所	(26)						
病院		箇所	(27)						
道路		冠 水	箇所	(28)					
		崩 壊	箇所	(29)					
		その他	箇所	(30)					
橋 りょう		箇所	(31)						
河 川		箇所	(32)						
港 湾		箇所	(33)						
砂 防		箇所	(34)						
崖 くずれ		箇所	(35)						
地 すべり		箇所	(36)						
土 石 流		箇所	(37)						
林地崩壊		箇所	(38)						
清掃施設		箇所	(39)						
鉄道不通		箇所	(40)						
被害船舶		隻	(41)						
水 道		戸	(42)						
電 話		回線	(43)						
電 気		戸	(44)						
ガ ス		戸	(45)						
ブロック塀等		箇所	(46)						
ビニールハウス等		棟	(47)						
農 道		箇所	(48)						
農林水産業施設		箇所	(49)						
畦畔崩壊		箇所	(50)						
農作物()		ha	(51)						
火災発生	建 物		件	(52)					
	危 険 物		件	(53)					
	そ の 他		件	(54)					
り災世帯数(全・半壊+床上浸水)		世帯	(55)						
り災者数 (全・半壊+床上浸水)		人	(56)						

被害状況報告(2)

災害名: _____

市町村名								
発生年月日								
項 目	単位	符号	..	..	..	..	..	..
公立文教施設	千円	(a)						
農林水産業施設	千円	(b)						
公共土木施設	千円	(c)						
その他の公共施設	千円	(d)						
小 計	千円	(e)						
公共施設被害市町村		(f)						
その他の	農 産 被 害	千円 (g)						
	林 産 被 害	千円 (h)						
	畜 産 被 害	千円 (i)						
	水 産 被 害	千円 (j)						
	商 工 被 害	千円 (k)						
	林 地 被 害	千円 (l)						
	そ の 他	千円 (m)						
	小 計	千円 (n)						
被害総額	千円 (o)							
災害対策本部	設置	年月日 (p)						
	解散	年月日 (q)						
災害警戒本部	設置	年月日 (r)						
	解散	年月日 (s)						
消防職員出動延人数	人	(t)						
消防団員出動延人数	人	(u)						
市町村職員出動延人数	人	(v)						
その他出動延人数	人	(w)						
出動延人数合計	人	(x)						

3 - (1 2) 非常通信経路

無線所有機関及び通信系統

	総合信頼度	非 常 通 信 経 路
市 役 所	A A B	南丹市役所 ————— 京都府(危機管理・防災課) 0.15km ----- 南丹警察署 ——— 京都府警察本部 ——— 京都府(危機管理・防災課) 1.8km 2.2km ----- JR園部駅 ~~~~~ JR二条駅 ----- 京都府(危機管理・防災課)
八 木 支 所	A B B	八 木 支 所 ————— 京都府(危機管理・防災課) 0.2km 2.2km 支 所 ----- JR八木駅 ~~~~~ JR二条駅 ----- 京 都 府 (危 機 管 理 ・ 防 災 課) 支 所 八 木 交 番 ——— 南丹警察署 ——— 京都府警察本部 ——— 京都府 (危 機 管 理 ・ 防 災 課)
日 吉 支 所	A B B	日 吉 支 所 ————— 京都府(危機管理・防災課) 0.2km 2.2km 支 所 ----- JR日吉駅 ~~~~~ JR二条駅 ----- 京都府(危機管理・防災課) 支 所 保野田駐在所 ——— 南丹警察署 ——— 京都府警察本部 ——— 京都府 (危機管理・防災課)
美 山 支 所	A A B B	美 山 支 所 ————— 京都府(危機管理・防災課) 9km 支 所 府大野ダム管理事務所 ——— 京都府(危機管理・防災課) 支 所 宮 島 駐 在 ——— 南丹警察署 ——— 京都府警察本部 ——— 京都府 (危機管理・防災課) (知井) ※知井小学校 } ——— NTTタウンページ(株) (鶴ヶ岡) } ——— 東日本ボイス ~~~~~ 京都府(危機管理・防災課) メディア担当部 ※鶴ヶ岡小学校 }

注1 通信経路の総合信頼度(経路の級別基準)

項目 \ 級別	A 級 (高度信頼度)	B 級
全 中 継 回 数	3 以 下	4以上
新 規 連 絡 設 定	無	有
停 電 時 の 運 用	可 能	不可能
通 信 担 当 者 の 配 置	常時配置(又は非常の際 30 分以内に配置)	左記以外
有 線 区 間	無(又はあっても予備ルートがあるか地下ケーブル等強固な設計となっている。)	有

総合信頼度「A級」とは経路全体を通じ、全基準項目についてA級基準に該当する。

総合信頼度「B級」とは経路中いずれかの基準項目についてB級基準のものが含まれる。

注2 記号

 無線区間  有線区間
 使送区間

3－（１３）緊急警報放送の放送要請
様式

番 号
年 月 日

京都府知事 氏 名 様

南丹市長 印

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法第57条の規定により、次のとおり放送を要請します。

1 放送を求める理由

- (1) 避難勧告・指示のため
- (2) 各種予報警報等の通知のため
- (3) その他（ ）

2 放送内容

3 希望する放送日時

- (1) 即 時
- (2) 日 時 分

4 被害等の状況（災害の態様、日時、場所等）

5 そ の 他

発 信 者 職 名
氏 名
連 絡 先

3－（14）災害救助法施行細則

災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第3条第1項及び第五条の規定に基づく、

救助の方法、程度、期間等早見表

〔内閣府告示第228号 平成25年10月1日
最新改正 内閣府告示第91号 令和5年〕

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、 6,775,000円以内 であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50戸 以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2年以内 。
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4 月～9 月) 冬季(10 月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内 の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。	1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。
	○日常生活に必要な最小限度の部分の修理 1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、その修理のために支出できる費用は、1 世帯当たり 1 下記2に掲げる世帯以外の世帯 <u>706,000 円以内</u> 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>343,000 円以内</u>	災害発生の日から <u>3ヵ月以内</u> 「特定災害対策本部」（災害対策基本法第23条の3第1項規定）もしくは、 「非常災害対策本部」（災害対策基本法第24条第1項規定）または、 「緊急災害対策本部」（災害対策基本法第28条の2第1項規定）が設置された災害では、 <u>6ヵ月以内</u>	—
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。	貸与できる額 1 生業費 1 件当たり 30,000 円 2 就職支度費 1 件当たり 15,000 円 ※資金の貸与条件 1 貸与期間 2 年以内 2 利子 無利子	災害発生の日から1ヵ月以内	必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 1 小学校児童 1 人当たり <u>4,800 円</u> 2 中学校生 1 人当たり <u>5,100 円</u> 3 高等学校等生徒 1 人当たり <u>5,600 円</u>	災害発生の日から（教科書） <u>1ヵ月以内</u> （文房具及び通学用品） <u>15 日以内</u>	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） <u>219,100 円以内</u> 小人（12 歳未満） <u>175,200 円以内</u>	災害発生の日から <u>10 日以内</u>	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から <u>10 日以内</u>	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり <u>3,500 円以内</u> 一時保存 ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり <u>5,500 円以内</u> 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から <u>10 日以内</u>	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 <u>138,700 円以内</u>	災害発生の日から <u>10 日以内</u>	—
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	—
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内	—	—

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10				
ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9				
ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8				
ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7				
ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6				
ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5				
ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4				

出典:京都府 地域防災計画資料編「救助の方法、程度、期間等早見表」
内閣府「災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)」

第 2

- 1 災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。)第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日 当

ア	医師及び歯科医師	1 人 1 日当たり	22,100 円
イ	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	1 人 1 日当たり	15,500 円
ウ	保健師、助産師、看護師及び准看護師	1 人 1 日当たり	16,100 円
エ	土木技術者及び建築技術者	1 人 1 日当たり	15,400 円
オ	救急救命士	1 人 1 日当たり	14,400 円
カ	大工	1 人 1 日当たり	21,300 円
キ	左官	1 人 1 日当たり	22,400 円
ク	とび職	1 人 1 日当たり	22,800 円

(2) 時間外勤務手当

日当の額を基礎として、京都府吏員の例により算出した額の範囲内において支給する。

(3) 旅 費

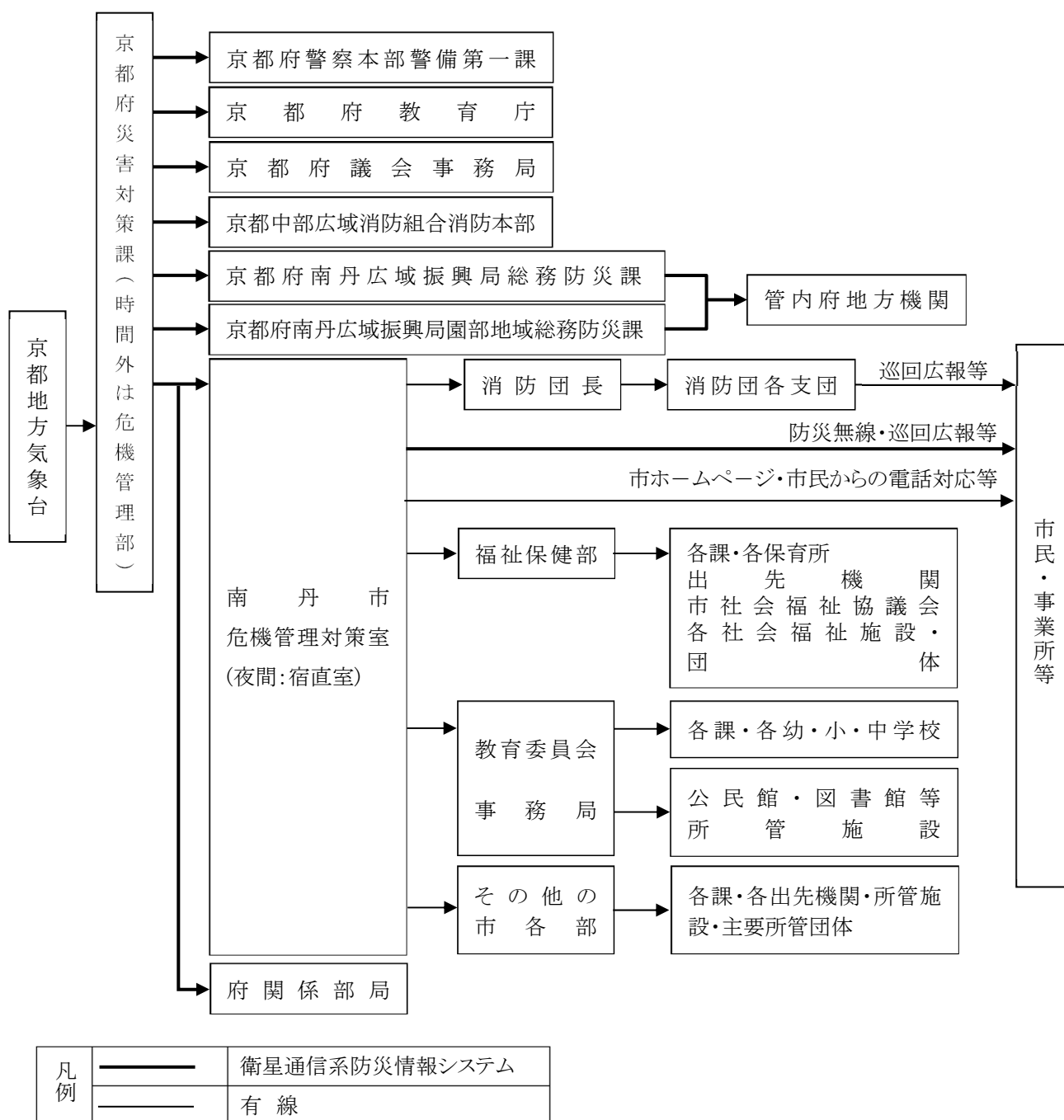
京都府旅費条例（昭和 25 年京都府条例第 43 号）を準用し、次の区分により支給する。

- ア 医師、歯科医師、薬剤師、土木技術者については、行政職給料表による 6 級の職務にある吏員が受ける額に相当する額
- イ 保健師、助産師、看護師、大工及びとび職については、行政職給料表による 3 級の職務にある吏員が受ける額に相当する額

2 令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その 100 分の 3 以内の額を加算した額

3- (15) 火災気象警報の伝達系統



3 - (1 6) 火災・災害等即報要領

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	京都府
市町村 (消防本部名)	南丹市
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他			
出火場所				
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	
火元の業態・ 用途		事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所		出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重傷 人 中等傷 人 軽傷 人	死者の生じた 理由		
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²	
焼損程度	全焼 棟 焼損 半焼 棟 棟数 部分焼 棟 ぼや 棟	計 棟 焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² h a
り災世帯数	世帯	気象状況		
消防活動状況	消防本部 (署) 消防団 その他 (消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人	
救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

3－（１７）相互応援協定

《消防等活動関係》

協 定 名	締結年月日	相互応援内容
京都府広域消防相互応援協定	平成 19 年3月 12 日	消防活動相互応援
災害時における園部町と園部町郵便局との相互協力に関する覚書	平成 12 年4月 27 日	避難住民の避難先、被災状況の情報相互提供 郵政事業の特別事務 災害時要援護者の情報、対応の相互協力 施設、用地の相互提供、災害広報の掲出
篠山市・園部町消防相互応援協定	平成 11 年5月 1 日	消防活動相互応援
災害医療救護活動に関する協定	平成9年3月 28 日	救護所への船井医師会からの医療班の派遣
京都市、京都中部広域消防組合、南丹市消防相互応援協定	平成 18 年7月 1 日	消防活動相互応援
京都中部広域消防組合業務開始に伴う1市8町消防団消防協力隊員等の協定書	昭和 57 年9月 9 日	消防活動相互応援
京都府南部地域広域消防応援協定	昭和 45 年9月 1 日	消防活動相互応援
船井郡六町間の消防応援協定	昭和 43 年1月 1 日	消防活動相互応援
亀岡市、八木町間消防相互応援協約	昭和 39 年 10 月 1 日	消防活動相互応援

【参考:南丹市災害時応援(支援)協定一覧】

(令和5年4月1日時点)

協定の名称	協定締結の相手先	締結年月日
■災害応援協定		
災害時におけるLPガス供給に関する協定書	社団法人京都府エルピーガス協会 南丹船井支部	平19. 3. 28
災害対応型自動販売機メッセージボード仕様の覚書 ※協定書は不明	近畿コカ・コーラボトリング株式会社 ペンディング北近畿支店	平20. 3. 5
災害対応型自動販売機設置協定書 ※協定書は不明		
災害時における飲料の提供協力に関する協定書 ※協定書は不明	コカ・コーラウエスト株式会社	平20. 3. 5
南丹市水道施設に係る大規模災害発生時の応急措置の協力に関する協定書	南丹市管工事業協会	平20. 10. 3
大規模災害発生時における緊急対応に関する協定	南丹市建設業協会	平20. 10. 27
災害時等における物資の供給に関する協定書	株式会社Aコープ園部	平22. 8. 31
災害時等における物資の供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	平22. 8. 31
災害時等における物資の供給に関する協定書	株式会社ダイコー	平22. 8. 31
災害時等における物資の供給に関する協定書	株式会社井筒ハッ橋本舗	平22. 8. 31
災害時等における物資の供給に関する協定書	京都農業協同組合	平22. 8. 31
災害時等における物資の供給に関する協定書	株式会社湖池屋京都工場	平22. 8. 31
災害時等における物資の供給に関する協定書	株式会社虎屋	平22. 8. 31
災害時等における物資の供給に関する協定書	株式会社仙太郎	平22. 8. 31
災害時等における物資の供給に関する協定書	男前豆腐店株式会社	平22. 8. 31
災害時等における物資の供給に関する協定書	南丹市商工会	平22. 8. 31
災害時等における物資の供給に関する協定書	雪印メグミルク株式会社 京都工場	平22. 8. 31
災害時等における物資の供給に関する協定書	株式会社伏見屋	平22. 8. 31
災害時等における物資の供給に関する協定書	株式会社マツモト	平22. 8. 31
災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定書	有限会社美山観光バス	平23. 7. 19
災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定書	京阪京都交通株式会社	平23. 7. 19
災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定書	有限会社中京交通	平23. 7. 19
災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定書	株式会社京都みやび交通	平23. 7. 19
災害時等における応急対策業務に関する協定書	南丹市電業協会	平23. 9. 26
災害時におけるボランティア活動に関する協定書	社会福祉法人南丹市社会福祉協議会	平24. 3. 29
環境放射線測定等調査研究に係る相互協定に関する協定書	京都医療科学大学	平25. 4. 10
南丹市災害時医療救護活動に関する協定書	船井医師会	平25. 4. 17
大規模災害時における医薬品の供給に関する協定書	株式会社ケーエスケー	平25. 4. 17
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人北桑会	平25. 6. 6
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人長生園	平25. 6. 6
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人アイリス福祉会	平25. 6. 6
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する	社会福祉法人日吉たには会	平25. 6. 6

協定の名称	協定締結の相手先	締結年月日
協定		
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人美山育成苑	平26. 2. 25
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人あけぼの学園	平26. 2. 25
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人京都太陽の園	平26. 2. 25
災害時等における一時避難所の指定に関する協定書	独立行政法人水資源機構日吉ダム管理所	平26. 6. 23
災害時における南丹市と南丹市内郵便局の相互協力に関する協定書	日本郵便株式会社近畿支社	平27. 8. 20
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平27. 12. 14
大規模災害時における下水道施設応急復旧支援に関する協定書	京都中部環境整備協同組合	平27. 12. 16
大規模災害時における避難所施設利用に関する協定書	明治国際医療大学	平28. 1. 26
災害時におけるレンタル資機材の優先提供に関する協定書	高石機械産業株式会社	平28. 12. 22
災害時の施設利用等に関する協定書	美山化成株式会社	平29. 1. 30
災害時における臨時避難地利用に関する協定書	日本特殊研砥株式会社	平29. 1. 31
大飯発電所に係る南丹市域の安全確保等に関する協定書 ※協定書は別冊	関西電力株式会社	平29. 8. 17
南丹安全・安心まちづくり協定 ※協定書は別冊	京都府南丹警察署	平29. 10. 3
高浜発電所に係る南丹市域の安全確保に関する通報連絡等協定書 ※協定書は別冊	関西電力株式会社	平29. 10. 31
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	平29. 12. 25
災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社 ツリーベル化成	令2. 7. 15
災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社 サカノシタ	令2. 7. 15
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	ゼンリン	令3. 1. 19
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境	令3. 3. 10
健康増進等に関する包括連携協定書	大塚製薬㈱京都支店	令3. 4. 23
大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書	関西電力送配電株式会社 京都支社 電力本部 京都配電営業所、福知山配電営業所	令4. 8. 26

3－（１８） 重要水防区域・河川重点警戒箇所

京都府南丹土木事務所管内(美山町域を除く)

重要水防区域

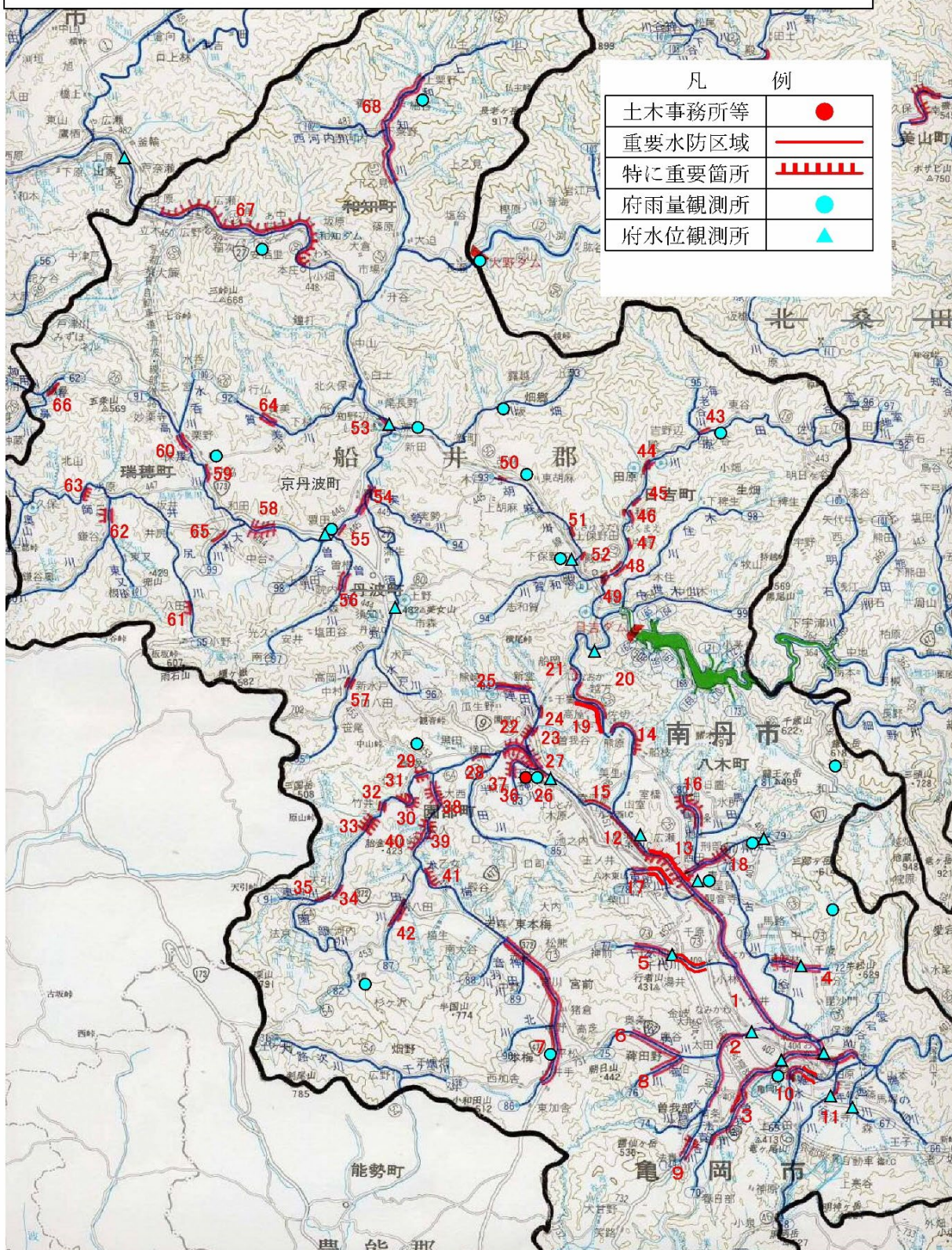
図面 対象 番号	水系名	河 川 名	担当水防 管理団体	(うち、特に重要な区域) 重要水防区域		延 長 m	予想被害原因 及び 予想水防工法	備 考
				左右 岸別	区 間			
12	淀川	桂 川	南 丹 市	(右) 右	(八木町南広瀬～八木) 八木町室河原～新町～亀岡 市界	1,400 5,500	決壊：積土俵	水防警報
13	〃	〃	〃	左	八木町北広瀬～亀岡市界	3,200	決壊：積土俵	水防警報
14	〃	〃	〃	(左) 左	(八木町船枝) 八木町船枝	200 1,200	決壊：積土俵	水防警報
15	〃	園 部 川	〃	左	八木町室河原～美里	700	—	水防警報
16	〃	官 山 川	〃	(左) 左	(八木町野条～池上) 八木町野条～池上	500 500	湧水破堤：積土俵	—
				(右) 右	(八木町諸畑～日置) 八木町諸畑～日置	700 700	湧水破堤：積土俵	
17	〃	東 所 川	〃	(左右) 左右	(八木町八木嶋～本郷) 八木町八木嶋～八木	各 200 各 1,500	溢水：積土俵	—
18	〃	三 俣 川	〃	(左) 左	(八木町西田) 八木町西田	500 200	溢水：積土俵	水防警報
				(右) 左右	八木町西田	各 1,900	溢水：積土俵	
19	〃	桂 川	〃	右	園部町大石～高屋	1,800	溢水：積土俵	水防警報
20	〃	〃	〃	左	園部町船岡～佐切	2,000	—	水防警報
21	〃	〃	〃	右	園部町船岡	400	—	水防警報
22	〃	陣 田 川	〃	(右) 右	(園部町木崎町) 園部町木崎町	800 800	溢水：積土俵	—
23	〃	〃	〃	左	〃	400	—	—
24	〃	〃	〃	左	〃	250	—	—
25	〃	〃	〃	左右	園部町内林町～新堂	各 2,200	—	—
26	〃	園 部 川	〃	(右) 右	(園部町横田～新町) 園部町横田～小山東町	2,000 2,850	溢水：積土俵	水防警報
27	〃	〃	〃	(左) 左	(園部町河原町～木崎町) 園部町河原町～木崎町	1,800 2,400	溢水：積土俵	水防警報
28	〃	〃	〃	右	園部町横田	300	—	水防警報
29	〃	〃	〃	(左) 左	(園部町船阪) 園部町船阪	350 350	溢水：積土俵	—
				(右) 右	(園部町船阪) 園部町船阪	500 500	溢水：積土俵	
30	〃	〃	〃	(右) 右	(園部町仁江) 園部町仁江	500 500	溢水：積土俵	—
31	〃	〃	〃	(左) 左	(園部町仁江) 園部町仁江	600 1,000	溢水：積土俵	—
32	〃	〃	〃	(右) 右	(園部町竹井) 園部町竹井	400 400	溢水：積土俵	—
				(左) 左	(園部町竹井) 園部町竹井	300 300	溢水：積土俵	

図面 対象 番号	水系名	河 川 名	担当水防 管理団体	(うち、特に重要な区域) 重要水防区域		延 長 m	予想被害原因 及び 予想水防工法	備 考
				左右 岸別	区 間			
33	淀川	園 部 川	南 丹 市	(左右) 左右	(園部町竹井～今井) 園部町竹井～今井	各 400 各 400	溢水：積土俵	—
34	〃	〃	〃	右	園部町天引	700	—	—
35	〃	〃	〃	左	園部町天引	600	—	—
36	〃	天神川	〃	右	園部町美園町	200	—	—
37	〃	〃	〃	(左) 左	(園部町美園町～新町) 園部町美園町～新町	1,000 1,000	溢水：積土俵	—
38	〃	本梅川	〃	(左右) 左右	(園部町大西) 園部町大西	各 800 各 1,300	溢水：積土俵	—
39	〃	〃	〃	(右) 右	(園部町穴人) 園部町穴人	600 600	溢水：積土俵	—
40	〃	〃	〃	(左) 左	(園部町穴人) 園部町穴人	1,300 1,300	溢水：積土俵	—
41	〃	〃	〃	(右) 右	(園部町八乙女) 園部町八乙女	700 700	溢水：積土俵	—
42	〃	八田川	〃	右 左	園部町南八田 〃	600 1,000	—	—
43	〃	田原川	〃	右	日吉町四ツ谷中組	200	—	水防警報
44	〃	〃	〃	左 右	日吉町田原栃 日吉町田原章徳	100 200	—	水防警報
45	〃	〃	〃	左	日吉町田原三浦	200	—	水防警報
46	〃	〃	〃	左 右	日吉町田原和田	150 50	—	水防警報
47	〃	〃	〃	左	日吉町田原新シ	100	—	水防警報
48	〃	〃	〃	右 左	日吉町田原片野梶河原～岩吹 日吉町田原片野梶尺取～縄手	500 700	—	水防警報
49	〃	〃	〃	右 左	日吉町殿田	200 150	—	水防警報
50	〃	胡麻川	〃	左	日吉町胡麻土橋	50	—	—
51	〃	〃	〃	左	日吉町保野田(上)	50	—	—
52	〃	〃	〃	左	日吉町保野田(下)	50	—	—

出典：京都府水防計画（令和5年度）

第4図 重要水防区域

：南丹土木事務所管内（南丹市美山町域を除く）



出典：京都府水防計画（令和5年度）

京都府南丹土木事務所管内(美山町域)

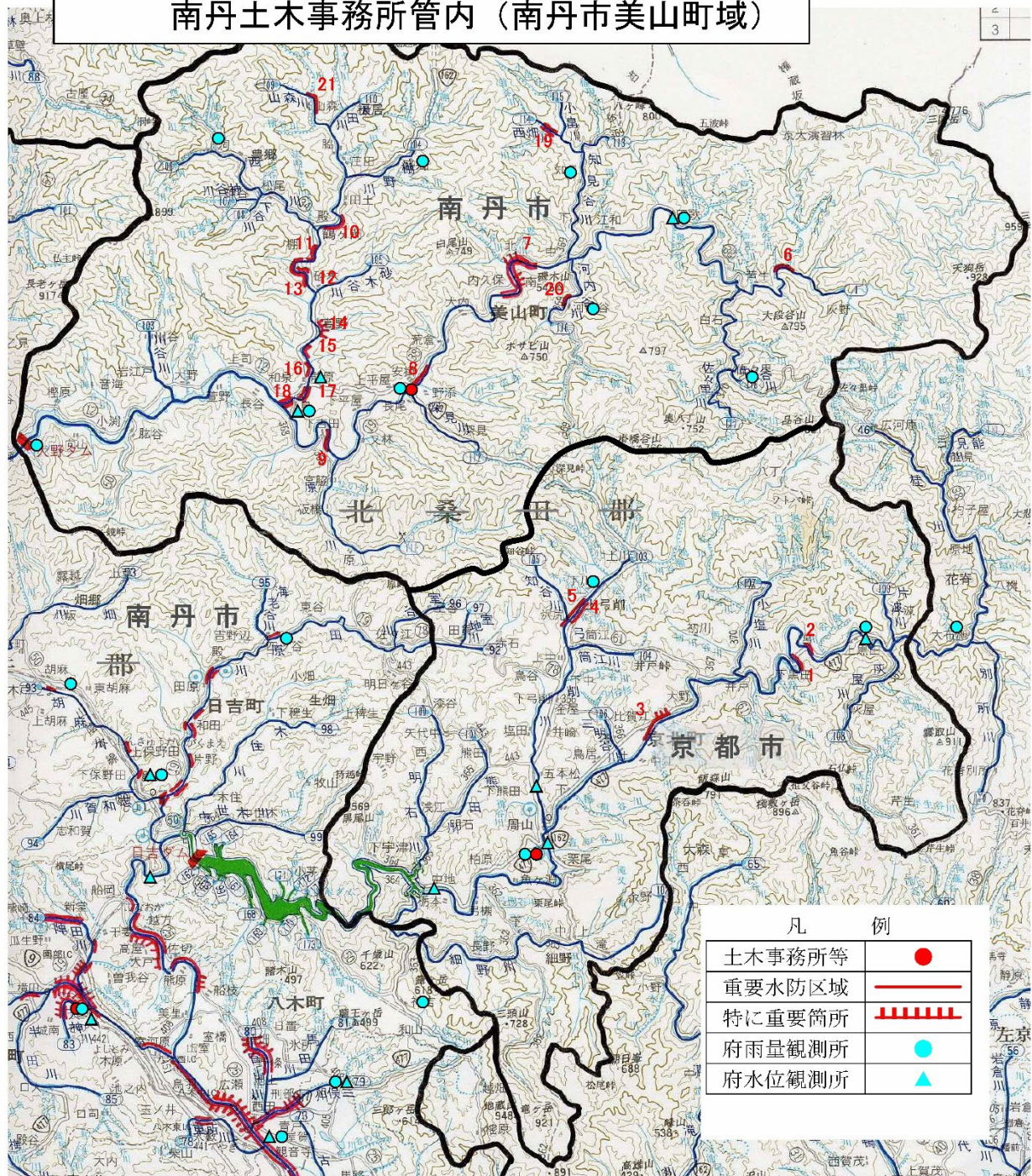
図面 対象 番号	水系名	河 川 名	担当水防 管理団体	(うち、特に重要な区域) 重要水防区域		延 長 m	予想被害原因 及び 予想水防工法	備 考
				左右 岸別	区 間			
6	由良川	由 良 川	南 丹 市	右	美山町芦生	200	—	—
7	〃	〃	〃	(左右) 左右	(美山町南・北) 美山町南・北	各 200 各 1,500	溢水:積土俵	—
8	〃	〃	〃	右	美山町安掛	500	—	—
9	〃	〃	〃	左	美山町下吉田	500	—	—
10	〃	棚 野 川	〃	左	美山町鶴ヶ岡	400	—	水防警報
11	〃	〃	〃	右	〃	500	—	水防警報
12	〃	〃	〃	左	〃	500	—	水防警報
13	〃	〃	〃	右	〃	1,000	—	水防警報
14	〃	〃	〃	(左) 左	(美山町高野) 美山町高野	100 300	溢水:積土俵	水防警報
15	〃	〃	〃	左	美山町高野	300	—	水防警報
16	〃	〃	〃	右	美山町静原	500	—	水防警報
17	〃	〃	〃	左右	美山町和泉	各 500	—	水防警報
18	〃	〃	〃	左右	美山町和泉大橋下流	各 500	—	水防警報
19	〃	西 畑 川	〃	左右	美山町知見	各 150	—	—
20	〃	河 内 谷 川	〃	左	美山町河内谷	150	—	—
21	〃	山 森 川	〃	(左) 左	(美山町福居) 美山町福居	50 300	浸水:積土俵	—

出典:京都府水防計画 (令和5年度)

第5図 重要水防区域

：京都土木事務所管内（旧京北町域）

南丹土木事務所管内（南丹市美山町域）



出典：京都府水防計画（令和5年度）

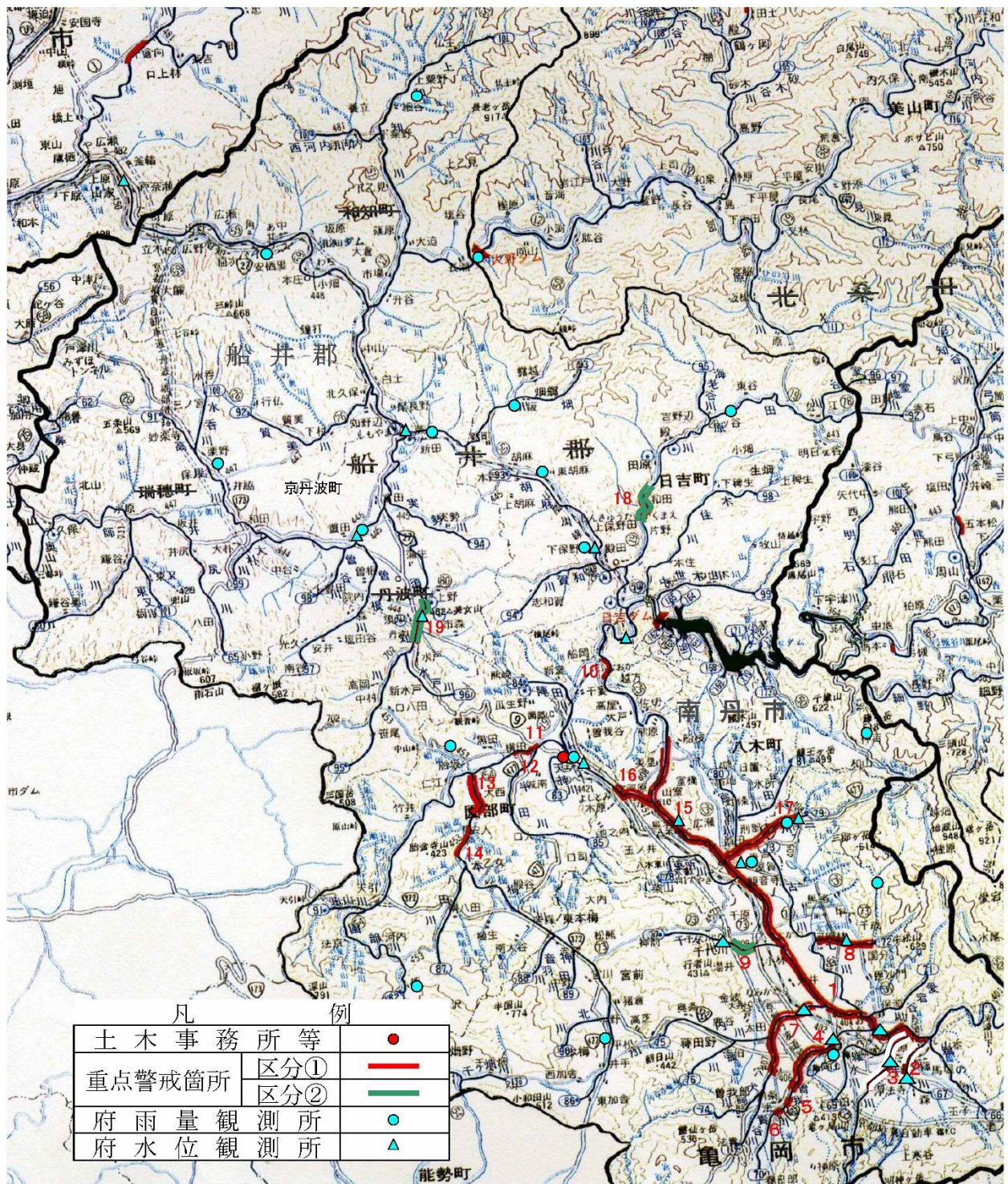
京都府南丹土木事務所管内(美山町域を除く)

河川重点警戒箇所

図面 対象 番号	水系名	河 川 名	担当水防 管理団体	河川重点警戒箇所		延 長 m	区分	重要水防区 域との重複	備 考
				左右 岸別	区 間				
10	淀川	桂 川	南 丹 市	右	園部町船岡 (49.4K)	800	①	—	—
11	〃	園 部 川	〃	左	園部町河原町(R9～横田橋) (4.78K)	500	①	全区間	—
12	〃	〃	〃	右	園部町河原町(山付～黒田 橋) (5.81K)	900	①	一部区間	—
13	〃	本 梅 川	〃	左 右	園部町船阪～大西(大西橋) (0.8K)	各 1,700	①	〃	—
14	〃	〃	〃	左	園部町宋人～(堂ノ橋～宋 人橋) (3.4K)	1,050	①	全区間	—
15	〃	桂 川	〃	左	八木町	6,800	①	〃	—
				右	〃	6,300	①	一部区間	—
16	〃	園 部 川	〃	左 右	八木町鳥羽(桂川合流点)～ 木原(R9 接点) (1.16K)	各 1,400	①	〃	—
17	〃	三 俣 川	亀 岡 市 南 丹 市	左 右	八木町西田(桂川合流点)～ 亀岡市旭町 (1.4k)	各 3,100	①	〃	—
18	〃	田 原 川	南 丹 市	左 右	日吉町田原	各 1,500	②	〃	—

出典: 京都府水防計画 (令和5年度)

第4図 河川重点警戒箇所
：南丹土木事務所管内（南丹市美山町域を除く）

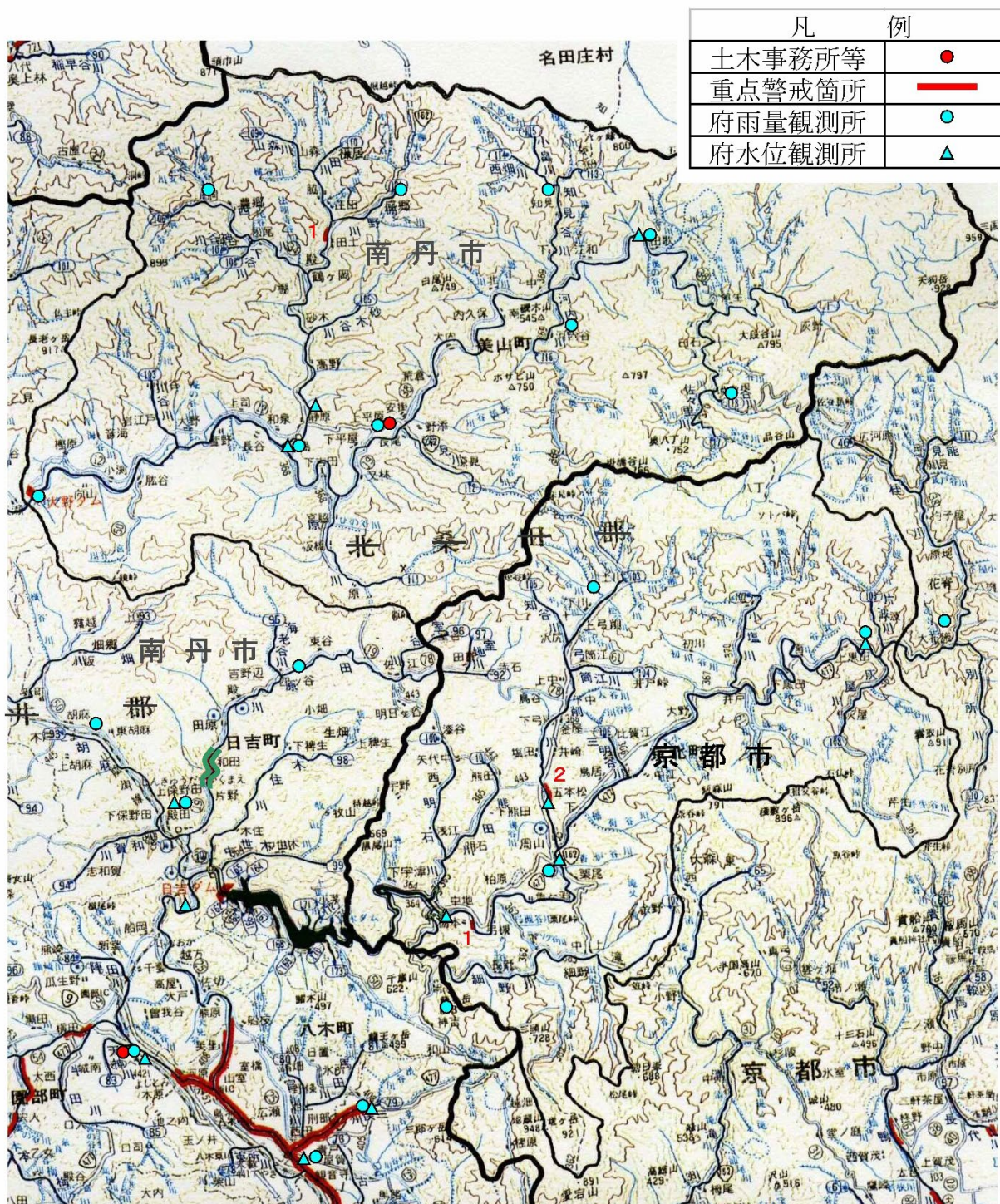


出典:京都市水防計画（令和5年度）

京都府南丹土木事務所管内(美山町域)

図面 対象 番号	水系名	河 川 名	担当水防 管理団体	河川重点警戒箇所		延 長 m	区分	重要水防区 域との重複	備 考
				左右 岸別	区 間				
1	由良川	棚 野 川	南 丹 市	右	美山町田土地先	200	①	—	—

第5図 河川重点警戒箇所
：京都土木事務所管内（旧京北町域）
南丹土木事務所管内（南丹市美山町域）



出典:京都府水防計画（令和5年度）

3－（１９） 雨量水位観測所・河川防災カメラ等

1 京都府雨量水位観測所・河川防災カメラ（河川監視カメラ、簡易型河川監視カメラ）

（１）雨量観測所（テレメーター）

（令和2年4月1日現在）

観測所名	所在地	管理者
園部	園部町小山東町藤ノ木 21	南丹土木事務所
榎	園部町大河内小ガマ4の1	
殿田	日吉町殿田大貝 15 の2	
八木大橋	八木町西田金井畠 46 の4地先	
四ッ谷	日吉町四ッ谷柏木5	
神吉	八木町神吉小路谷 44—2	
胡麻	日吉町胡麻仲村	
船阪	園部町船阪北ノ谷 33—1	
安掛	美山町安掛 美山出張所内	
大野	美山町檜原中野山 48 ノ5	大野ダム総合管理事務所
田歌	美山町田歌上五波3の3番地	
佐々里	美山町佐々里佐々里奥3の7	
知見	美山町知見知見山2—9	
盛郷	美山町盛郷上田原 22 の1番地	
洞	美山町豊郷景遠	
島	美山町下吉田由良 12 の2番地	
河内谷	美山町河内谷大木茂6の1番地	
畑郷	日吉町畑郷八坂 23-1、24-2 地先	

出典：京都府地域防災計画（一般計画編）（令和5年12月）

（２）水位観測所（通常水位計）

（令和3年4月1日現在）

観測所名	河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高	所在地	管理者	備考
船岡	桂川	2.20	3.50	—	—	7.49	日吉町殿田新葉1の1	南丹土木事務所	—
八木大橋	桂川	0.80	1.90	—	—	4.62	八木町西田金井畠 46 の4地先		—
殿田	田原川	0.90	1.80	1.90	2.60	3.17	日吉町殿田大貝 15 の2		水防警報・水位情報周知
小山	園部川	0.50	1.40	1.70	2.20	3.75	園部町小山東町藤ノ木 54 の1地先		洪水予報・水防警報
鳥羽	桂川	1.10	2.00	2.20	2.60	5.91	八木町鳥羽		洪水予報・水防警報
田歌	由良川	1.50	2.20	—	—	—	美山町田歌上五波3の3番地	大野ダム総合管理事務所	—
島	由良川	2.00	3.50	—	—	7.60	美山町下吉田由良 12 の2番地		—
静原※	棚野川	2.00	3.50	4.20	4.80	6.60	美山町静原九鬼ヶ坂 28 の8番地		水防警報・水位情報周知

※静原（※）の水位計管理は大野ダム、水防警報は南丹土木が担当。

出典：京都府地域防災計画（一般計画編）（令和5年12月）

(3) 水位観測所(危機管理型水位計)

(令和3年4月19日現在)

観測所名	河川名	所在地	管内
南丹-園部川-1	園部川	園部町竹井伊ノ谷	南 丹
南丹-園部川-2	園部川	園部町横田下川原	
南丹-東所川-1	東所川	八木町八木嶋 京都縦貫道 八木東 IC 付近	
南丹-陣田川-1	陣田川	園部町内林町三号 曾我谷橋付近	
南丹-本梅川-1	本梅川	園部町穴人 園部町林業総合センター付近	
南丹-由良川-1	由良川	美山町北	

出典:京都府地域防災計画(一般計画編) (令和5年12月)

2 京都府河川防災カメラ (河川監視カメラ、簡易型河川監視カメラ)

(1) 河川監視カメラ

(令和2年4月1日現在)

河川名	箇所名	所在地	管理者
園部川	小山観測所	園部町小山東町	南 丹 土 木 事 務 所 長
田原川	殿田	日吉町殿田	
棚野川	渡橋	美山町静原地内	

出典:京都府地域防災計画(一般計画編) (令和5年12月)

(2) 簡易型河川監視カメラ

(令和2年4月1日現在)

河川名	箇所名	所在地	管内
桂川_鳥羽	桂川	八木町鳥羽	南 丹
桂川_船岡	桂川	日吉町殿田新葉1-1	
園部川_竹井	園部川	園部町竹井伊ノ谷	
本梅川_穴人	本梅川	園部町穴人	

出典:京都府地域防災計画(一般計画編) (令和5年12月)

3 国土交通省雨量水位観測所

(1) 雨量観測所(テレメータ)

河川名	観測所名	観 測 位 置	観測開始 年 月 日	標高(m)	所 属	備 考
桂 川	殿 田	日吉町殿田	S46.6.24	272	淀川ダム統合 管 理 事 務 所	—
園 部 川	園 部	園部町大河内	S46.6.24	292	〃	—
桂 川	新 町	八木町字鳥羽	S39.3.4	110	淀川河川事務所	—

出典:京都府地域防災計画(一般計画編) (令和5年12月)

(2) 水位観測所(テレメータ)

(淀川水系)

河川名	観測所名	観 測 位 置	水防団待機 (氾濫注意) 水位 (m)	計 画 高水位 (m)	河口より の 距 離 (km)	零 点 高 (m)	観 測 開 始 年 月 日	管理者
桂 川	新 町	八木町鳥羽	1.50 (-)	—	77.90	TP+ 109.700	S40.3.22	淀川河川 事 務 所

出典:京都府地域防災計画(一般計画編) (令和5年12月)

3－（20）水防倉庫及び資材器材

（令和6年2月26日現在）

種別(施設・資機材)		単位	園部町	八木町	日吉町	美山町	市合計
水 防 施 設	水防倉庫（専用棟）	（棟）	1	6	2	1	10
	水防倉庫（代用棟）	（棟）	1	0	1	0	2
	トラック	（台）	1	4	0	0	5
	水防車（消防車含）	（台）	34	28	17	26	105
	荷車（リヤカー含）	（台）	1	0	0	0	1
	舟（救命艇含）	（艇）	0	1	0	0	1
	放送設備（有線）	（式）	0	0	0	0	0
	無線機（携帯用含）	（局）	24	29	23	55	131
	発電機（停電用）	（台）	5	3	18	3	29
水 防 資 材	麻袋（布・ナイロン製含）	（枚）	12,800	7,000	1,000	4,000	24,800
	木材（丸太・杭）1m	（本）	500	350	0	0	850
	木材（丸太・杭）2m	（本）	700	1,000	100	0	1,800
	鉄線	（kg）	50	900	0	0	950
	釘（くぎ）	（kg）	5	0	5	0	10
水 防 器 材	掛矢	（丁）	5	45	7	20	77
	蛸づち	（丁）	0	7	0	0	7
	スコップ	（丁）	60	190	39	40	329
	つるはし	（丁）	10	100	14	12	136
	のこぎり	（丁）	8	80	7	5	100
	かま	（丁）	0	45	1	10	56
	斧（鉞等含）	（丁）	0	20	9	0	29
	ペンチ	（丁）	10	10	1	5	26
	金づち	（丁）	20	9	0	10	39
	照明器具	（個）	4	7	5	6	22

3－（２１）公用負担命令書

第 号 公 用 負 担 命 令 書				
第 号	種類	数量	(枚)	
負担の内容	使用	収用	処分等	
年 月 日 時				
様				
南丹市 受任者				

3－（２２）公用負担命令権限証

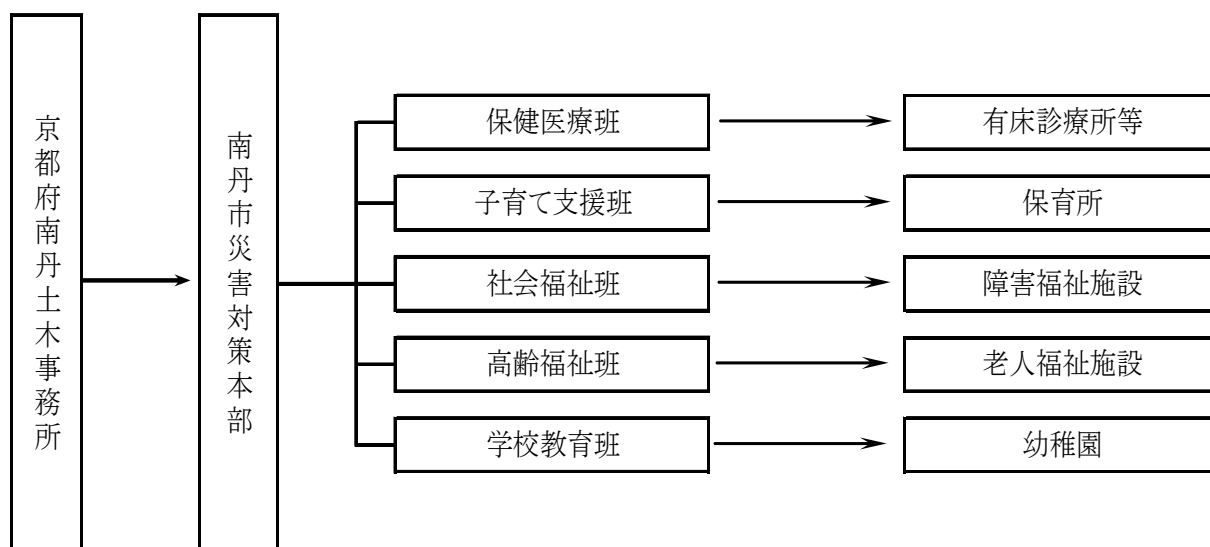
公 用 負 担 命 令 権 限 証	
南丹市水(消)防団〇〇部長 (氏名)	
上の者に××の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日 時	
南丹市長	

３－（２３）浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び洪水予報等の伝達方法

１ 浸水想定区域内の災害時要配慮施設

区 分	名 称	所 在 地	電話番号
社会福祉施設	グループホームつぼみ	園部町河原町 5 号 1 番地	62-1494
老人福祉施設	南丹市立八木 デイサービスセンター	八木町西田山崎 17 番地	42-2969
社会福祉施設	城山共同作業所	八木町木原北東庄 24 番地 3.4 合地	42-4562
社会福祉施設	南丹市小規模通所 授産施設あじさい園	八木町八木杉ノ前 44 番地	42-5576
老人福祉施設	南丹市社会福祉協議会 八木 支所 やぎ詩の郷	八木町刑部片山 20 番地 7	43-0317
老人福祉施設	特別養護老人ホーム ヴィラ多国山	八木町西田早田 3 番地	43-0228
老人福祉施設	シミズふないの里	八木町西田山崎 16 番地	43-2111
総合病院	公立南丹病院（代）	八木町八木上野 25 番地	42-2510
病 院	京都中部総合医療センター	八木町八木上野 25	42-2510
病 院	董会 園部病院	園部町美園町 5-8-7	62-0515
診 療 所	寺澤皮ふ科医院	園部町美園町 6-19-2	86-8181
診 療 所	富井内科医院	園部町横田 3-151	68-2550
診 療 所	川西診療所	園部町宮町 36	62-0139
診 療 所	仁丹医院	園部町河原町 4-13	62-0234
診 療 所	広野医院	園部町若松町 115	62-0218
診 療 所	やまざき眼科園部クリニック	園部町河原町 4-31-1	86-8000
診 療 所	西田医院	園部町美園町 3 号 3 番地	68-1105
診 療 所	南八田診療所	園部町南八田縄手 27-1	65-0048
診 療 所	山田医院	八木町八木鹿草 34	42-2306
診 療 所	吉田医院	日吉町殿田尾崎 8	72-0022
診 療 所	美山林健センター診療所	美山町鶴ヶ岡釈迦堂前 14-1	76-0201
歯 科	河野歯科医院	園部町横田 4-22	63-1322
歯 科	高屋歯科医院	園部町本町 22	62-0144
歯 科	ムネカワ歯科	園部町上本町南 2-18 ジョイントプラザコム 1F	63-0819
歯 科	村井歯科医院	園部町美園町 13-13-5 さつきビル 2F	63-0348
歯 科	元村歯科医院	園部町栄町 3-14-5	63-1156
歯 科	山田歯科医院	園部町若松町 3	62-0019

2 洪水予報等の伝達方法



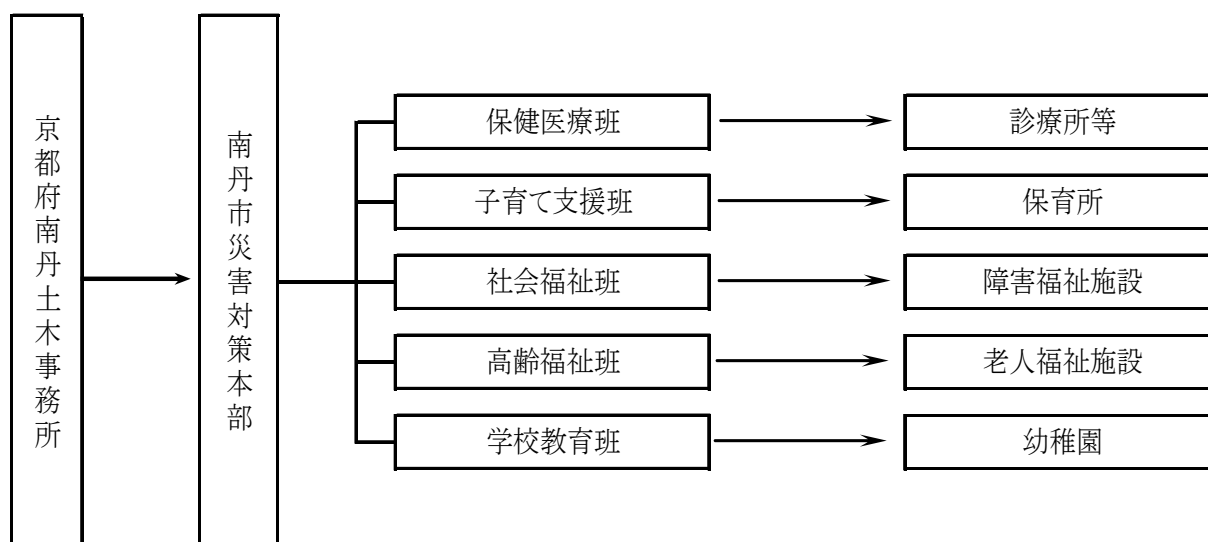
3－（24）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設及び土砂災害に関する情報等の伝達方法

1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

（平成24年3月末現在）

分 類	名 称	所 在 地	電話番号
社会福祉施設	社会福祉法人あけぼの学園 八木寮	八木町柴山 1-15	42-5381
学 校	京都府立丹波支援学校	八木町柴山坊田 118	42-5185
学 校	市立日吉中央保育所	日吉町保野田垣ノ内 11	72-0212
社会福祉施設	障害者支援施設ワークセンター びび日吉分所	日吉町保野田垣ノ内 5-10	72-0324
医療施設	吉田医院	日吉町殿田尾崎 8	72-0022
社会福祉施設	はぎの里ふれあいホーム	日吉町田原殿垣内 54	73-0161
社会福祉施設	知井デイサービスセンター	美山町中上前 82-1	77-5080
学 校	市立知井保育所	美山町中堪定 7	77-0047
医療施設	大萱医院	美山町中上前 69-1	77-0213
診 療 所	山田医 院 神吉診療所	八木町神吉西河原 16	44-0355
診 療 所	藤岡五ヶ荘診療所	日吉町四ツ谷堂中 25	73-0203

2 土砂災害に関する情報等の伝達方法



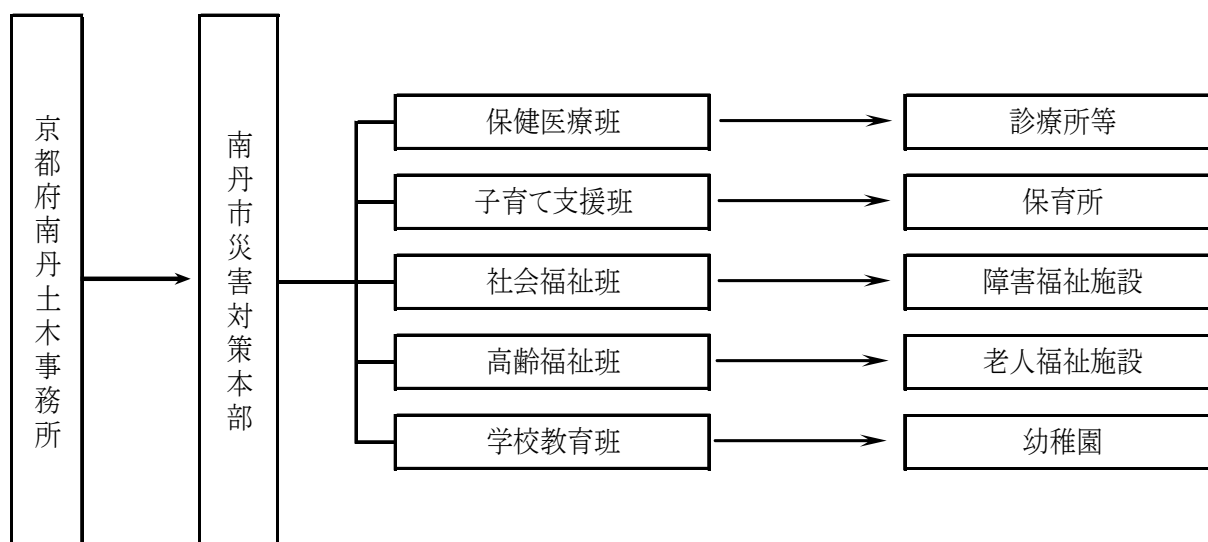
3－（24）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設及び土砂災害に関する情報等の伝達方法

1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

（平成24年3月末現在）

分 類	名 称	所 在 地	電話番号
社会福祉施設	社会福祉法人あけぼの学園 八木寮	八木町柴山 1-15	42-5381
学 校	京都府立丹波支援学校	八木町柴山坊田 118	42-5185
学 校	市立日吉中央保育所	日吉町保野田垣ノ内 11	72-0212
社会福祉施設	障害者支援施設ワークセンター びび日吉分所	日吉町保野田垣ノ内 5-10	72-0324
医療施設	吉田医院	日吉町殿田尾崎 8	72-0022
社会福祉施設	はぎの里ふれあいホーム	日吉町田原殿垣内 54	73-0161
社会福祉施設	知井デイサービスセンター	美山町中上前 82-1	77-5080
学 校	市立知井保育所	美山町中堪定 7	77-0047
医療施設	大萱医院	美山町中上前 69-1	77-0213
診 療 所	山田医 院 神吉診療所	八木町神吉西河原 16	44-0355
診 療 所	藤岡五ヶ荘診療所	日吉町四ツ谷堂中 25	73-0203

2 土砂災害に関する情報等の伝達方法



3 - (2 6) 福祉避難所協定締結施設一覧

(令和5年8月 15 日現在)

	締結年月日	町	事業所名	施設分類	所在地	電話	FAX	法人名
1	H25.6.6	園部	特別養護老人ホーム 長生園	介護老人福祉施設 従来型個室・多床室	南丹市園部町 上木崎町坪ノ内19番地	0771 62-0223	0771 62-1898	社会福祉法人 長生園
		園部	長生園第2 デイサービスセンター	デイサービス	南丹市園部町 埴生小山87番地1	0771 65-5580	0771 65-0889	社会福祉法人 長生園
2	H25.6.6	八木	特別養護老人ホーム ヴィラ多国山	介護老人福祉施設 従来型個室・多床室	南丹市八木町 西田早田3番地	0771 43-0228	0771 43-0230	社会福祉法人 アイリス福祉会 (シミズ病院グループの総合福祉施設)
3	H25.6.6	日吉	特別養護老人ホーム はぎの里	介護老人福祉施設 従来型個室・多床室	南丹市日吉町 胡麻萩原15番地	0771 72-1500	0771 72-1515	社会福祉法人 日吉には会
		園部	特別養護老人ホーム はぎの里オアシス	介護老人福祉施設	南丹市園部町 横田二号111番地-1	0771 68-3690	0771 68-3691	社会福祉法人 日吉には会
4	H25.6.6	美山	高齢者総合福祉施設 美山やすらぎホーム	介護老人福祉施設	南丹市美山町 島小栗栖山13番地1	0771 75-0847	0771 75-0903	社会福祉法人 北桑会
5	H26.2.25	園部	障害者支援施設 京都太陽の家	障害者支援施設	南丹市園部町 横田前32番地	0771 62-2838	0771 62-3168	社会福祉法人 京都太陽の園
		園部	障害者支援施設 こひつじの苑	障害者支援施設	南丹市園部町 横田前11番地	0771 62-3368	0771 63-0689	社会福祉法人 京都太陽の園
6	H26.2.25	園部	障害者支援施設 りけい寮	障害者支援施設	南丹市園部町 南八田ノ田20番地	0771 65-0238	0771 65-0239	社会福祉法人 あけぼの学園
		八木	障害者支援施設 八木寮	障害者支援施設	南丹市八木町 八木奥山1番地15	0771 42-5381	0771 43-5382	社会福祉法人 あけぼの学園
7	H26.2.25	美山	障害者支援施設 美山育成苑	障害者支援施設	南丹市美山町 小淵クボ50番地1	0771 75-1561	0771 75-1571	社会福祉法人 美山育成苑
8	H30.9.1	八木	介護老人保健施設 シミズふないの里	介護老人保健施設 従来型個室・多床室	南丹市八木町 西田山崎16番地	0771 43-2111	0771 42-3933	医療法人 清仁会
9	H30.10.29	園部	小規模多機能ホーム だんない	小規模多機能ホーム	南丹市園部町 内林町4号54番地	0771 68-3939	0771 68-1188	社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会
10	H30.10.29	美山	生活支援総合センター 美山こぶしの里	生活支援・デイサービス	南丹市美山町 高野素崎14番地2	0771 76-9027	0771 76-9028	社会福祉法人 七野会
11	H30.12.12	美山	グループホーム 1歩・3歩	グループホーム	南丹市美山町 三埜後田4番地1	0771 75-9008	0771 75-9006	一般社団法人 あゆみ会

3－（２７）指定避難所収容者名簿

整理番号

開設日時		月 日 午前・午後 時			避難所名		
封鎖日時		月 日 午前・午後 時			避難人員	人	
避難者氏名	年齢	性別	住 所		避難日時	退所日時	備 考
1		男			月 日	月 日	乳幼・児・高・
					時 分	時 分	その他
2		男			月 日	月 日	乳幼・児・高・
					時 分	時 分	その他
3		男			月 日	月 日	乳幼・児・高・
					時 分	時 分	その他
4		男			月 日	月 日	乳幼・児・高・
					時 分	時 分	その他
5		男			月 日	月 日	乳幼・児・高・
					時 分	時 分	その他
6		男			月 日	月 日	乳幼・児・高・
					時 分	時 分	その他
7		男			月 日	月 日	乳幼・児・高・
					時 分	時 分	その他
8		男			月 日	月 日	乳幼・児・高・
					時 分	時 分	その他
9		男			月 日	月 日	乳幼・児・高・
					時 分	時 分	その他
10		男			月 日	月 日	乳幼・児・高・
					時 分	時 分	その他

３－（２８）「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」の協定締結事業者

災害時帰宅支援ステーション事業 ※

【協力事業者】 27 事業者

コンビニ事業者 (6事業者)	・株式会社セブン－イレブン・ジャパン ・山崎製パン株式会社 ・株式会社ファミリーマート ・株式会社ポプラ ・ミニストップ株式会社 ・株式会社ローソン
外食事業者 (14 事業者)	・味の民芸フードサービス株式会社 ・株式会社壺番屋 ・株式会社アイデアプラス ・サガミレストランツ株式会社 ・サトフードサービス株式会社 ・株式会社ストロベリーコーンズ ・株式会社セブン&アイ・フードシステムズ ・株式会社ダスキン(ミスタードーナツ) ・チムニー株式会社 ・株式会社モスフードサービス ・株式会社吉野家 ・ロイヤルホールディングス株式会社 ・ワタミ株式会社 ・株式会社ドトールコーヒー
その他 (7事業者)	・株式会社オートバックスセブン ・株式会社スギ薬局 ・株式会社第一興商 ・株式会社ユタカファーマシー ・損害保険ジャパン株式会社 ・AIR オートクラブ ・ケアパートナー株式会社

【登録店舗数】 合計 12,395 店舗（令和5年7月 20 日現在）

出典：関西広域連合「災害時帰宅支援ステーション事業概要」

※京都府が関西広域連合と締結している協定に基づく事業

３－（２９）地域内輸送拠点

	名 称	所 在 地	電話番号
1	南丹市役所	園部町小桜町 47	0771—68—0001
2	園部公民館	園部町上本町南2—22	0771—63—5820
3	園部小学校体育館	園部町小桜町 29	0771—62—0049
4	南丹市役所八木支所	八木町八木東久保 29—1	0771—42—2300
5	八木公民館	八木町八木東久保 23	0771—42—3132
6	八木中学校	八木町八木野條1	0771—42—2009
7	殿田中学校体育館	日吉町殿田大貝 30	0771—72—0031
8	はーとびあ体育館	日吉町保野田垣ノ内 11	0771—72—3220
9	南丹市役所美山支所・美山文化ホール	美山町島島台 51	0771—68—0040
10	宮島小学校体育館	美山町島島台 52	0771—75—0017
11	美山中学校体育館	美山町静原松野 10—1	0771—75—0027

３－（３０）井戸に対する塩素消毒薬基準注入量

（例） 10%有効塩素含有次亜塩素酸ソーダ液を使用したときの基準注入量はおおむね次表のとおりである。

（ただし注入率1mg/ℓ）

井戸の口径 水深	1.0m	1.5m	2.0m	2.5m
0.5m	4g	9g	16g	25g
1.0m	8g	18g	32g	50g
1.5m	12g	27g	48g	74g
2.0m	16g	36g	63g	99g
2.5m	20g	45g	79g	123g
3.0m	24g	54g	95g	148g
3.5m	28g	63g	110g	172g
4.0m	32g	71g	126g	197g
4.5m	36g	80g	145g	221g
5.0m	40g	89g	157g	246g

注1 水質の状況により注入率を増すときは上表より算出する。

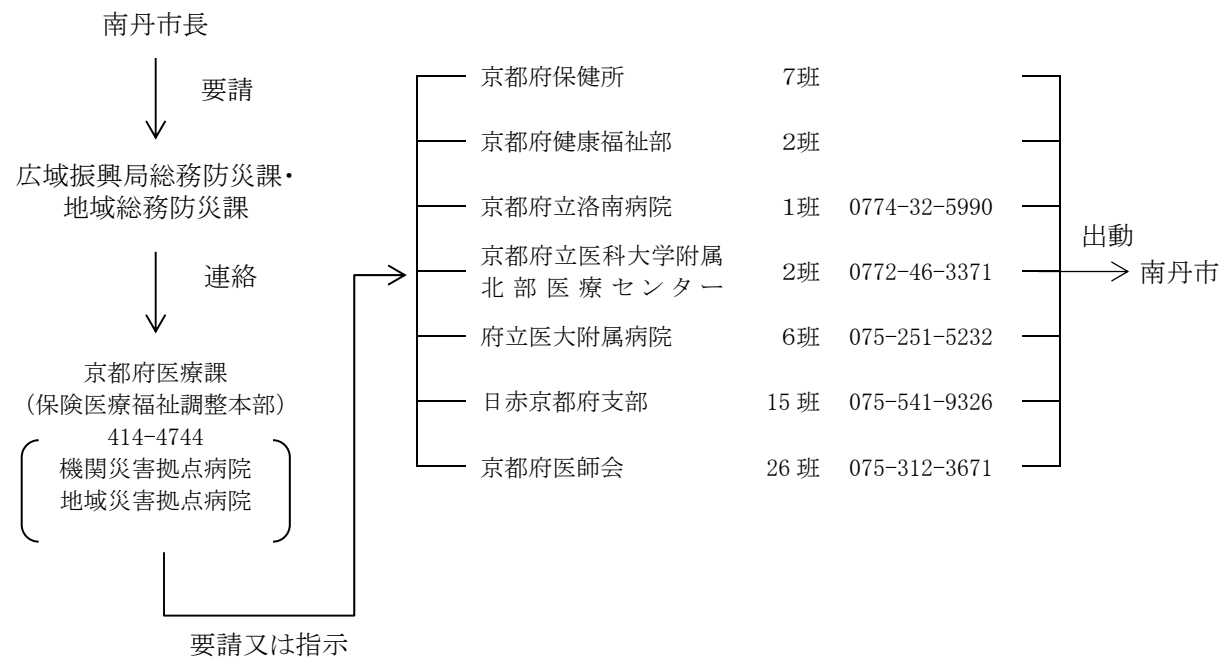
2 実際にあたっては井戸の汚染状況により塩素の消費量が異なるので残留塩素を確認して注入率を決めること。

３－（３１）給水車等保有状況

（令和4年 11 月末現在）

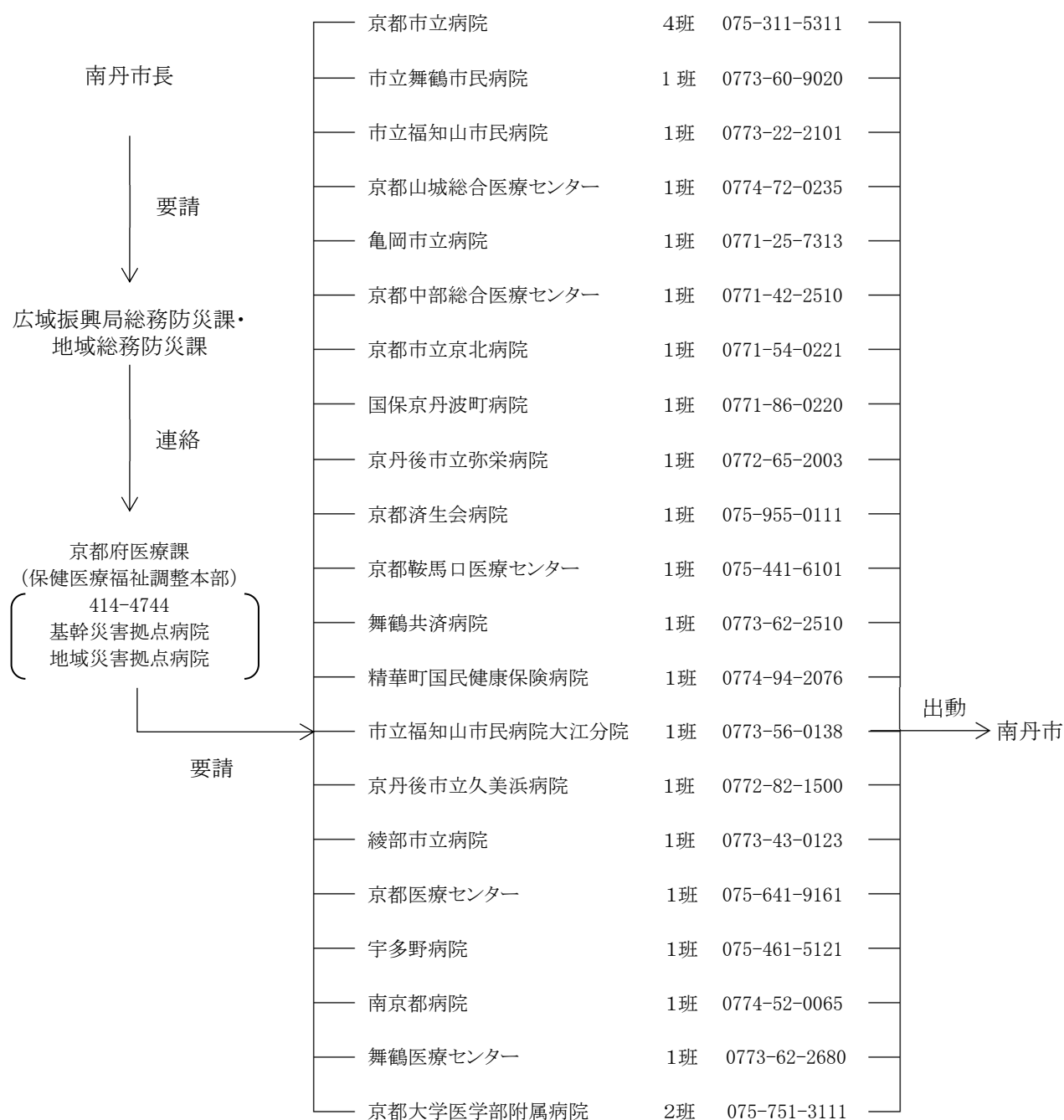
	高圧給水車及び 給水車			給水タンク				ポリ容器			その他 （ポリ袋）	
				タンク			移動用 車両					
	容量 (m³)	台数 (台)	水量 (m³)	容量 (m³)	台数 (台)	水量 (m³)	台数 (台)	容量 (ℓ)	台数 (個)	水量 (m³)	容量 (ℓ)	袋
南丹市	0	0	0	1.5	1	1.5						
				1.2	2	2.4		20	265	5.30	10	200
				1	3	3		18	48	0.86	6	633
				0.7	2	1.4		10	21	0.21	3	348
				0.5	1	0.5						

3－（32）市から京都府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統



注1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
2 京都府災害対策本部設置後は、市長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。
3 府立医大の救護班の連絡員又は運転員、車両は府災害対策本部で調整する。

3－（３３）市から京都府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統

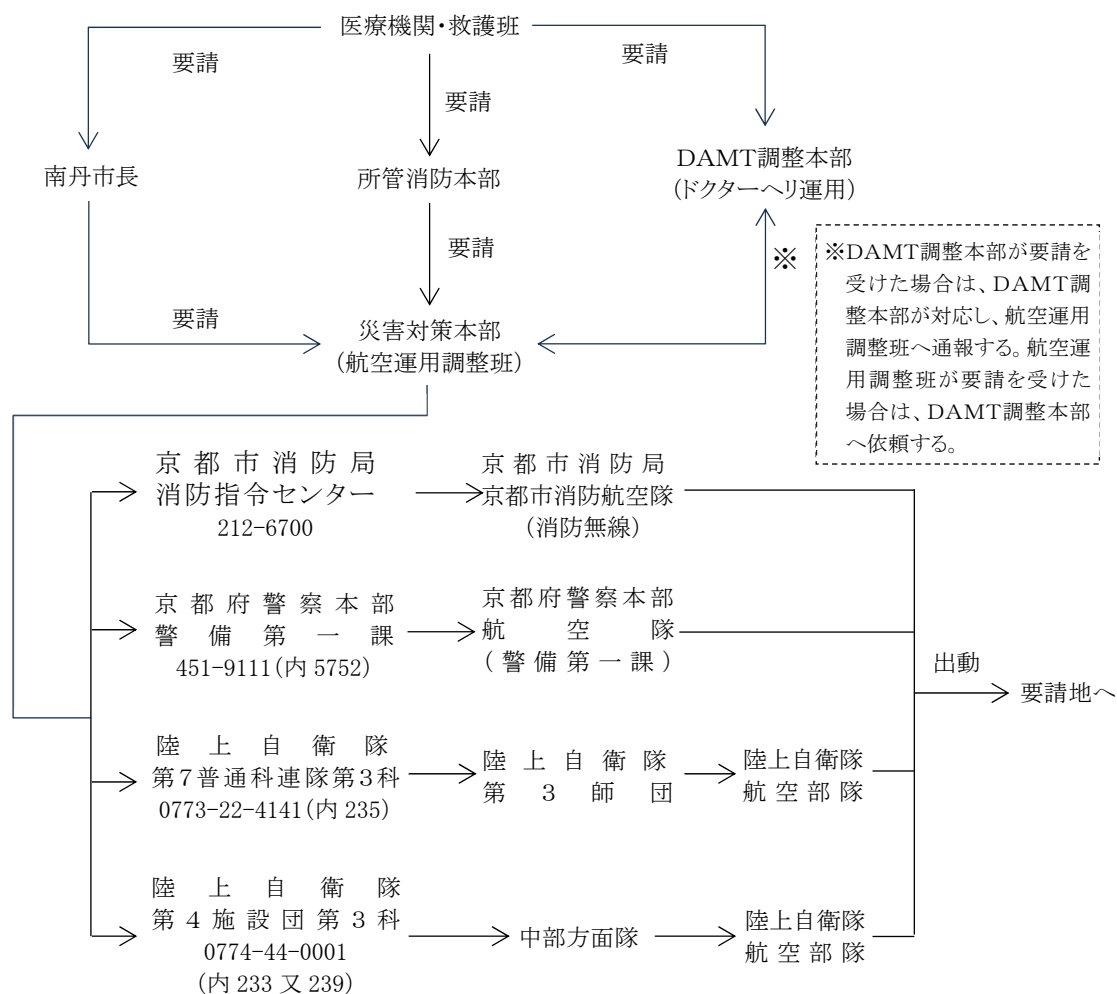


注 救護班の編成は、おおむね次の人員により編成する。

医師1 薬剤師1 看護師2 連絡員1 運転員1

〔日本赤十字社京都府支部の編成はおおむね次のとおりとする。〕
医師1 看護師長1 看護師2 主事1 運転員1

3－（34）空輸のための応援要請をする場合の連絡系統



注 陸上自衛隊第4施設団は京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

3－（３５）防疫薬品の即時調達先

1 防疫用薬品

名 称	所 在 地	電 話 番 号
まつみ薬局	園部町本町120番地	0771-63-1233
ユタカ薬局園部	園部町上木崎町四辻15番1	0771-68-1070
薬局ダックス南丹園部店	園部町内林町2-76	0771-86-8611
竹中薬局	園部町上本町10	0771-62-0217
そうごう薬局 園部店	園部町美園町6-27-2	0771-63-5721
そのべゆう薬局	園部町宮町38番地	0771-68-2332
平塚薬局 園部	園部町横田3号151-2	0771-62-1844
日吉ゆう薬局	日吉町保野田長通16-3番	0771-72-5001
阪中薬局	美山町和泉蛭子20-1	0771-75-0014
美山ゆう薬局	美山町安掛下23番地	0771-75-0100
八木ゆう薬局	八木町八木上野24番地の3	0771-42-2573
フロンティア薬局 八木店	八木町八木上野25の5	0771-43-2110
のぞみ薬局	八木町八木上野32番地1	0771-43-0881
あおい調剤薬局	八木町八木鹿草36番地	0771-42-6715
タンバヤ薬局	八木町八木杉ノ前32番地5	0771-42-2019
日本調剤船井薬局	八木町八木東久保16番地	0771-43-0921

3－（３６）防疫用機械の配置等

防疫用機械名	台 数	配 置 先
背負動力噴霧器	8	環境課

3－（37）家畜保健衛生所

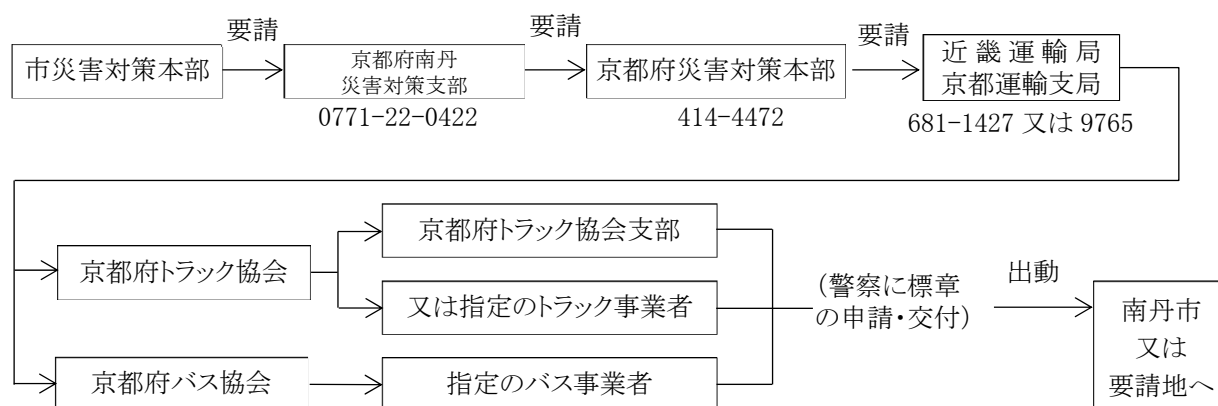
名 称	所 在 地	電話番号
南丹家畜保健衛生所	八木町木原北東庄 18	0771—42—3308
山城家畜保健衛生所	城陽市寺田北山田 31—47	0774—52—2040

3－（38）火葬場

名 称	所 在 地	電話番号	処理能力
船井郡衛生管理組合火葬場	園部町上木崎町坪ノ内 45—2 外	0771 - 62 - 1571	8体(4基×2回)／日

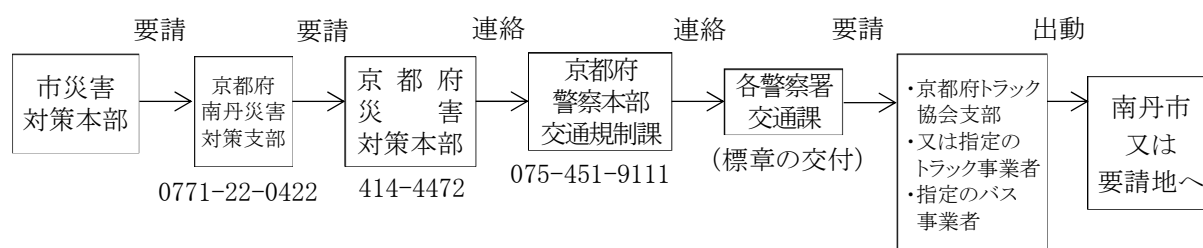
３－（３９）陸上輸送を要請する場合の連絡系統

ア 通常の場合

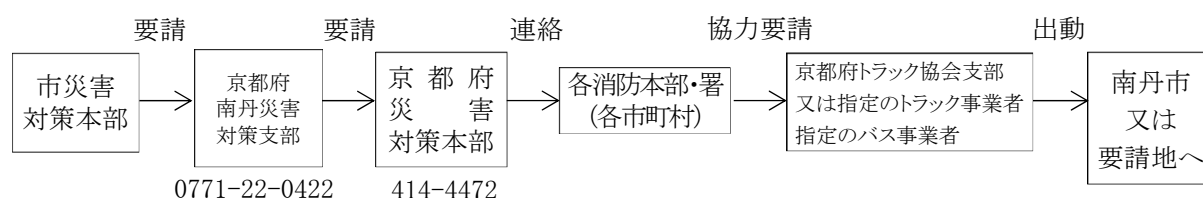


イ 通信連絡網途絶の場合

(ア)

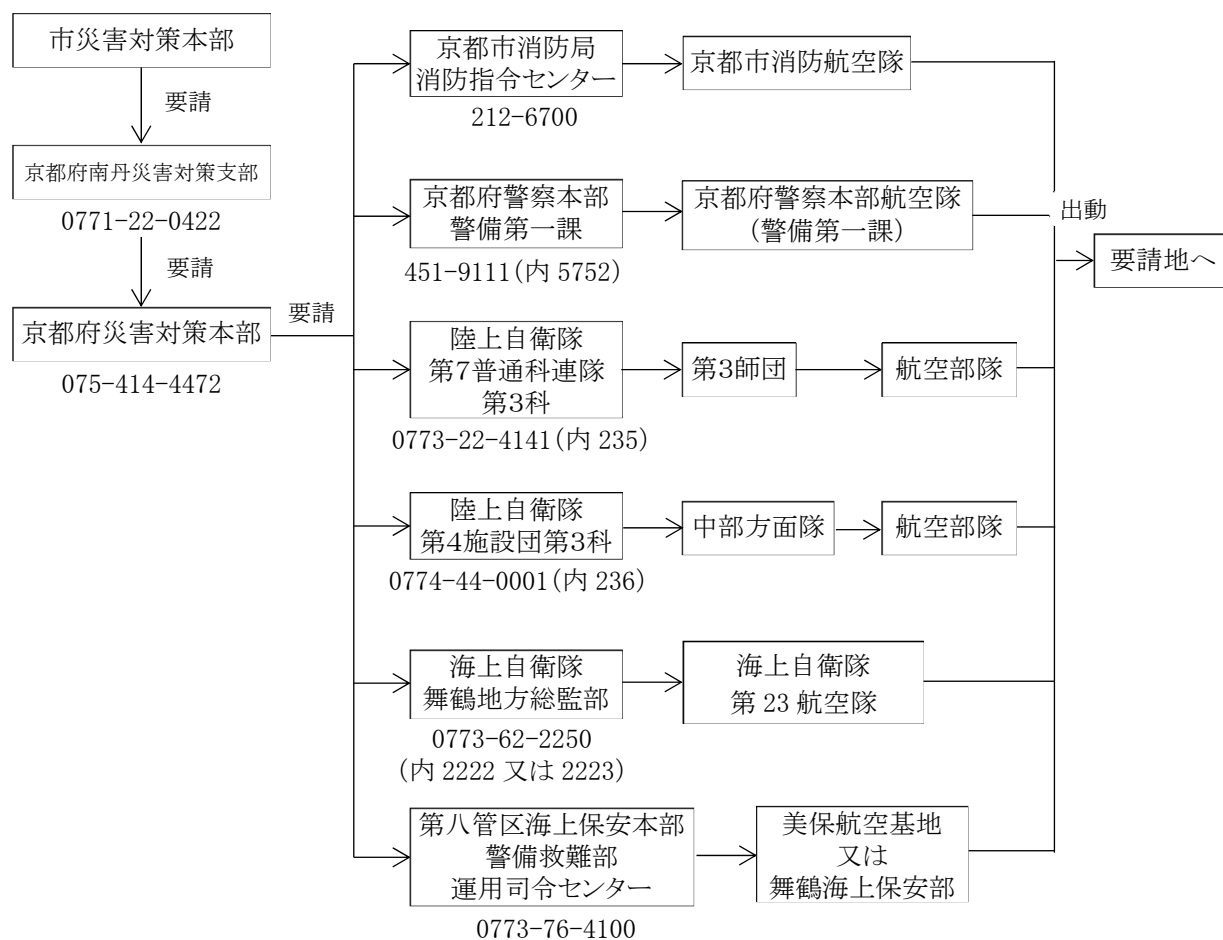


(イ)



出典：京都府「京都府地域防災計画（一般計画編）」（令和５年１２月）

３－（４０）ヘリコプター等による輸送を要請する場合の連絡系統



注１ 陸上自衛隊第４施設団は、京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

出典：京都府「京都府地域防災計画（一般計画編）」（令和５年12月）

３－（４１）災害対策用ヘリコプター離着陸場

名 称	所 在 地	面積 (m ²)
南丹市園部公園多目的運動場	園部町小桜町	12,000
マツシマ林工(株)	園部町横田	1,297
八木中学校グラウンド	八木町栄2	12,906
八木西小学校グラウンド	八木町本郷東	4,367
八木東小学校グラウンド	八木町青戸	7,621
旧吉富小学校グラウンド	八木町鳥羽	2,594
旧新庄小学校グラウンド	八木町船枝	4,870
旧神吉小学校グラウンド	八木町神吉下	4,301
南丹市大堰川緑地公園(運動公園)	八木町西田	10,000
広野球技場	日吉町上胡麻	6,400
胡麻郷小学校グラウンド	日吉町胡麻	11,700
佐々江山村広場	日吉町佐々江	7,200
興風運動場	日吉町田原	4,000
殿田中学校グラウンド	日吉町殿田	6,000
五ヶ荘運動広場	日吉町四ツ谷	5,400
五ヶ荘野球場	日吉町四ツ谷	13,000
明治国際医療大学グラウンド	日吉町保野田	15,600
日吉総合運動広場	日吉町胡麻	20,400
美山町自然文化村グラウンド	美山町中	10,000
北桑田高校美山分校グラウンド	美山町上平屋	10,000
美山中学校グラウンド	美山町静原	10,000
旧鶴ヶ岡小学校グラウンド	美山町鶴ヶ岡	4,106
旧大野小学校グラウンド	美山町大野	5,576
美山小学校グラウンド	美山町島	14,934
旧知井小学校グラウンド	美山町中	5,000
旧平屋小学校グラウンド	美山町安掛	4,200
長谷運動広場	美山町長谷	57,344

3 - (4 2) 緊急通行車両等確認申請書

様式第 1 号

(A4判)

災 害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用		
緊急通行車両等確認申請書		
京都府公安委員会 殿		年 月 日
申請者		住 所 電 話 氏 名
		(印)
事前届出の有無	有 (届出済証番号) 無	
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他	
番 号 標 に 表 示 されている番号	名称	
災害・緊急事態・地震防災応急対策又は国民保護措置の内容	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止 10 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復旧	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使 用 者	住所	電話
	氏名	
通行(輸送)日時		
通行(輸送)経路	出 発 地	目 的 地
注 1 届出済証の交付を受けている車両については、この確認申請書を2通作成し、当該届出済証を添付の上、最寄りの警察本部(交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出してください。 2 届出済証の交付を受けていない車両については、この確認申請書を2通作成し、それぞれに、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等)の写しを添付の上、最寄りの警察本部(交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出してください。		

3－（４３）緊急通行車両の標章と緊急通行車両確認証明書等
様式第２号

緊急通行車両の標章

- 注 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第３号

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		公安委員会 [印]	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号			
車両の用途(緊急輸送を 行う車両にあつては、輸送 人員又は品名)			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式第 4 号

記号及び受理番号	京 事前第 号	受理年月日	年 月 日	京 事前第 号
災害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用	緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 京都府公安委員会 殿 申請者 住所 電話 氏名 ㊟			災害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 京都府公安委員会 ㊟
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他 名称			注 1 災害発生時、原子力緊急事態宣言時、警戒宣言発令時又は武力攻撃事態等時には、この届出済証を最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手続を受けてください。 2 この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。 3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。 （1） 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 （2） 廃車となったとき。 （3） 緊急通行車両等として必要でなくなったとき。
番号標に表示されている番号				
災害・緊急事態・地震防災応急対策又は国民保護措置の内容	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止 10 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復旧			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使用者	住所 電話			
出 発 地				
京都府外での災害応急対策に関する活動計画の有無及びその活動地域	有	滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他（ ）	無	
注 この届出書は、2通作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写しを、指定行政機関等が保有する車両以外の車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写し及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。				

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

(一般国道)

路 線 名	担当 事務 所名	規 制 区 間	延長 (km)	規 制 基 準		気象等観測所	危険内容	迂 回 路	指定 年度	備 考	
				規制基準値 (mm)							
				通行注意	通 行 止						
				時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量						
162 号	南丹	美山町盛郷 ～福井県境 (堀越峠)	4. 0	100	150	盛郷テレメーター (河)	落 石 土砂崩落	(府) 綾部宮島 (国) 27 号	S45	交通観測点 10930 遮断装置 1 箇所	
162 号	南丹	美山町深見 ～京都市境 (深見峠)	1. 5	100	150	上弓削テレメーター (河)	落 石 土砂崩落	(府) 佐々江下中 (府) 園部平屋	S45	交通観測点 10900 遮断装置 1 箇所	
477 号	南丹	八木町神吉 (小畑峠) ～京都市境	2. 8	100	150	神吉テレメーター (河)	落 石 土砂崩落 路肩欠壊	な し	S52	交通観測点 11860 遮断装置 1 箇所	

(主要地方道)

路 線 名	担当 事務 所名	規 制 区 間	延長 (km)	規 制 基 準		気象等観測所	危険内容	迂 回 路	指定 年度	備 考
				規制基準値 (mm)						
				時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量					
				対象雨量	対象雨量					
園部 平屋線	南丹	園部町船岡 ～日吉町殿田	3.0	100	150	殿田テレメーター (河)	落 石 土砂崩落	(国) 9号 (府) 日吉京丹波	S45	交通観測点 40710 遮断装置 2箇所
京都広河 原美山線	南丹	美山町田歌 ～京都市境 (佐々里峠)	15.3	80	150	佐々里テレメーター (河) 田歌テレメーター (河)	落 石 土砂崩落 路肩欠壊	(国) 162号 (国) 477号	S49	交通観測点 41220 遮断装置 1箇所

出典：京都府「京都府水防計画」（令和5年度）、京都府ホームページ「規制区間地図・京都府全域」

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。

り 災 証 明 書	
1 り災者名	
2 り災場所	南丹市
3 り災日	令和 年 月 日
4 災害名	
5 り災内容	
上記のとおり、り災したことを証明願います。 令和 年 月 日 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 上記のとおり、り災したことを証明します。 令和 年 月 日 南丹市長	

3－（４７）南丹市の都市公園

（令和５年１１月１日現在）

種別	名 称		位 置	面積 (ha)
	番 号	公 園 名		
街区	２・２・１０１	南丹市園部木崎町公園	園部町木崎町下ヲサ 40 番地 外	0.69
街区	２・２・１０２	南丹市園部城南町公園	園部町城南町才ノ口 17 番地 外	0.27
街区	２・２・１０３	南丹市園部小山西町公園	園部町小山西町油縄手 4 番地 5 外	0.30
街区	２・２・１０５	南丹市園部上木崎町公園	園部町上木崎町寺ノ下 24 番地 外	0.20
総合	５・５・１	南丹市園部公園	園部町小桜町 外	19.00
街区	２・２・１０６	南丹市園部横田 1 号公園	園部町横田 2 号 110 番地	0.20
街区	２・２・１０７	南丹市園部横田 2 号公園	園部町横田 5 号 50 番地	0.20
街区	２・２・１０８	南丹市園部横田 3 号公園	園部町横田 3 号 135 番地	0.15
街区	２・２・１０９	南丹市園部横田 4 号公園	園部町横田 7 号 49 番地	0.62
街区	２・２・１１０	南丹市園部横田 5 号公園	園部町横田 7 号 11 番地	0.20
街区	２・２・１１１	南丹市園部小山東町 1 号公園	園部町小山東町平成台 2 号 2 番地	0.89
街区	—	南丹市園部小山東町 2 号公園	園部町小山東町平成台 3 号 99 番地	0.23
街区	２・２・１１２	南丹市園部二本松公園	園部町栄町 1 号 79 番地 1	0.29
街区	—	南丹市園部新町公園	園部町新町天場 19 番地 1 外	0.80
街区	—	南丹市園部城南町防災公園	園部町城南町岸ヶ前 48 番地 外	0.53
街区	２・２・１１３	南丹市園部内林町 1 号公園	園部町内林町 5 号 104 番地	0.27
街区	２・２・１１４	南丹市園部内林町 2 号公園	園部町内林町 1 号 206 番地	0.10
街区	２・２・１１５	南丹市園部内林町 3 号公園	園部町内林町 2 号 109 番地	0.22
街区	２・２・１１６	南丹市園部内林町 4 号公園	園部町内林町 3 号 104 番地	0.10
近隣	３・３・１０１	南丹市健楽憩の園	園部町内林町京都新光悦村 30 番 外	2.30
都市緑地	—	南丹市大堰川緑地公園 (運動公園)	八木町西田金井畠 37 番地 外	5.24
街区	—	南丹市八木東公園	八木町屋賀屋賀寺 1 番地 1 外	0.36
地区	—	南丹市西地区コミュニティ公園	八木町鳥羽池ノ谷 22 番地 外	1.81
近隣	—	南丹市文覚ふれあい公園	八木町室橋山田 7 番地	2.36

3－（４８）応援要請連絡系統

1 相互応援協定市町村へ要請するときの連絡系統

南丹市長 →^{要請}→ 応援協定市町村長 →^{非常召集}→ 消防職(団)員 →^{出動}→ 南丹市へ

注 京都市へのヘリ支援要請を含む。

2 他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統

（１）他府県へ要請する場合（災対法）

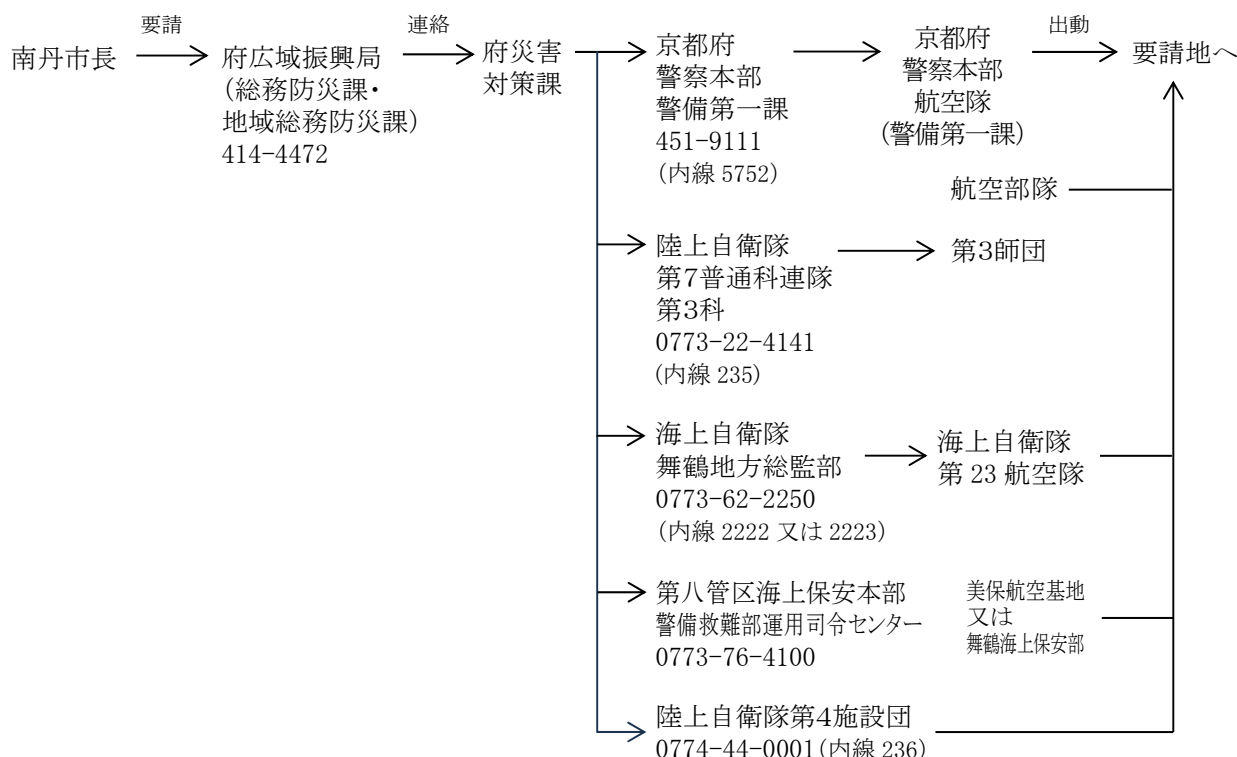
南丹市長 →^{要請}→ 府広域振興局 →^{連絡}→ 府災害対策課 →^{応援要請}→ 隣接府県 →^{出動}→ 南丹市
（総務防災課・地域総務防災課） 414-4472 （消防防災課）

（２）他府県管内市町村消防へ要請する場合（消防組織法）

南丹市長 →^{要請}→ 府広域振興局 →^{連絡}→ 府災害対策課 →^{要請}→ 消防庁 →^{要請}→ 隣接府県消防主管課
（総務防災課・地域総務防災課） 414-4472

- 注 1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
 2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、すべて府園部副支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

（３）防災機関へヘリ等の支援を要請するときの連絡系統



- 注 1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
 2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、すべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。
 3 陸上自衛隊第4施設団は、京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

4 災害復旧計画

4-（１）災害による被災者に対する市民税の減免に関する条例

南丹市税減免規則

平成18年 1 月 1 日

規則第68号

最新改正 令和 5 年12月12日規則第25号

（趣旨）

第1条 この規則は、市税負担の公平を期し、かつ、減免申請者間の均衡を図るため、法令その他別に定めるもののほか、市税の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

（市民税の減免）

第2条 南丹市税条例(平成18年南丹市条例第86号。以下「条例」という。)第51条の規定に基づく市民税の減免については、次の各号の定めるところにより、それぞれ減額し、又は免除する。ただし、減免すべき事由発生の日までに経過した納期に係る納付額(特別徴収に係るものにあつては、その事由発生の日属する月の前月までの月割額)については、この限りでない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受ける者 所得割額及び均等割額の全部
- (2) 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第32号に規定する勤労学生で、前年の給与所得等の合計額が基礎控除額以下の者 均等割額の全部
- (3) 震災、風水害、火災その他これに類する災害を受けた者。
 - ア 所得者が死亡した場合 所得割額及び均等割額の全部
 - イ 所得者が障害者(地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条による。)となった場合 所得割額及び均等割額の全部
 - ウ 自己(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項第1号に規定する政令で定める親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下である場合(災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の2第1項に規定する罹災証明書により確認することができる場合を含み、その際は保険金、損害賠償金等により補てんされた部分の金額は除かず、住宅の被害の程度のみで判定する。)、次表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じ、それぞれ該当する損害の程度により同表右欄に定める割合を乗じて得た額。

合計所得金額	損害の程度	減免の割合
500万円以下	10分の5以上の場合	所得割額と均等割額の全部
	10分の3以上10分の5未満の場合	所得割額と均等割額の2分の1
500万円超 750万円以下	10分の5以上の場合	所得割額と均等割額の2分の1
	10分の3以上10分の5未満の場合	所得割額と均等割額の4分の1
750万円超	10分の5以上の場合	所得割額と均等割額の4分の1
	10分の3以上10分の5未満の場合	所得割額と均等割額の8分の1

- (4) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者のうち、前年の所得金額が150万円(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合にあっては、その金額に同一生計配偶者又は扶養親族1人につき30万円を加算して得た額)以下の者
所得割額及び均等割額の全部(分離課税に係る税額は除く。)
- (5) 公益社団法人及び公益財団法人(収益事業を行う場合を除く。) 均等割額の全部

(固定資産税の減免)

第3条 条例第71条の規定に基づく固定資産税の減免については次の各号の定めるところにより、減額し、又は免除する。ただし、減免すべき事由発生の日までに経過した納期に係る納付額については、この限りでない。

- (1) 生活保護法の規定により生活扶助等を受ける者の所有で、その生活の本拠たる家屋及びその宅地に係る固定資産(住宅扶助の併給を受ける者については家屋を除く。)

税額の全部

- (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。) 税額の全部

- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

ア 土地

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

イ 家屋

損害の程度	減免の割合
自然災害による全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき若しくは復旧不能のとき、又は火災で全焼したとき	全部
自然災害により主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき	10分の8
自然災害により屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の6
自然災害により下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2未満の価値を減じたとき	10分の4

ウ 償却資産

損害の程度	減免の割合
自然災害による全壊、流失、埋没等により償却資産の原形をとどめないとき若しくは復旧不能のとき、又は火災で原形をとどめないとき若しくは復旧不能のとき	全部
自然災害により主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該償却資産の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき	10分の8
自然災害により使用目的を著しく損じた場合で、当該償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の6
自然災害により使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該償却資産の価格の10分の2未満の価値を減じたとき	10分の4

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に減免を必要と認める固定資産 別途定める額

(都市計画税の減免)

第3条の2 条例第71条の規定に基づく固定資産税が前条の規定により減額し、又は免除されたときには、都市計画税についても、同様とする。

(種別割の減免)

第4条 条例第89条並びに条例第90条第1項第1号及び第2号の規定による種別割の減免の額は、当該年度の税額の全部とする。

2 条例第90条第1項第1号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者又は精神に障害を有し歩行が困難な者で規則に定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から4級までの各級
聴覚障害	2級から4級までの各級
平衡機能障害	3級及び5級
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	1級から3級までの各級
下肢不自由	1級から6級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級から3級までの各級 移動機能 1級から6級までの各級
心臓機能障害	1級、3級及び4級
じん臓機能障害	1級、3級及び4級
呼吸器機能障害	1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級及び4級
小腸の機能障害	1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級
肝臓機能障害	1級から4級までの各級

(2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2又は第1号表の3に定める重度障害の程度又は傷病の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は傷病の程度
視覚障害	特別項症から第6項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症

障害の区分	重度障害の程度又は傷病の程度
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

(3) 療育手帳の交付を受けている者のうち療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)第3・1(1)に定める重度の障害を有するもの

(4) 精神障害者保健福祉手帳(通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。)の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

(減免の取消し)

第5条 市長は、減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その処分の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該処分の取消しに当たっては、当該各号に定めるところによる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為及び減免事由に瑕疵があったことが判明したとき 減免決定額の全部

(2) 公益上において減免の効力を存続させることができない事由が発生し、その事由が減免を受けた者の責に帰すべきとき 減免決定額のうち減免事由が消滅した日以降の納期限未到来分の額

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、市税の減免につき必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の町税減免規則(昭和51年園部町規則第11号)、八木町税減免規則(昭和40年八木町規則第2号)、日吉町税減免規則(昭和51年日吉町規則第2号)又は美山町税減免規則(昭和56年美山町規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附則(平成20年9月30日規則第21号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附則(平成21年10月20日規則第33号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成23年11月8日規則第15号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成24年10月10日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(令和2年6月10日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則は、施行の日以後に申請のあった減免について適用し、同日前に申請のあった減免については、なお従前の例による。

附則(令和5年12月12日規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4－（２）災害弔慰金の支給等に関する条例

南丹市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成18年 1 月 1 日

条例第142号

最新改正 令和 2 年 3 月31日 条例第11号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条―第 8 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条―第11条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第12条―第15条)
- 第 5 章 災害弔慰金等支給審査委員会(第16条―第18条)
- 第 6 章 補則(第19条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって、市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市長は、令第 1 条に規定する災害により市民が死亡したときは、その者遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げ

るとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認めるものに支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対しその生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について、法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財について、この被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際し、その住居の存在部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」に、「170万円」とあるのは「250万円」に、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、措置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 災害弔慰金等支給審査委員会

(災害弔慰金等支給審査委員会の設置)

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、南丹市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員の定数は5人以内とし、医師、弁護士、学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。

(委員長及び副委員長)

第17条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(会議)

第18条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 補則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の園部町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和58年園部町条例第12号)、八木町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年八木町条例第24号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年日吉町条例第33号)又は美山町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年美山町条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成23年9月27日条例第24号)

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則 (令和2年3月31日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の南丹市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

5 その他

5-（1）南丹市における過去の災害状況

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
昭和 24 年 7 月 29 日	ヘスター台風				雨量(知井)490 mm、負傷者 2、被 災者 645、 流失家屋 24、半壊 10、床上 75、床下 23、田畑流出・埋 没
25 年 9 月 3 日	ジェーン台風				負傷者 3、 被災者 196、全壊 14、半壊 311
28 年 9 月 24 日	台風 13 号		死者 3、全壊 36、 流出 9、半壊 488、 床上 269、床下 189		死者 8、 負傷者 50、被災者 3,949、 全壊 45、半壊 74、 流出 20、 床上 361、 床下 363
31 年 5 月 1 日	豊郷大火 (名島・洞)				り災者 36、 全焼 5、半焼 1
34 年 8 月 13 日 ～ 8 月 13 日	台風 7 号 8.13 水害	全壊 2、半壊 2、 床上 139、床下 563、田畑流出 被害総額 120,000 千円	半壊 3、床上 131、 床下 401		雨量(周山)330 mm、死者 1、負傷 者 8、家屋流失、 半壊 1、床上 127、 床下 189
34 年 9 月 25 日 ～ 9 月 26 日	伊勢湾台風	住宅被害 374 橋梁流出、水稻被 害、被害総額 157,000 千円	床上 26、床下 254		死者 2、負傷者 1、 流失 1、半壊 7、床 上 218、 床下 224、田畑流 出・埋没
35 年 8 月 29 日 ～ 8 月 30 日	台風 16 号		死者 5、負傷者 8、 全壊 7、流出 3、半 壊 35、床上 667、 床下 641		雨量(周山)362 mm、床上 1、床下 33、田畑流出
36 年 9 月 15 日	第二室戸台 風	農林災害損害額 20,000 千円			最大風速(京都 34.3、舞鶴 48.3)、 田畑流出・冠水
36 年 10 月 26 日 ～ 10 月 28 日	10 月水害	半壊 1、床上 28、床下 73、公 共土木、農業施 設被害額 20,000 千円			雨量(周山)328 mm、 田畑流出・冠水

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
39 年 9 月 25 日	台風 20 号	農作物被害額 60,000 千円 公共土木被害額 (20 ヶ所) 16,000 千 円 学校、公共施設被 害額 5,850 千円			
40 年 9 月 10 日 9 月 14 日 ～ 9 月 17 日	台風 23・24 号 9.14 水害	死者 1、負傷者 2、 全壊 18、半壊 37、 一部破損 3,979、 床下 289 被害総額 331,600 千円	全壊 3、半壊 10、 床上 28、床下 75		最大風速(舞鶴 39.6)、雨量(知 井)518 mm(13～17 日)、 全壊 4、半壊 23、床 上 21、床下 89
42 年 5 月 22 日 ～ 5 月 23 日	佐々里山林火 災				林野 3,000a、 損害額 5,000 千円、 自衛隊応援
42 年 9 月	豪雨出水	熊原潜没橋決壊			
42 年 7 月 9 日	豪雨出水		床下 37		
45 年 6 月 16 日	6.16 出水		床下 20		
47 年 3 月 19 日	岩江戸大火				全焼 5、半焼 1、り災 世帯 7
47 年 7 月 12 日 ～ 7 月 13 日	47.7 豪雨	雨量 230 mm 床下 3、道路 11、 堤防 23、ため池 1、橋梁 1、山崩れ 9、田 300ha 被害総額 85,000 千円	床上 1、床下 47		
47 年 9 月 16 日 ～ 9 月 17 日	台風 20 号	床上 11、床下 113、道路 55、橋梁 11、河川 159、崖崩 れ 22、被害総額 267,560 千円	床上 5、床下 66		雨量(田歌)259 mm、 家屋破壊 1、床上 12、床下 68、田畑 72ha
58 年 9 月 28 日	台風 10 号	雨量 240 mm 床下 65、道路損壊 15、農林業施設 63,900 千円、公共 土木 116,770 千 円、農作物 12,770 千円			
53 年 4 月 27 日 ～ 4 月 28 日	佐々里山林火 災				林野 800a、損害額 10,000 千円

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
53 年 7 月	53 年夏期の干ばつ				最高気温 37℃、7 月総雨量 51 mm
55 年 6 月～9 月	冷夏				農作物異常気象対策本部設置、水稻・花卉・そ菜に被害
57 年 1 月～ 2 月	大雪				豪雪対策本部設置、芦生 140 cm、安掛 80 cm、山林 280,000 千円、住家 18 件 7,000 千円
57 年 7 月 31 日 ～ 8 月 2 日	台風 10 号		床下 33		雨量(田歌)244 mm、床下 27、田畑冠水 13.2ha、被害額 317,290 千円
平成元年 9 月 2 日 ～9 月 3 日	大雨	床下 14、河川決壊 3、路肩崩壊 6、崖崩れ 3、田畑埋没・流出・冠水 70ha 被害総額 47,690 千円	床下 32		
5 年 2 月 1 日 ～ 2 月 2 日	大雪	林産物 3.4ha、被害総額 24,000 千円	林産物 6.5ha、被害総額 31,000 千円	電気 60 戸、ビニールハウス等 10、農作物 0.2ha、林産物 109ha、被害総額 137,900 千円	ビニールハウス等 2、林産物 72.9ha、被害総額 53,576 千円
5 年 6 月～ 9 月	冷夏	農作物 268.2ha、農産被害額 103,856 千円	農作物 262.5ha、農産被害額 78,714 千円	農作物 112.1ha、農産被害額 76,583 千円	農作物 220.0ha、農産被害額 78,913 千円
5 年 7 月 3 日 ～ 7 月 6 日	大雨	道路崩壊 7、河川 9、崖くずれ 1、林地崩壊 2、農道 1、畦畔崩壊 1、被害総額 67,579 千円	崖くずれ 1	道路崩壊 8、河川 19、農林水産業施設 2、畦畔崩壊 1、被害総額 94,147 千円	
5 年 9 月 2 日 ～ 9 月 4 日	台風 13 号	文教施設 1、河川 1、ビニールハウス等 18、農林水産業施設 1、農作物 15ha、被害総額 62,045 千円	農作物 2.6ha、被害総額 2,620 千円	ビニールハウス等 16、農林水産業施設 4、農作物 23.4ha、	ビニールハウス等 8、農林水産業施設 1、農作物 17.9ha、被害総額 17,800 千円

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
6 年 7 月 7 日	雷雨	電気 1,200 戸、農林水産業施設 1、被害総額 2,100 千円	電気 50 戸		
6 年 9 月 29 日 ～ 9 月 30 日	台風 26 号	ビニールハウス等 5、被害総額 1,000 千円	ビニールハウス等 12、農産物 0.1ha 被害総額 1,400 千円	ビニールハウス等 1、農産物 1.1ha、被害総額 700 千円	総雨量(田歌) 127mm、道路崩壊 9、河川 2、砂防 2、農林水産業施設 1、畦畔崩壊 1、農産物 1.5ha、林道 1、被害総額 49,400 千円
6 年春～秋	高温・少雨	農産物 58ha、造林 0.7ha、被害総額 31,450 千円	農産物 28ha、造林 0.56ha、被害総額 5,282 千円	農産物 141ha、造林 23.1ha、苗木 2.5 千本、被害総額 5,572 千円	農産物 37ha、造林 50.4ha、被害総額 18,280 千円
7 年 1 月 17 日	阪神・淡路大震災	一部損壊 21、公共建物 1、文教施設 3、社寺仏閣 1、被害総額 780 千円	一部損壊 9、文教施設 2、ブロック塀等 1、ため池 1、被害総額 22,405 千円	一部損壊 2、被害総額 200 千円	被害総額 370 千円
7 年 5 月 11 日 ～ 5 月 13 日	大雨	床下 2、道路崩壊 6、河川 8、農林水産業施設 1、農産物 0.1ha、被害総額 93,930 千円	総雨量(八木大橋) 183mm、床下 1、田流出埋没 0.02ha、道路崩壊 1、河川 3、農林水産業施設 2、畦畔崩壊 1、農産物 0.1ha、被害総額 21,495 千円	道路崩壊 10、河川 27、林地崩壊 1、農林水産業施設 4、農産物 8.7ha、被害総額 130,643 千円	道路崩壊 10、橋りょう 2、河川 5、農林水産業施設 10、畦畔崩壊 3、農産物 0.1ha、被害総額 235,810 千円
7 年 7 月 2 日 ～ 7 月 6 日	大雨				農林水産業施設 1、被害総額 394 千円
7 年 12 月 25 日 ～ 12 月 26 日	大雪	ビニールハウス等 7、被害総額 5,000 千円		ビニールハウス等 23、北山杉 50 立米、被害総額 18,670 千円	ビニールハウス等 11、被害総額 4,958 千円
8 年 8 月 14 日 ～ 8 月 15 日	台風 12 号	道路崩壊 1、ビニールハウス等 33、農産物 2ha、被害総額 6,165 千円	道路崩壊 1、ビニールハウス等 15、農産物 2ha、被害総額 6,741 千円	道路崩壊 3、農産物 14ha、被害総額 27,706 千円	道路崩壊 4、林地崩壊 3、ビニールハウス等 4、農林水産業施設 1、農産物 6ha、被害総額 25,209 千円
8 年 8 月 27 日 ～ 9 月 1 日	大雨	床下 17、道路崩壊 9、河川 16、林地崩壊 7、農道 3、農林水産業施設 6、畦畔崩壊 12、農作物 11ha、被害総額 181,829 千円	床下 7、その他 1、田畑冠水 23ha、道路崩壊 2、河川 12、鉄道不通 1、ビニールハウス等 17、農林水産業施設 2、畦畔崩壊 1、	公共建物 1、田畑冠水 14.5ha、道路崩壊 5、河川 12、崖くずれ 1、畦畔崩壊 1、被害総額 47,856 千円	道路崩壊 10、河川 11、農作物 10ha、被害総額 118,476 千円

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
			農作物 25ha、被害額 57,354 千円		
9 年 6 月 28 日 ～ 6 月 29 日	台風 8 号	道路崩壊 4、被害総額 7,258 千円	道路崩壊 2、被害総額 3,296 千円	道路崩壊 4、ビニールハウス等 1、農作物 0.1ha、被害総額 10,202 千円	農林水産業施設 2、被害総額 4,056 千円
9 年 7 月 8 日 ～ 7 月 13 日	梅雨前線	道路崩壊 1、崖くずれ 1、林地崩壊 1、被害総額 4,007 千円	ビニールハウス等 5、被害総額 340 千円	道路崩壊 7、河川 10、農林水産業施設 4、被害総額 46,329 千円	被害総額 76,435 千円
9 年 7 月 26 日 ～ 7 月 28 日	台風 9 号	被害総額 8,200 千円	電気 87 戸、ビニールハウス等 35、被害総額 1,175 千円		
9 年 8 月 4 日 ～ 8 月 6 日	大雨	被害総額 147,785 千円	床下 7、田流出埋没・冠水 7.11ha、畑冠水 0.6ha、道路崩壊 2、河川 7、林地崩壊 5、ビニールハウス等 17、農林水産業施設 4、被害総額 39,793 千円	道路崩壊 5、河川 9、林地崩壊 1、農林水産業施設 2、被害総額 37,987 千円	道路その他 3、被害総額 147,785 千円
10 年 9 月 21 日 ～ 9 月 23 日	台風 7・8 号	床下 1、文教施設 3、河川 4、ビニールハウス等 65、農作物 30ha、被害額 19,120 千円	被害総額 8,870 千円	道路崩壊 4、河川 1、ビニールハウス等 7、農作物 103ha、被害総額 16,292 千円	雨量(知見)184 mm、り災世帯 1、床上 1、床下 20、田流出埋没・冠水 14ha、道路崩壊 14、道路その他 1、橋りょう 3、河川 48、崖くずれ 1、地すべり 7、林地崩壊 7、水道 1,700 戸、電気 42 戸、ビニールハウス等 11、農道 2、農林水産業施設 75、畦畔崩壊 3、農作物 18ha、被害額 424,589 千円
10 年 10 月 17 日 ～ 10 月 18 日	台風 10 号	道路崩壊 5、林地崩壊 1、電気 297 戸、ビニールハウス等 16、農作物 41ha、被害総額 165,576 千円	道路崩壊 1、電気 52 戸、ビニールハウス等 38、被害総額 7,599 千円	道路崩壊 1、河川 4、ビニールハウス等 20、農道 1、農林水産業施設 2、農作物 15ha、被害総額 62,780 千円	崖くずれ 2、ビニールハウス等 8、農林水産業施設 1、被害総額 950 千円

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
11 年 6 月 23 日 ～ 6 月 30 日	大雨	床下 2、道路崩壊 12、河川 10、崖くず れ3、農林水産業施 設 30、畦畔崩壊 1、 被害総額 55,392 千 円	田冠水 2ha、道路 冠水 1、河川 3、農 林水産業施設 1、 畦畔崩壊 1、被害 総額 36,564 千円	道路その他 6、河川 19、農林水産業施 設 7、畦畔崩壊 7、 被害総額 54,979 千 円	道路崩壊 2、道路そ の他 1、河川 6、農 林水産業施設 8、畦 畔崩壊 2、被害総額 28,582 千円
11 年 9 月 15 日	台風 16 号	床下 46、河川 2、被 害総額 9,247 千円	床下 6、田冠水 1ha、畑冠水 1ha、 道路崩壊 1、橋りよ う 3、農作物 1ha、被 害総額 17,469 千円	田流出埋没・冠水 7ha、道路崩壊 4、 道路その他 2、河川 5、農林水産業施設 5、畦畔崩壊 2、農 作物 5ha、被害総額 57,762 千円	道路その他 2、河川 3、地すべり 2、林地 崩壊 1、農林水産業 施設 2、被害総額 70,780 千円
11 年 9 月 21 日	台風 18 号			ビニールハウス等 4、農作物 53ha	
12 年 2 月 15 日 ～ 3 月 2 日	大雪				ビニールハウス等 15、農作物 1ha、 被害総額 55,448 千 円
12 年 11 月 1 日 ～ 11 月 2 日	大雨	河川 1、被害総額 1,847 千円		道路崩壊 3、河川 1、農林水産業施設 2、畦畔崩壊 1、 被害総額 7,173 千 円	道路崩壊 1、被害総 額 36,101 千円
13 年 8 月 21 日 ～ 8 月 22 日	台風 11 号			農林水産業施設 1、 被害総額 300 千円	
14 年 9 月 6 日 ～ 9 月 8 日	大雨	雨量 25 mm			
15 年 7 月 11 日 ～ 7 月 14 日	大雨	床下 1			
15 年 8 月 19 日	大雨	床下 12			
16 年 1 月 14 日	雪圧害			ビニールハウス損壊	
16 年 8 月 7 日	大雨				河川 1、被害総額 90,146 千円
16 年 9 月 29 日 ～ 9 月 30 日	台風 21 号			林道 5	

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
16 年 10 月 20 日 ～10 月 21 日	台風 23 号	園部川(最高水位) 2.73m、 り災者 57、一部破 損 6、床上 22、床下 71、田流出埋没・冠 水 8ha、文教施設 2、道路冠水 5、道 路崩壊 19、河川 71、崖くずれ 2、地 すべり 1、林地崩壊 8、電話 98 回線、電 気 430 戸、ビニール ハウス等 102、農道 5、農林水産業施設 36、畦畔崩壊 76、 農産物 19ha、林道 40、被害総額 698,878 千円	り災者 3、床上 1、床 下 15、道路冠水 3、 道路崩壊 6、河川 6、砂防 1、林地崩 壊 17、ビニールハ ウス等 76、農道 4、 農林水産業施設 16、農産物 0.26ha、 林道 2、 被害総額 330,311 千円	田原川(最高水位) 2.12m、 り災者 85、半壊 2、 一部破損 20、床上 23、床下 82、田流 出埋没・冠水 78.7ha、畑流出埋 没・冠水 3.3ha、文 教施設 2、道路崩壊 115、道路その他 47、橋りょう 1、河川 305、林地崩壊 25、 水道 132 戸、電気 1,560 戸、ビニール ハウス等 143、農道 5、農林水産業施設 74、畦畔崩壊 25、 農産物 16.92ha、林 道 35、被害総額 1,329,010 千円	棚野川(最高水位) 6.39m 負傷者 2、り災者 18、一部破損 40、 床上 4、床下 41、文 教施設 3、道路崩壊 26、橋りょう 1、河川 33、林地崩壊 63、 水道 180 戸、電気 3,100 戸、ブロック塀 2、ビニールハウス 等 40、農道 20、農 林水産業施設 218、 畦畔崩壊 61、農産 物 5.6ha、林道 111、被害総額 1,207,428 千円
18 年 7 月 16 日 ～7 月 19 日	大雨	雨量 109mm/日 床上 1、道路崩壊 1、河川護岸崩落 2、崖くずれ 1 被害総額 10,024 千円	雨量 106mm/日 道路崩壊 1、河川 護岸崩落 1、河川 越流 1 被害総額 3,288 千円	雨量 125mm/日 道路崩壊 3、河川護 岸崩落 3、林地崩壊 2、崩土 1 被害総額 24,370 千円	雨量 134mm/日 道路崩壊 3、道路冠 水 1、河川護岸崩落 3、林地崩壊 3、林 道崩落 4 被害総額 30,256 千円
19 年 7 月 12 日	大雨	土砂災害警戒情報 発表 道路冠水 6、公園冠 水 1、農道落石 1	土砂災害警戒情報 発表	土砂災害警戒情報 発表 道路冠水 3、道路崩 落 3、林道崩土 1、 山腹崩土 2	土砂災害警戒情報 発表 林道崩土 2、山腹崩 落 1
19 年 7 月 13 日 ～7 月 14 日	台風 4 号			自主避難 2 世帯 2 名	自主避難 3 世帯 3 名
20 年 2 月 20 日	大雪				住宅一部破損 1
21 年 1 月 10 日 ～1 月 15 日	大雪				立木被害
21 年 7 月 1 日	大雨			道路崩落 1、林道損 壊 1	
21 年 7 月 19 日	大雨	床下 2、道路冠水 3、水田法面崩落 1	土砂崩れ 2、道路 損壊 1		

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
21 年 7 月 26 日	大雨				農道法面崩落 1、河川 1、道路法面崩落 1
21 年 8 月 1 日 ～8 月 2 日	大雨			道路法面崩落 2、河川護岸崩落 1、家屋法面崩落 1	林道崩落 3
21 年 10 月 8 日	台風 18 号			ビニールハウス破損 41、林道法面崩落 1、	土砂崩れ 1、農地崩落 1、家屋法面崩落 2、河川護岸崩落 2、道路法面崩落 1、屋根破損 3、看板倒壊 2、ビニールハウス破損 1
22 年 5 月 23 日 ～5 月 24 日	大雨	建物全壊 1 棟			
22 年 8 月 11 日 ～8 月 12 日	台風 4 号			農地法面崩落 3、道路法面崩落 1、家屋法面崩落 2	
22 年 12 月 31 日 ～23 年 1 月 25 日	大雪			倒木による電気、電話の不通	倒木による電気、電話の不通、住宅屋根損壊 6 学校、公共施設屋根損壊 2
23 年 3 月 11 日	東日本大震災				
23 年 5 月 11 日	大雨			企業法面崩落 1、農地法面崩壊 2、道路法面崩落 2、家屋法面崩落 1	道路法面崩落 1、水路護岸崩落 1

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
25 年 9 月 15 日 ～9 月 16 日	台風 18 号 総 雨 量 311.5mm	園部川 小山 最高水位 2.78m	桂川 船岡 最高水位 5.67m	田原川 殿田 最高水位 2.58m	棚野川 静原 最高水位 6.12m
		災害対策本部 9 月 15 日～11 月 1 日 (住家) 大規模半壊 2 戸、半壊 38 戸、床上 104 戸、床下 309 戸 (その他建物) 全壊 11 戸、半壊 1 戸、床下 48 戸、床下 161 戸 (避難状況) 避難所51箇所、避難者数 942 人 ○消毒作業 240 件(床上 127 件、床下 103 件) ○公共土木施設被害額 880,900 千円 ・市営住宅 片野団地 ・市管理道路 100 箇所 ・市管理河川 101 箇所 ・都市公園 4 箇所 ○農林施設被害額 1,121,000 千円 ○上下水道施設被害額 117,500 千円 ・浄水場、浄化センター ○社会体育施設 5 箇所 ○ケーブルテレビ 8 箇所			
26 年 8 月 9 日 ～8 月 10 日	台風 11 号 総 雨 量 310.5mm	(住家) 床上浸水 4 戸、床下浸水 23 戸、一部損壊 1 戸 (その他建物) 19 戸(浸水、一部損壊) (避難状況) 避難所28箇所、避難者数 179 人 ○公共土木施設被害額 42,061 千円 ・市管理道路 1 箇所 ・市管理河川 9 箇所 ○農林施設被害額 3,960 千円 ○文教施設被害額 1,206 千円			
26 年 8 月 16 日 ～8 月 17 日	大雨 総 雨 量 177.0mm	(住家) 床下浸水 4 戸 ○公共土木施設被害額 19,705 千円 ・市管理道路 11 箇所 ・市管理河川 6 箇所 ○農林施設被害 農地冠水、土砂流入他 27 箇所、林道法面崩壊 3 箇所 ○上下水道施設被害 水道施設 4 施設、下水道施設排水不良他			
28 年 8 月 29 日	大雨 総雨量 146mm	○道路法面崩落 1 箇所			
28 年 9 月 20 日	台風 16 号 総雨量	○道路法面崩落 1 箇所 ○調整池越水 1 箇所			
29 年 8 月 10 日	大雨	(住家) 床下浸水 1 戸			
29 年 8 月 18 日	大雨	○道路法面崩落 1 箇所			

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
29 年 10 月 22 日 ～10 月 23 日	台風 21 号 総雨量 439mm	(住家)半壊 2 戸、一部破損 48 戸、床下浸水 3 戸 (その他建物)全壊 2 戸、半壊 1 戸、一部破損 84 戸、床上浸水 1 戸、床下浸水 2 戸 (避難状況)避難所 43 箇所、避難者数 177 人 ○孤立集落 3 集落 ○人的被害 軽傷者 1 名 ○公共土木施設被害額 210,220 千円 ・市管理道路 38 箇所 ・市管理河川 25 箇所 ○農林施設被害額 285,470 円 ・ビニールハウス全壊・大破等 226 棟、その他鉄骨ハウス 4 棟、農作業小屋 36 棟、機械倉庫 34 棟、農作物被害、肉用鶏約 2,000 羽死亡、鶏舎破損・浸水 9 棟、牛舎等破損 4 棟、用排水・農地への土砂流入 多数、畦畔崩壊 多数、林道法面崩壊、有害鳥獣防除施設被害、観光案内看板倒壊、工業団地法面崩壊、養魚池土砂流入			
30 年 7 月 5 日 ～7 月 8 日	7 月豪雨 総雨量 620mm	(住家)全壊 2 戸、一部破損 4 戸、床下浸水 5 戸 (その他建物)全壊 1 戸、一部破損 4 戸 (避難状況) 避難所 49 箇所、避難者数 244 人 ○公共土木施設被害額 399,000 千円 ・市管理道路 51 箇所 ・市管理河川 51 箇所 ○農林施設被害額 122,228 千円 ・ビニールハウス中破 5 棟、農作物冠水・浸水被害、用排水・農地への土砂流入、用水路護岸・畦畔崩壊、山腹崩壊、倒木による住家倒壊、林道・住家裏山法面崩壊、河川の越水による防除施設倒壊			
30 年 8 月 23 日 ～8 月 24 日	台風 20 号 総雨量 216mm	(住家、その他建物)床下浸水 3 戸、一部損壊 19 戸 ○道路法面崩落 6 箇所 ○農作物被害(冠水等) ○山腹崩壊			
30 年 9 月 4 日 ～9 月 5 日	台風 21 号 総雨量 113mm	(住家、その他建物)一部損壊 18 戸			
30 年 9 月 7 日 ～9 月 8 日	大雨 総雨量 166mm	(住家、その他建物)床下浸水 10 戸、一部損壊 1 戸 ○道路法面崩落 3 箇所			
30 年 9 月 30 日 ～10 月 1 日	台風 24 号 総雨量 113mm	○道路法面崩落 1 箇所			
令和 2 年 7 月 8 日	大雨 総雨量 147.0mm	(住家)家屋法面崩落による家屋一部損壊 1 戸 ○道路法面崩落 3 箇所、家屋法面崩落 3 箇所			
2 年 7 月 10 日	大雨	○道路法面崩落 1 箇所、家屋法面崩落 1 箇所			
5 年 1 月 24 日 ～1 月 25 日 5 年 1 月 28 日 ～1 月 29 日	大雪 積雪深(美山町安掛)98cm	○人的被害 軽傷者 2 名 ○孤立集落 4 集落 ○停電 4,591 軒 ○ビニールハウス破損 16 棟			

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
5 年 5 月 8 日	大雨	○家屋法面崩落 1 箇所			
5 年 6 月 2 日	大雨	○道路法面崩落 3 箇所			
5 年 8 月 14 日	台風 7 号 総雨量 200.0mm	○農地法面崩落 2 箇所			